

## 基本計画書

基本計画書																																																																												
事項	記入欄							備考																																																																				
計画の区分	研究科の設置																																																																											
フリガナ設置者	コリウダガクノホウケン センガクダク 国立大学法人 佐賀大学																																																																											
フリガナ大学の名称	セガクダクダクイン 佐賀大学大学院 (Graduate Schools of Saga University)																																																																											
大学本部の位置	佐賀県佐賀市本庄町1番地																																																																											
大学の目的	国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。																																																																											
新設学部等の目的	佐賀の地域に必要とされ、学校教育現場の諸課題に対応し、課題解決できるような「開発と省察の往還」による高度な専門性と実践的指導力を備えた教員の養成を行うことにより、地域の教育社会の発展に寄与することを目的とする。																																																																											
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地																																																																				
	計	年	人	年次人	人		年 月 第 年次																																																																					
	学校教育学研究科 教育実践探究専攻 (専門職学位課程) (英文) Graduate School of Teacher Education (professional degree course) Course of Practical Education Research	2	20	—	40	教職修士 (専門職)	平成28年4月 第1年次	佐賀県佐賀市本庄町1 番地																																																																				
	計		20	—	40			教職大学院 14条特例の実施																																																																				
同一設置者内における 変更状況 (定員の移行、 名称の変更等)	<p>・平成28年4月 芸術地域デザイン学部（学士課程）を次のとおり設置予定 (平成27年3月意見伺い書類提出済)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">芸術地域デザイン学部 (学士課程)</td> <td style="text-align: center;">入学定員</td> <td style="text-align: center;">編入学定員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">芸術地域デザイン学科</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </table> <p>・平成28年4月 文化教育学部（学士課程）を次のとおり名称変更予定 (平成27年5月事前伺い（名称変更）書類提出予定) (名称変更前)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">文化教育学部 (学士課程)</td> <td style="text-align: center;">入学定員</td> <td style="text-align: center;">教育学部 (学士課程)</td> <td style="text-align: center;">入学定員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課程</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">学校教育課程〔定員増〕</td> <td style="text-align: center;">120 (30)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人間環境課程</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">※平成28年4月学生募集停止</td> <td style="text-align: center;">(△60)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国際文化課程</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">※平成28年4月学生募集停止</td> <td style="text-align: center;">(△60)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美術・工芸課程</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">※平成28年4月学生募集停止</td> <td style="text-align: center;">(△30)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3年次編入学)</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">※平成30年4月学生募集停止</td> <td style="text-align: center;">(△20)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">260</td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">120 (△140)</td> </tr> </table> <p>・平成28年4月 大学院教育学研究科並びに大学院経済学研究科を次のとおり改組予定 (平成27年3月意見伺い書類提出済)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(改組前)</td> <td style="text-align: center;">入学定員</td> <td style="text-align: center;">(改組後)</td> <td style="text-align: center;">入学定員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育学研究科 (修士課程)</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">地域デザイン研究科 (修士課程)</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育専攻</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">地域デザイン専攻</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教科教育専攻</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">※平成28年4月学生募集停止</td> <td style="text-align: center;">(△6)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">経済学研究科 (修士課程)</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">※平成28年4月学生募集停止</td> <td style="text-align: center;">(△33)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金融・経済政策専攻</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">※平成28年4月学生募集停止</td> <td style="text-align: center;">(△4)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企業経営専攻</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">※平成28年4月学生募集停止</td> <td style="text-align: center;">(△4)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">20 (△27)</td> </tr> </table>							芸術地域デザイン学部 (学士課程)	入学定員	編入学定員	芸術地域デザイン学科	110	5	計	110	5	文化教育学部 (学士課程)	入学定員	教育学部 (学士課程)	入学定員	学校教育課程	90	学校教育課程〔定員増〕	120 (30)	人間環境課程	60	※平成28年4月学生募集停止	(△60)	国際文化課程	60	※平成28年4月学生募集停止	(△60)	美術・工芸課程	30	※平成28年4月学生募集停止	(△30)	(3年次編入学)	20	※平成30年4月学生募集停止	(△20)	計	260	計	120 (△140)	(改組前)	入学定員	(改組後)	入学定員	教育学研究科 (修士課程)	6	地域デザイン研究科 (修士課程)	20	学校教育専攻	3	地域デザイン専攻	20	教科教育専攻	3	※平成28年4月学生募集停止	(△6)	経済学研究科 (修士課程)	4	※平成28年4月学生募集停止	(△33)	金融・経済政策専攻	4	※平成28年4月学生募集停止	(△4)	企業経営専攻	4	※平成28年4月学生募集停止	(△4)	計	47	計	20 (△27)
芸術地域デザイン学部 (学士課程)	入学定員	編入学定員																																																																										
芸術地域デザイン学科	110	5																																																																										
計	110	5																																																																										
文化教育学部 (学士課程)	入学定員	教育学部 (学士課程)	入学定員																																																																									
学校教育課程	90	学校教育課程〔定員増〕	120 (30)																																																																									
人間環境課程	60	※平成28年4月学生募集停止	(△60)																																																																									
国際文化課程	60	※平成28年4月学生募集停止	(△60)																																																																									
美術・工芸課程	30	※平成28年4月学生募集停止	(△30)																																																																									
(3年次編入学)	20	※平成30年4月学生募集停止	(△20)																																																																									
計	260	計	120 (△140)																																																																									
(改組前)	入学定員	(改組後)	入学定員																																																																									
教育学研究科 (修士課程)	6	地域デザイン研究科 (修士課程)	20																																																																									
学校教育専攻	3	地域デザイン専攻	20																																																																									
教科教育専攻	3	※平成28年4月学生募集停止	(△6)																																																																									
経済学研究科 (修士課程)	4	※平成28年4月学生募集停止	(△33)																																																																									
金融・経済政策専攻	4	※平成28年4月学生募集停止	(△4)																																																																									
企業経営専攻	4	※平成28年4月学生募集停止	(△4)																																																																									
計	47	計	20 (△27)																																																																									

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	学校教育学研究科 教育実践探究専攻 (専門職学位課程)	1 科目	3 5 科目	1 1 科目	4 6 科目	4 6 単位			
教	学部等の名称	専任教員等					兼任 教員等		
		教授	准教授	講師	助教	計			
新 設 分	学校教育学研究科 教育実践探究専攻 (専門職学位課程)	7 (7)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	24 (24)	
	計	7 (7)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	— (—)	
員	既	地域デザイン研究科 地域デザイン専攻 (修士課程)	23 (23)	22 (22)	0 (0)	0 (0)	45 (45)	0 (0)	10 (10)
	医学系研究科 医科学専攻 (修士課程)	44 (44)	34 (34)	7 (7)	7 (7)	92 (92)	0 (0)	14 (14)	
組	医科学専攻 (博士課程)	51 (51)	38 (38)	13 (13)	15 (15)	117 (117)	0 (0)	17 (17)	
	看護学専攻 (修士課程)	9 (9)	4 (4)	3 (3)	4 (4)	20 (20)	0 (0)	18 (18)	
織	工学系研究科 数理科学専攻 (博士前期課程)	6 (6)	2 (2)	4 (4)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	1 (1)	
	物理科学専攻 (博士前期課程)	6 (6)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	2 (2)	
の	知能情報システム学専攻 (博士前期課程)	9 (9)	6 (6)	1 (1)	3 (3)	19 (19)	0 (0)	2 (2)	
	循環物質化学専攻 (博士前期課程)	10 (10)	8 (8)	0 (0)	4 (4)	22 (22)	0 (0)	7 (7)	
設	機械システム工学専攻 (博士前期課程)	11 (11)	9 (9)	2 (2)	3 (3)	25 (25)	0 (0)	1 (1)	
	電気電子工学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	7 (7)	2 (2)	3 (3)	20 (20)	0 (0)	1 (1)	
概	都市工学専攻 (博士前期課程)	12 (12)	10 (10)	1 (1)	2 (2)	25 (25)	0 (0)	4 (4)	
	先端融合工学専攻 (博士前期課程)	10 (10)	9 (9)	0 (0)	3 (3)	22 (22)	0 (0)	0 (0)	
要	システム創成科学専攻 (博士後期課程)	70 (70)	52 (52)	1 (1)	0 (0)	123 (123)	0 (0)	0 (0)	
	農学研究科 生物資源科学専攻 (修士課程)	26 (26)	22 (22)	0 (0)	0 (0)	48 (48)	0 (0)	3 (3)	
分	アドミッションセンター	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	
	キャリアセンター	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	
の	卒後臨床研修センター	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	
	産学・地域連携機構	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	
概	全学教育機構	8 (8)	12 (12)	5 (5)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	251 (251)	
	保健管理センター	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	
要	学生支援室	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	
	海洋エネルギー研究センター	4 (4)	3 (3)	0 (0)	3 (3)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	
の	総合分析実験センター	0 (0)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	
	総合情報基盤センター	1 (1)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	
概	国際交流推進センター	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	
	低平地沿岸海域研究センター	3 (3)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	
要	シンクロトン光応用研究センター	1 (1)	2 (2)	0 (0)	3 (3)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	
	地域学歴史文化研究センター	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	
分	計	315 (315)	265 (265)	42 (42)	53 (53)	675 (675)	0 (0)	— (—)	
	合計	322 (322)	272 (272)	42 (42)	53 (53)	689 (689)	0 (0)	— (—)	

平成27年3月設置  
申請中(意見伺い)

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計	※大学全体				
	事 務 職 員		244 (252)	368 (374)	612 (626)					
	技 術 職 員		70 (71)	154 (151)	224 (222)					
	図 書 館 専 門 職 員		10 (10)	26 (26)	36 (36)					
	そ の 他 の 職 員		824 (825)	303 (302)	1,127 (1,127)					
計		1,148 (1,158)	851 (853)	1,999 (2,011)						
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	※大学全体 借地面積 16,232㎡ H26.4.1～H27.3.31 5,014㎡ H24.4.1～H29.3.31 467㎡ H26.4.1～H31.3.31 10,751㎡				
	校 舎 敷 地	319,891 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	319,891 ㎡					
	運 動 場 用 地	135,684 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	135,684 ㎡					
	小 計	455,575 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	455,575 ㎡					
	そ の 他	374,981 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	374,981 ㎡					
合 計	830,556 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	830,556 ㎡						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	※大学全体				
		154,880 ㎡ ( 154,880 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	154,880 ㎡ ( 154,880 ㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	※大学全体				
	90 室	138 室	579 室	18 室 (補助職員一人)	5 室 (補助職員一人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数		※大学全体				
		学校教育学研究所 教育実践探究専攻 (専門職学位課程)		12 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体での共用分を含む		
	学校教育学研究所 教育実践探究専攻 (専門職学位課程)	745,567 [229,542] (728,767 [226,342])	11,889 [4,093] (11,869 [4,091])	11,682 [10,187] (11,662 [10,177])	3,964 (3,732)	8,106 (7,066)	230 (230)			
	計	745,567 [229,542] (728,767 [226,342])	11,889 [4,093] (11,869 [4,091])	11,682 [10,187] (11,662 [10,177])	3,964 (3,732)	8,106 (7,066)	230 (230)			
図 書 館		面積	閲覧座席数	取 納 可 能 冊 数		大学全体				
		7,643 ㎡	769	565,806						
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要					大学全体		
		5,543 ㎡	陸上競技場、野球場、テニスコート、弓道場、プール							
経 費 の 積 立 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費(運営費交付金)による
		教員1人当り研究費等		－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		共同研究費等		－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		図書購入費	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	設備購入費	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円				
学生納付金以外の維持方法の概要		－								
大 学 の 名 称		佐賀大学								
学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
文化教育学部		年	人	年次人	人		倍		佐賀県佐賀市本庄町1番地	
学校教育課程		4	90	－	360	学士(学校教育)	1.05	平成9年度		
国際文化課程		4	60	－	240	学士(国際文化)	1.05	平成9年度		
人間環境課程		4	60	－	240	学士(人間環境)	1.06	平成9年度		
美術・工芸課程 各課程共通		4	30	－	120	学士(健康福祉・スポーツ) 学士(美術・工芸)	1.03	平成9年度		



附属施設の概要	<p>名称：産学・地域連携機構</p> <p>目的： 本学の産学・地域連携を組織的に推進する中核的拠点として、本学における産学・地域連携の取組に積極的な役割を果たすことを目的とする。</p> <p>所在地： 佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>設置年月： 平成24年4月</p> <p>規模等： 土地 - m<sup>2</sup> 建物 2,274 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：アドミッションセンター</p> <p>目的： 入学者選抜、入試広報、高大接続等に関する企画、立案等の業務を行うとともに、学部及び研究科で実施する入学者選抜を専門的立場から支援し、本学の教育研究の充実発展に寄与することを目的とする。</p> <p>所在地： 佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>設置年月： 平成19年10月</p> <p>規模等： 土地 - m<sup>2</sup> 建物 53 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：キャリアセンター</p> <p>目的： キャリア教育の調査研究及び就職支援に係る業務を行うことにより、本学の就職支援の充実発展に寄与することを目的とする。</p> <p>所在地： 佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>設置年月： 平成19年10月</p> <p>規模等： 土地 - m<sup>2</sup> 建物 110 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：国際交流推進センター</p> <p>目的： 部局及び地域社会と連携し一体となって、海外の教育研究機関との国際交流の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>所在地： 佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>設置年月： 平成23年10月</p> <p>規模等： 土地 - m<sup>2</sup> 建物 311 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：教員免許更新講習室</p> <p>目的： 教育職員がその時々に必要な資質能力を保持し、定期的に最新の知識技能を身に付け、もって教育職員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とする。</p> <p>所在地： 佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>設置年月： 平成21年4月</p> <p>規模等： 土地 - m<sup>2</sup> 建物 23 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：全学教育機構</p> <p>目的： 本学の共通教育、国際教育及び高等教育開発並びに本学の教育における情報通信技術の活用支援を総合的に行うことにより、「佐賀大学士力」に基づく学士課程教育の質保証等に資することを目的とする。</p> <p>所在地： 佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>設置年月： 平成23年4月</p> <p>規模等： 土地 - m<sup>2</sup> 建物 7,606 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：附属図書館</p> <p>目的： 教育、研究及び社会貢献等の諸活動を支援するため、必要な図書、雑誌等の資料はじめ学術情報を収集し、整理、作成、保存して提供することを目的とする。</p> <p>所在地： 佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>設置年月： 平成元年4月</p> <p>規模等： 土地 - m<sup>2</sup> 建物 7,643 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：美術館</p> <p>目的： 本学の目的、使命のっとり、本学の教育、研究、社会貢献等の諸活動を支援するため、必要な芸術資料等を収集、保存、管理及び調査し、並びに展示公開することを目的とする。</p> <p>所在地： 佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>設置年月： 平成25年10月</p> <p>規模等： 土地 - m<sup>2</sup> 建物 1,502 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：保健管理センター</p> <p>目的： 本学の保健管理に関する専門的業務を行うことを目的とする</p> <p>所在地： 佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>設置年月： 昭和45年4月</p> <p>規模等： 土地 - m<sup>2</sup> 建物 450 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：海洋エネルギー研究センター</p> <p>目的： 共同利用・共同研究拠点として、海洋エネルギーとその複合利用に関する研究を行い、かつ、全国の大学の教員その他の研究機関の研究者で、センターの目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものの利用及び研究に供することを目的とする。</p> <p>所在地： 佐賀県佐賀市本庄町1番地、佐賀県伊万里市山代町久原字平尾1番48号</p> <p>設置年月： 平成14年4月</p> <p>規模等： 土地 10,751 m<sup>2</sup> 建物 4,673 m<sup>2</sup></p>	

附属施設の概要	<p>名称：総合分析実験センター</p> <p>目的：生物資源開発・機器分析・放射性同位元素利用・環境安全管理に関する体制を一元化し、各部門が有機的な連携を保ちつつ、教育・研究を効率的に推進するための拠点施設として、学際的・複合的な領域研究にも対応できる教育・研究支援体制の実現を目指すことを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成14年4月 規模等：土地 - m<sup>2</sup> 建物 5,246 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：総合情報基盤センター</p> <p>目的：本学の学術情報を支える基幹情報システムを統括するとともに、本学の共通の情報基盤の整備推進及び電子図書館機能の充実並びに事務情報化の推進を図ることを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成18年2月 規模等：土地 - m<sup>2</sup> 建物 939 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：低平地沿岸海域研究センター</p> <p>目的：低平地と沿岸海域の環境に関する基礎的及び応用的研究を推進することにより、本学の研究教育活動及び学内外との学術交流の促進を図り、併せて地域社会及び国際社会の持続的発展に資することを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成22年4月 規模等：土地 - m<sup>2</sup> 建物 540 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：シンクロトロン光応用研究センター</p> <p>目的：本学の共同利用研究施設として、シンクロトロン光を応用して行う研究を推進し、その成果を公表することにより、本学の研究教育活動及び学術交流の活性化を図るとともに、地域社会における先端科学技術開発及び産学連携の振興に資することを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成13年6月 規模等：土地 - m<sup>2</sup> 建物 354 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：地域学歴史文化研究センター</p> <p>目的：地域（佐賀）の歴史文化の固有性と普遍性を探求することにより、本学の文系基礎学の発展・充実を図り、もって新たな学問体系としての地域学を創造するとともに、広く地域社会に対し研究成果を提供することを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成18年4月 規模等：土地 - m<sup>2</sup> 建物 160 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：文化教育学部附属幼稚園</p> <p>目的：本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市水ヶ江1丁目4番45号 設置年月：昭和45年4月 規模等：土地 3,565 m<sup>2</sup> 建物 744 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：文化教育学部附属小学校</p> <p>目的：本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市内2丁目17番3号 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地 17,426 m<sup>2</sup> 建物 5,624 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：文化教育学部附属中学校</p> <p>目的：本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市内1丁目14番4号 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地 22,166 m<sup>2</sup> 建物 6,379 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：文化教育学部附属特別支援学校</p> <p>目的：本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市本庄町正里46番2号 設置年月：昭和53年4月 規模等：土地 19,915 m<sup>2</sup> 建物 3,677 m<sup>2</sup></p>	

附属施設の概要	<p>名称：文化教育学部附属教育実践総合センター</p> <p>目的：附属学校（園）等，学内外の関係機関との連携のもとに，教育臨床，教育実践及び教職支援に関する理論的・実践的研究及び指導を行い，教育実践の向上に資することを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>設置年月：平成14年4月</p> <p>規模等：土地 - m<sup>2</sup> 建物 530 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：医学部附属病院</p> <p>目的：医学の教育及び研究に係る診療の場として機能するとともに，医療を通して医学の水準及び地域医療の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号</p> <p>設置年月：昭和56年4月</p> <p>規模等：土地 99,233 m<sup>2</sup> 建物 70,388 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：医学部附属地域医療科学教育研究センター</p> <p>目的：本学における教育研究の先導的組織として，地域医療機関，保健行政機関等との連携を基盤に，地域包括医療の高度化等に関する総合的，学際的な教育研究を行うとともに，関連する医学・看護学の課題に関して重点的に研究を進展させることを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号</p> <p>設置年月：平成15年4月</p> <p>規模等：土地 - m<sup>2</sup> 建物 222 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：医学部附属先端医学研究推進支援センター</p> <p>目的：本学部における医学研究活動をより一層推進するため，学際分野を含む医学研究の先端的・中心的な役割を担い，もって学内外への情報発信を行うとともに，本学部における教育研究の基盤となる高度な技術的支援とその研鑽を組織的に行うことにより，関連する医学・看護学の課題に関して重点的に研究を進展させることを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号</p> <p>設置年月：平成19年4月</p> <p>規模等：土地 - m<sup>2</sup> 建物 53 m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：農学部附属アグリ創生教育研究センター</p> <p>目的：農学部の附属教育研究施設として，学内外の関係機関との連携のもとに，アグリ創生に関する教育及び研究を行い，農業・医療・環境修復等の地域社会ニーズに対応した学際的な国際化戦略の向上に資することを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市久保泉町下和泉1841番地、佐賀県唐津市松南町152番1号</p> <p>設置年月：平成24年10月</p> <p>規模等：土地 180,840 m<sup>2</sup> 建物 4,018m<sup>2</sup></p>	
	<p>名称：神集島合宿研修所</p> <p>目的：本学学生の集団行動における訓練の場として、学生相互あるいは教職員との共同生活を通じて、学生の人間形成に資することを目的とする。</p> <p>所在地：佐賀県唐津市神集島コウソ辻1430番地</p> <p>設置年月：昭和48年3月</p> <p>規模等：土地 9,940 m<sup>2</sup> 建物 205 m<sup>2</sup></p>	

# 国立大学法人佐賀大学 設置申請等に関わる組織の移行表

平成27年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	平成28年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
<b>佐賀大学</b>				<b>佐賀大学</b>				
<b>【新設】</b>				→ <b>芸術地域デザイン学部</b> 学部の設置(意見伺い)				
				→ <b>芸術地域デザイン学科</b> 110 0 440				
				→ <b>芸術地域デザイン学科</b> (3年次編入学) 二 3年次 5 10				
文化教育学部				→ <b>教育学部</b> 名称変更(事前伺い)				
→ 学校教育課程 90 - 360				→ 学校教育課程 120 二 480 定員変更				
→ 国際文化課程 60 - 240				→ 国際文化課程 0 - 0 平成28年4月学生募集停止				
→ 人間環境課程 60 - 240				→ 人間環境課程 0 - 0 平成28年4月学生募集停止				
→ 美術・工芸課程 30 - 120				→ 美術・工芸課程 0 - 0 平成28年4月学生募集停止				
→ (3年次編入学) 3年次 二 20 40				→ (3年次編入学) 3年次 二 二 0 平成28年4月学生募集停止				
経済学部				→ <b>経済学部</b>				
→ 経済学科 110 - 440				→ 経済学科 110 - 440				
→ 経営学科 80 - 320				→ 経営学科 80 - 320				
→ 経済法学科 70 - 280				→ 経済法学科 70 - 280				
医学部				→ <b>医学部</b>				
→ 医学科 106 - 636				→ 医学科 106 - 636				
→ 看護学科 60 - 240				→ 看護学科 60 - 240				
理工学部				→ <b>理工学部</b>				
→ 数理科学科 30 - 120				→ 数理科学科 30 - 120				
→ 物理科学科 40 - 160				→ 物理科学科 40 - 160				
→ 知能情報システム学科 60 - 240				→ 知能情報システム学科 60 - 240				
→ 機能物質化学科 90 - 360				→ 機能物質化学科 90 - 360				
→ 機械システム工学科 90 - 360				→ 機械システム工学科 90 - 360				
→ 電気電子工学科 90 - 360				→ 電気電子工学科 90 - 360				
→ 都市工学科 90 - 360				→ 都市工学科 90 - 360				
→ (3年次編入学) 3年次 二 20 40				→ (3年次編入学) 3年次 二 20 40				
農学部				→ <b>農学部</b>				
→ 応用生物科学科 45 - 180				→ 応用生物科学科 45 - 180				
→ 生物環境科学科 60 - 240				→ 生物環境科学科 60 - 240				
→ 生命機能科学科 40 - 160				→ 生命機能科学科 40 - 160				
→ (3年次編入学) 3年次 二 10 20				→ (3年次編入学) 3年次 二 10 20				
計				計				
1301 50 5516				1291 35 5446				
<b>佐賀大学大学院</b>				<b>佐賀大学大学院</b>				
→ 教育学研究科				→ <b>学校教育学研究科</b> 研究科の設置(意見伺い)				
→ 学校教育専攻(M) 6 - 12				→ 教育実践探究専攻(P) 20 二 40				
→ 教科教育専攻(M) 33 - 66				→ 教科教育専攻(M) 0 二 0 平成28年4月学生募集停止				
<b>【新設】</b>				→ <b>地域デザイン研究科</b> 研究科の設置(意見伺い)				
→ 地域デザイン専攻(M) 20 二 40								
→ 経済学研究科				→ <b>経済学研究科</b>				
→ 金融・経済政策専攻(M) 4 - 8				→ 金融・経済政策専攻(M) 0 - 0 平成28年4月学生募集停止				
→ 企業経営専攻(M) 4 - 8				→ 企業経営専攻(M) 0 - 0 平成28年4月学生募集停止				
→ 医学系研究科				→ <b>医学系研究科</b>				
→ 医科学専攻(M) 15 - 30				→ 医科学専攻(M) 15 - 30				
→ 医科学専攻(D) 25 - 100				→ 医科学専攻(D) 25 - 100				
→ 看護学専攻(M) 16 - 32				→ 看護学専攻(M) 16 - 32				



平成27年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		平成28年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
工学系研究科				→	工学系研究科				
数理科学専攻(M)	9	—	18		数理科学専攻(M)	9	—	18	
物理科学専攻(M)	15	—	30		物理科学専攻(M)	15	—	30	
知能情報システム学専攻(M)	16	—	32		知能情報システム学専攻(M)	16	—	32	
循環物質化学専攻(M)	27	—	54		循環物質化学専攻(M)	27	—	54	
機械システム工学専攻(M)	27	—	54		機械システム工学専攻(M)	27	—	54	
電気電子工学専攻(M)	27	—	54		電気電子工学専攻(M)	27	—	54	
都市工学専攻(M)	27	—	54		都市工学専攻(M)	27	—	54	
先端融合工学専攻(M)	36	—	72		先端融合工学専攻(M)	36	—	72	
システム創成科学専攻(D)	24	—	72		システム創成科学専攻(D)	24	—	72	
農学研究科				→	農学研究科				
生物資源科学専攻(M)	40	—	80		生物資源科学専攻(M)	40	—	80	
計	351	—	776		計	<u>344</u>	—	<u>762</u>	

教育課程等の概要														
(大学院学校教育学研究科 教育実践探究専攻)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
認目標確	教育実践課題研究Ⅰ	1前	2				○		7	4				共同
	教育実践課題研究Ⅱ	2後	2				○		7	5				共同
	小計(2科目)	—	4	0	0		—		7	5	0	0	0	—
教育実習	マスタレー等	基盤教育実習(初等)	1通	5			○		7	7				共同
	マスタレー等	基盤教育実習(中等)	1通	5			○		7	7				共同
	マスタレー等	学校課題探究実習(初等)	2通	5			○		7	7				共同
	マスタレー等	学校課題探究実習(中等)	2通	5			○		7	7				共同
	マスタレー等	小計(4科目)	—	0	20	0		—	7	7	0	0	0	—
	現職教員	異校種教育実習(幼稚園)	1通	5			○		2	3				共同
	現職教員	異校種教育実習(小学校)	1通	5			○		2	3				共同
	現職教員	異校種教育実習(中学校)	1通	5			○		2	3				共同
	現職教員	異校種教育実習(高等学校)	1通	5			○		2	3				共同
	現職教員	関係機関実習	1通	5			○		5	4				共同
現職教員	学校変革試行実習(初等)	2通	5			○		7	7				共同	
現職教員	学校変革試行実習(中等)	2通	5			○		7	7				共同	
現職教員	小計(7科目)	—	0	35	0		—	7	7	0	0	0	—	
共通必修科目	i	教育課程編成の基礎と課題	1後	2			○		2					共同
	ii	現代的な学力観と授業実践の基礎と課題	1前	2			○		2					共同
		教科等におけるICT利活用の基礎と課題	1後	2			○			1				兼1 共同
	iii	子どもの学ぶ意欲の基礎と課題	1前	2			○			2				共同
		生徒指導・学校カウンセリングの基礎と課題	1後	2			○		1	1				共同
	iv	特別支援教育の基礎と課題	1前	2			○		2					共同
		教育経営の基礎と課題	1前	2			○		2					共同
v	授業づくりと学級経営の基礎と課題	1前	2			○			1				兼1 共同	
v	地域と連携する学校づくりの基礎と課題	1後	2			○		1	1				共同	
v	教職キャリアデザインの基礎と課題	1前	2			○		2					共同	
v	小計(10科目)	—	20	0	0		—	7	6	0	0	0	兼2 共同	
コース専門科目	必修科目	授業実践の研究	1後	2			○		2	2				共同
		学力と学習評価の研究	1後	2			○		1					共同
		授業実践と学習評価の開発	1後	2			○		2	3				兼1 共同
		授業実践と学習評価の省察	2前	2			○		2	3				兼1 共同
		授業実践指導法の研究	1後	2			○							兼9 共同
		授業実践内容開発の研究	1後	2			○							兼10 共同
	小計(6科目)	—	12	0	0		—	2	3	0	0	0	兼20 共同	
子ども支援専門科目	必修科目	心身の発達過程論	1後	2			○			1				共同
		心理アセスメント論	1前	2			○			1				共同
		子ども支援活動実践の開発・省察	2前	2			○		2	3				共同
		発達障害を持つ子どもの理解と支援	1後	2			○		1					共同
	選択必修科目	児童福祉と教育	1前		2		○		1					兼1 共同
		個が生きる集団づくりのための生徒指導	1後		2		○			1				兼1 共同
		教育相談における支援体制と連携	1前		2		○							兼1 共同
		子どもの心理と教育支援	1前		2		○							兼1 共同
		子ども支援活動演習	1後		2		○		1	3				共同
小計(9科目)	—	8	10	0		—	2	3	0	0	0	兼2 共同		
教育経営専門科目	必修科目	地域教育経営課題探究の方法論	1後	2			○		1					共同
		学校経営課題探究の方法論	1後	2			○		1					共同
		教育経営改善の開発・省察	2前	2			○		3	1				共同
		学級・学校危機管理論Ⅰ	1前	2			○			1				共同
	選択必修科目	学級・学校危機管理論Ⅱ	1後		2		○		1	1				共同
		学校内外連携・協働論	1後		2		○		1					共同
		学校内外連携・協働演習	2前		2		○		1					兼1 共同
		学校組織論	1後		2		○							兼1 共同
小計(8科目)	—	8	8	0		—	3	1	0	0	0	兼1 共同		
合計(46科目)	—	52	73	0		—	7	7	0	0	0	兼24 共同		

学位又は称号	教職修士（専門職）	学位又は学科の分野	教員養成関係	
修了要件及び履修方法			授業期間等	
目標確認科目4単位，教育実習10単位，共通必修科目20単位，コース専門科目「授業実践探究（必修12単位），子ども支援探究（必修8単位，選択必修4単位），教育経営探究（必修8単位，選択必修4単位）」12単位以上を修得し，合計46単位以上を修得すること。 （履修科目の登録の上限：37単位（年間））			1学年の学期区分	2学期
			1学期の授業期間	15週
			1時限の授業時間	90分

【共通必修科目の領域区分】

- i：教育課程の編成・実施に関する領域
- ii：教科等の実践的な指導方法に関する領域
- iii：生徒指導，教育相談に関する領域
- iv：学級経営，学校経営に関する領域
- v：学校教育と教員の在り方に関する領域

授 業 科 目 の 概 要			
（大学院学校教育学研究科 教育実践探究専攻）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
目標確認科目	教育実践課題研究Ⅰ	本授業は、教員としての自己の資質の形成について確認し、大学院における学修及び研究の目標を明確に設定することを目的とする必修科目であり、研究者教員と実務家教員との共同により実施する。 履修者が、佐賀県の学校教育の課題を参考にそれぞれに自己の課題を明らかにし、先行研究についてリサーチし、それらに応じて実践研究計画、履修計画及び教育実習計画を立案できるようにする。また、作成した履修計画及び教育実習計画は、チューター教員による評価を受ける。	共同
	教育実践課題研究Ⅱ	本授業は、大学院における学修及び研究によって形成した教師としての資質について確認する必修科目であり、研究者教員と実務家教員との共同により実施する。 設定した目標の達成について評価することにより、学び続ける教師としての資質形成を自己評価できる。履修者は、当初に設定した目標を基準として、学修・研究の成果と課題について明らかにする実践を省察し、口頭発表を行う。評価については、チューター教員だけでなく、佐賀県教育委員会をはじめ広く地域の学校や社会からも得られるようにする。	共同
教育実習	基盤教育実習（初等）	本実習は、主として小学校教諭および幼稚園教諭を志望するストレート・マスター及び社会人大学院生を対象とする。 受講生は、学部の教育実習および教職実践演習等において覚知あるいは指摘された教師としての自己の課題の克服・改善と教師の仕事の総体について实际的に学ぶための目標を設定し、「実習計画」を立案する。連携協力校において実習校メンター教員および大学院指導教員の指導のもとで、授業実践や体験活動等による実習を行う。実習終了段階では目標に基づき自己評価を行い、「成果報告書」を作成し、発表する。	共同
	基盤教育実習（中等）	本実習は、主として中学校教諭および高等学校教諭を志望するストレート・マスター及び社会人大学院生を対象とする。 受講生は、学部の教育実習および教職実践演習等において覚知あるいは指摘された教師としての自己の課題の克服・改善と教師の仕事の総体について实际的に学ぶための目標を設定し、「実習計画」を立案する。連携協力校において実習校メンター教員および大学院指導教員の指導のもとで、授業実践や体験活動等による実習を行う。実習終了段階では目標に基づき自己評価を行い、「成果報告書」を作成し、発表する。	共同
	学校課題探究実習（初等）	本実習は、主として小学校教諭および幼稚園教諭を志望するストレート・マスター、及び社会人大学院生を対象とする。 受講生は、1年次の基盤教育実習において、明らかになった教師としての自己の課題の克服と実習校の教育課題改善のための目標を設定し、実習計画を立案する。基盤教育実習と同じ連携協力校において、引き続き実習校のメンター教員および大学院指導教員の指導のもとで授業実践や体験活動等による実習を行う。実習終了段階では目標に基づき自己評価を行い、「成果報告書」を作成し、発表する。	共同
	学校課題探究実習（中等）	本実習は、主として中学校教諭および高等学校教諭を志望するストレート・マスター及び社会人大学院生を対象とする。 受講生は、1年次の基盤教育実習において、明らかになった教師としての自己の課題の克服・改善と実習校（佐賀県）の教育課題の改善のための目標を設定し、「実習計画」を立案する。基盤教育実習と同じ連携協力校において、引き続き実習校メンター教員および大学院指導教員の指導のもとで授業実践や体験活動等による実習を行う。実習終了段階では目標に基づき自己評価を行い、「成果報告書」を作成し、発表する。	共同
	異校種教育実習（幼稚園）	本実習は、幼稚園教諭である現職派遣教員院生を対象として、隣接する校種である小学校での教育実習を通して、小学校における教育について理解するとともに、幼稚園と小学校との連携・協力や指導方法の活用のある方を探り、教師としての資質の向上を図る。 受講生は自らの実践研究課題に基づいて実習目標を設定し、実習計画を立案する。実習校のメンター教員および大学院指導教員の指導のもとで、授業実践や体験活動等による実習を行う。終了段階では目標に基づき自己評価を行い、成果報告書を作成し、発表する。	共同

教育実習	異校種教育実習（小学校）	<p>本実習は、小学校教諭である現職派遣教員院生を対象として、隣接する校種である幼稚園、あるいは中学校での教育実習を通して、いずれかの教育の特徴を理解するとともに、いずれかの校園との連携・協力や指導方法のあり方を探り、教師としての資質の向上を図る。</p> <p>受講生は、自らの実践研究課題に基づいて実習目標を設定し、実習計画を立案する。実習校のメンター教員および大学院指導教員の指導のもとで、授業実践や体験活動等による実習を行う。実習終了段階では目標に基づき自己評価を行い、成果報告書を作成し、発表する。</p>	共同
	異校種教育実習（中学校）	<p>本実習は、中学校教諭である現職派遣教員院生を対象として、隣接する校種である小学校、あるいは高等学校での教育実習を通して、いずれかの学校の教育の特徴を理解するとともに、いずれかの学校との連携・協力や指導方法のあり方を探り、教師としての資質の向上を図る。</p> <p>受講生は、自らの実践研究課題に基づいて実習目標を設定し、実習計画を立案する。実習校のメンター教員および大学院指導教員の指導のもとで、授業実践や体験活動等による実習を行う。実習終了段階では目標に基づき自己評価を行い、成果報告書を作成し、発表する。</p>	共同
	異校種教育実習（高等学校）	<p>本実習は、高等学校教諭である現職派遣教員院生を対象として、隣接する校種である中学校での教育実習を通して、中学校の教育について理解するとともに、中学校との連携・協力や指導方法のあり方を探り、教師としての資質の向上を図る。</p> <p>受講生は、自らの実践研究課題に基づいて実習目標を設定し、実習計画を立案する。実習校のメンター教員及び大学院指導教員の指導のもとで、授業実践や体験活動等による実習を行う。実習終了段階では目標に基づき自己評価を行い、成果報告書を作成し、発表する。</p>	共同
	関係機関実習	<p>本実習は、現職派遣教員院生を対象として、異なる複数の教育関係機関において業務実習等を行い、学校外における子ども支援のための多様な機能や教育行政、社会教育等について体験的に理解する。また自己が所属する学校の教育課題改善のための関係機関との連携を強化することについての考察を行う。</p> <p>受講生は、自己の教育課題に基づいて達成目標を設定し、実習計画を立案する。メンター指導員および大学院指導教員の指導のもとで実習を行う。実習終了段階では目標に基づき自己評価を行い、「成果報告書」を作成し、発表する。</p>	共同
	学校変革試行実習（初等）	<p>本実習は、小学校現職派遣院生を対象とし、自己が所属する学校園の教育が抱える教育課題の改善・解決を目標として変革プランを作成させる。学校において合意を形成し、自身がリーダーシップを発揮しながら学校園変革のための試行的な実践を行う。</p> <p>受講生は、現任校（園）の教育課題に基づいて達成目標を設定し、変革プランを立案する。現任校園において実習日を設定し、実習校のメンター教員および大学院指導教員の指導のもとで実習を行う。実習終了段階では目標に基づき自己評価を行い、成果報告書を作成し、発表する。</p>	共同
	学校変革試行実習（中等）	<p>本実習は、中学校・高等現職派遣院生を対象とし、自己が所属する学校園の教育が抱える教育課題の改善・解決を目標として変革プランを作成させる。学校において合意を形成し、自身がリーダーシップを発揮しながら学校園変革のための試行的な実践を行う。</p> <p>受講生は、現任校（園）の教育課題に基づいて達成目標を設定し、変革プランを立案する。現任校園において実習日を設定し、実習校のメンター教員および大学院指導教員の指導のもとで実習を行う。実習終了段階では目標に基づき自己評価を行い、成果報告書を作成し、発表する。</p>	共同
共通必修科目	教育課程編成の基礎と課題	<p>学習指導要領と教育課程編成について、佐賀県教育の課題と基礎的な理論と多様な事例について理解し、自らの実践的な課題を探究する。</p> <p>第1は、カリキュラムに関する基礎的理論の理解である。学習指導要領と教育課程との異同、関係について考察する。また、新たなカリキュラム概念について論じる。第2は、事例研究であり、特色ある教育課程の具体的事例を検討する。第3は、実践的課題の探究である。第1部、第2部の内容を活用して、教育課程編成に関する受講者自身の課題を明らかにするために、発表、ディスカッションを行う。</p>	共同
	教科等の実践的な指導方法	<p>学力観と授業を支える教授・学習理論を歴史的に理解し、現代社会を生きる上で必要な学力を構想し、授業実践に向けた課題を明確にする。</p> <p>第1部に、戦後初期から現代までの学力観の変遷を理解する。また、現代の子どもに必要な学力を構想し、佐賀県の学力の状況を踏まえ、必要な教授・学習方法について考察する。第2は、授業分析の方法論を習得し、各年代の学習指導要領や評価の考え方を踏まえた上で、特色ある授業実践についての事例研究を行う。第3は、現代的に必要な学力を構想し、自らの授業実践の課題を明らかにする。</p>	共同

共通必修科目	教科等の実践的な指導方法	教科等におけるICT利活用の基礎と課題	<p>本授業のテーマは、文部科学省が推進する教育の情報化やICT利活用教育についてを理解し、各教科等におけるICTを利活用する教育の有効性や課題を明らかにすることである。</p> <p>第1に、教育の情報化、教科指導におけるICT活用等について理解することである。第2に、佐賀県教育委員会の「先進的ICT利活用教育推進事業」についての理解である。第3に、21世紀を生き抜く市民に求められる情報リテラシーについての理解である。第4に、ICTを利活用する教育の有効性や課題などについて、ディスカッションする。</p>	共同
	生徒指導・教育相談	子どもの学ぶ意欲の基礎と課題	<p>子どもの学ぶ意欲に関する基礎的理論を理解し、子どもの状況に応じた教育支援の在り方を明らかにする。</p> <p>到達目標に応じて、3部構成とする。第1は、子どもの学ぶ意欲に関する基本的な理論の理解である。第2では、子どもの学ぶ意欲に関する方法論について理解するとともに、効果的な教育支援について学修する。第3は、実践的課題の探究である。第1、第2の内容を活用して、実践した教育支援の効果測定を行う方法論を理解するとともに、受講者自身の実践的な課題や佐賀県の教育課題に対する発表、ディスカッションを行う。</p>	共同
		生徒指導・学校カウンセリングの基礎と課題	<p>佐賀県の教育課題である「不登校の中1ギャップ」および「いじめへの連携的な対応」も踏まえ、生徒指導に係る諸課題を心理社会的な視点から理解し、問題の未然防止や解消、予防的・成長促進的な対応力を高める。</p> <p>授業のテーマに則し、(1)発達上の課題やメンタルヘルスの問題の理解、(2)生徒指導上の諸問題に関する心理学的な理解と対応、(3)予防的・成長促進的な対応と有効な指導援助体制のあり方、を取り扱う。講義を中心に、事例検討、発表・ディスカッションも適宜取り入れる。</p>	共同
		特別支援教育の基礎と課題	<p>通常学級に在籍する特別なニーズを持つ幼児・児童・生徒に対する理解と、通常学級における配慮や支援・指導について考えることを通して、特別支援教育の基礎について理解し、これまでの自分の実践をふり返ると共に、今後の「個に応じた教育的支援」の在り方を明らかにする。</p> <p>到達目標に応じて、第1に、特別支援教育の流れや現在のシステム及び発達障害の定義について理解する。第2に、発達障害の幼児・児童生徒の認知特性に応じた指導について検討する。第3部に、受講者自身の実践的な課題について発表、ディスカッションを行う。</p>	共同
	学級経営・学校経営	教育経営の基礎と課題	<p>本授業のテーマは、近年の教育経営改革の方向性を踏まえたうえで、4つの改革領域と15の改革事項に関して、その基礎と課題の検討である。</p> <p>教育経営の本来的役割が佐賀県教育の基本方針にも掲げている安全・安心な教育環境の整備にあることに鑑み、こうした改革事項をどのように理解すれば公教育がそうした役割を果たすことができるのかを理解することである。近年の主要な教育経営に関わる改革を5つの領域、15の事項に分類し、5つの領域それぞれにおける総論、及び具体課題について受講者が発表を行い、全体で討議する。</p>	共同
		授業づくりと学級経営の基礎と課題	<p>授業づくりの基盤となる学級経営の方法及び授業づくりの基礎について理解し、事例研究を通して課題を明らかにする。</p> <p>第1は、小・中・高等学校における授業づくりと学級経営の基礎理論である。子どもの発達段階に応じた集団づくりの方法等について学修する。2は、事例研究であり、小・中・高等学校で実際に取り組まれた授業づくりと学級経営について分析する。第3は、実践的課題の探究である。授業づくりと学級経営に関する実践的な課題を明らかにするため、発表、討議を行うようにする。</p>	共同
		地域と連携する学校づくりの基礎と課題	<p>本講義のテーマは、地域と連携した学校づくりの意義と目的を理解し、地域に開かれ学校づくりの課題を探ることにある。</p> <p>第1に、超少子高齢化社会の進展はじめ、地域社会の変動を踏まえ、地域と連携した学校づくりについて理解する。第2に、現在進められている地域と連携した学校づくりの実践事例について分析する。第3に、佐賀県の地域教育経営課題に対応した開かれた学校づくりにむけた具体的な計画を立てる。</p> <p>学校づくりの課題として、(1)地域社会の変動、(2)教育環境の変化、(3)地域連携の諸課題を中心検討する。</p>	共同
	学校教育と教員の在り方	教職キャリアデザインの基礎と課題	<p>「佐賀県教育の基本方針」では、教育現場が抱える諸課題に適切に対応するためには、「優秀な教職員の養成・確保」が不可欠であり、教職員のライフステージに応じた研修を充実させ、自ら資質や実践的な指導力を高めることを求めている。そこで、本授業では、教員にとってキャリアとは何かと理解し、自らの学校における役割を、採用から退職までを追ってデザインすることを考察する。学校における教員の職務内容をしっかりと身に付けるように支援する。</p>	共同



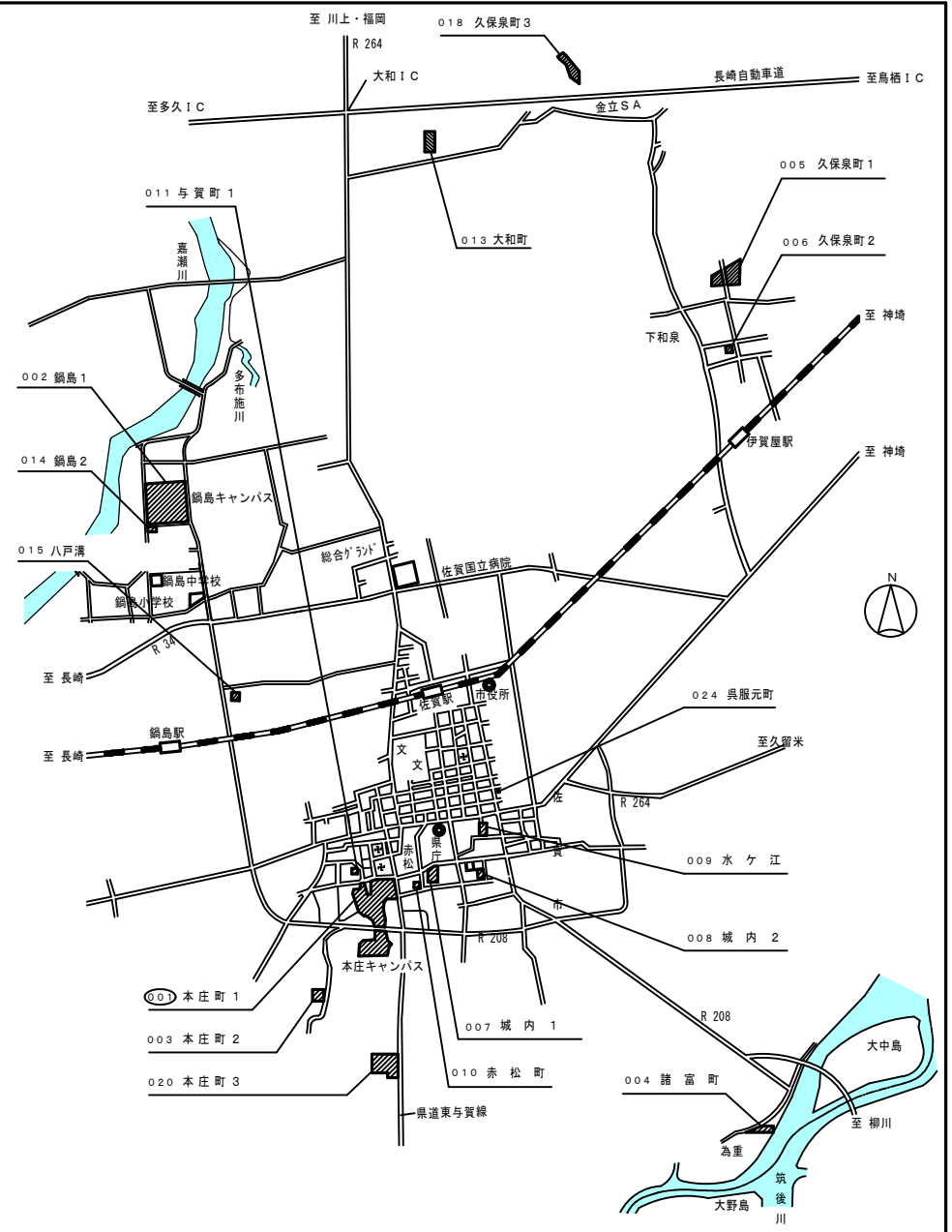
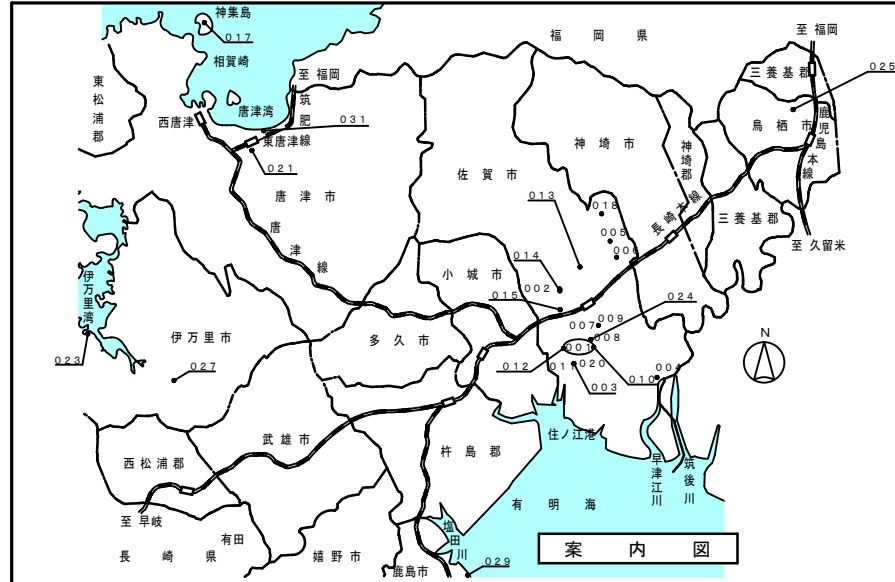
授業実践探究コース 専門科目	授業実践の研究	各教科で共通する授業研究の方法、授業観察の観点及び評価の方法について学修する。 到達目標に応じて、第1は、授業研究に関する理論を理解する。量的授業研究や質的授業研究などの方法論によって、新たな方法の開発研究も行う。第2に、授業改善に向けた授業観察の観点及び評価の方法について学修する。第3は、事例研究を行い、授業研究、授業観察及び評価に関する実践力を養う。第4は、各受講者が実践した授業実践を基にして、授業研究及び授業評価を行い、ディスカッションし受講者自身の実践的な課題を明らかにする。	共同
	学力と学習評価の研究	佐賀県学校教育の課題に応じて、学校教育において育成すべき学力とその評価についての理論、及び多様な事例について理解し、受講者自らの課題を明確にする。第1に、学力について考察する。生活と学校における学習それぞれの学力の2つについて考察する。第2に、学習評価が育成すべき学力をコントロールすることを論じる。第3に、特色ある学習評価の具体的な事例を分析する。第4に、受講者自身の課題を明らかにするために、自身の学習評価の実践について反省的に考察し、新たな学習評価の実践に向けての課題を明らかにする。	
	授業実践と学習評価の開発	教科の授業実践に向けて、授業の設計についての考察をテーマとする。第1に、受講者が専門とする教科・領域の授業実践に向けた授業を開発し、学習指導案等を作成する。第2に、開発した授業に応じて、その成果を評価する学習評価の開発を開発する。第3に、作成した学習指導案にしたがって模擬授業を行う。その後、模擬授業及び学習指導案について議論しその改善を行う。改善した学習指導案については担当教員による評価を受ける。	共同
	授業実践と学習評価の省察	授業実践における分析、及びその改善についての考察と実践をテーマとする。第1に、受講者が専門とし、行った教科・領域の授業と学習評価の実践のデータを作成する。第2に、それらの教科・領域の授業と学習評価分析、及び評価を行う。ここでは教科の授業実践と学習評価の開発で開発した授業を基に省察するのが望ましい。第3に、実践した授業の改善案を立案する。第4に、グループになって、立案した改善案を発表し、ディスカッションする。	共同
	授業実践指導法の研究	本授業のテーマは、授業実践における指導法についての理論と多様な事例について理解し、教科の指導法に関する課題を明らかにすることである。第1は、授業実践の指導等に関する基礎的な理論の理解である。第2は事例研究であり、特色ある著名なすぐれた授業実践の事例を分析する。第3は、受講者自身による授業実践の検討としての模擬授業と分析である。第4は、受講者自身の実践的課題の探究である。授業構成、及び学習指導に関する受講者自身の実践的な課題を明らかにするためにレポート作成し、その内容を発表をする。	共同
	授業実践内容開発の研究	本授業のテーマは、授業実践における教育内容の開発を目的に、授業実践を反省的に考察し、受講者自身の課題を明らかにする。第1は、授業実践の内容と学問研究との関係についての理解である。第2は事例研究であり、小・中・高等学校における受講者自身が実践した各教科の授業実践の事例における教科内容について分析する。第3は、受講者自身による授業内容改善のための学問的リサーチの報告である。第4は、授業内容開発研究について検討するために、模擬授業を行う。また、授業内容開発に関する受講者自身の課題を明らかにさせる。	共同
子ども支援探究コース 専門科目	心身の発達過程論	子どもの心身の発達過程について、3部構成とする。第1部は、子どもの心身の発達過程に関する理解と発達支援に向けた検討および、特別なニーズのある子どもの心身の発達過程の理解と発達支援に向けた事例検討である。第2部は、子どもの行動事例（適応問題やトラブル事例）を示しながら、子どもの行動の背景を検討し、発達的な理解を深める。第3部は、実践的課題の探求である。第1部、第2部の内容を活用して、子どもの心身の発達課題について受講者自身の実践的な課題を明らかにするために、発表、ディスカッションを行う。	
	心理アセスメント論	本授業のテーマは、子どもが抱える心理的課題の支援に際し、程度や関連要因を客観的に把握・分析し、それに基づいた手法を選択できるようにすることである。到達目標は、第1に心理アセスメントの意義や目的についての理解、第2に子どもを対象とした知能、パーソナリティ、メンタルヘルスおよび学級集団に関するアセスメント手法を理解し、学校現場で活用できるスキルを身に付けることである。 知能、パーソナリティ、メンタルヘルスおよび学級集団それぞれの代表的アセスメント手法について、体験的に学ぶ。	

子ども支援探究コース専門科目	子ども支援活動実践の開発・省察	<p>本授業では、支援活動のための枠組みの理解と適切なアセスメントを通じて、子どもへの支援実践を行うとともに、自らの支援活動の分析と改善を行うようにする。</p> <p>第1に、子どもの発達状況や環境を多面的にアセスメントでき、支援方法を選択することについて考察する。第2は、関係機関との連携についての理解である。第3は、支援活動を分析・まとめることを通じて、自己評価・他者評価することである。第4は、支援活動の改善に向けた方針を提案することができる。</p>	共同
	発達障害を持つ子どもの理解と支援	<p>発達障害をもつ児童・生徒の理解とその支援について、アセスメントの総合的解釈を行い、学級集団・個別指導などの場面に応じた、具体的に効果的な支援・指導の在り方について明らかにする。</p> <p>第1に、各種心理テストの結果や観察情報等から、その認知特性及び課題について総合的に解釈する。第2に、そのアセスメントに基づき、通常学級の一斉指導、通級指導教室の個別指導などの場面に応じた支援・指導について考察する。第3は、それらの指導計画を、教師・子ども役を想定して実践し検討し、自らの実践の効果を評価する。</p>	
	児童福祉と教育	<p>児童福祉のあり方、及び児童福祉と教育の関連性や連携のあり方についての知見を深めることが目標である。</p> <p>児童福祉に関する歴史的展開、子供を取り巻く生活環境を含めた状況と児童福祉制度、児童福祉と教育との関連を考察する。第1に、児童福祉のあり方について、古代から歴史的に検討する。第2に、福祉の理念を明らかにしながら子供の問題を、家族、子育て、発達等の視点から捉える。第3に、児童福祉と教育との関連性や連携について考察する。</p>	
	個が生きる集団づくりのための生徒指導	<p>生徒指導の目的とその機能を理解し、教育課程内外で子どもに自己指導能力をどのように育ませるかを明らかにする。</p> <p>到達目標に応じて、3部構成とする。第1部は、生徒指導に関する基本的な理論の理解である。第2部では、生徒指導の機能を活かし、子どもに自己指導能力を育成する方法について提案・検討する。個が生きる集団づくりのために生徒指導の機能の具体的な活用方法について考察する。第3部では、自らの提案の評価である。提案した自己指導能力を育成する方法を検討し、自らの提案の効果を評価できるようにする。</p>	
	教育相談における支援体制と連携	<p>この授業では、教育相談に関する文献等に基づいて発表、討論、考察し、教育相談の連携、支援体制に関する専門的知識の修得を到達目標とする。</p> <p>授業の前半では、わが国の教育相談の現状、相談技法、児童・生徒が抱える問題、連携にかかわる課題等を整理し、教育相談の特性を理解する。後半では、教育相談における連携と支援体制に焦点づけ、このテーマに関する有用な知見を蓄積しているコミュニティ心理学の国内外の文献に基づき、連携や支援体制構築の理論や技法、先進的な取り組みの実際等を学ぶようにする。</p>	
	子どもの心理と教育支援	<p>本授業のテーマは、生涯発達の観点から幼児期・児童期・思春期・青年期にかけての発達の特徴を理解し、それぞれの発達に応じた教育支援を理解し、具体的な事例に触れながら、実際上、どのように支援していくかについて理解することである。</p> <p>学校教育の対象である幼児期から思春期・青年期にかけての発達の特徴を踏まえながら、その時期に応じた幼児・児童・生徒への教育支援について、事例を交えながら、ディスカッションし、考えていく。</p>	
	子ども支援活動演習	<p>本授業は、支援活動のための状態像の把握、実践とカンファレンスを通じて、子どもの支援を多面的に実践し、子どもの支援活動の理解をより深めることが目標である。</p> <p>第1に、子どもへの支援活動について、実践者・観察者・検査者などの立場から理解する。第2に、子ども支援活動の改善に向けた意見交流を行う。こうして、子どもの支援活動に関わる様々な立場について、実践的な学びを踏まえながら理解することを目指している。そのために、実践者としてだけでなく、観察者・検査者など複数の立場から子ども支援を検討していく。</p>	共同
教育経営探究コース専門科目	地域教育経営課題探究の方法論	<p>地域教育計画とはどういうものかを理解し、その上で (1) 先行する事例の分析を通じて地域教育経営の諸課題を知る、(2) 地域教育課題を解決するための地域的な資源の在り様を知るための調査方法について学ぶ、(3) 佐賀県内の地域と学校との連携した教育経営のあり方を構築するために、調査を基礎とした地域教育計画の策定を考える。それぞれの課題について、まず現状をレクチャーした後、課題に対応する実践例として特徴的なものを取り上げてディスカッションを行う。</p>	
	学校経営課題探究の方法論	<p>本授業のテーマは、個別学校に焦点を当て、それぞれの学校が有する特有の条件（地域の社会・文化階層、教職員の性質、児童生徒の傾向等）を明らかにしたうえで、学校評価等において特に重点事項とされる課題を分析し、これを学校改善に役立てることである。</p> <p>到達目標としては、調査方法（論）総論を理解したうえで、特に上記のテーマを達成するのに適していると思われるケース・スタディ及び質的調査方法の手法を修得し、これを学校評価等に活用することで「信頼される学校づくりの推進」に寄与できる能力を身に付けることである。</p>	



教育経営探究コース専門科目	教育経営改善の開発・省察	<p>基盤教育実習および異校種・関係機関実習における振り返りを行うとともに、実習に向けた課題設定を行う。第1に、基盤教育実習を振り返り、学校内における自己の役割と課題について理解する。第2に、関係機関実習を振り返り、実習先組織の業務内容やその背景にある教育課題を理解する。第3に、実習先の学校・組織における自己の目標を設定し、実践の手立てを考える。</p> <p>ほぼ毎回、実習に関するレポートを作成し、コース教員とともに実習の振り返りと次回に向けた課題設定を行い、最終的には2年次の実習に向けた計画を策定する。</p>	共同
	学級・学校危機管理論Ⅰ	<p>佐賀県教育の基本方針に応じて、質の高い教育環境の整備を学校全体で推進するために、学級・学校での危機管理の基礎的な理論と実践力を身につけることが目標である。また、学校のリーダーとして必要な危機管理に関する学校内の組織のあり方についても理解を深める。</p> <p>学級・学校の危機管理に関する基礎的な理論について理解する。次に危機管理・学校安全について具体的な事例の分析を行う。具体的には、自然災害や不審者、学校活動中に関わる事例、保護者、マスコミへの対応などについて、ディスカッション、ロールプレイングを行う。</p>	
	学級・学校危機管理論Ⅱ	<p>本授業のテーマは、学校・学級経営に際して実際に提起された裁判例を中心としてその法的・教育的意味合いを理解し、日常の学校・学級経営に活かすことである。</p> <p>目標としては、判旨の中から日常の学校・学級経営上注意すべき危機管理対策を具体的に検討し、安全・安心・快適で質の高い教育環境を整備する能力を身に付けることである。</p> <p>学校・学級運営上の法的問題を7領域・15事例取り上げ、原告・被告の主張や裁判所による事実認識・判旨等を受講者が発表したうえで、そこから日常の学校・学級運営実践について検討する。</p>	共同
	学校内外連携・協働論	<p>本授業のテーマは、児童生徒の課題解決及び健全育成を図る上では、学校内外の連携・協働が不可欠であることの考察にある。</p> <p>第1に、学校を取り巻く環境とは何かについて理解する。第2に、子供を育むための連携・協働の在り方について理解する。第3に、教職員の立場の違い（教師、管理職）での連携・協働の構築の仕方を理解し、身につけるようにする。児童生徒を取り巻く教育の専門家や非専門家が役割を分担しながら、対応することによって、児童生徒の課題解決や健全育成が図られることを具体的場面を設定し、受講者が討議をする。</p>	
	学校内外連携・協働演習	<p>本講義のテーマは、学校組織の内外における組織・関係機関との連携の方法や協働のあり方を探るために、実際に佐賀県内において学校が関係を求める組織や関係機関の実際を知り、それらの視察・見学や意見交換を行い、連携の方法を探る。</p> <p>第1に、現在進められている学校内外の組織、関係機関との連携の事例を分析する。第2に、佐賀県内の学校内外の組織、関係機関の視察・見学を行い、それらの実態を知る。第3に、当該学校との連携・協働のための具体的な方法、共同の在り方の計画を立てる。</p>	
	学校組織論	<p>学校組織を「教育行政機関としての学校」「教職員組織」「地域や外部機関との連携」の3側面に分け、学校組織にありがちな紛争事例や失敗事例を示しながら、それぞれを説明する組織モデルについて理解を深める。テキストの購読を基礎に、組織の「失敗」回避を検討するディスカッションを行うのに加え、学校における最適な組織モデルや連携モデルを構想・提案する機会を設ける。</p> <p>また、学校や教師の「つながり」「学習」に関する最新の議論を紹介し、学校内外での連携・協働の方策、のそれぞれについてディスカッションを行う。</p>	

案内図

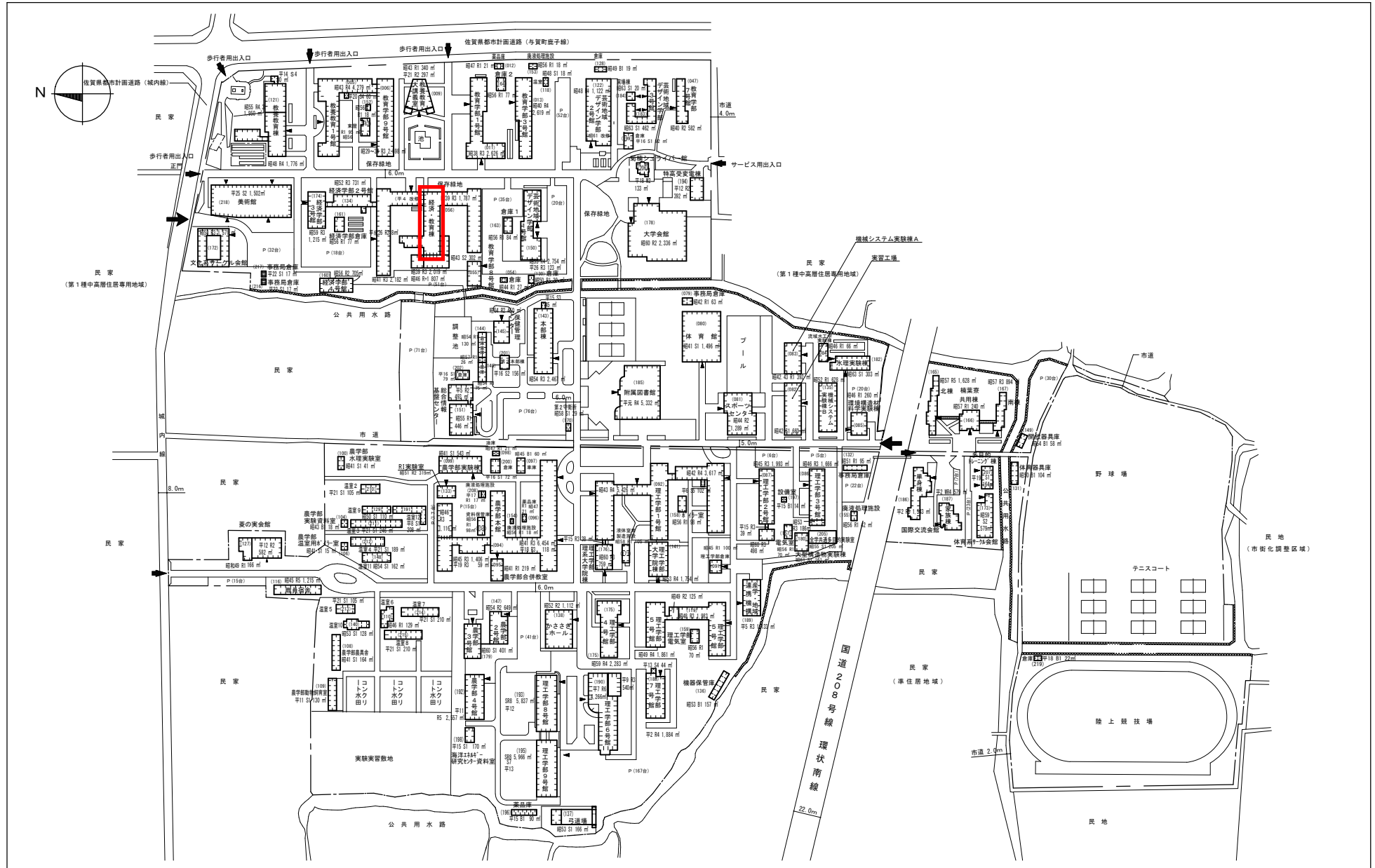


市街位置図

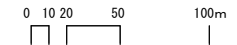
学校名
佐賀大学

団地番号	団地名	所在地	学部等名
001	本庄町1	佐賀市本庄町1番地	法人本部、経済学部、農学部、理工学部、教育学部、芸術地域デザイン学部 工学系研究科、教養教育運営機構、国際交流館、課外活動施設、附属図書館 総合情報基盤センター、留学生センター、高等教育開発センター 保健管理センター、産学連携推進機構 総合分析実験センター、低平地研究センター、地球学歴史文化研究センター ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、海洋エネルギー研究センター 附属教育実践総合センター、シンクロトロン光応用研究センター
002	鍋島1	佐賀市鍋島5丁目1番1号	医学部（医学科）、医学部（看護学科）、医学部附属病院（本院） 総合分析実験センター、附属図書館（医学分館）、課外活動施設 附属地域医療科学教育研究センター、看護師宿舍、医学部宿舍
003	本庄町2	佐賀市本庄町大字本庄一本杉1034-2	職員宿舍
004	諸富町	佐賀市諸富町为重字石塚分	課外活動施設
005	久保泉町1	佐賀市久保泉町大字下和泉1841	アグリ創生教育研究センター、短期学生宿舍
006	久保泉町2	佐賀市久保泉町大字一本柳	アグリ創生教育研究センター、実習田
007	城内1	佐賀市城内1丁目14-4	附属中学校
008	城内2	佐賀市城内2丁目17-3	附属小学校
009	水ヶ江	佐賀市水ヶ江1丁目4-45	附属幼稚園
010	赤松町	佐賀市赤松町9-27	職員宿舍（学長宿舍）
011	与賀町1	佐賀市与賀町西精1340	一般管理施設
012	与賀町2	佐賀市与賀町西精1345	職員宿舍（事務局長宿舍）
013	大和町	佐賀市大和町久池井1022-1	職員宿舍
014	鍋島2	佐賀市鍋島3丁目11番地	職員宿舍
015	八戸溝	佐賀市八戸溝3丁目10番地	職員宿舍
017	神集島	唐津市神集島字コウソ辻	課外活動施設
018	久保泉町3	佐賀市久保泉町大字川久保字藤付	アグリ創生教育研究センター
020	本庄町3	佐賀市本庄町大字正里46-2	附属特別支援学校
021	唐津1	唐津市松南町152番1	アグリ創生教育研究センター
023	山代町	伊万里市山代町久原字平尾1番48	海洋エネルギー研究センター
024	呉服元町	佐賀市呉服元町7-3	地域貢献推進室分室
025	鳥栖	鳥栖市弥生が丘8-7	シンクロトロン光応用研究センター分室
027	伊万里	伊万里市大坪町狩立（今岳）乙2436-1	地域貢献推進室伊万里分室
029	鹿島	佐賀県鹿島市成成4427-6	地域貢献推進室鹿島分室
031	唐津2	佐賀県唐津市魚屋町2041-7	唐津サテライト工房
032	東京	東京都千代田区麹町3丁目5-8 麹町センタービル203号（東京佐賀県人会内）	東京オフィス

配置図



配置図 S=1/3,000



学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名
教育、芸術、経済、農、理工	001	本庄町1	佐賀市本庄町1番地	0524	佐賀大学

目次

第1章 法人

第1節 総則（第1条・第2条）

第2節 運営組織（第3条－第7条）

第3節 役員及び職員等（第8条－第12条）

第2章 大学

第1節 大学の目的等（第13条－第16条）

第2節 組織（第17条－第23条の2）

第3節 運営組織（第24条－第26条）

第4節 職員組織等（第27条－第34条の2）

第3章 秘密保持の義務（第35条）

第4章 雑則（第36条）

附則

第1章 法人

第1節 総則

（法人の目的）

第1条 国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）は、佐賀大学（以下「本学」という。）を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展に寄与することを目的とする。（業務の範囲等）

第2条 本法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 本法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 本学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）で定めるものを実施する者に出資すること。
- (7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第2節 運営組織

（役員会）

第3条 本法人に、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）

第11条第2項の規定に基づき、役員会を置く。

2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第4条 本法人に、法第12条第2項の規定に基づき、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第5条 本法人に、法第20条第1項の規定に基づき、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第6条 本法人に、法第21条第1項の規定に基づき、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

第6条の2及び第6条の3 削除

(委員会等)

第7条 本法人に、必要に応じ、委員会等を置くことができる。

2 委員会等に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 役員及び職員等

(役員)

第8条 本法人に、次の役員を置く。

学長

理事

監事

2 役員の職務は、国立大学法人法その他の法令の定めるところによるほか、別に定めるところによる。

3 役員の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(職員)

第9条 本法人に、次の職員を置く。

教授

准教授

講師

助教

助手

教頭

主幹教諭

教諭

養護教諭

栄養教諭

事務職員

教務職員

技術職員

その他必要な職員

2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の定めるところ

によるほか、別に定めるところによる。

- 3 第1項に規定する職員のうち、教授、准教授、講師、助教、助手、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を教員という。

(教員組織)

第10条 本法人に、教員組織として講座を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、第11条の2、第11条の5から第11条の7、第18条の2及び第21条から第23条までに規定する組織に、教員組織を置く。

- 3 第12条により置かれる室に、教員組織を置くことができる。

- 4 教員組織に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第11条 本法人に、事務局その他の事務組織を置く。

- 2 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。

(産学・地域連携機構)

第11条の2 本法人に、産学・地域連携機構を置く。

- 2 産学・地域連携機構に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長室)

第11条の3 本法人に、学長室を置く。

- 2 学長室に関し、必要な事項は、別に定める。

(理事室)

第11条の4 本法人に、理事室を置く。

- 2 理事室に関し、必要な事項は、別に定める。

(アドミッションセンター)

第11条の5 本法人に、アドミッションセンターを置く。

- 2 アドミッションセンターに関し、必要な事項は、別に定める。

(キャリアセンター)

第11条の6 本法人に、キャリアセンターを置く。

- 2 キャリアセンターに関し、必要な事項は、別に定める。

(国際交流推進センター)

第11条の7 本法人に、国際交流推進センターを置く。

- 2 国際交流推進センターに関し、必要な事項は、別に定める。

(教員免許更新講習室)

第11条の8 本法人に、教員免許更新講習室を置く。

- 2 教員免許更新講習室に関し、必要な事項は、別に定める。

(室)

第12条 本法人に、第11条の3、第11条の4及び第11条の8に定めるもののほか、室を置くことができる。

- 2 室に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第2章 大学

### 第1節 大学の目的等

(大学の目的)

第13条 本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）第7条の規定の趣旨にのっとり、国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第14条 本学は、本学の教育研究水準の向上改善を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、本学の職員以外の者による検証を行い、その結果を公表する。

(情報の積極的な提供)

第15条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第16条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第2節 組織

(学部)

第17条 本学に、次の学部並びに学科及び課程を置く。

教育学部

学校教育課程

経済学部

経済学科

経営学科

経済法学科

医学部

医学科

看護学科

理工学部

数理科学科

物理科学科

知能情報システム学科

機能物質化学科

機械システム工学科

電気電子工学科

都市工学科

農学部

応用生物科学科

生物環境科学科  
生命機能科学科  
芸術地域デザイン学部  
芸術地域デザイン学科

2 学部並びに学科及び課程の目的，学部の入学定員，修業年限，教育課程，学生の入学，退学，卒業その他学生の修学上必要な事項は，別に定める。

(大学院)

第18条 本学に，大学院を置く。

2 大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，文化の進展に寄与することを目的とする。

3 大学院の教員は，本学の教授，准教授，講師及び助教のうちから，各研究科ごとに定める大学院の教員としての資格基準を満たした者をもって組織する。

4 大学院に置く研究科及び専攻は，次のとおりとする。

学校教育学研究科（専門職学位課程）	教育実践探究専攻
医学系研究科（修士課程）	医科学専攻
	看護学専攻
	（博士課程）
	医科学専攻
工学系研究科（博士前期課程）	数理科学専攻
	物理科学専攻
	知能情報システム学専攻
	循環物質化学専攻
	機械システム工学専攻
	電気電子工学専攻
	都市工学専攻
	先端融合工学専攻
	（博士後期課程）
	システム創成科学専攻
農学研究科（修士課程）	生物資源科学専攻
地域デザイン研究科（修士課程）	地域デザイン専攻

5 大学院の研究科及び専攻の目的，入学定員，標準修業年限，教育課程，学生の入学，退学，修了その他学生の修学上必要な事項は，別に定める。

(全学教育機構)

第18条の2 本学に，全学教育機構を置く。

2 全学教育機構に関し，必要な事項は，別に定める。

(特別の課程)

第18条の3 本学は，文部科学大臣の定めるところにより，本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

(附属図書館)

第19条 本学に，附属図書館及びその分館を置く。



2 附属図書館及び分館に関し、必要な事項は、別に定める。

(美術館)

第19条の2 本学に、美術館を置く。

2 美術館に関し、必要な事項は、別に定める。

第20条 削除

(保健管理センター)

第21条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し、必要な事項は、別に定める。

(共同利用・共同研究拠点)

第21条の2 本学に、共同利用・共同研究拠点として海洋エネルギー研究センターを置く。

2 海洋エネルギー研究センターに関し、必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第22条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

総合分析実験センター

総合情報基盤センター

低平地沿岸海域研究センター

シンクロトロン光応用研究センター

地域学歴史文化研究センター

2 学内共同教育研究施設に関し、必要な事項は、別に定める。

(学部附属の教育施設及び研究施設)

第23条 本学に、次の学部附属の教育施設及び研究施設を置く。

教育学部

附属幼稚園

附属小学校

附属中学校

附属特別支援学校

附属教育実践総合センター

医学部

附属病院

附属地域医療科学教育研究センター

附属先端医学研究推進支援センター

農学部

附属アグリ創生教育研究センター

2 前項の附属特別支援学校は、知的障害者に対する教育を行う。

3 学部附属の教育施設及び研究施設に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 運営組織

(教授会)

第24条 学部及び工学系研究科に、教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第25条 研究科(工学系研究科を除く。)に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し、必要な事項は、当該研究科において別に定める。

(委員会等)

第26条 本学に、必要に応じ、委員会等を置くことができる。

2 委員会等に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第4節 職員組織等

(副学長)

第27条 本学に、副学長若干人を置く。

2 副学長は、学長が指名する。

(学部長等)

第28条 学部に、学部長を置く。ただし、理工学部長にあつては次条第2項ただし書に定める工学系研究科長をもって充てる。

2 学部に、学部長を補佐する副学部長を置くことができる。

3 学部に置かれる学科に、学科長(理工学部を除く。)を置く。

4 前3項に規定する学部長等の選考の手續等に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科長等)

第29条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。ただし、工学系研究科長は、工学系研究科の専任の教授のうちから選考する。

3 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

4 工学系研究科に、研究科長を補佐する副研究科長を置く。

5 研究科に置かれる専攻に、専攻長を置くことができる。

6 第2項ただし書に規定する工学系研究科長及び前2項に規定する副研究科長等の選考の手續等に関し、必要な事項は、別に定める。

(全学教育機構長)

第29条の2 全学教育機構に、機構長を置く。

2 全学教育機構に、機構長を補佐する副機構長を置く。

3 前2項に規定する機構長等の選考の手續等に関し、必要な事項は、別に定める。

(附属図書館長)

第30条 附属図書館に、館長を置く。

2 附属図書館に、館長を補佐する副館長を置く。

3 前2項に規定する館長等の選考の手續等に関し、必要な事項は、別に定める。

(美術館長)

第30条の2 美術館に、館長を置く。

2 美術館に、館長を補佐する副館長を置く。

3 前2項に規定する館長等の選考の手續等に関し、必要な事項は、別に定める。

第31条 削除

(保健管理センター所長)

第32条 保健管理センターに、所長を置く。

- 2 保健管理センターに、所長を補佐する副所長を置くことができる。
- 3 前2項に規定する所長等の選考の手續等に関し、必要な事項は、別に定める。

(施設長等)

第33条 共同利用・共同研究拠点及び学内共同教育研究施設に、長（以下「施設長」という。）を置く。

- 2 共同利用・共同研究拠点及び学内共同教育研究施設に、施設長を補佐する副施設長を置くことができる。
- 3 前2項に規定する施設長等の選考の手續等に関し、必要な事項は、別に定める。

(学部附属の教育施設及び研究施設の長)

第34条 学部附属の教育施設及び研究施設（以下「附属施設」という。）に、長（以下「附属施設長」という。）を置く。

- 2 附属施設に、附属施設長を補佐する副附属施設長を置くことができる
- 3 前2項に規定する附属施設長等の選考の手續等に関し、必要な事項は、別に定める。

### 第3章 秘密保持の義務

(秘密保持の義務)

第35条 本法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### 第4章 雑則

(雑則)

第36条 この基本規則に定めるもののほか、組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第17条第1項の規定に定めるもののほか、次の表に掲げる学部並びに学科及び課程は、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

学 部	学 科 又 は 課 程
教 育 学 部	小学校教員養成課程
経 済 学 部	経済学科
	管理科学科
	経営学科
理 工 学 部	情報科学科
	電気工学科
	電子工学科

- 3 第18条第4項の規定に定めるもののほか、工学系研究科情報科学専攻は、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成17年3月15日改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月16日改正）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の第22条第1項の規定のうち総合情報基盤センターに関する部分は、平成18年2月1日から適用する。

- 2 平成18年3月31日に農学部に置かれている学科は、改正後の規定にかかわらず、平成18年3月31日において現に当該学科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成18年7月21日改正）

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年2月7日改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月4日改正）

- 1 この規則は、平成19年4月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第23条の規定による附属特別支援学校は、当分の間、通称として佐賀大学文化教育学部附属養護学校と称することができる。

附 則（平成19年9月20日改正）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月12日改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第18条の2を加える改正規定及び第23条第1項の改正規定は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年2月13日改正）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に医学系研究科博士課程に置かれている専攻は、改正後の第18条第4項の規定にかかわらず、平成20年3月31日において現に当該専攻に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成20年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成20年3月12日改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月20日改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日改正）

この規則は、平成21年12月24日から施行する。

附 則（平成22年3月25日改正）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に工学系研究科及び農学研究科に置かれている専攻は、改正後の第18条第4項の規定にかかわらず、平成22年3月31日において現に当該専攻に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降において 在学者の属する年次に転入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成22年11月24日改正）

この規則は、平成22年11月24日から施行する。

附 則（平成23年3月23日改正）

この基本規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日改正）

この基本規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日改正）

この基本規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月26日改正）

この基本規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年2月27日改正）

1 この基本規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日に経済学部には置かれている課程は、改正後の第17条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日において現に当該課程に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成25年6月26日改正）

この基本規則は、平成25年6月26日から施行する。

附 則（平成25年7月24日改正）

この基本規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日改正）

この基本規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 年 月 日改正）

1 この基本規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に文化教育学部には置かれている課程は、改正後の第17条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日において現に当該課程に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 平成28年3月31日に教育学研究科及び経済学研究科には置かれている専攻は、改正

後の第18条第4項の規定にかかわらず、平成28年3月31日において現に当該専攻に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

# 佐賀大学大学院学則（改正案）

（平成16年4月1日制定）

## 目次

### 第1章 総則

- 第1節 趣旨及び目的（第1条・第2条）
- 第2節 研究科（第3条）
- 第3節 課程（第4条）
- 第4節 鹿児島大学大学院連合農学研究科（第5条）
- 第5節 入学定員及び収容定員（第6条）

### 第2章 大学院通則

- 第1節 標準修業年限，在学年限，学年，学期及び休業日（第7条－第11条）
- 第2節 教育課程（第11条の2－第17条の2）
- 第3節 課程の修了要件等（第18条－第21条）
- 第4節 学位の授与（第22条）
- 第5節 入学，進学，転入学及び再入学等（第23条－第33条）
- 第6節 休学，復学，退学，転学，転研究科，転専攻，派遣，留学及び除籍（第34条－第40条）
- 第7節 科目等履修生，特別研究学生，特別聴講学生，研究生及び外国人留学生（第41条－第45条）
- 第8節 検定料，入学料及び授業料（第46条・第47条）
- 第9節 教員の免許状授与の所要資格の取得（第48条）
- 第10節 賞罰（第49条）

### 第3章 準用規定（第50条）

### 第4章 改正（第51条）

## 附則

### 第1章 総則

#### 第1節 趣旨及び目的

##### （趣旨）

第1条 この大学院学則は，国立大学法人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第18条第5項の規定に基づき，佐賀大学大学院（以下「大学院」という。）の研究科及び専攻の目的，入学定員，標準修業年限，教育課程，学生の入学，退学，修了その他学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

##### （目的）

第2条 大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，文化の進展に寄与することを目的とする。

#### 第2節 研究科

##### （研究科）

第3条 大学院に，次の研究科を置く。

学校教育学研究科

医学系研究科

工学系研究科  
農学研究科  
地域デザイン研究科

2 前項の研究科及び当該研究科の専攻の目的は、各研究科及び各専攻ごとに別に定める。

### 第3節 課程

(課程)

第4条 大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 工学系研究科の課程は、博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

5 専門職学位課程は、高度の専門的能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

6 学校教育学研究科は、専門職大学院設置基準（平成15文部科学省令第16号）第26条に規定する教職大学院の課程とする。

### 第4節 鹿児島大学大学院連合農学研究科

(鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第5条 鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、佐賀大学、鹿児島大学及び琉球大学が協力するものとする。

2 前項に規定する連合農学研究科の連合講座は、佐賀大学の農学部及びこれに関連を有する学内共同教育研究施設の教員が、鹿児島大学の農学部及び水産学部並びに琉球大学農学部の教員とともに担当するものとする。

### 第5節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士課程・博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
学校教育学研究科	教育実践探究専攻					20人	40人
	小計					20人	40人
医学系研究科	医科学専攻	15人	30人				
	看護学専攻	16人	32人				
	小計	31人	62人				
	医科学専攻			25人	100人		



	小 計			25人	100人		
工学系 研究科	数理科学専攻	9人	18人				
	物理科学専攻	15人	30人				
	知能情報システム学専攻	16人	32人				
	循環物質化学専攻	27人	54人				
	機械システム工学専攻	27人	54人				
	電気電子工学専攻	27人	54人				
	都市工学専攻	27人	54人				
	先端融合工学専攻	36人	72人				
	小 計	184人	368人				
	システム創成科学専攻			24人	72人		
小 計			24人	72人			
農学研 究科	生物資源科学専攻	40人	80人				
	小 計	40人	80人				
地域デ ザイン 研究科	地域デザイン専攻	20人	40人				
	小 計	20人	40人				
合 計		275人	550人	49人	172人	20人	40人

## 第2章 大学院通則

### 第1節 標準修業年限，在学年限，学年，学期及び休業日

(修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程の標準修業年限)

第7条 修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上(専門職学位課程にあつては教育上)の必要があると認められる場合には，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限は，2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず，修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて，教育研究上(専門職学位課程にあつては教育上)の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士後期課程の標準修業年限)

第8条 博士後期課程の標準修業年限は，3年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められる場合には，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限は，3年を超えるものとするすることができる。

(医学系研究科の博士課程の標準修業年限)

第9条 医学系研究科の博士課程の標準修業年限は4年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、4年を超えるものとするができる。

(在学年限)

第10条 大学院における在学年限は、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、医学系研究科の博士課程にあつては8年とする。

(学年、学期及び休業日)

第11条 大学院の学年、学期及び休業日については、佐賀大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第4条及び第5条第1項の規定を準用する。

## 第2節 教育課程

(教育課程の編成)

第11条の2 大学院（学校教育学研究科を除く。）は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 学校教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法)

第12条 大学院（学校教育学研究科を除く。）における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 大学院の課程（専門職学位課程を除く。）においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 大学院の課程（専門職学位課程を除く。）においては、教育上特別の必要があると認められた場合には、他の国立の研究所等の研究者を大学院教員に併任する等の方法により、当該研究所等において授業又は研究指導を行うこと（連携大学院方式と称する。）ができる。

4 学校教育学研究科専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。ただし、この場合において、当該専攻の目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ、課題研究、関係教育機関との連携教育その他適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

(履修方法等)

第13条 研究科における授業科目、単位数及び研究指導並びにこれらの履修方法は、当該研究科において定める。

2 研究科において教育上必要と認めた場合には、前項によるほか、特別の履修コース並びに共同利用・共同研究拠点及び学内共同教育研究施設の研究成果を踏まえた教育プログラムを開設することができる。

3 学長は、研究科長からの申出に基づき、前項の特別の履修コースを修了した者に対し、

修了の事実を証する証明書を交付することができる。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第13条の2 大学院が、一の授業科目について講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、学則第19条第1項各号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

(成績の判定)

第13条の3 学生が一の授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(他の大学院及び外国の大学院における授業科目の履修等)

第14条 大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議に基づき、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が当該他の大学院において修得した単位を、研究科委員会（工学系研究科にあつては教授会。以下「研究科委員会等」という。）の議に基づき、10単位を超えない範囲内で、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

3 前2項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、研究科委員会等の議に基づき、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学、再入学の場合を除き、10単位を超えない範囲内で、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、各研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。この場合において、在学年限は、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、博士課程にあつては8年を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 大学院（学校教育学研究科を除く。）は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（成績評価基準等の明示等）

第17条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

### 第3節 課程の修了要件等

（修士課程及び博士前期課程の修了要件）

第18条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（博士前期課程の取扱い）

第18条の2 第4条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査（「博士論文研究基礎力審査」という。以下第25条において同じ。）に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関する分野の基礎的素養であつて当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

（博士後期課程の修了要件）

第19条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とする。）以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第7条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「3年（第7条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該1年以上2年未満の期間を、前条

ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を含む。）と読み替えて、前項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年（第8条ただし書の規定により博士課程の後期の課程について3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の修学上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年（博士課程の後期の課程について3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の修学上の区分にあつては、当該標準修業年限から1年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（第7条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

（医学系研究科の博士課程の修了要件）

- 第20条 医学系研究科の博士課程の修了要件は、大学院に4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の修学上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

- 第20条の2 専門職学位課程の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として、小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課すことができる。

（学位論文及び最終試験）

- 第21条 前3条に規定する最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 学位論文の審査及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科委員会等が決定し、その方法は各研究科において定める。

- 3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、当該研究科委員会等の議を経て、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等の協力を得ることができる。

#### 第4節 学位の授与

（学位の授与）

第22条 修士課程，博士前期課程，博士後期課程，博士課程又は専門職学位課程を修了した者には，修士，博士又は専門職学位の学位を授与する。

- 2 前項に定めるもののほか，博士の学位は，大学院の行う博士論文の審査に合格し，かつ，大学院の博士後期課程又は博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

- 3 前2項に定めるもののほか，学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

#### 第5節 入学，進学，転入学及び再入学等

（入学の時期）

第23条 入学の時期は，学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず，後学期の始めに学生を入学させることができる。

（入学資格）

第24条 修士課程，博士前期課程又は専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって，当該者をその後に入学者とする大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
  - (9) 大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で，22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，修士課程又は博士前期課程に入学者とすることができる。
- (1) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者

- (2) 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第18条の2に規定する博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第26条 医学系研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(7) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められたものを、医学系研究科の博士課程に入学させることができる。

(1) 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（入学志願）

第27条 大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて、提出しなければならない。

（入学志願者の選考及び入学の許可）

第28条 前条の入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考結果に基づき、研究科委員会等の議を経て、学長が入学を許可する。

（入学手続及び入学許可の取消し）

第29条 入学を許可された者は、別に定めるところにより入学の手続を行い、かつ、誓約書を提出しなければならない。

2 前項の規定に違反したときは、学長は、入学許可を取り消すものとする。

（博士後期課程又は博士課程への進学資格）

第30条 博士後期課程又は博士課程に進学することのできる者は、大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者とする。

（進学志願）

第31条 進学を志願する者は、所定の期日までに出願書類その他必要な書類を提出しなければならない。

（進学志願者の選考及び進学の許可）

第32条 進学志願者については、選考の上、研究科委員会等の議を経て、学長が進学を許可する。

（転入学及び再入学）

第33条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、志願する専攻に関係する研究科委員会等の議を経て、学期の始めに学長が、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 他の大学院（外国の大学院を含む。）に在学中の者で転入学を志願する者



(2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者で転入学を志願する者

(3) 大学院を退学した者で再入学を志願する者

2 転入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数、履修すべき単位数は、研究科委員会等の議を経て、研究科長が決定する。

(休学)

第34条 病気その他の事由によって継続して3月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第36条 自己の都合により退学する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第37条 他の大学院への入学又は転学を志願する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転研究科及び転専攻)

第38条 転研究科又は転専攻を志願する者があるときは、関係する研究科の研究科委員会等の議を経て、学長が学期の始めに限り許可することがある。

2 転研究科又は転専攻を許可された者の在学すべき年数、履修すべき単位数は、研究科委員会等の議を経て、研究科長が決定する。

(派遣及び留学)

第39条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、当該他の大学院又は研究所等に学生を派遣し、又は留学させることができる。

2 前項の派遣及び留学については、研究科委員会等の議を経て行うものとする。

3 派遣及び留学の期間は、標準修業年限に算入する。

4 派遣及び留学に関し、必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第10条に規定する期間在学して修了できない者

(2) 病気その他で修業の見込みがない者

(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者で

あって、その納付すべき入学料を納付しない者

(4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第7節 科目等履修生，特別研究学生，特別聴講学生，研究生及び外国人留学生  
(科目等履修生)

第41条 大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、当該研究科において選考の上、学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第42条 他の大学院又は外国の大学院等の学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、学長が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学院又は外国の大学院等の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、学長が特別聴講学生として履修を認めることがある。

2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第44条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、当該研究科において選考の上、学長が原則として学期の始めに、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科において選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第8節 検定料，入学料及び授業料

(検定料，入学料及び授業料)

第46条 検定料，入学料及び授業料の額は、別に定める。

2 第16条の規定に基づき、当該標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(検定料の徴収)

第46条の2 検定料は、入学，編入学，転入学又は再入学の出願を受理するときに徴収す

るものとする。

(入学料の徴収)

第46条の3 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料及び入学料の不徴収)

第46条の4 前2条の規定にかかわらず、大学院の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き大学院の博士課程又は博士後期課程に進学する者については、検定料及び入学料を徴収しないものとする。

(入学料の免除等)

第47条 大学院に入学する者(研究生又は科目等履修生として入学する者を除く。)であって、学業優秀であり、かつ、入学料の納付が困難な経済的理由があると認められる者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の徴収方法、免除及び徴収猶予並びに既納の授業料の返還については、学則第48条から第55条の2までの規定並びに第57条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合において、「卒業」とあるのは「修了」と、読み替えるものとする。

#### 第9節 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状)

第48条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院の専攻において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

#### 第10節 賞罰

(表彰及び懲戒)

第49条 表彰及び懲戒については、学則第38条及び第39条の規定を準用する。

#### 第3章 準用規定

(準用規定)

第50条 大学院の学生に関しては、この大学院学則に定めるもののほか、学則及び本学の諸規則等の学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会等」と、それぞれ読み替えるものとする。

#### 第4章 改正

(改正)

第51条 この大学院学則の改正は、教育研究評議会において構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

#### 附 則

- 1 この大学院学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この大学院学則施行前の佐賀大学に、平成15年10月1日以降入学した者が修得した教育課程の履修は、この大学院学則の規定に基づき修得した教育課程の履修とみなす。

3 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により平成15年9月30日に在学する者（次項において「在学者」という。）が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学及び佐賀医科大学に在学する者に係る修了するために必要であった教育課程の履修は、本学において行うものとし、本学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、平成16年3月31日において現に適用されていた教育課程の履修その他当該学生の教育に関する規程等に定めるところによる。

4 この大学院学則施行後、第33条の規定に基づき、在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、前項の規定を準用する。

附 則（平成17年5月20日改正）

この大学院学則は、平成17年5月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月27日改正）

この大学院学則は、平成17年9月27日から施行する。

附 則（平成17年12月16日改正）

この大学院学則は、平成17年12月16日から施行する。

附 則（平成19年2月16日改正）

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月20日改正）

この大学院学則は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年7月20日改正）

1 この大学院学則は、平成19年7月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月15日改正）

1 この大学院学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年度から平成22年度までの医学系研究科博士課程医科学専攻の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専 攻	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学系研究科	医科学専攻	30人	60人	90人

附 則（平成20年3月21日改正）

この大学院学則は、平成20年3月21日から施行する。

附 則（平成21年2月20日改正）

1 この大学院学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月25日改正）

1 この大学院学則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 平成22年度の工学系研究科博士前期課程及び農学研究科修士課程の各専攻の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成22年度
工学系研究科	数理科学専攻	9人
	物理科学専攻	15人
	知能情報システム学専攻	16人
	循環物質化学専攻	27人
	機械システム工学専攻	27人
	電気電子工学専攻	27人
	都市工学専攻	27人
	先端融合工学専攻	36人
農学研究科	生物資源科学専攻	40人

- 3 平成22年度及び平成23年度の工学系研究科博士後期課程システム創成科学専攻の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成22年度	平成23年度
工学系研究科	システム創成科学専攻	24人	48人

- 4 平成22年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の第6条並びに第13条第2項及び第3項並びに別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年11月24日改正）

この大学院学則は、平成22年11月24日から施行する。

附 則（平成25年3月27日改正）

この大学院学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月26日改正）

- 1 この大学院学則は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 平成26年度から平成28年度までの医学系研究科博士課程医科学専攻及び博士課程・博士後期課程の合計の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医学系研究科	医科学専攻	115人	110人	105人
合 計		187人	182人	177人

附 則（平成 年 月 日改正）

- 1 この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 平成28年度の学校教育学研究科教育実践探究専攻及び専門職学位課程並びに地域デザイン研究科及び修士課程・博士前期課程の合計の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成28年度
学校教育学研究科	教育実践探究専攻	20人
合 計		20人

地域デザイン研究科	地域デザイン専攻	20人
合 計		530人

- 3 平成28年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の第6条及び別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表（第48条第2項関係）

研究科	課程	専攻	教員免許状の種類	免許教科の種類
学校教育学 研究科	専門 職学位 課程	教育実践探究専 攻	小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語，社会，数 学，理科，音楽， 美術，保健体育， 技術，家庭，英語
			高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史， 公民，数学，理 科，音楽，美術， 工芸，書道，保健 体育，家庭，英 語，情報，工業， 農業，商業
			養護教諭専修免許状	
			幼稚園教諭専修免許状	
工学系研究科	博士 前期 課程	数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
			高等学校教諭専修免許状	数学
		物理科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科
		知能情報システ ム学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
		循環物質化学専 攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科
		機械システム工 学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		電気電子工学専 攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		都市工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
先端融合工学専 攻	中学校教諭専修免許状	理科		
	高等学校教諭専修免許状	理科		
農学研究科	修士 課程	生物資源科学専 攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科，農業
地域デザイン 研究科	修士 課程	地域デザイン専 攻	中学校教諭専修免許状	美術
			高等学校教諭専修免許状	美術，工芸，商業

○変更事由を記載した書類

【佐賀大学大学院学則】

1 変更事由

平成28年4月1日付けで学校教育学研究科及び地域デザイン研究科を設置することに伴い、当該学部を佐賀大学学則上に規定するため、所要の改正を行うものである。

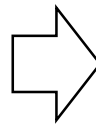
なお、既設の教育学研究科及び経済学研究科は、平成28年3月31日付けで廃止する。

2 変更点

大学院学則第6条表において、新設研究科の追加及び廃止研究科の削除を行う。

※組織の変更状況は、次表のとおり。

学部	専攻
教育学研究科 【廃止】	(修士課程) 学校教育専攻 教科教育専攻
経済学研究科 【廃止】	(修士課程) 金融・経済政策専攻 企業経営専攻
医学系研究科	(修士課程) 医科学専攻 看護学専攻  (博士課程) 医科学専攻
工学系研究科	(博士前期課程) 数理科学専攻 物理科学専攻 知能情報システム学専攻 循環物質化学専攻 機械システム工学専攻 電気電子工学専攻 都市工学専攻 先端融合工学専攻  (博士後期課程) システム創成科学専攻
農学研究科	(修士課程) 生物資源科学専攻



学部	専攻
学校教育学研究科 【新設】	(専門職学位課程) 教育実践探究専攻
医学系研究科	(修士課程) 医科学専攻 看護学専攻  (博士課程) 医科学専攻
工学系研究科	(博士前期課程) 数理科学専攻 物理科学専攻 知能情報システム学専攻 循環物質化学専攻 機械システム工学専攻 電気電子工学専攻 都市工学専攻 先端融合工学専攻  (博士後期課程) システム創成科学専攻
農学研究科	(修士課程) 生物資源科学専攻
地域デザイン研究科 【新設】	(修士課程) 地域デザイン専攻



国立大学法人佐賀大学基本規則改正案・現行対照表

(改正理由)

教育学部，芸術地域デザイン学部，学校教育学研究科及び地域デザイン研究科の設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正 案	現 行
<p>(学部) 第17条 本学に，次の学部並びに学科及び課程を置く。 <u>教育学部</u> <u>学校教育課程</u></p> <p>経済学部 経済学科 経営学科 経済法学科</p> <p>医学部 医学科 看護学科</p> <p>理工学部 数理科学科 物理科学科 知能情報システム学科 機能物質化学科 機械システム工学科 電気電子工学科 都市工学科</p> <p>農学部 応用生物科学科 生物環境科学科 生命機能科学科</p> <p><u>芸術地域デザイン学部</u> <u>芸術地域デザイン学科</u></p>	<p>(学部) 第17条 本学に，次の学部並びに学科及び課程を置く。 <u>文化教育学部</u> <u>学校教育課程</u> <u>国際文化課程</u> <u>人間環境課程</u> <u>美術・工芸課程</u></p> <p>経済学部 経済学科 経営学科 経済法学科</p> <p>医学部 医学科 看護学科</p> <p>理工学部 数理科学科 物理科学科 知能情報システム学科 機能物質化学科 機械システム工学科 電気電子工学科 都市工学科</p> <p>農学部 応用生物科学科 生物環境科学科 生命機能科学科</p>

2 学部並びに学科及び課程の目的，学部の入学定員，修業年限，教育課程，学生の入学，退学，卒業その他学生の修学上必要な事項は，別に定める。

(大学院)

第18条 本学に，大学院を置く。

2～3 (略)

4 大学院に置く研究科及び専攻は，次のとおりとする。

学校教育学研究科（専門職学位課程）教育実践探究専攻

医学系研究科（修士課程）

医科学専攻

看護学専攻

(博士課程)

医科学専攻

工学系研究科（博士前期課程）

数理科学専攻

物理科学専攻

知能情報システム学専攻

循環物質化学専攻

機械システム工学専攻

電気電子工学専攻

都市工学専攻

先端融合工学専攻

(博士後期課程)

システム創成科学専攻

農学研究科（修士課程）

生物資源科学専攻

地域デザイン研究科（修士課程） 地域デザイン専攻

5 大学院の研究科及び専攻の目的，入学定員，標準修業年限，教育課程，学生の入学，退学，修了その他学生の修学上必要な事項は，別に定める。

(学部附属の教育施設及び研究施設)

第23条 本学に，次の学部附属の教育施設及び研究施設を置く。

教育学部

附属幼稚園

附属小学校

附属中学校

2 学部並びに学科及び課程の目的，学部の入学定員，修業年限，教育課程，学生の入学，退学，卒業その他学生の修学上必要な事項は，別に定める。

(大学院)

第18条 本学に，大学院を置く。

2～3 (略)

4 大学院に置く研究科及び専攻は，次のとおりとする。

教育学研究科（修士課程）

学校教育専攻

教科教育専攻

経済学研究科（修士課程）

金融・経済政策専攻

企業経営専攻

医学系研究科（修士課程）

医科学専攻

看護学専攻

(博士課程)

医科学専攻

工学系研究科（博士前期課程）

数理科学専攻

物理科学専攻

知能情報システム学専攻

循環物質化学専攻

機械システム工学専攻

電気電子工学専攻

都市工学専攻

先端融合工学専攻

(博士後期課程)

システム創成科学専攻

農学研究科（修士課程）

生物資源科学専攻

5 大学院の研究科及び専攻の目的，入学定員，標準修業年限，教育課程，学生の入学，退学，修了その他学生の修学上必要な事項は，別に定める。

(学部附属の教育施設及び研究施設)

第23条 本学に，次の学部附属の教育施設及び研究施設を置く。

文化教育学部

附属幼稚園

附属小学校

附属中学校

附属特別支援学校  
附属教育実践総合センター  
医学部  
附属病院  
附属地域医療科学教育研究センター  
附属先端医学研究推進支援センター  
農学部  
附属アグリ創生教育研究センター

- 2 前項の附属特別支援学校は、知的障害者に対する教育を行う。
- 3 学部附属の教育施設及び研究施設に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 年 月 日改正）

- 1 この基本規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に文化教育学部には置かれている課程は、改正後の第17条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日において現に当該課程に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成28年3月31日に教育学研究科及び経済学研究科に置かれている専攻は、改正後の第18条第4項の規定にかかわらず、平成28年3月31日において現に当該専攻に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附属特別支援学校  
附属教育実践総合センター  
医学部  
附属病院  
附属地域医療科学教育研究センター  
附属先端医学研究推進支援センター  
農学部  
附属アグリ創生教育研究センター

- 2 前項の附属特別支援学校は、知的障害者に対する教育を行う。
- 3 学部附属の教育施設及び研究施設に関し、必要な事項は、別に定める。

佐賀大学大学院学則改正案・現行対照表

(改正理由)

学校教育学研究科及び地域デザイン研究科の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 案	現 行
<p>(研究科)</p> <p>第3条 大学院に、次の研究科を置く。</p> <p><u>学校教育学研究科</u></p> <p>医学系研究科</p> <p>工学系研究科</p> <p>農学研究科</p> <p><u>地域デザイン研究科</u></p> <p>2 前項の研究科及び当該研究科の専攻の目的は、各研究科及び各専攻ごとに別に定める。</p> <p>(課程)</p> <p>第4条 大学院の課程は、修士課程、<u>博士課程</u> 及び<u>専門職学位課程</u>とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 専門職学位課程は、高度の専門的能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。</u></p> <p><u>6 学校教育学研究科は、専門職大学院設置基準（平成15文部科学省令第16号）第26条に規定する教職大学院の課程とする。</u></p>	<p>(研究科)</p> <p>第3条 大学院に、次の研究科を置く。</p> <p><u>教育学研究科</u></p> <p><u>経済学研究科</u></p> <p>医学系研究科</p> <p>工学系研究科</p> <p>農学研究科</p> <p>2 前項の研究科及び当該研究科の専攻の目的は、各研究科及び各専攻ごとに別に定める。</p> <p>(課程)</p> <p>第4条 大学院の課程は、修士課程 <u>及び</u> 博士課程とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士課程・博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
学校教育学研究科	教育実践探究専攻					20人	40人
	小計					20人	40人
医学系研究科	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
地域デザイン研究科	地域デザイン専攻	20人	40人				
	小計	20人	40人				
合計		275人	550人	49人	172人	20人	40人

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の標準修業年限)

第7条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士課程・博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	6人	12人		
	教科教育専攻	33人	66人		
	小計	39人	78人		
経済学研究科	金融・経済政策専攻	4人	8人		
	企業経営専攻	4人	8人		
	小計	8人	16人		
医学系研究科	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合計		302人	604人	49人	172人

(修士課程及び博士前期課程の標準修業年限)

第7条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、

年とする。ただし、教育研究上(専門職学位課程にあつては教育上)の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとするができる。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上(専門職学位課程にあつては教育上)の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の間とすることができる。

(在学年限)

第10条 大学院における在学年限は、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、医学系研究科の博士課程にあつては8年とする。

(教育課程の編成)

第11条の2 大学院 (学校教育学研究科を除く。)は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 学校教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の間とすることができる。

(在学年限)

第10条 大学院における在学年限は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、医学系研究科の博士課程にあつては8年とする。

(教育課程の編成)

第11条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(新設)

(教育方法)

第12条 大学院 (学校教育学研究科を除く。)における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 大学院の課程 (専門職学位課程を除く。)においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 大学院の課程 (専門職学位課程を除く。)においては、教育上特別の必要があると認められた場合には、他の国立の研究所等の研究者を大学院教員に併任する等の方法により、当該研究所等において授業又は研究指導を行うこと(連携大学院方式と称する。)ができる。

4 学校教育学研究科専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。ただし、この場合において、当該専攻の目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ、課題研究、関係教育機関との連携教育その他適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、各研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。この場合において、在学年限は、修士課程、博士前期課程 及び専門職学位課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、博士課程にあつては8年を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 大学院 (学校教育学研究科を除く。)は、教育上有益と認めると

(教育方法)

第12条 大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められた場合には、他の国立の研究所等の研究者を大学院教員に併任する等の方法により、当該研究所等において授業又は研究指導を行うこと(連携大学院方式と称する。)ができる。

(新設)

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、各研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。この場合において、在学年限は、修士課程 及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、博士課程にあつては8年を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等

きは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第20条の2 専門職学位課程の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として、小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課すことができる。

（学位の授与）

第22条 修士課程、博士前期課程、博士後期課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、修士、博士又は専門職学位の学位を授与する。  
2～3 （略）

（入学資格）

第24条 修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
(1)～(9) （略）

（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（新設）

（学位の授与）

第22条 修士課程、博士前期課程、博士後期課程 又は博士課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。  
2～3 （略）

（入学資格）

第24条 修士課程 又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
(1)～(9) （略）



附 則（平成 年 月 日改正）

- 1 この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度の学校教育学研究科教育実践探究専攻及び専門職学位課程並びに地域デザイン研究科及び修士課程・博士前期課程の合計の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成28年度
学校教育学研究科	教育実践探究専攻	20人
合 計		20人
地域デザイン研究科	地域デザイン専攻	20人
合 計		530人

- 3 平成28年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の第6条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第48条第2項関係）

学 部	課 程	専攻	教員免許状の種類	免許教科の種類
学校教育学 研究科	専門職学 位課程	教育実践 探究専攻	小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語

別表（第48条第2項関係）

学 部	課 程	専攻	教員免許状の種類	免許教科の種類
教育学研究科	修士課程	学校教育 専攻	小学校教諭1種免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語

			高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 英語, 情報, 工業, 農業, 商業				高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語
			養護教諭専修免許状					特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	
			幼稚園教諭専修免許状					幼稚園教諭専修免許状	
工学系研究科	(略)		(略)	(略)				小学校教諭1種免許状	
(略)	(略)		(略)	(略)				中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
地域デザイン研究科	修士課程	地域デザイン専攻	中学校教諭専修免許状	美術				高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 工業, 英語
			高等学校教諭専修免許状	美術, 工芸, 商業				幼稚園教諭専修免許状	
							金融・経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
							企業経営専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
								高等学校教諭専修免許状	商業
						経済学研究科	修士課程		

工学系研究科	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

佐賀大学大学院学校教育学研究科委員会規程（案）

（平成 年 月 日制定）

（趣旨）

第1条 国立大学法人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第25条第2項の規定による佐賀大学大学院学校教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織、権限及び運営等については、この規程の定めるところによる。

（組織）

第2条 研究科委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科の授業を担当できる専任の教授、准教授、講師及び助教

（審議事項）

第3条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 研究科担当の教員候補者の選考に関すること。
- (2) 学生の入学及び課程の修了並びに学位の授与に関すること。
- (3) 学生の懲戒に関すること。

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（会議の招集及び議長）

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、研究科委員会においてあらかじめ指定した教授が、その職務を代行する。

（会議の議決）

第5条 研究科委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第3条第1号及び第4号に掲げる事項並びに特に重要な事項については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

（事務）

第6条 研究科委員会の事務は、教育学部（仮称）の事務部において処理する。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の議事及び運営に関し、必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

# 設置の趣旨等を記載した書類

## 目 次

- ① 設置の趣旨及び必要性 (2)
- ② 研究科，専攻等の名称及び学位の名称 (10)
- ③ 教育課程の編成の考え方及び特色 (10)
- ④ 教員組織の編成の考え方及び特色 (21)
- ⑤ 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件 (23)
- ⑥ 施設・設備等の整備計画 (27)
- ⑦ 既存の学部（修士課程）との関係 (27)
- ⑧ 入学者選抜の概要 (28)
- ⑨ 取得できる教員免許状 (29)
- ⑩ 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施 (29)
- ⑪ 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所(サテライトキャンパス)で実施する場合 (30)
- ⑫ 多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合 (34)
- ⑬ 管理運営 (35)
- ⑭ 自己点検・評価 (36)
- ⑮ 認証評価 (37)
- ⑯ 情報の公表 (37)
- ⑰ 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (38)
- ⑱ 連携協力校等との連携 (39)
- ⑲ 実習の具体的計画 (44)
- 資料目次 (45)

## ① 設置の趣旨及び必要性

### 1. 大学における教員養成の改革

#### (1) 求められる教員養成の高度化

我が国は少子高齢化の進行や地域コミュニティの衰退、グローバル化によるボーダレス化、新興国の台頭による競争激化、といった急激な社会の変化や、東日本大震災という国難に直面しており、大学の果たすべき役割は大きく、大学改革の実行、さらに国立大学には、「社会変革のエンジン」としての役割が求められている（文部科学省「大学改革実行プランー社会の変革のエンジンとなる大学づくりー」平成24年6月）。また、大学は「社会の変革を担う人材育成、知的基盤の形成やイノベーションの創出など」、社会を変革する「地の拠点」としての機能を高めると共に、大学運営、組織、教育と研究、地域連携等のあり方を問い直し、改革を推し進めていく必要がある。

大学教育の重要な機能の1つである教員養成の改革については、「学び続ける教師像の確立」を目指して、「教員養成を修士レベル化し、高度専門職業人の養成」とする方向が示された（中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」平成24年8月28日）。この方向にそって、当面は「教育委員会・学校と大学の連携・協働による教員養成の高度化」を図ることが求められる。

これまでのような役割分担、すなわち教員養成は大学、採用と研修は教育委員会というそれには限界があったことは明らかである。教員の養成から採用、研修のどの段階においても、長期的な視野で大学と教育委員会・学校とが緊密に連携し、協働しなければならないのである。後述するように、教員の生涯学習支援システムを、大学と教育委員会が協働して構築をしていくべきである。教員養成段階においては、大学が主となる担い手であるが、一部の講義や教育実習において教育委員会と一体になって、その充実を図る。教員採用については、すぐれた教師の資質とその測定について、教育委員会とともに大学が検討を進めることによって、改善を図る契機を得る。また、教育委員会が主となって進める教員研修には、大学も積極的に担い、卒業生・修了生を見守りながら、その支援を強化するようにしたい。さらに、このような両者による共同の取り組みに対して、地域社会からの支援も得るようにしなければならない。

上述のように、教育委員会・学校と大学の連携・協働による「学び続ける教師」を育成するには、大学院レベルの教員養成教育の開発と学校教育の研究が求められる。そこで、実践的な視点から「教員養成教育を改善・充実を図るべく、高度専門職業人養成として教員養成に特化した教職大学院」（専門職学位課程）への改組を進めるべきであろう。すなわち、教職大学院の設置による高度教員養成と新たな教育実践の研究開発を試みることである。すでに、「教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ」（文部科学省審議会）では、教育実践に関する科目の必修化について議論するなど、実践的な視点からの検討が重ねられてきた。そこでの指摘もふまえて、高度で実践的な資質能力を有する教員を養成することが教職課程の目標となる。

#### (2) 教職大学院への移行

教職大学院については、「大学院段階の教員養成の改革と充実等について（報告）」（教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議、平成25年10月15日）において、国立の教員養成系修士課程は原則として教職大学院に段階的に移行す

ることが方策として示された。これは、「学び続ける教員」（中央教育審議会答申，平成24年8月28日）を支援するために、「教育委員会・学校と大学との連携・協働」によって，高度に実践的指導力と学問的な幅広い知識を有する教員の養成が求められているのである。

本学の教育学研究科では「実践授業研究」（2単位）を教科教育専攻において必修とし，「教育実践フィールド研究（大学院教育実習）」（2単位・選択）を開講している。なお，この科目は佐賀県教育研究委員会及び地域の学校との連携・協働によって開講している。また，教育学研究科であっても，学校教育の実践的な課題の探究に修士論文のテーマを求め，研究指導を行うことも少なくない。これらのような大学院教育実習と修士論文作成等は，地域の学校改革・改善のための研究と教育を行うことによって，学校改革・改善という役割を担うことができる，あるいは学校教育の課題を主体的に探究できる実践的に高度な教員の養成を志向するものである。同時に，それらの教員養成教育を支える指導教員による実践的・理論的に高度な学校教育研究の開発をとまなうものでもある。

これらのような取り組みの成果を生かし，教員養成に特化した実践型カリキュラムを開発するとともに3つのポリシー（入学者受入れの方針，教育課程編成・実施の方針，学位授与の方針）をさらに明確にし，学校変革の担い手となることができる高度な力量を有する実践的な教員の養成を目指し，教職大学院へと移行したい。したがって，本学では，大学改革実行プランにおける教員養成分野のミッションの再定義（資料1）を踏まえ，教育学研究科を発展的に解消し，教職大学院を設置するものである。（資料2～6参照）

### （3）佐賀の地域に必要とされる佐賀大学教員養成

佐賀大学においては，これまでの実績及び課題をふまえて，独自の改革を進めている。特に，「佐賀の地域に必要とされる『佐賀の大学』を目指してCOC（Center of Community）構想に重点を置き，改革を推進」することを基本方針としている（佐賀大学「国立大学法人佐賀大学の取り組み」平成25年7月）。

佐賀大学の重要な機能の1つに教員養成がある。佐賀の地域に必要とされる佐賀大学は，佐賀の地域の学校教育の質的な水準の向上に大きく貢献するように，教員養成を行うことが責務である。また，地域からの期待も大きい。

学校教育の質的な向上は，ひとえに児童・生徒を指導する教員の力量による。また，保護者や地域のサポートも必要不可欠であり，教員にはそれらのサポートを引き出すことも要求されている。これらのような力量を有するすぐれた教員を養成し，佐賀の地域に送り出すことが佐賀大学の教員養成には強く求められている。

佐賀大学における教員養成は文化教育学部を中心に，経済学部，理工学部，農学部の4学部で小学校から幼稚園，中学校，高等学校，特別支援学校の教員養成を行っている。なかでも，文化教育学部は佐賀の地域における学校教育の水準の向上のために，先に述べたCOC構想を先取りして，平成17年1月に佐賀県教育委員会と連携・協力協定（資料2）を締結し，多数の事業を協働で実施してきた。10年目となる平成26年度は，教員養成，教員研修，教育課題研究，生涯・地域学習課題の4つの領域を設け，合計で11の事業を協働で推進している。



例えば、佐賀県内の学校に学生を派遣する教育ボランティア事業や教育学研究科の院生が実習を行う「教育実践フィールド研究」（大学院教育実習，臨床教育実習）等に取り組んでいる。さらに，平成25年度後学期から開講した「教職実践演習」（必修2単位）では，佐賀市内の小中学校とも連携し，佐賀県教育委員会からの指導者の派遣も得て，大学，地域の学校及び教育委員会の3者が共同して取り組んでいる。

これらの事業では，佐賀県教育委員会あるいは佐賀大学のそれぞれが単独ではできないことを，両者が協働することにより可能にしている。すなわち，連携・協力により，互いの機能を高め合うことが実現しつつあり，このような取り組みをさらに発展させ，これまで以上に佐賀の地域に必要とされる佐賀大学の教員養成を目指していく。

## 2. 現代の教育課題と教員養成の基本方針

大学における教員養成教育の使命は，次世代の我が国をつくる人材の育成を担う，すぐれた教員の養成である。今日では，グローバル化や地域社会の衰退，家庭生活の変化により，教育に対する社会的ニーズの高度化と多様化が顕著である。それらに応じて，学校教育を改革・改善しなければならない。

改革が求められる学校教育においては，大きくまとめてとらえるならば，佐賀県の場合は3つの課題を挙げることができる。第1は学力問題への対応，第2は多様な教育ニーズへの対応，第3は新たな学校づくりである（資料7「平成26年度佐賀県教育の基本方針」）。いずれも，小手先の対応では解決できない問題であり，その解決や解消，あるいは緩和には学校教育の確かな変革が求められ，長い時間を要する。

### （1）学力問題への対応

第1の課題は，学力育成の問題である。いつの時代も学力問題は小さくはないが，今日のように社会変革の時代においては，不透明な未来社会に向けての，新たな学力とその育成方法を明確にする必要がある。現行の学習指導要領では，学力としての「生きる力」を掲げ，「基礎的な知識・技能」の習得，「知識・技能を活用し，自ら考え，判断し，表現する力」と「学習に取り組む意欲」の育成が重視されている。

さらに，これまでのような伝統的な「基礎・基本」を中心とする学力観に留まることなく，それを超えて，「自立・協働・創造に向けた1人1人の主体的な学び」（中央教育審議会「第2期教育振興基本計画について（答申）」平成25年4月25日）への発展が求められている。すなわち，主体的に他者とも協働しながら，課題を明確にし，問題を克服するための新たな方策を考え，それを実行し，自己評価するなどの学力が求められている。

佐賀県教育委員会では，文部科学省が全国的に実施している「学力・学習状況調査」及び佐賀県独自の学力調査の結果を分析し，思考力や判断力及び表現力等の育成が課題であることを明らかにしている。これらのような学力問題については，カリキュラム改善，授業開発等の試みが，佐賀県教育センターを中心に進められている。同時に，本学も佐賀県教育委員会との連携・協力事業を立ち上げ精力的に取り組んでいる（平成23年度独立行政法人教員研修センター大学委託事業「小中接続教育推進に向けた学部教員と附属小・中学校教員のティーム・ピア・エデュケーション(TPE)による，教員研修支援カリキュラム開発」等）。また，「少人数授業やティームティーチングによるきめ細か

な指導，ICTを利活用した効果的な教育が実現できるよう，学習環境の整備・充実を図ること」も課題として示されている（資料7「平成26年度佐賀県教育の基本方針」）。

## （2）多様な教育ニーズへの対応

第2の課題は、多様な児童・生徒の支援である。豊かな心の育成はもちろん「不登校や問題行動，いじめの問題の未然防止や早期発見，早期対応に向け，家庭や関係機関と連携した教育相談体制や生徒指導体制の充実・強化等を図り，生徒に対する支援体制」の確立が課題となっている。なかでも，「中学校第1学年で急増する不登校の解消」が強く求められている（資料7参照）。さらに，発達障害や学習障害をはじめとする障害のある幼児，児童生徒への対応についても，大きな課題となっている。佐賀県においても，特別支援学校や特別支援学級の在籍者数と通級による指導を受けている児童生徒数は増加の傾向を見せるなど，特別支援教育への新たな教育ニーズは高まっている。

それに応じて，本学は平成19年度専門職大学院等GPや文部科学省特別経費プロジェクト支援事業等（平成22年度～24年度）を進めるとともに，教員養成カリキュラムの改善を図っている。また，大学間連携共同教育推進事業「大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成」の取組が採択されたことを受け，発達障害のある幼児に対する確かな支援力をもつ幼保専門職業人を養成に取り組んでいる。

このように，全ての児童・生徒等の人格や個性が尊重され，個々の教育ニーズに応じて，安心して充実した学校生活を送ることができるような学校づくりと地域支援ネットワークの構築を目指している。

## （3）新たな学校づくり

第3の課題は、新たな学校づくりに向けての学校経営に関する問題である。佐賀県では，少子高齢化の深刻化，及び人口減少による過疎化が進む地域も少なくない。そのような地域では学校の存立が難しくなっている。たとえば，運動会等の学校行事に参加し，それらを支える地域住民は減少し，学校運営に支障をきたすなど教育環境の劣化が認められる。加えて，子どもの発達への柔軟な対応の必要性，上述のようないじめや不登校の問題等もあり，個々の学校のあり方にとどまることなく，学校及び教育というシステムそのものが問われている。

そのためには，現状の学校組織や経営手法を維持するだけでなく，地域社会の変貌等の学校を取り巻く環境の変化に積極的に対応し，地域と一体となって新たな学校づくりに向けての試みを重ねる必要がある。

そこで，佐賀県では「教育方針や重点目標等を保護者や地域住民に明らかにするとともに，意見や要望を教育活動の改善に生かし」，また「学校の組織としての取組や関係者が一体となった取組を支援するなど，保護者等から一層信頼される学校づくりを推進」することを掲げている（資料7参照）。このような学校外部のアクター，組織との一体化は，学校組織の再編を迫るとともに，新たな学校経営手法の開発へと導くものである。

一方，教員の年齢構成をみると，佐賀県では50歳代の教員が40%近くを占め，全国平均を上回っている状況である。そのため，今後10年間で約40%の教員が退職し，新規採用教員が大幅に増加するので，管理職教員の養成が喫緊の課題となっている（資料8参

照)。

その対応として、40～50歳代の世代を対象に、学校経営にすぐれた手腕を発揮するリーダー教員を養成する必要がある。しかし、対象となる世代の教員数は、他の年齢層と比べて少ないという問題があり、少数精鋭のリーダー教員を養成するとともに、さらに若い世代にまで及んで、学校経営についての研修等を行う必要がある。

これらの3つの課題の解決には、佐賀県教育委員会と大学との連携による支援の下でも、学校単独では困難であり、家庭教育や社会教育、教育行政等との緊密な連携が不可欠である。そのためには、それらとの連携を視野に入れて、学校と地域の教育とを一体として考察し、研究することが強く求められている。学校を孤立させることなく、地域のなかで、地域を文脈として学校をとらえ直す必要がある。

#### (4) 学校改革・改善のための教育と実践

これらの学校教育の課題に対して、地域のなかでの学校の問い直しにおいては、地域社会や学校及び教育行政を緊密な連携を図り、大学も地域の学校教育の変革、教育水準向上への貢献をしなければならない。そもそも、大学の教員養成課程も特定の地域に存在し、地域のアクターであるので、当事者意識をさらに強くして教育の難問に立ち向かうことが欠かせないのである。このことが、教員養成課程の使命である。

そこで、大学院レベルでの教員養成が果たすべき役割の第1は、地域の学校教育の変革のための実践的にすぐれた教員の養成である。教員養成は学部においても行っているが、それは教員に求められる基礎的資質の確かな育成が目的である。学部における教員養成の高度化も求められるが、大学院レベルの教員養成課程では学部の教員養成教育を基盤として、さらに高いレベルの教員資質の育成である。教員の資質については、中央教育審議会「教職課程の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」（平成24年8月28日）によれば、「国難な課題に同僚と協働し、地域と連携して対応する」ことが求められ、社会の急速な変化のなかで「学び続ける存在であることが不可欠である」としている。

このように高いレベルでの教員の資質のコアとなる部分は、主体的に学び続けながら地域や同僚と協働して学校の改革・改善を実行できる力である。具体的には、上述の3つの課題に応じて、学校と地域との関係の再編成や学校組織の改革、あるいは新たな教育カリキュラムの開発と実践等を行う力である。このような学校改革を実際に行う資質を有するリーダー教員を養成して、地域の学校へと供給していく。また、新人教員であれば、すぐに学校改革に取り組むことができなくても、来るべき時に向けての、改革のための力を養っていく。つまり、近い将来に学校課題の解決を担うことができるように、当該課題について探究する力を養成する。

教師としての一般的な力量を形成した後に学校経営の難問に立ち向かうのではなく、実際に学校改革を試みる、あるいは学校改革の実現を重ねていく。そうすることによって、教師としてのすぐれた力量が形成され、すぐれた教員になり得るのである。あるいは、学校教育改革の一定の達成にこそ、改革に携わる当該教師の優れた力量を認めることができるとも言えよう。

第2は、教員養成教育担当教員の研究活動を見直すことである。研究領域がいずれであっても、一般的な研究活動を行うのであってはならない。すなわち、地域の学校の改

革，その教育水準の向上に寄与するための，教育実践に関する研究を推進していく。そのような研究は，教員養成教育担当教員が個人で行うよりも，地域の学校や教育行政とのプロジェクト研究とする。そうすることによって，個人では取り組むことができない教育実践に関する研究が可能となり，個人の研究活動にも望ましい影響を与えることが期待できる。

なお，第1の教育活動と第2の研究活動とは，相互構成的な関係にある。一般的に言えば，次の時代を担う教職志望の大学院生を対象に，充実した学問的な教育を行おうとすれば深い研究活動へと導かれ，一方，学問研究を深めるならば学問的な教育も高度化する。教員養成についていえば，教員養成教育の質的水準の向上が学校教育の実践研究の質を高め，学校教育の実践的研究の質的向上が教員養成教育の質を高めるように，互いに望ましく高め合う。

しかし，同時に，両者は互いに制約する関係にあり，行う教育の水準に応じて研究の深さは制約を受け，一方，行う研究の水準に応じて，教育の質的水準は制約される。そのため，それらの制約を超えるように，大学教員も学生と一体となって，地域の学校教育の改革・改善のための高度な教育と研究を新たに開発することを目指していくべきであろう。

### 3. 地域との連携・協働による教員の生涯学習支援システムの構築

これまで本学は，佐賀県教育委員会及び佐賀市教育委員会と協定を結び，佐賀地域の学校とも連携して，教員養成と学校教育の質的向上に努めてきた。たとえば，教育実習については佐賀県教育委員会及び佐賀市教育委員会と連携し，大学院教育実習及び学部の佐賀市内中学校での教育実習，さらには佐賀市内小学校での「教育実践フィールド演習」等について，協働による開講を行ってきた。特に，平成25年度後学期から開講した「教職実践演習」には，準備段階から佐賀県教育委員会とも協議し，開講体制やテキストの検討を行ってきた。さらに，佐賀市教育委員会と協議し，佐賀市内中学校において実務演習を実施する協力体制を整えた。加えて，平成27年度から学部入学者選抜において佐賀県教育委員会からの特別推薦による選抜枠を設けるとともに，佐賀県教員採用試験において本学大学院からの特別推薦枠を設けている。

このような連携・協力事業は，教員養成における大学と教育委員会との役割を見直す取り組みともなっている。そこで，さらに次の段階，すなわち「教員になる前の教育は大学，教員になった後は教育委員会という，断絶した役割分担から脱却し，教育委員会と大学との連携・協働により教職生活全体を通じた一体的な改革，学び続ける教員を支援する仕組みを構築する」（中教審答申，平成24年8月28日）ことである。

先に，学校教育の3つの課題として述べたとおり，佐賀県の学校教育の課題は学力の育成，多様なニーズを要する子どもの支援，地域と連携した新たな学校経営である。これらには，新たな学校教育を求めて長期にわたって変革に取り組む教員の育成と，その支援が欠かせない。そのために，教職大学院を設置し，佐賀県教育委員会と緊密な連携を行うことによって，図1に示すように，教員の生涯学習システムを構築したい。

このような教員の生涯学習システムの構築は，佐賀地域における学校の質的な水準の向上に大きく貢献し，学校の改革に向けて，教員が常に学び続け，変革の主体として成長することが期待できる。また，大学も学校改革に協働し，学問的な資源や教育実践の



高度化に示唆を与える具体的な情報や知見を提供できる。さらには、大学における学校教育を対象とする研究にも望ましい影響が期待できる。現実の学校教育の課題に、実践的・研究的な資源を求めることができ、新たな研究の内容や方法を見出す可能性を得ることができる。

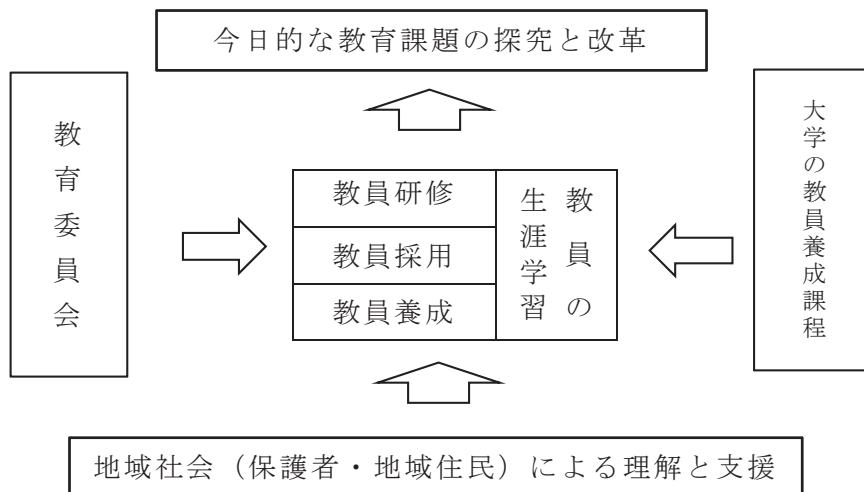


図 1 教員の生涯学習システム

#### 4. 育成する教員像

##### (1) 学校変革を担うことができる教員の養成（高度な実践力を形成した教員）

佐賀県教育委員会からの要望（資料9「設置予定の佐賀大学教職大学院について（要望）」参照）を受けて、設置する教職大学院においては、現職教員等を対象とする場合は、学校変革を担うことができるリーダー教員としての養成を行う。そのため、学校変革のプランを作成、実行するように研究計画を立案させ、その一部を学校現場において研究的な実習として試行錯誤的に実践し、実践報告論文を作成して自己評価する。たとえば、研究主任として校内研究会においてリーダーシップを発揮するなどし、組織的に取り組むことも欠かせない。また、そのような学校改革の試みに、大学院の教員も参画し、学校と大学とが共同するようにもしたい。

上の「2. 現代の教育課題と教員養成の基本方針」（4ページ）において述べた3つの課題について、第1の学力問題では、佐賀県教育委員会「佐賀県教育の基本方針」において「学力の現状把握と分析」によって「教育内容の工夫や指導法の改善」を行うとともに、「学習環境の整備・充実」を図ることが目指されている。このような方針に即して、学力育成の課題について理解を深め、変革の時代における学力育成を明らかにし、教育課程の編成、授業実践の開発のための高度な実践力を形成し、新たな教育課程の編成と授業実践を試み、その評価を実行できる教員を養成する。学部の教員養成課程において形成した教員としての基礎的な資質を基盤に、地域の教育課題の探究と学校改革への貢献のために必要な資質・能力へと発展させるようにする。

第2の課題、いじめ、不登校、発達障害等の特別の教育的ニーズのある児童等への対応については、佐賀県教育委員会「佐賀県教育の基本方針」によれば「すべての児童生徒が安全・安心して魅力ある学校生活を送ること」を重点事項としている。そのため、

多様なニーズに応じて、児童生徒に対応する力の基礎を身に付け、さらに、すべての児童等が安心して充実した学校生活を送ることができるように、教育・学習環境の整備ができる教員を養成する。

第3の課題、学校経営に関しては、佐賀県の地域課題である学校の統廃合、及び地域社会の変貌への対応が強く求められている。また、佐賀県学校教員の大量退職時代を迎え、今後10年間に約4割の教員が入れ替わることになる。これらのような変貌や変化への早急で力強い対応が求められており、地域と連携しながら学校経営を確かに担うことができるリーダー教員の養成が欠かせない。すなわち、学校経営の基本的な構造及び学校と地域との連携について実践的な課題についての理解を深め、新たな学校づくりを始めることが可能な、経営的なリーダー教員が育成すべき教員像となる。

## (2) 学校課題を明確に把握できるフレッシュマン教員の養成

学部から進学してきたストレート・マスターは、教職経験もなく、すぐに学校変革の担い手となることは困難であることは言うまでもない。そこで、学部での教職課程履修の成果を生かし、将来において学校変革の担い手となることができるように、教育実践の中で学校の課題を明確に把握することができるフレッシュマン教員を養成する。

そのため、学校課題の探究をするように研究計画を立案させ、その一部を学校現場において研究的な実習として実行するように指導し、将来は学校変革を担うことができる基盤となる資質を育成することが教育目標となる。

## (3) 現職教員とストレート・マスターとの学び合いについて

上述のように、現職教員院生とストレート・マスターとをすぐれた教員として養成することを考えている。そのため、両者が同じ教室で席を並べることになる。ここには、困難を予想することができる。一定の年数の教職経験を有する者とそうでない者が1つの教室において、同じカリキュラムによって学修するからである。

しかし、その困難以上に、有益なことがある。それは、異質な者が学び合うという学習経験を生み出すことである。たとえば、共同でディスカッションするならば、教職経験を有する現職教員院生は、学校現場での豊かな経験にもとづく発言をし、ストレート・マスターに実践的な視点を与えることになる。一方、ストレート・マスターは、学校現場のことをよく知らないがために、固定観念にとらわれない予想外なことを発言することになる。それは、実践感覚とはずれているものの、現職教員院生にとっては、新たな視点となることもある。このように、現職教員院生とストレート・マスターの両者が学び合うためにこそ、両者が席を並べて学修することに積極的な意味を見出し、その意義を実際のものとし、学修効果を高めるようにする。

一方では、デメリットも危惧される。すなわち、たとえば共同でのディスカッションなどにおける場合である。そこでは、教育実践に関する理解が不足しているストレート・マスターに対して、現職教員院生が支援するなどの活動が求められる。そのため、現職教員院生の学修が充実しないなどの問題が考えられる。そこで、ストレート・マスターには補充指導を随時行うようにして、そのような問題の発生を防ぐようにしたい。ただし、現職派遣院生がストレート・マスターに対して支援を行うことは、現職教員院生のメンター力の育成にもつながるので、この点についても同時に考慮しながら、適切

にストレート・マスターに対する補充指導を行うようにする。

## ② 研究科，専攻等の名称及び学位の名称

研究科の名称は，以下のとおりとする。

学校教育学研究科（専門職学位課程）

Graduate School of Teacher Education (professional degree course)

専攻の名称は，以下のとおりとする。

教育実践探究専攻

Course of Practical Education Research

学位は，以下のとおりとする。

教職修士（専門職学位）

Master of Education (professional degree course)

## ③ 教育課程の編成の考え方及び特色

### 1. 専攻及びコース

学校教育変革の求めに応じて，現行の組織である教育学研究科を教職大学院に移行させる。すなわち，図2のように教育実践探究専攻とし，高度な実践的資質を有する教員の養成を目的とする3つのコースを設置する。

3つのコースは，佐賀の地域における学校教育の先述の3つの課題，すなわち学力育成，いじめや不登校問題，地域社会の変動に応じた学校づくりに応じて，設定する。学力問題に対応して授業実践探究コースを，多様な教育ニーズに応じて子ども支援探究コースを，地域社会の変貌に応じて新たな学校づくりに向けて教育経営探究コースを設けるのである。

学校教育学研究科  教育実践探究専攻（専門職学位課程） （学生定員20名／学年）	授業実践探究コース
	子ども支援探究コース
	教育経営探究コース

図2 教職大学院の専攻・コース

なお，授業実践探究コースは，教育学研究科の教科教育専攻とは異なる。学力問題とその向上について，教科教育ではなく，授業実践を枠組みによって探究するからである。すなわち，はじめに教科内容があり，どのように指導するのかという立場にはない。教科内容も重要であるが，ともに学ぼうとする子どもと教師に焦点をあて，両者の学びの発展を探究することを重視する。教科の内容も両者の学びのなかに手段として位置づけられるが，それも学ぼうとする子どもと教師の視点からとらえ，さらに両者の学

びの発展をこそ目的とするのである。

このようなコースを設定するための基礎研究については、学部と附属学校との連携によってすでに取り組んでいる。以下に研究成果の一部を報告している。

佐長健司編，2014，『学校秀才を育てる学力・自分づくりが求める学力—聞き語り“学びのヒストリー”から明日の教育を考える—』明治図書。

ここでは、文部科学省による「全国学力・学習状況調査」に加えて、新たな学力とその測定について考察している。すなわち、「学習」ではなく「学び」によって形成する学力は、自分づくりだと考えている。なぜなら、長期的な知識や技能の習得，習慣の形成によって、自分が何者かになっていく（アイデンティティ形成）からである。このような自分づくりとしての学力を明らかにするのが、「学びのヒストリー」である。このような研究成果をも活用して、教科教育とは異なる授業実践探究コースを設けたい。

さらに、これらの3つのコースは、図1で示した教師の生涯学習，キャリア形成にも対応したものである。学部での教員免許の取得から初任者としての採用を経て教職経験を重ねながら、しだいに専門性を高めていく。そのような専門性を高める領域として、学力育成，子ども支援，教育経営の3つが考えられる。したがって、教職大学院入学時から、新たな教職キャリア形成へと歩み始めるように支援するためのコース設定であるとも言えよう。

## 2. 育成する教員の資質能力とカリキュラムの構造化

### (1) 養成する教員の資質能力

佐賀県教育委員会の要望書（資料9）によれば、「現職教員を対象とする場合は、本県の教育課題に応じて学校改革を担うことができるリーダー教員」であり、「教職経験のないストレート・マスターの場合は、将来において学校改革の担い手となる」資質の育成が求められている。このような要望に応じて、現職教員，及び将来教員として学校現場で活躍したいと考えるストレート・マスターのそれぞれを対象に、教員として資質・能力を総合的に高いレベルで育成する（ジェネラリスト）。さらに、各コースに応じて、特定の資質・能力を高め（スペシャリスト），地域の学校教育が抱えている実践的課題を解決し，学校改革に貢献できる教員を育成することを目的とする。

#### ア 授業実践探究コース

佐賀県教育委員会の要望書（資料9）に示された佐賀県教育の課題としての「学力向上」に応じて、学力と教育課程，学習評価についての高度な実践的な知識・技能を有し，教育課程，及び授業実践と学習評価の改善・開発に向けて新たな取り組みを行うことができる教員を養成する。すなわち，授業実践のスペシャリストであり，次のような教員を養成する。

- ・新採教員：ストレート・マスターを対象に，授業改善に関する課題意識をもち，確かな実践ができる教員を養成する。
- ・研究主任：研究主任の候補者教員を対象に，リーダーとして授業研究を推進することができる教員を養成する。



- ・教務主任・指導教諭：教務主任・指導教諭の候補者教員を対象にリーダーとして教育課程の編成，その改善を推進できる教員を養成する。

## イ 子ども支援探究コース

佐賀県教育委員会の要望書（資料9）に示された佐賀県教育の課題としての「不登校，いじめ問題への対応，特別支援教育充実」に応じて，生徒指導，教育相談，及び特別支援教育についての高度な実践的な知識・技能を有し，児童・生徒の成長に向けて新たな取り組みを行うことができる教員を養成する。すなわち，子ども支援のスペシャリストであり，次のような教員を養成する。

- ・新採教員：ストレート・マスターを対象に，生徒指導，教育相談等に関する課題意識をもち，確かな実践ができる教員を養成する。
- ・生徒指導主任・教育相談担当教員：生徒指導主任・教育相談担当教員の候補者教員を対象に，リーダーとして生徒指導，教育相談等の改善を推進できる教員を養成する。
- ・特別支援教育担当教員：特別支援教育担当の候補者教員を対象に，学校において，リーダーとして特別支援教育を推進することができる教員を養成する。
- ・養護教諭：現職の養護教諭を対象に，学校において健康相談，教育相談等に関する高度な知見を有し，子どもの心と体を確かに育む実践ができる教員を養成する。

## ウ 教育経営探究コース

佐賀県教育委員会の要望書（資料9）に示された佐賀県教育の課題としての「地域の課題や子供たちの実情に応じた新しい学校づくり」を実現するために，学校経営，及び学校と地域との連携についての高度な実践的な知識・技能を有し，新たな学校づくりに向けての取り組みを行うことができる管理職教員，及び確かな学級経営ができる新採教員を養成する。すなわち，教育経営のスペシャリストであり，次のような教員を養成する。

- ・新採教員：ストレート・マスターを対象に，学校経営の方針を踏まえた，確かな学級経営の実践ができる教員を養成する。
- ・主幹教諭・指導教諭：主幹教諭・指導教諭の候補者教員を対象に，リーダーとして教育課題の解決や地域連携を推進できる教員を養成する。
- ・副校長・教頭：副校長・教頭の候補者教員を対象に，校長を補佐し，地域連携と学校運営を推進することができる教員を養成する。
- ・校長：校長の候補者教員を対象に，教育目標・経営方針を明確にして，学校運営とその改善を推進できる教員を養成する。

なお，以上に加えて，それぞれのコースの専門性を生かして，教育センター研究員，あるいは指導主事の養成をも行うことにする。たとえば，授業実践コースであれば，授業改善及び教育課程等に関する研修・研究を推進することができる指導的な立場の教員である。

## (2) カリキュラムの構造

前項のように、高度で実践的な教員を養成するために、図3のように構造化されたカリキュラムを開発する。すなわち目的は、学校変革の担い手となることができる高度な力量を有する実践的な教員の養成にある。この目的を達成するために、カリキュラムは理論と実践の往還を原理として構造化する。(詳細は、資料10：カリキュラムにおける理論と実践の往還を参照。)

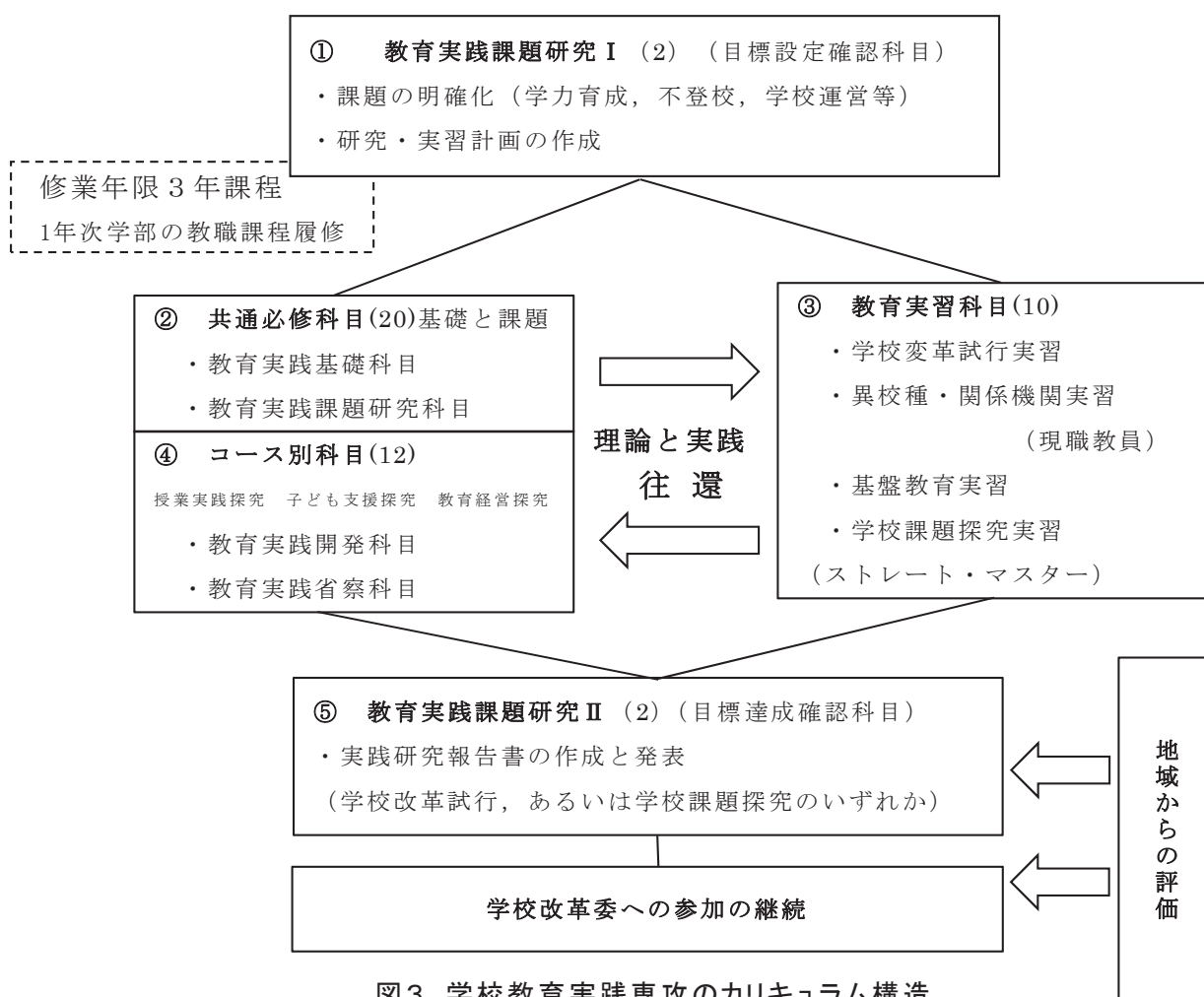


図3 学校教育実践専攻のカリキュラム構造

理論と実践の往還については、次のように考えることができよう。理論から先に始めると、第1は、理論によって実践を導くこと、第2は理論によって実践の前提や枠組みを問い直すこと、第3は理論による実践の分析や意味付け等が考えられる。一方、実践から考えると、第1に実践によって理論の不備や不足を明らかにすること、第2に実践によって理論の前提や枠組みを問い直すこと、第3は実践による理論の意味付け等が考えられる。

そのため、基礎的な科目(共通必修)とともに、実習等の教育実践に関する開発と省察の授業科目を設け、理論的考察と実践的試行とを緊密に結ぶ。たとえば、基礎的科目によって基礎的な理論について知り、その理論を活用して現状の実践の前提や枠組みを問い直す。そのことによって、開発科目において新たな実践を構想する。それを実習等

において試みる。その実践を記録しておいて、省察科目において理論を活用して分析や解釈を行う、あるいは理論の不備や不足についても考察する。

このような理論と実践との往還による探究を深めるために、課題と実践研究の目標を明確にするために、教育実践課題研究の目標を明確にし、目標設定確認科目、及び目標達成確認科目を設定する。同時に、これらの2つの科目がカリキュラム履修のスタート、及びゴールとして役割をも担うようにする。

このようなカリキュラムの構造化によって、学校変革に向けて理論的・実践的資質を高め、変革のための実践の試みを始めるという目標達成が期待できる。また、この構造化を確かなものとするために、カリキュラム構造化に加えて、教育委員会や地域との連携・協働を強化する。

なお、実習科目は当然であるが、授業科目はいずれもアクティブラーニングを中心として展開する。すなわち、2単位15回の授業において、1～2回は講義を行うが、それ以外の場合は、事例研究、ディスカッション、ブレインストーミング、口頭発表等の履修者による活動を中心として構成する。また、それらの活動は履修者の代表者がコーディネーターとなって企画し、資料を準備して展開するように指導する。そうすることによって、一般的な講義と比べて、学習成果を高めることが期待できる。

### 3. 教育実践課題研究Ⅰ・Ⅱについて

カリキュラムのスタート・ラインというべき「教育実践課題研究Ⅰ（目標設定確認科目）」は、目標の設定を確認する科目である。指導教員とともに、学力育成、あるいは不登校、学校運営等についての具体的な課題を明確化し、必要な資料を収集したり文献を購読したりする。それらの成果を生かして、目標が明確な実践研究と実習計画の作成を行う。作成されたそれらについて、教務委員会の承認を得て単位を認定する。

カリキュラムのゴールであり、2年間の学修をまとめる「教育実践課題研究Ⅱ（目標達成確認科目）」は、目標の達成を確認する科目である。教育実践課題研究Ⅰによって設定した、学校変革、あるいは学校課題探究に関する具体的な目標を基準に、2年間のカリキュラム履修を振り返って、学校改革の試行に関する実践研究報告書（現職派遣院生）、あるいは学校課題に関する実践研究報告書（ストレート・マスター）のいずれかを作成・発表し、教務委員会により単位認定の審査を受ける。

具体的には、たとえば授業実践探究コースの現職教員院生の場合であれば、入学時に設定した授業改善の課題に応じて、新たな授業開発を行う。それを実践し、所属学校の校内研究会において発表し、多様な意見や評価を受ける。これらのことを探究実習として実施するとともに、「教育実践課題研究Ⅱ（目標達成確認科目）」において報告する。こうして得られた実践研究の成果を実践研究報告書にまとめる。そこには、授業改善の課題分析、授業開発の経緯、授業実践のデータとその分析、新たな提案が記述されることになる。

こうしてまとめた実践研究の成果は附属学校研究発表会や佐賀県教育センターにおいて発表し、大学院修了予定者が、実践研究の成果を地域に公開する。前者の場合は、附属幼稚園、附属小学校・中学校共同、附属特別支援学校のいずれかの研究発表会のプログラムに組み込み、発表の機会を与えることが考えられる。これらのようにすることによって、各院生の研究成果、及び教職大学院の教育に対する地域の教育委員会及び学校

からの評価を得ることができる。また、教職大学院と地域の教育委員会及び学校との連携・協働を強化することも期待できる。

#### 4. 共通必修科目について

□共通必修科目（2単位×10科目＝20単位）

必修・選択	領域	授業科目名	単位数
必修 (20)	教育課程編成・実施	教育課程編成の基礎と課題(佐長・岡)	2
	教科等の 実践的指導方法	現代的な学力観と授業実践の基礎と課題(岡・佐長)	2
		教科等におけるICT利活用の基礎と課題(堤・中村)	2
	生徒指導・教育相談	子どもの学ぶ意欲の基礎と課題(上長・真子)	2
		生徒指導・学校カウンセリングの基礎と課題(下田・日野)	2
		特別支援教育の基礎と課題(日野・松山)	2
	学校・学級経営	教育経営の基礎と課題(平田・中島)	2
		授業づくりと学級経営の基礎と課題(米田・竜田)	2
		地域と連携する学校づくりの基礎と課題(上野・日山)	2
	学校教育と 教員のあり方	教職キャリアデザインの基礎と課題(中島・上野)	2

上のように、3つのコースに共通で、2単位科目を5領域で合計10科目、20単位を共通必修科目とする。これらの科目は、実践と理論との往還の基盤となる科目であり、それぞれの領域の基礎的な理論を習得し、実践的な課題についての知見や情報を得ることを目的とする。

これらの科目で取り上げ、研究対象にしようとする課題は、佐賀の地域の教育課題である。佐賀県教育委員会、あるいは佐賀の地域の学校が課題とする問題を取り上げる。そのため、実践的にそれらの課題について熟知している実務家教員がそれらの課題を提示する。一方、研究者教員は、提示された課題に応じて、その解明、あるいは克服のために援用できる基礎的な理論を提供する。

なお、これらの共通必修科目については、研究者教員と実務家教員との共同授業とする。そうすることによって、1科目の授業においても、理論と実践との往還を実現したい。カリキュラムのマクロなレベルでも、ミクロなレベルでも、多元的に理論と実践を往還し、教育実践についての考察を深めたい。

#### 5. 実習科目

##### (1) 目標

本学教職大学院の理念・目的は「佐賀の地域に必要とされ、学校教育現場の諸課題に対応し、課題解決できるような『開発と省察の往還』による高度な専門性と実践的指導力を備えた教員の養成」である。この理念・目的に応じて、地域との連携・協働による実習を行う。

現職教員及びストレート・マスターのそれぞれが、佐賀県下の学校園等において、その変革に向けて、①学校および自己の現状の的確な分析と課題の把握 ②課題の改善に向けた目標・対応策の立案と組織化 ③地域学校・他者との協働による実践的活動及び研究 ④実践・研究の評価とさらなる改善への再提言、という実習の実施サイクルを実現する。そうすることによって、より高度な実践力と豊かな資質能力を備えるようにす



るとともに、課題克服による学校変革を試みる。その試みは、実習修了後も継続することが求められる。

なお、ここでの実習は、学部の教員養成課程における実習とは大きく異なり、その発展と位置づけられるものである。学部でのそれは基礎的で一般的であり、履修者にとってその内容や方法は共通である。一方、ここで述べている大学院での実習は、それぞれの所属コースにおいて内容や方法が異なる。たとえば、授業実践探究コースであれば授業開発や授業評価、教育課程の編成等が主たる内容となり、履修者の課題に応じて、たとえば地域の教育課題である学力育成について探究するための、授業開発の実習とする。したがって、学部レベルの一般的な教育実習とは異なるので、探究実習と呼ぶことにする。

## (2) 内 容

カリキュラムのスタートとなる「教育実践課題研究Ⅰ」において、明確にした課題と実習計画にしたがって、共通必修科目を基盤とし、学校現場等において開発的・実践的な実習を行う。その成果と課題については、各コースにおける省察科目において振り返り、考察する。第1学年後学期および第2学年前学期に、それぞれの4週間の異なる実習を組み合わせて、指導教員、実習校担当教員とともに個別に計画を立案する。計画と実施については、教務委員会において承認を得ること及び報告することを義務づける。

ストレート・マスターと現職派遣教員とでは、それぞれに異なる探究実習を実施し、それぞれの資質、資格、教職歴に応じて学習効果が大きくなるようにする。ただし、いずれにしても学校の課題について探究することを探究実習とする。すなわち、学校変革の試行にまで至らないが、将来に向けてその準備を行わせるように、実践的に学ばせたいのである。

## (3) 方 法

上述のような高度な探究実習を行うには、個別指導を徹底するとともに、教職大学院教員と実習校教員とが緊密に連携することは言うまでもない。なにより、そのためには、佐賀県教育委員会・佐賀市教育委員会との連携をさらに強化し、佐賀県内に実習協力校を得て高度な探究実習のシステムを構築するようにしたい。

### □探究実習の概要

ア	基盤教育実習 【選択必修・5単位】	受講者は <b>ストレート・マスター</b> とし、学校課題探究実習に先立って、教育実践の基本(学校における教師の仕事の基本的な通常業務)について実際的に学び、実践的な課題を発見することを目的に、授業実践等を試みる。
イ	学校課題探究実習 【選択必修・5単位】	受講者は <b>ストレート・マスター</b> とし、実習校の課題(教科指導・生徒指導・特別支援教育・学級経営・学校運営等)に応じて、調査や授業実践を試みるなどしてその分析や解釈を行う。学校課題解決のための実践力を養う。
ウ	異校種・関係機関実習 【選択必修・5単位】	受講者は <b>現職教員</b> とし、自身が所属する学校とは異なる隣接校種の学校園において授業実習を行い、学校間の連携について考察する。あるいは、学校以外の学校教育関係機関において実務実習を行い、学校と関係機関との連携のあり方について考察する。これらにより、ミドルリーダーとしての資質、連携力の育成を図る。
エ	学校変革試行実習 【選択必修・5単位】	受講者は <b>現職教員</b> とし、自身が在籍する学校の課題に即し、組織変革や新たなカリキュラムと実践の開発を組織的に試みることで、スクールリーダーとしての問題把握力・分析力・実践力・指導力の向上を図るとともに、学校改革に貢献する。

現職教員の院生の場合は、異校種・関係機関実習、及び学校変革試行実習を課すことにする。前者は、授業実践探究コースの場合は、異校種教育実習とする。たとえば、小学校の教員であれば、連携すべき幼稚園、及び中学校において探究実習を行うのである。一方、子ども支援探究コース、及び教育経営探究コースでは関係機関実習を課す。たとえば、子ども支援探究コースでは佐賀県教育センターにおいて、教育相談について实际的に理解するために、実習を行う。教育経営探究コースでは、たとえば教育委員会において教育行政の施策を立案したり、研修業務を担当したりするような実習を行う。これらのような異校種教育実習、あるいは関係機関実習を行うことによって、いわば連携力を育成することができよう。すなわち、学校の教育力を高めるために、連携すべき相手の活動について体験的に理解し、連携するならば、その支援を得られるように準備することが目的である。また、連携すべき学校及び関係機関の活動に対しても支援することをも行い、互いの教育力を高め合うことについても実践的に考察させたい。

一方、学校変革試行実習は、現職院生が自らの所属学校において、学校変革の新しいアクションを起こすことを探究実習としている。学校変革の取り組みを始め、そのための力を育成することが、教職大学院の教育目的である。そのため、現職院生の実習の免除はしないで、大学院のメンター教員が支援しながら、それぞれの学校課題に応じて、変革のための実践を試行させる。また、学校変革は、たとえ小規模校であっても個人では難しいので、組織的な取り組みを必要とする。したがって、たとえば現職院生が研究主任となって、校内研究会をリードしながら同僚とも連携して新たな授業の開発と実践を試みるように支援したい。

ストレート・マスターの場合は、基盤教育実習、及び学校課題探究実習を課す。やはり、学部卒業であっても、実践的に多くのことを学ぶ必要があるからである。学部において4週間程度の教育実習や教育ボランティアの経験だけでは、実践的な学びは不足である。たとえば、教育実習や教育ボランティアにおいては、問題行動への対応などを経験することはない。しかし、大学院生となった場合は、実習校と連携しながら大学院メンター教員がかかわり、支援しながら、そのような現場経験を得させたい。そのための探究実習が学校課題探究実習なのである。また、そのような探究実習に向けての学びが基盤教育実習であり、学校課題探究実習に向けて、実習校及び児童・生徒について理解を深め、実習校メンター教員からの指導も得て高度な探究実習の準備を充実させるのである。

これらのような探究実習は、実習生の資質・能力を高めるだけでなく、実習校の教育力の向上、及び課題解決にも貢献できると考えている。なぜなら、実習校の抱えている問題状況、あるいは教育課題を文脈として、新たな教育実践を試みたり、課題探究を行ったりするからである。それらのことに、実習校の教員が参加するならば、探究実習の指導であっても、教育力の向上、及び課題解決の試みとなるはずである。

なお、実習の実施期間については、以下のとおりである。（詳細は、資料11参照）

## □探究実習の実施期間

	実習名・対象者	単位数	実 習 期 間	場 所
ア	基盤教育実習 【選択必修】 ストレート・マスター	5単位	1年次通年 【分散型】 (1日8時間×週1日×22回, 事前指導・事後指導・カンファレンス24時間, 合計200時間)	連携協力校
イ	学校課題探究実習 【選択必修】 ストレート・マスター	5単位	2年次通年 【分散型】 (1日8時間×週1日×22回, 事前指導・事後指導・カンファレンス24時間, 合計200時間)	連携協力校(基盤実習を行った実習校)
ウ	異校種/関係機関実習 【選択必修】 現職教員	5単位	1年次通年 【集中型】 (1日8時間×週5日×4週間, 事前指導・事後指導・カンファレンス40時間, 合計200時間)	附属学校園および連携関係機関
エ	学校変革試行実習 【選択必修】 現職教員	5単位	2次通年 【分散型】 (1日8時間×週1日×22回, 事前指導・事後指導・カンファレンス24時間, 合計200時間)	所属学校園

## 6. 各コースの特色と専門科目

各コースともに、現職教員院生とストレート・マスターとを受け入れるので、同じ教室において両者が学修をすることになる。現職教員院生とストレート・マスターとを同時に指導し、個別学修を除いては共同で活動させることも多い。そこには、先述のように両者の意味ある学び合いがあるが、現職教員院生の学修への望ましくない影響も危惧される。そこで、各コースにおいて、それぞれに異なる目標を設定する。また、ストレート・マスターに対する補充指導を行うようにする。特に、現実的な教育実践を検討させる場合、ストレート・マスターの場合は授業の経験は少ないので、教育実践に関する文献等の活用を促し、それを補うように指導する。

### (1) 授業実践探究コース

現職教員及び将来教員として学校現場で活躍したいと考えるストレート・マスターの教員としての資質・能力の向上を図るために、以下に掲げる目標のもとに、授業実践における課題を解決できる教員を育成することに特色がある。

#### 【授業実践探究コースの目標】

##### (現職教員)

○学力とは何かを問い直し、変革の時代における学力の育成を図る教育課程、授業及び学習評価を開発し、その実践と評価をすることができる、授業実践領域におけるリーダー教員を養成する。

##### (教職志望のストレート・マスター)

○学力育成の課題について理解を深め、変革の時代における学力育成についての課題を理解し、教育課程の編成、授業実践の開発のための基礎的能力をもつフレキシブル教員を養成する。

授業実践探究コース専門授業科目（12単位）

必修・選択	領域	授業科目名	単位数
必修 (12)	授業と学習評価	授業実践の研究	2
		学力と学習評価の研究	2
		授業実践と学習評価の開発	2
		授業実践と学習評価の省察	2
	授業の指導法	授業実践指導法の研究	2
	授業の内容開発	授業実践内容開発の研究	2

(2) 子ども支援探究コース

幼児・児童・生徒（以下、子どもという。）の状況を的確に、多面的に理解し、きめこまかく観察力をもち、学習意欲の向上や持続に向けた授業や学習方法の開発、個が生きる学級集団づくり、不登校や問題行動、いじめ問題、さらに心身のケアが必要な子どもや発達障害等のある子ども、ならびに養育者をはじめとする子どもを取り巻く環境との連携に対して高度の対応力や支援力を備えた新人教員及び中堅教員の養成を行うことによって、すべての子どもたちが安心して充実した学校生活を送り、豊かな心が育まれる学校教育の実現と地域支援ネットワークの構築を目指す。現職教員については、各学校における学習支援、生徒指導、教育相談、特別支援教育に関する深い教育的見識をもち、実践の場に具体的に応用できる高度の力量を備えたスペシャリストや学校リーダーを養成する。

【子ども支援探究コースの目標】

<b>(現職教員)</b>	
○生徒指導，教育相談，特別支援教育に関する高度の知識及び的確で多面的な実態把握力と高度の支援力を身に付け，諸課題の解決に向け，学校及び地域においてリーダーシップが発揮できる。	
<b>(教職志望のストレート・マスター)</b>	
○生徒指導，教育相談，特別支援教育に関する基本的で中核となる知識及び的確で多面的な実態把握力と高度の支援力を身に付け，諸課題の解決に向け，学校及び地域において一翼を担うことができる。	

子ども支援探究コース専門授業科目（12単位）

必修・選択	領域	授業科目名	単位数
必修 (8)	子ども理解	心身の発達過程論	2
		心理アセスメント論	2
	子ども支援	子ども支援活動実践の開発・省察	2
		発達障害を持つ子どもの理解と支援	2



選択必修 (4)	特別支援教育	児童福祉と教育	2
	生徒指導	個が生きる集団づくりのための生徒指導	2
	教育相談	教育相談における支援体制と連携	2
	子ども理解	子どもの心理と教育支援	2
	子ども支援	子ども支援活動演習	2

### (3) 教育経営探究コース

現職教員及び将来教員として学校現場で活躍したいと考えるストレート・マスターの教員としての資質・能力の向上を図るために、以下に掲げる目標のもとに、授業実践における課題を解決できる人材を育成することに特色がある。

このコースでも現職派遣院生とストレート・マスターとが同じ教室で学修するが、学修内容が学校経営にまで及ぶので、ストレート・マスターには困難であろう。そこで、他のコース以上に、ストレート・マスターに対する個別指導、及び補充指導を充実させたい。学校経営に関する文献の活用を促すとともに、課外において学校経営にあたっている管理職の講話を聴かせるなどする。また、課題探究や実習においては、学校経営そのものではなく、学校経営を視野に入れた学級経営や学級担任としての地域連携教育等にテーマを求めるように指導する。そうして、学校経営についても理解し、新採教員としての学級経営や保護者との連携に力を発揮できる新採教員へと養成したい。

#### 【教育経営探究コースの目標】

##### (現職教員)

- 学校経営環境の変化を大局的に捉えるとともに自校の課題を把握し、適切な規範意識のもとで学校内外との連携・協力を推進し、諸資源の効果的な活用のもとで学校改革を推進できるようなリーダー教員を養成する。

##### (教職志望のストレート・マスター)

- 地域と学校との連携について理解を深め、学校経営の基本方針をふまえ、自己の課題を明確にして学級経営を行うことができる基礎的能力をもつフレッシュマン教員を養成する。

#### 教育経営探究コース専門授業科目 (12 単位)

必修・選択	領域	授業科目名	単位数
必修 (8)	教育経営	地域教育経営課題探究の方法論	2
		学校経営課題探究の方法論	2
	学校経営	教育経営改善の開発・省察	2
		学級・学校危機管理論 I	2
選択必修	学校経営	学級・学校危機管理論 II	2

(4)	教育組織・環境	学校内外連携・協働論	2
		学校内外連携・協働演習	2
		学校組織論	2

#### ④ 教員組織の編成の考え方及び特色

##### 1. 教員組織について

教育実践に関する高度な資質を有する教育を育成するために、学校教育についての理論と実践の往還をカリキュラム原理としている。そのため、理論研究を専門とする研究者教員と実践研究を専門とする実務家教員との協働が欠かせない。そこで、各コースに研究者教員と実務家教員とをバランスよく配置する。全体としては、図4のとおりである。なお、詳細は、資料12に示している。

区 分	教 授	准教授	計
研究者教員	4	4	8
実務家教員	3	3 (みなし)	6
計	7	7	14

図4 専任教員の構成

また、上記専任教員のほか、授業及び実践研究にかかわっては幅広く多様な研究成果に学ぶことも必要であり、履修者のニーズも多様であることが予想されることから、学部専任となっている研究者教員を「兼担」として配置し、開講授業科目の充実を図る。

さらに、教育実践に関する教育内容の充実には、探究実習以外にも、附属学校教員がゲスト・ティーチャーとして授業科目に参画するようにもしたい。

##### 2. 教員の授業担当等について

###### (1) 授業科目の担当教員について

共通必修科目全10科目とも、研究者教員と実務家教員(みなし実務家を含む。)との共同(TT)とする。

コース専門科目は、原則として共同(TT)する。ただし、授業科目の目標や内容によっては、必要に応じて他の形態を採用することもある。「教育実践課題研究Ⅰ・Ⅱ」は、共同(TT)、あるいは単独とし、原則として、みなし専任教員は担当しない。実習科目には、チューターとして、研究者教員と実務家教員(みなし専任実務家教員も含む。)をそれぞれ1名配置する。

###### (2) みなし専任教員について

みなし専任教員については、次のように、週2日(実質2日)の勤務とする。

火曜日 1～5校時に探究実習訪問指導(複数校)

木曜日 1～4校時に授業1～2コマ、5校時に会議(月1回)

このように、前学期及び後学期をあわせて、授業担当は原則6単位(2単位×3科目)、及び実習指導(10単位)とする。また、日程の制限はあるものの、みなし専任教員も共

通必修科目，あるいはコース専門科目の担当を行う。

なお，授業担当のほか，研究科委員会等の会議等に参加し，教育・研究活動の企画や評価に携わるなど，教職大学院の運営に責任を担うようにする。

### (3) 学部の兼任教員について

研究者教員の授業負担を軽減することも考えたい。そのため，各コースにおいては，学部から，兼任の研究者教員を可能な範囲で採用する。

ただし，担当授業科目については「教育実践課題研究Ⅰ・Ⅱ」，共通必修科目，及び探究実習（訪問指導）を除外する。また，1人については，半期に1科目2単位（共同の場合を含む）のみとする。

### (4) 教職大学院専任教員の学部授業担当について

教職大学院専任教員の学部授業を担当する場合は，原則として，年間4単位（2単位授業科目×2）とする。いわゆるダブル・カウントの場合も，例外とはしない。この原則に反する場合があったとしても，教職大学院専任教員の学部授業担当は，教職大学院専任教員の人数と4単位を掛け合わせた単位数以内にとどめる。

### (5) 研究日について

次のことを目的として，週に1日は研究日を設ける。

- ・教職大学院の教育機能の質的向上
- ・地域の学校や附属学校園との共同研究の推進
- ・実務家教員の養成
- ・新たな教育の理論と実践の開発
- ・外部資金の獲得

これら以外に，土曜日はサテライトにおいて講義，あるいは公開講座を担当することがある（その場合は，振替休業日を講義のない日に取得）。また，これらに加えて，学部の授業を前学期に1コマ，後学期に1コマを担当する予定である。

なお，教員個々の授業担当による負担について確認するため，「専任教員別時間割モデル」（資料13）により詳細に整理したところ，学部の授業科目も含め過大な負担となる計画ではないと判断される。

## 3. 教員の資格と採用について

### (1) 教員の資格について

#### ①研究者教員の要件

専任の研究者教員については，博士の学位を有する者，あるいはそれと同等の研究業績を有することを要件とする。また，小学校，中学校，あるいは高等学校等の学校教育の教員の経験者であることも要件と考えている。理論研究を行い，その指導を担当するにしても，学校教育の実践を視野に入れることがなければならないからである。

## ②実務家教員の要件

実務家教員については、学校あるいは教育委員会における実務経験が豊富なことは言うまでもない。そこで、佐賀県教育委員会にて実務家教員の資格審査を行い、大学において採否を決定する。実践的な教育を担当することから考えると、退職校長のように現職から離れている者を採用することは避けたい。

すなわち、附属学校等の学校現場、あるいは教育委員会における現役の教職員の採用を原則とする。具体的には、附属学校等において教育実習の指導を担当した者、あるいは初任者担当の指導者、校長研修会等の講師を担当した経験を求める。さらに、修士の学位を有する者、あるいはそれと同等の研究業績を有し、実践的な研究論文を發表していることをも要件とする。なぜなら、実践研究を行い、その指導を担当するにしても、学問的な研究をも視野に入れて取り組まなければならないからである。

## (2) 教員の選考と育成について

### ①実務家教員選考委員会の設置

実務家教員についても、資質・資格を高いレベルで求めることが必要であることから、佐賀県教育委員会との合同による実務者教員選考委員会を設置した（資料14「佐賀大学教職大学院（専門職学位課程）における佐賀県教育委員会との人事交流による教員の選考等に関する内規」参照）。ここでは、交流人事とはいえ、両者が責任をもって、共同で大学院担当教員としての実務家教員適任者を選考することが、教職大学院設置の趣旨にも合致すると判断している。

### ②実務家教員の育成

今回の設置準備の作業において、共同で作業を進めることを明記した規則（資料14・15）にしたがって選考を行ったが、候補者は非常に少ないことが明らかになった。そのため、単に教員候補者を選考するだけでなく、それに先だって教員候補者の育成が必要になってくる。なぜなら、教員候補者を育成した上で、多数の候補者が切磋琢磨することによって、すぐれた教員の確保が期待できるからである。

そこで、実務家教員については、佐賀県教育委員会ともさらに協働して、交流人事の質を高めるために、教員候補者の育成システムを構築する。すでに、佐賀県教育委員会は大学院への現職教員の派遣を積極的に進め、修士の学位を有する教員も増加している。そこで、それらの教員と大学の教員とが共同研究を行う場として、佐賀地域教育実践研究機構（仮称）を設けるようにしたい。そこでは、佐賀の地域教育課題に応じて、大学院を修了した学校教育の教員と大学教員とが共同研究を実際に進めると同時に、教育関係の学術団体において共同で研究発表し、学校教育の教員も実践論文を執筆するような仕組みを構築する。

## ⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### 1. 履修モデルと指導のあり方

各コースとも、在籍は2年間で、46単位を取得することが修了要件となる。46単位の内訳は、目標設定・達成科目4単位、共通必修科目20単位、コース専門科目12単位、実習科目10単位である。たとえば、授業実践探究コースの履修モデルは、以下

のようになる。

学年	学期	領域	授業科目名（単位数）
1	前	目標設定確認科目	教育実践課題研究Ⅰ(2)
		共通必修科目	現代的な学力観と授業実践の基礎と課題(2) 子どもの学ぶ意欲の基礎と課題(2) 特別支援教育の基礎と課題(2) 教育経営の基礎と課題(2) 授業づくりと学級経営の基礎と課題(2) 教職キャリアデザインの基礎と課題(2)
		コース専門科目	—
	通年	実習科目	基盤教育実習(5) 異校種教育実習(5)
	後	共通必修科目	教育課程編成の基礎と課題(2) 教科等におけるICT利活用の基礎と課題(2) 生徒指導・学校カウンセリングの基礎と課題(2) 地域と連携する学校づくりの基礎と課題(2)
		コース専門科目	授業実践の研究(2) 学力と学習評価の研究(2) 授業実践と学習評価の開発(2) 授業実践指導法の研究(2) 授業実践内容開発の研究(2)
2	通年	教育実習科目	学校課題探究実習(5) 学校変革試行実習(5)
	前	コース専門科目	授業実践と学習評価の省察(2)
	後	目標達成確認科目	教育実践課題研究Ⅱ(2)

図5 履修モデル・現職院生(修了要件:在籍2年間・46単位取得)

また、教職大学院2年間の時間割モデル(資料16)を作成しており、学生はコース別時間割をもとに、自己の課題に応じて計画的に履修することとなる。

さて、履修指導は、当該院生が履修する「教育実践課題研究Ⅰ・Ⅱ」の担当教員が中心となっていく。また、「教育実践課題研究Ⅰ」は目標設定確認科目であるので、実践的な研究課題の設定に関する指導も行う。その内容は、講義、口頭発表、ディスカッション、リサーチ、資料収集、レポート作成等の多様な活動によって、大学院における学修、及び研究の目標を明確に設定することを明らかにする。履修者が、それぞれに自己の課題を明らかにし、先行研究についてリサーチし、それらに応じて実践研究計画、履修計画及び実習計画を立案するようにならなければならない。また、それらの立案に際しては、チューター教員、及び、実習校の指導教員と協議しながら、進めていく。また、作成した履修計画及び実習計画は、チューター教員による評価を受けなければならない。

さらに、「教育実践課題研究Ⅱ」(目標達成確認科目)は、大学院における学修、及び研究を振り返り、設定した目標達成について確認することを目的とする。履修者は、当初に設定した自己の課題に応じて、課題の克服、探究を目標として明確化している。その目標を基準として、学修・研究の成果と課題について明らかにする実践論文を提出して、口頭発表を行う。評価にあたっては、チューター教員だけでなく、佐賀県教育委員会をはじめ広く地域社会からも受けるようにする。

これらの「教育実践課題研究Ⅰ・Ⅱ」を中心として、履修指導、及び実践研究の指導を行うようにする。ただし、探究実習についての履修指導も必要であり、さらに実践研



究も探究実習とは無関係に行うことはできない。そこで、探究実習のメンター教員を設けることにする。すなわち、各コースの実務家教員が探究実習の履修指導担当のメンター教員となる。また、附属学校及び連携・協力校において、探究実習を行うこともあるため、それらの学校においても実習校メンター教員を依頼することにする。

こうして、教育実践課題研究担当のチューター教員、探究実習メンター教員、実習校メンター教員の三者が共同して、指導を行うことになる。特に、現職教員ではないストレート・マスターの場合は、探究実習に困難を感じることも多いと予想されるので、探究実習メンター教員、実習校メンター教員による指導も充実していく。

## 2. 共通必修科目について

共通必修科目においては、コース別科目（開発科目）、及び探究実習の履修へと向かう問題意識や意欲を高めるように指導しなければならない。

たとえば、「教育課程編成の基礎と課題」の場合である。授業の目標は、次のように考えられる。すなわち、「学習指導要領と教育課程編成についての理論と多様な事例について理解し、教育課程編成に関する課題を明らかにする」ことである。

この目標に応じて、授業は、3部構成にする。第1部は、学習指導要領と教育課程編成に関する、基礎的な理論である。それぞれどのようなものか、両者はどう関係するのか、さらにカリキュラムは両者とどう異なり、どう関係するのかなどについて論じる。

そのなかで、基礎的な理論として、カリキュラム論を中心に、学力論をも紹介する。

第2部は、事例研究である。特色ある教育課程の事例を紹介する。たとえば、戦後の新教育の時代のプラン（昭和20年代）、教科書の教師用指導書の指導計画、外国のカリキュラム等である。加えて、本学の附属中学校の場合の、新しい試みのカリキュラム研究である、小中連携の9年カリキュラム研究、状況論的なカリキュラム研究である。これらのような事例を紹介し、ディスカッションして分析する。

第3部は、課題の探究である。第1部、第2部の内容を活用して、受講者が課題を明確にして、発表、ディスカッションを行うように指導する。それぞれが自らの教育課程編成、あるいは授業実践を振り返り、一般的な課題、さらに自らの課題を明らかにするように求める。ストレート・マスター学生の場合は、振り返るべき経験がないので、紹介した事例を比較して、自ら実践したいものを選び取り、課題について考察させる。また、それを支援するために、現職教員の学生との対話やディスカッションの場を積極的に設けていく。

成績評価は、教育課程編成に関する課題について論じるレポートの作成を評価対象とする。そこでは、講義内容をリソースとして活用し、実践的な課題を明らかにし、その克服に向けての考察を始めているかどうかを基準に評価する。

このように、共通必修科目「基礎と課題」の基本的な構成とする。つまり、基礎的な理論（講義）→事例研究（講義・ディスカッション）→課題探究（発表・ディスカッション）このような構成で、課題を探究するという流れである。ここで探究した課題が、コース別科目（開発科目）の履修へと向かう問題意識や意欲になることが期待できる。

## 3. コース専門科目と実習科目

各コースの専門科目においては、コースに必須の基礎理論に関する科目、及びコース

固有の開発・省察科目を設けている。これらの科目によって、共通必修科目の発展として、コースに応じて専門的に考察を深めるとともに、探究実習をはじめとする教育実践との関係において理論と実践の往還を実現する指導が可能になっている。

たとえば、授業実践探究コースにおいては、コース専門科目の基礎理論に関する科目には、「授業実践の研究」及び「学力と学習評価の研究」（いずれもコース必修科目）がある。それは、共通必修科目の「現代的な学力観と授業実践の基礎と課題」等の発展として、授業を研究的に開発して評価することについて、理論的に理解する内容となっている。

この科目を履修した学生は、次に開発科目「授業実践と学習評価の開発」（必修科目）を履修する。ここでは、具体的な課題を自身で設定し、それに応じて授業と学習評価を新たに構想し、実践研究ができるように準備をする。その後、探究実習において、その成果を生かして、実践記録を作成するなどして実践研究データを得る。その実践研究データを持ち帰り、今度は省察科目「授業実践と学習評価の省察」（必修科目）を履修する。そこでは、授業と学習評価の実践に関するデータを分析し、新たな知見を得るように探究を行う。

現職教員の学生の場合は、すでに授業開発の研究的実践を行っていることが考えられる。その場合は、探究実習「学校変革試行実習」を待つことなく、授業開発の事実を活用して、さらに開発研究を進めたり、すでに得ている実践データを分析したりすることが中心となる。その上で、より本格的に実践を変革するために、探究実習「学校変革試行実習」を行い、その成果を「教育実践課題研究Ⅱ（目標達成確認科目）」においてまとめ、発表するように指導していく。

なお、現職教員院生が所属校において探究実習を行う場合、通常の勤務とは明確に区分する必要がある。そのため、実習を行う時間は、勤務場所を離れることはないが、職務専念義務免除（職専免）とし、実習のみを行う。また、それは教職大学院の実習科目であるので、実習担当の大学院教員が指導を行うこととする。実習の内容としては、たとえば授業実践探究コースの場合は授業開発が主となるので、勤務ではなく職専免となるが、通常勤務の場合と同じように授業を行い、実習とする。ただし、それは新たな試みとしての授業実践であり、データを作成し、分析を行うようにする。このように、実習であってもできるだけ平常の実践と重ねるようにする。

ただし、必ずしも勤務に影響が出ないとも限らないので、勤務形態に配慮するようにしたい。すなわち、事前に勤務校とも協議し、当該院生を学級担任からはずしたりティームティーチングの体制を組んだりして、勤務と実習とが両立できるように支援する。

一方、ストレート・マスターの場合は、開発科目における指導を基礎的な内容とするとともに、附属学校等の学校現場の協力を得て教育実践について基礎的理解を図るようにしたい。そうすることによって、探究実習「基盤教育実習」へと無理なく発展できよう。また、省察科目にしても、教育実践分析の基礎を指導するようにしたい。また、その際には実習校のメンター教員だけでなく、探究実習「学校変革試行実習」を行う現職教員の学生も指導の一部を担当させるように指導していく。

#### 4. 履修登録単位の上限

学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目と

して登録できる単位数は、37単位を上限とする。

## ⑥ 施設・設備等の整備計画

### 1. 校舎等施設の整備計画

現在、本学においては、新課程の廃止を踏まえた文化教育学部再編を計画しており、今回の教職大学院の設置のほか、芸術地域デザイン学部、教育学部及び大学院地域デザイン研究科の設置を目指している。各学部等の入学定員及び教員配置計画等を踏まえ、当該建物が配置されている文系地区については、全学教育機構を含め、総合的にゾーニングを見直すこととしている。ゾーニングにあたっては、講義室、教員室及び研究室等の確保など、教育研究活動等に支障がないことについて十分に検討を重ね、学部等設置に伴う文系地区ゾーニング案（資料17）としてとりまとめた。

教職大学院の学生が自習等で使用する、経済・文化教育棟3階の「大学院生共同研究室（仮称）」の見取図（予定）は次のとおりである。

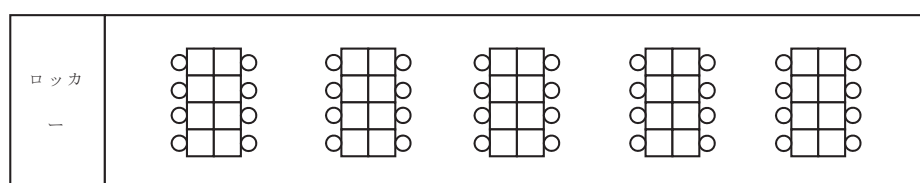


図6 院生共同研究室

### 2. その他特記すべき事項

佐賀県各地域の現職教員の修学を容易にし、学校変革を全県的に進めるためにも、教職大学院サテライトを設置する。佐賀県教育委員会及び市町教育委員会と共同し、各学校の空き教室や公共施設等を活用してサテライトを設け、担当教員が出向き、教職大学院の授業科目（探究実習のカンファレンス等）を開講する。また、補助的にICTによる遠隔授業も行う。

また、サテライトにおいては、市町教育委員会の求めに応じて、教員研修講座等を実施し、サテライト設置校及び近隣の学校の教職員の受講を受け入れる。

## ⑦ 既存の学部（修士課程）との関係

現行の教育学研究科（修士課程）を廃止し、教職大学院学校教育学研究科（専門職学位課程）に全面的に移行する。

教職大学院の設置と同時期に現行の文化教育学部を改組して、教員養成に特化した教育学部を設置することとしている。この教育学部とも緊密な連携をして、教員養成の教育、及び学校教育に関する研究、さらには附属学校園の運営について共同で精力的に推進したい。具体的には、教職大学院専任教員が教育学部の学生の指導を一部担当したり、附属学校運営委員会の委員として附属学校園の運営に参画したりもする。

また、教職大学院入学者の確保のためにも、同時に佐賀大学全体の教員養成機能の向上のためにも、課程認定を受けている経済学部、理工学部、農学部及びそれらを基礎学部とする研究科とも連携する。具体的には、全学的な教員養成カリキュラム委員会に教職大学院の専任教員が委員として出席し、全学的な連携のもとに教員養成カリキュラム



の改革等の業務を担うようにする。

## ⑧ 入学者選抜の概要

入学者選抜は、現職教員選抜、一般選抜（教員免許取得予定者を含む。）の2つに分けて実施する。選抜においては、教職志望は当然だが、教職大学院カリキュラムの履修の適否を基準とする。

また、入学後の所属コースの決定については、入学者選抜試験の願書提出時に希望コース名を明記させ、それに応じて志望理由書及び実践研究計画書を作成して提出させる。なお、特定のコースに志願者が集中することも予想されるので、第1志望、第2志望というように、2つの志望コースを申し出るようにさせる。そうすることによって、入学者を適切に確保したい。

さらに、入学者の確保については、佐賀県教育委員会との緊密な連携を図るようにする。その第1は、現職教員院生の確保についてであり、佐賀県内の公立学校教員が希望して本学に進学する場合、佐賀県教育委員会が入学金及び授業料を負担することになっている。また、派遣された現職教員については、カリキュラムの履修によって高度な実践力を有する教員として養成し、学校現場にリーダー教員として送り返すことになる。その際、キャリアパスについては、設置予定の教職大学院運営協議会において修了者の学修成果についての報告を行い、佐賀県教育委員会の人事計画にも反映させるように協議することとする。そうすることによって、将来性のある有望な現職教員の入学希望者をさらに獲得するようにしたい。

第2に、ストレート・マスターの入学者の確保についてであるが、同様に佐賀県教育委員会と連携し、教員採用試験合格者の名簿登載期間の延長（最大2年間）、及び特別選考を行うことについて合意している。前者は、学部4年次に受験した教員採用試験に合格しているならば、専修免許の取得を条件に、大学院修了まで名簿登載期間の延長である。後者は、教員採用試験を受験することなく大学院に進学したストレート・マスターを対象に、すぐれた者を選抜し、佐賀県公立学校教員の候補者として推薦し、採用試験の一部を免除するが、その資質を評価して適切であれば採用する制度である。ストレート・マスターの複数名を推薦したいと考えている。

### 1. 現職教員の入学者選抜

現職教員の入学者選抜では、佐賀県教育委員会との緊密な連携によって、佐賀県教育の課題に応じた育成したい人材を基準に、選考を行う。その際、現職教員としての将来性を基準に、次を評価対象とする。

- ・ 志望理由書
- ・ 教育実践研究の成果物（実践論文や学習指導案）
- ・ 教職大学院における実践研究計画書
- ・ 教育実践に関する論述試験
- ・ 教育実践に関するプレゼンテーション（模擬授業等）と面接
- ・ 教育課題に関するグループ・ディスカッション

また、派遣ではない現職教員の自費による入学希望もあろう。その場合は佐賀県教育委員会による第1次選考はないので、学部新卒者等を対象とする一般の入学者選抜によ

る選抜対象となる。しかし、この場合も入学後は派遣院生と同様に扱い、佐賀県教育委員会とも連携して履修指導を行う。

## 2. 一般の入学者選抜

一般選抜は、主に教員免許を取得予定で、教職志望学部卒業生を対象とする。その際、教員としての実践力の基礎を基準に、次を評価対象とする。

- ・志望理由書
- ・学部における教育実習等の教育実践に関する成果物、及び教職カルテ
- ・教職大学院における実践研究計画書
- ・教育実践に関する論述試験
- ・教育実践に関するプレゼンテーション（模擬授業等）と面接
- ・教育課題に関するグループ・ディスカッション

## ⑨ 取得できる教員免許状

本学の教職大学院において取得できる教員免許状は次のとおりである。（1種免許状を有する場合）

- ・幼専免
- ・小専免
- ・中専免（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）
- ・高専免（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，家庭，英語，情報，工業，農業，商業）
- ・養専免

## ⑩ 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施

現職教員院生に対して、入学後も修学が容易となるように、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を以下のように実施する。

### ア 修業年限

現職教員の場合は、2年間とする。

### イ 履修指導の方法

入学時に指導教員とも相談しながら、特例を活用した履修計画、実習計画を作成する。

2年間在学期間の現職教員の場合は、課程修了に必要な46単位のうち、最初の1年間は通常の授業時間帯による履修によって37単位を修得させ、2年次は週1日の通学にて残りの単位を修得させる。

### ウ 授業の実施方法

一部の授業科目については、履修者の勤務地に近いサテライト・キャンパスにおいて、土曜日の開講とするなどし、就業に影響を与えないように配慮して実施する（詳細は、次項⑪参照）。

## エ 教員の負担

サテライト・キャンパスにおける授業の土曜日開講については、科目数を限定し、過重な負担とならないようにする。また、担当教員は休業日の振り替えを行う。

## オ 図書館・情報処理施設等の利用や学生の厚生に対する配慮

メイン・キャンパスでは、次のように図書館、及び総合情報基盤センターの夜間に及ぶ利用が可能である。

図書館：平日 8：30～21：10

総合情報基盤センター：平日 8：30～19：00（水曜日 13：00～16：00 を除く。）

また、夜間の学習については、健康面に留意するように保健管理センターとも連携し、適切に指導する。

## カ 入学者選抜の概要

現職教員の入学者選抜では、佐賀県教育委員会との緊密な連携によって、佐賀県教育の課題に応じて育成したい人材を基準に、学校における教育実践の実績にウエートを置いて選抜する。

## ⑪ 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

### 1. 教職大学院「サテライトキャンパス」設置の趣旨

佐賀大学教職大学院では、佐賀県内各地域の教育活動の特色や地域人材を生かして院生が学びよい環境を整備すること、地域の学校教育の変革ならびに教育課題の改善に寄与することなどを目的として、佐賀県内に地元市町教委との連携により、佐賀大学教職大学院「サテライトキャンパス」を設置する。

そこで佐賀県内より鳥栖市、武雄市、唐津市の3地区を選定し、各市教育委員会の協力を得て、現職派遣教員院生が行う実習科目のリフレクションやカンファレンス、正規科目の授業を行う「佐賀大学教職大学院サテライトキャンパス講座」を、各市の教育施設を活用して開講することで、その具現化を図ることとした。（資料 18 参照）

### 2. 「サテライトキャンパス」を設置する地区

佐賀大学教職大学院「サテライトキャンパス」は、佐賀県の行政区分等で用いられる東部・中部・西部・北部の4地区の中から、佐賀大学教職大学院の所在する「佐賀中部地区」を除いた3地区に設置する（図7参照）。特に現職派遣教員院生が職務に支障なく、移動時間に多くを割かず気軽に実習のリフレクションやカンファレンス、講義に参加できるよう、運営面での配慮と内容の工夫を行う。

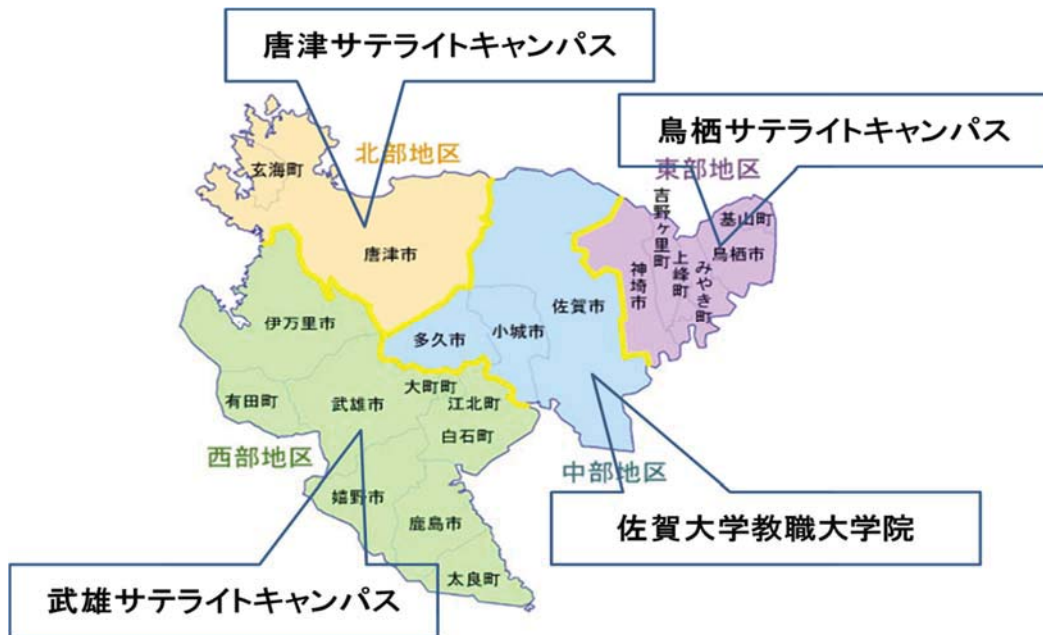


図7 佐賀大学教職大学院サテライトキャンパスの設置位置と対象範囲

□佐賀大学教職大学院「鳥栖サテライトキャンパス」

- ・連携協力先窓口…鳥栖市教育委員会学校教育課
- ・対象範囲…鳥栖市，三養基郡，神埼市，神埼郡
- ・主会場…鳥栖市民文化会館(佐賀県鳥栖市宿町 807-17)

会場は最大 100 名程度の受講が可能。サテライトキャンパスより 0.1km の隣接地に鳥栖市立図書館（蔵書数約 15 万冊）があり，教員および院生の研究や学習に利用できる。

- ・施設設備…大ホール，小ホール，研修室(3)，会議室(2) 等

※サテライトキャンパス主会場までのアクセス

- ・JR佐賀駅より長崎本線「鳥栖駅」下車，徒歩 15 分
- ・大学よりスクールバスまたは公用車利用で約 50 分(自家用車で域内最大 50 分圏内)

□佐賀大学教職大学院「武雄サテライトキャンパス」

- ・連携協力先窓口…武雄市教育委員会学校教育課
- ・対象範囲…武雄市，伊万里市，鹿島市，嬉野市，杵島郡，西松浦郡，藤津郡
- ・主会場…武雄市文化会館（佐賀県武雄市武雄町大字武雄 5538 番地 1)

会場は最大 100 名程度の受講が可能。サテライトキャンパスより 0.3km の近接地に武雄市図書館（蔵書数約 19 万冊）があり，教員および院生の研究や学習に利用できる。

- ・施設設備…ホール棟，集会棟，成人棟，青少年ホーム棟からなり，大ホール，小ホールのほか，会議室，研修室 等

※サテライトキャンパス主会場までのアクセス

- ・JR佐賀駅より佐世保線「武雄温泉駅」下車，徒歩 15 分
- ・大学よりスクールバスまたは公用車利用で約 50 分(自家用車で域内最大 50 分圏内)

## □佐賀大学教職大学院「唐津サテライトキャンパス」

- ・連携協力先窓口…唐津市教育委員会学校教育課
- ・対象範囲…唐津市，東松浦郡玄海町
- ・主会場…相知交流文化センター（佐賀県唐津市相知町中山 3600 番地 8）

会場は最大 90 名程度の受講が可能。サテライトキャンパスより 0.7km の地点に唐津市役所相知図書館（蔵書数約 3.7 万冊）があり，教員および院生の研究や学習に利用できる。

- ・施設設備…文化ホール及び生涯学習センターからなり，会議室(3)，研修室(2) 等
- ※サテライトキャンパス主会場までのアクセス
- ・JR 佐賀駅より唐津線「相知駅」下車，徒歩 10 分
  - ・大学よりスクールバスまたは公用車利用で約 70 分(自家用車で域内最大 60 分圏内)

## 3. サテライトキャンパスにおける授業科目の内容

### (1) 探究実習「リフレクション」および「カンファレンス」

授業科目：現職派遣教員院生が 2 年次に行う「学校変革試行実習」の一環として行う。

授業内容：①リフレクション

当該地域において「学校変革」「学校課題の改善」「次期スクールリーダーの養成」を目的とする「学校変革試行実習」を実施している現職派遣教員院生の実習内容に関する協議。教職大学院の指導教員による指導，現任校の教職員も交えた協議会や情報交換等を行う。

#### ②カンファレンス

当該地域において実習している現職派遣教員院生の実習経過や実習成果の報告および地域の「学校変革」への取組についての協議を行う。現職派遣教員院生および現任校の教職員に加えて，他の大学院生，地域の一般教職員，教育委員会関係者，教職大学院の教員等を交えた協議や講演を行う。

実施時期：リフレクション…「学校変革試行実習」中随時（4 月～9 月）

カンファレンス…「学校変革試行実習」中および実習終了後（10 月）

受講対象：現職派遣教員院生，ストレート・マスター，現職派遣教員院生の現任校の教職員，地域の一般教職員，教育委員会関係者

受講会場：市庁舎，公共施設，連携協力校 等

実習科目のリフレクションやカンファレンスについては，その地区に勤務する現職教員院生，及びその地区の学校において実習を行っているストレート・マスターを対象として実施する。そうすることによって，当該院生の本校キャンパスへの通学の負担を軽減することができる。また，その地域の学校の教員にも，履修学生ではないが，公開し，参加を得ることによって，リフレクションやカンファレンスの充実を図ることができる。さらには，参加した教員が教職大学院への進学を考えるようになることも期待できよう。その一方で，指導を担当する大学院教員は地域の学校の教員からの多様な問題意識や見解に触れることができ，それらを指導にフィードバックするなら，FD 活動として指導力を高めていけよう。



## (2) 授業全時間をサテライトで実施する科目

授業科目：教育経営探究コース「学校内外連携・協働演習」（2単位・30時間）

授業内容：学校内における教員の連携，学校と地域や関係機関等との連携について講義・演習・実地見学・ゲストティーチャーによる指導講話等を通して体験的に学ぶ。

受講対象：教育経営探究コース在籍の2年次院生（5名程度）

実施時期：2年次前学期（4月～9月）毎週月曜日・第5限（16時20分～17時50分）

受講会場：授業の追究テーマや院生のニーズに応じて，鳥栖・武雄・唐津のサテライトキャンパスの中から実地視察先等を考慮して適切な会場を選定する。テーマ・ニーズ等が複数になる場合は2ヶ所あるいは3ヶ所のサテライトキャンパスをローテーションする。授業は5限に設定し，現職派遣教員院生が現任校での授業後に短い時間でサテライトキャンパスまで移動できるようにするとともに，サテライトキャンパスを拠点として近隣の学校や教育機関の実地見学を行う。

開講科目：「学校内外連携・協働演習」（2単位・30時間）は，その科目の目的に応じて，学校現場をフィールドとする。そのため，サテライトキャンパスのいずれかにおいて，地域との共同に関して特色ある実践を試みている学校を選択し，当該学校の教員とも連携して，参観や演習を行うようにする。なお，その場合は大学のスクールバスを使用し，履修者の移動にも配慮する。

## (3) 授業の一部をサテライトで実施する科目

①授業科目：共通必修科目「教科等におけるICT利活用の基礎と課題」（2単位・30時間）

授業内容：武雄サテライトキャンパスにおいて，ICT機器を利活用した授業実践の検討について，教育委員会及び地域の学校教員と共同で実践的な検討を行う。

全15回のうち，3回をサテライトキャンパスにおいて開講する。

受講対象：1年次院生（共通必修科目・20名）

実施時期：1年次後学期月曜日・第4限（第9，10，11回をサテライトキャンパスで開講）

受講会場：武雄サテライトキャンパス（武雄市文化会館）

②授業科目：授業実践探究コース「学力と学習評価の研究」（2単位・30時間）

授業内容：鳥栖サテライトキャンパスにおいて，学習評価について教育委員会及び地域の学校の教員と共同して実践的な検討を行う。全15回のうち3回をサテライトキャンパスにおいて開講する。

受講対象：授業実践探究コース在籍の1年次院生（10名程度）

実施時期：1年次後学期水曜日・第2限（第9，10，11回をサテライトで開講）

受講会場：鳥栖サテライトキャンパス（鳥栖市民文化会館）

③授業科目：子ども支援探究コース専門選択科目「子ども支援活動演習」（2単位・30時間）

授業内容：唐津サテライトキャンパスにおいて、自立支援施設での実践の観察および記録についてのスーパーヴァイズ、カンファレンスを教育委員会および地域の教員と検討を行う。

全15回のうち、3回をサテライトキャンパスにおいて開講する。

受講対象：子ども支援探究コース在籍の1年次院生（10名程度）

実施時期：1年後学期木曜日第2限（第8, 9, 10回をサテライトキャンパスで開講）

受講会場：唐津サテライトキャンパス（相知交流文化センター）

#### 4. 受講者への配慮事項

サテライトキャンパスにおける実習のリフレクション、カンファレンスおよび講義等は正式科目の授業として位置づける。最寄りのサテライトキャンパスで実施することで、特に現職派遣教員院生の通学・移動の負担軽減を図るとともに、各地域の特色ある教育活動や教育施設、ゲスト・ティーチャーの参画など、地域の教育資源を活用することによって学修の充実を図る。

すなわち、学習環境としては地域資源の活用に積極的でありたい。サテライトキャンパスの近隣の学校において、特色ある教育実践を行っている場合がある。あるいは、地域の教育課題を顕著に抱えている場合がある。それらのような学校からの情報提供や問題提起、実践の紹介、あるいはそこでの研究的な実践の一部に参加することなどをサテライトキャンパスでの授業とすることを考えている。

また、履修にあたっては、2年間のカリキュラムを見通して、サテライトキャンパスを適切に活用し、学修効果を高めるようにする。第1学年では、コース専門科目の授業科目の一部をサテライトキャンパスにおいて履修し、地域の学校とも共同して地域教育課題について理論的に探究することを重視する。第2学年になれば実践の開発へと進め、探究実習を行う学校の近くのサテライトキャンパスにおいて、実践結果のリフレクション、地域の学校の教師とのカンファレンス等を行う。このように、理論と実践の往還を原理とする2年間の体系的なカリキュラムに応じて、地域の教育課題について、地域の教師とともに地域で学ぶ場としてサテライトキャンパスを活用させたい。

#### ⑫ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

上述のように、佐賀県内にサテライトキャンパスを設けて、原則的には対面授業や演習を行う。ただし、それだけでは不足する場合、e-Learningを活用して補充指導や自主学习が可能になるようにする。e-Learningの活用については、佐賀大学では全国の国立大学に先駆けて、平成14年度より、VOD（Video On Demand）型の「ネット授業」を開講している。そのシステムを活用して、インターネットを通して録画した授業を視聴したり、テレビカメラで結んで遠隔授業を実施したりすることが可能である。履修者の必要性に応じて、これらのシステムの活用を考えたい。特に、サテライトキャンパスと本校キャンパスとを結んで学生が討論したり、実践の成果を発信したりすることを試みたい。

### ⑬ 管理運営

#### 1. 研究科長選考方法等と研究科委員会の役割の明確化

「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成25年12月24日：中央教育審議会大学分科会組織運営部会）にあるように、研究科長は、全学の方針と研究科との間の調整役としての役割が求められる。そのため、学長のビジョンや大学の経営方針を共有し、適切な役割を果たせる研究科長が任命される必要があると考えられる。そのことから、複数の研究科長候補者を立て、最終的には学長指名により、研究科長を選出することができる方法について検討している。また、研究科長としての業績評価も学長が行うこととし、その仕組みについて規程等の整備をする予定である。

研究科委員会の役割については、学校教育法等の改正に伴い、審議する事項を教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の研究業績審査等に限定し明確化する方向で規程を整備する。研究科の評価に関して、2年に一度行われる外部評価においては、地域、社会、実務家等から選ばれた外部評価委員による第三者評価を導入し、そこから得られた意見や提案を研究科運営に反映させることで、地域、社会、実務家等と有機的なつながりをもった大学の運営体制を構築する。

さらに、教職大学院としては、地域との緊密な連携が欠かせない。地域の教育委員会、及び学校との連携・協力をこれまで以上に強化し、互いの発展を図るようにしたい。そのため、教職大学院の運営においても、地域の教育委員会、及び学校の代表者の参画を得て、図8のように教職大学院運営協議会を設置する。

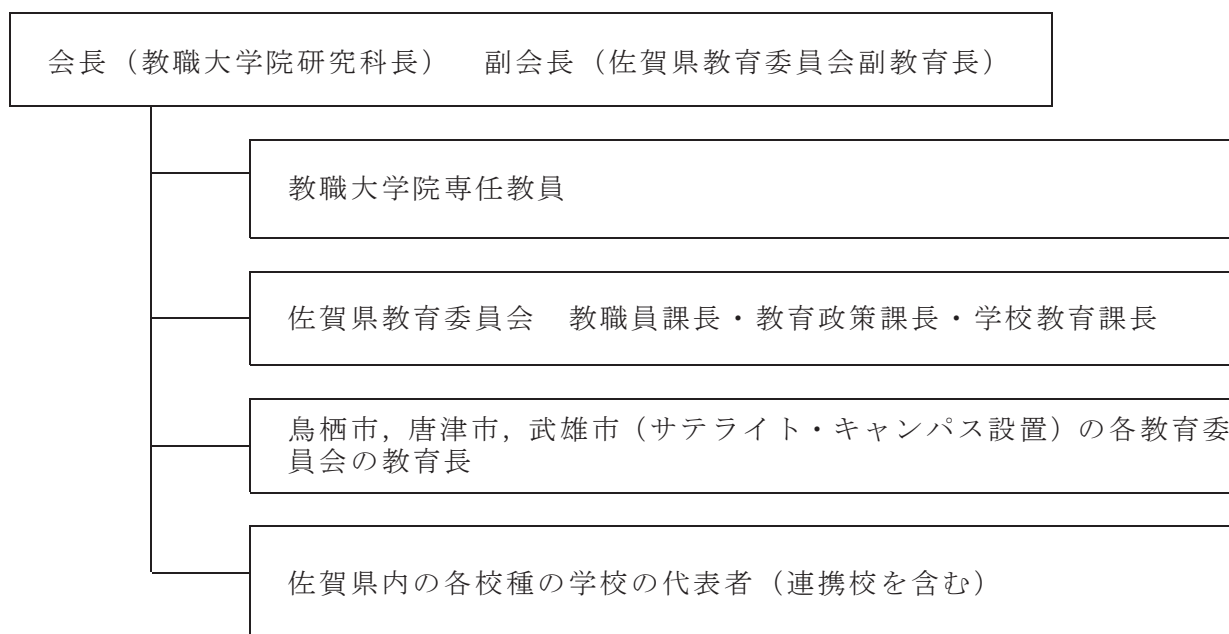


図8 教職大学院運営協議会の構成

なお、管理運営については、佐賀大学教職大学院運営規程案（資料19）および佐賀県教育委員会及び地域の学校の代表者との共同による佐賀大学教職大学院運営協議会規程案（資料20）のとおり規程を設ける。



## 2. 人事・給与システムの弾力化の方向性

全学的な方針として新たに採用する教育職員を対象として年俸制を導入するとしたことから、学校教育学研究科に新規で採用する専任教員については、年俸制を適用する。

## 3. その他学部等運営の基本方針

佐賀大学では学部等の効率的・効果的な運営のため、従来の管理運営のあり方の見直しを予定している。IR室の客観的なデータをもとに、教職員の意識改革をはかることで、学部等の活性化を促し、本研究科においては、「学校変革の担い手となることができる高度な力量を有する実践的な教員の養成」する研究科としての基盤を確立することを目指している。時代の変化に迅速に対応できる機動性と柔軟性に富んだ研究科運営を実現することが必要であり、そのためには、下記の事項に積極的に取り組んでいく。

- ①法人本部との連携強化や地域から意見を吸い上げる体制を構築する。
- ②外部評価の実施，教育情報等の公表により，透明性の高い研究科運営を図る。
- ③産学官連携による受託研究，寄附講座など，外部資金の導入を図る。
- ④教育研究活動の活性化を図るため，教員の任期制，年俸制，裁量労働制や，兼職・兼業の弾力化，新たな業績評価制度など，適切な各種人事制度を導入する。

## ⑭ 自己点検・評価について

### 1. 実施体制

本学の大学評価業務を一元的に扱い、評価の充実と効率化に資するため、「佐賀大学評価室」（以下「評価室」という。）を設置しており、平成21年12月に設置した学長、理事、学長補佐等から構成される中期目標・中期計画実施本部（以下「実施本部」という。）と連携して自己点検・評価作業を行い、大学の活性化、改善に向けた自己点検・評価に関する企画・立案及び推進を実施している。

### 2. 実施方法等

各部局等は、毎年度、本学の年度計画を達成するための部局における実行計画を策定し、本学の中期目標・中期計画の達成に向けて取り組んでおり、実施本部において、部局における実行計画の進捗管理を実施している。

また、各部局等は、各部局等の目的を達成するための諸活動について、改善を図ることを目的として、部局等自己点検・評価を実施するとともに、本学の職員以外の者による検証と意見聴取を実施しており、部局等評価（外部評価を含む。）の結果における改善すべき事項及び課題等については、速やかに改善策の検討を行い、実行に移すこととしている。

### 3. 評価結果の活用・公表

本学は、平成21年度に学校教育法に基づく認証評価の評価結果において「改善を要する点」としての指摘を踏まえ、入学定員の適正な管理等に取り組んでいる。

また、国立大学法人法に基づく国立大学法人評価（中期目標期間評価及び年度評価）の評価結果について、評価室による分析を行い、課題として指摘を受けた事項等については、状況の改善に向け取り組んでいる。

認証評価及び国立大学法人評価に係る報告書及び評価結果については、本学ウェブサイトにおいて公表しており、各部局等が自己点検・評価に基づき作成した自己点検・評価書についても、外部評価とあわせて、本学ウェブサイトにおいて公表している。

## ⑮ 認証評価

### 1 認証評価を受ける計画等の全体像

- ・平成28年 7月：一般財団法人教員養成評価機構との協議開始
- ・平成28年12月：学内検討部会等の設置
- ・平成30年 7月：認証評価の学内試行
- ・平成30年12月：試行的認証評価の学内フィードバック
- ・平成31年11月：認証評価の申請
- ・平成32年 6月：認証評価受審（書面調査～訪問調査）

### 2. 認証評価を受けるための準備状況

認証評価に当たっては、実施本部の下に作業部会を設置し、同部会において、自己評価書等の作成を行うことを予定している。認証評価の受審に当たっては、平成26年11月から教職大学院の認証評価機関である一般財団法人教員養成評価機構と、今後のスケジュールや受審に向けた意思確認等について協議を開始した。

### 3. 認証評価を確実に受けることの証明

平成26年11月に一般財団法人教員養成評価機構事務担当者と協議を行い、本学教職大学院の認証評価を行う意思があることを確認した。（資料21：一般財団法人教員養成評価機構文書参照）

## ⑯ 情報の公表

本学では、インターネット上に大学の公式ウェブサイト进行設けており、大学の理念と中期目標や計画などの大学が目指している方向性を発信するとともに、カリキュラム、シラバス、学則等の各種規程や定員、学生数、教員数などの大学の基本情報を公開している。具体的な公表項目の内容等と公開しているウェブサイトアドレスは以下のとおりである。（①～⑨：<http://www.saga-u.ac.jp/koukai/education.html>）

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること
  - ・学部及び大学院の教育研究上の目的を記載。
- ② 教育研究上の基本組織に関すること
  - ・学部学科（課程）及び講座、また大学院課程及び専攻毎の基本組織を記載。
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - ・専任教員数・男女別・職（区分）別の人数、また年齢構成、教員の業績を記載。
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - ・学部及び大学院それぞれの入学者受け入れ方針、入学者数、収容定員、在学学生数、進路状況、就職先を記載。

- ⑤ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ・オンラインシラバス及び学年歴を記載。
- ⑥ 学修（HPでは「学習」と記載）の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ・学習の成果に係る評価，卒業・修了の認定基準，取得可能な学位を記載。
- ⑦ 校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ・キャンパス及び運動施設等の概要，課外活動の状況，休息を行う環境，交通手段等を記載。
- ⑧ 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ・授業料及び入学料，学生寮（楠葉寮）に関する費用，課外施設利用料を記載。
- ⑨ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援（HPでは「支援状況」と記載）に関すること
- ・チューター及び学生アドバイザー等の各種修学支援，授業料免除及び奨学金等の各種生活支援，相談窓口及び障害者支援等を記載。
- ⑩ その他
- (a)教育上の目的に応じ学生が習得すべき知識及び能力に関する情報（佐賀大学の教育方針について・学士力・3つの方針）  
<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhousin.html>
- (b)佐賀大学規則集  
<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/>
- (c)学部・研究科の設置等に関する情報  
<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/setti/index.html>
- (d)中期目標・中期計画に関する資料  
<http://www.saga-u.ac.jp/koukai/mokuhyokeikaku.html>
- (e)大学の評価に関する資料
- ・中期目標期間評価・年度評価に関する資料  
<http://www.saga-u.ac.jp/koukai/nendojisseki.html>
  - ・自己点検・評価，認証評価等の評価に関する資料  
<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyouka.htm>
- (f)佐賀大学の取り組み
- 本学における各種活動の中で，特色ある事業や特にアピールしていく活動等について，その概要や実績等をわかりやすく紹介することを目的として公開している。  
<http://www.saga-u.ac.jp/koho/torikumi/>

## ⑪ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

第1に，教職大学院において開講する授業科目は，研究者教員と実務家教員との共同授業やオムニバスとする。そうすることによって，互いの講義や学生指導を参観し，それらについて学び合うようにする。そうすることによって，研究者教員と実務家教員とがそれぞれの立場で，教育研究において理論と実践の往還を果たしながら，自己の力量を高めていくことができよう。

第2に，研究者教員の資質向上のために，小中学校や高等学校等での教職経験がない

場合は、学校現場での実践経験を積むようにする。附属学校園において、1つの校種を選び、1週間に1日程度は定期的に半年間通って、授業や教育相談、学校経営等の実践を行い、附属学校教員による評価を受ける。

第3に、実務家教員の資質向上のために、研究会を開催する。そこでは、教育実践に関する理論について研究を行う。また、それを生かして、理論を活用した具体的な教育実践研究の成果をまとめ、積極的に専門学会等において口頭発表するとともに、学術雑誌あるいは大学紀要に論文としても発表する体制にする。

第4に、定期的にFD活動を実施し、教職大学院において開講する授業の公開検討会を行うようにする。そこでは、学部の教員、及び附属学校の教員も参加して、授業の検討を行うようにする。

## ⑱ 連携協力校等との連携

### 1. 実習科目の開講における連携

「佐賀の地域に必要とされ、学校教育現場の諸課題に対応し、解決できるような『開発と省察の往還』による高度な専門性と実践的指導力を備えた教員の養成」をその教育理念とする佐賀大学教職大学院にとって、地域との連携・協働による実習を行うことはその目的達成にとって必要不可欠であると考え。文部科学省も教職大学院の実習における「連携協力校」について、「教職大学院の場合は、附属学校の積極的活用は当然の前提としつつ、長期にわたる実習や現地調査など学校現場を重視した実践的な教育を進める上で、一般の小・中学校等との間で連携協力関係を結ぶこと（連携協力校の設定）が重要である。」と示している。

佐賀大学教職大学院においては、自己の実践研究課題に応じて、実習受け入れ校・機関と連携し、「教育実践課題探究Ⅰ（目標設定確認科目）」において実習等の目標を明確にした実習計画書を作成し、全ての院生がそれぞれに独自の実習を行うようにする（図9参照）。いずれの実習も1科目5単位とし、2科目合計10単位を必修とする。

専攻コース	履修者	1年次（後学期）	2年次（前学期）
授業実践	現職教員院生	異校種教育実習	学校変革試行実習
探究コース	ストレート・マスター	基盤教育実習	学校課題探究実習
子ども支援	現職教員院生	関係機関実習	学校変革試行実習
探究コース	ストレート・マスター	基盤教育実習	学校課題探究実習
教育経営	現職教員院生	関係機関実習	学校変革試行実習
探究コース	ストレート・マスター	基盤教育実習	学校課題探究実習

図9 教職大学院における実習科目一覧

標記の実習において、「連携協力校」において実習を行うのは基本的・原則的にはストレート・マスターが1年次に行う「基盤教育実習」と2年次に行う「学校課題探究実習」、現職派遣教員院生が1年次に行う「異校種教育実習」である。

そこで、佐賀大学教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされることが可能な実習指導体制を構築するために、「連携協力校」の設定にあたっては以下の点

に留意した。

- ① 「授業実践探究コース」「子ども支援探究コース」「教育経営探究コース」という三つのコースそれぞれの目的に応じた実習の内容が構築できるように、様々な特色や地域性のある幅広い実習候補校の中から実習先が選定できるようにすること。
- ② ストレート・マスターが行う「基盤教育実習」（1年次後期）および「学校課題探究実習」（2年次前期）と現職派遣教員院生が行う「異校種・関係機関実習」（1年次9月）において、実習する院生が取り組む研究内容や課題の解決に応じた的確な指導を行えるメンター教員の選定と確保が期待できること。
- ③ 実習校の教師集団の一員として、実習する院生が実習校の教職員と共同しながら学校の課題解決に向かうような実習体制が継続的に構築でき、教職大学院の教員も随時指導ができるよう、教職大学院からあまり遠隔地でない位置に所在すること。
- ④ これまで学部の教育実習において佐賀大学と長年に渡って密接に関わってきた佐賀県教育委員会ならびに佐賀市教育委員会と連携協力によって得られた人的・物的財産を最大限に生かし、長期的な連携協力関係が結べるようにすること。

以上の観点に立って協議した結果、小中学校においては佐賀市教育委員会学校教育課および佐賀市小中学校校長会、高等学校においては佐賀県教育委員会学校教育課に実習受け入れの依頼を行うとともに協議を重ね、実習協力の承諾を得た。以下に、連携協力校を以下に示す。

佐賀市立小学校（35校）	勸興小， 循誘小， 日新小， 赤松小， 神野小， 西与賀小， 嘉瀬小， 巨勢小， 兵庫小， 高木瀬小， 北川副小， 本庄小， 鍋島小， 金立小， 久保泉小， 芙蓉小， 新栄小， 若楠小， 開成小， 諸富北小， 諸富南小， 春日小， 川上小， 松梅小， 春日北小， 富士小， 北山小， 北山東部小， 三瀬小， 中川副小， 大詫間小， 南川副小， 西川副小， 東与賀小， 思斉小
佐賀市立中学校（18校）	成章中， 城南中， 昭栄中， 城東中， 城西中， 城北中， 金泉中， 芙蓉中， 鍋島中， 諸富中， 大和中， 松梅中， 富士中， 北山中， 三瀬中， 川副中， 東与賀中， 思斉中
佐賀県立高等学校（3校）	致遠館高校， 佐賀北高校， 小城高校
附属学校園（4校・園）	附属小学校， 附属中学校， 附属幼稚園， 附属特別支援学校

図 10 佐賀大学教職大学院の探究実習に関する連携協力校(60校園)

## 2. 教職大学院・連携協力校・各教育委員会の関係

現職派遣教員が2年次に行う「学校変革試行実習」は原則的に派遣教員の勤務する現任校において行う。現任校から選定したメンター教員（主幹教諭や教務主任，生徒指導主任や学年主任，管理職等）を置く。



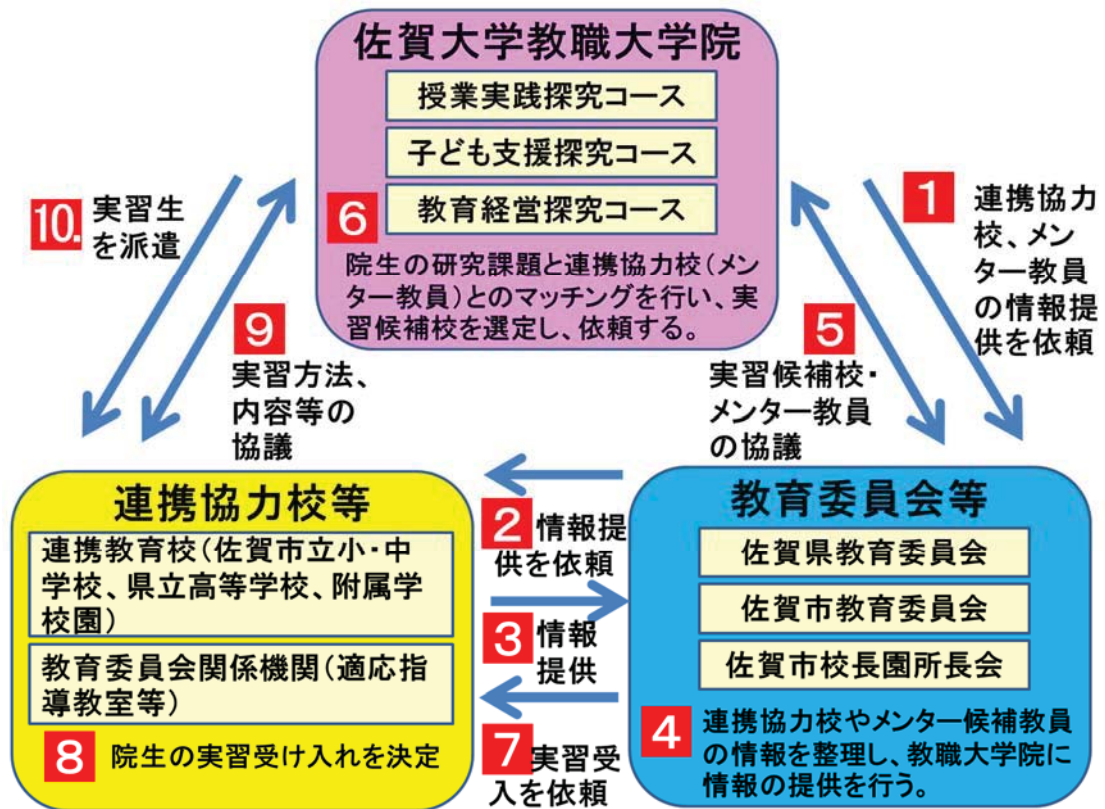


図 11 連携のあり方

### 3. 連携協力校における実習の進め方

大学院の実習は多くの連携協力校にとっては経験したことのない新しい実習であり、相当の負担を課せられるという認識も少なからず存在すると思われる。そこで実習にあたっては、教職大学院の実務家教員を中心にそれぞれの院生の実習計画案を作成し、連携協力校に対して個別かつ丁寧に「依頼・説明」に赴くようにする。実習内容に関して実習校（連携協力校）のメンター教員との間で十分な意思疎通を図り、実習の目的と方法、メンター教員の果たす役割等を確認することが最も重要であり、実習の成否を握っている。

実習は、連携協力校の教育課程と各教育活動の実施サイクルに合わせて計画する。また、連携協力校の教育課題に応じて、実習の内容をデザインするようにしたい。そのため、実習生の実践研究課題と連携協力校の教育課題とを突き合わせ、事前に協議し、できるだけ一致するように務める。

### 4. 連携協力校における連携協力校教員と教職大学院教員の連携

連携協力校において実習生（ストレート・マスター）は1年次の「基盤教育実習」において教師としての総体を学びながら、授業力や生徒指導力、コミュニケーション力、学級経営力といった「教師としての基本的資質」の獲得と向上を目指していく。また2年次の「学校課題探究実習」においては実習生自身の教師としての課題を見出すとともに連携教育校が喫緊の課題としてあるいは潜在的に有している教育課題について、それらの改善策の立案と実現を目指した実践を図っていく。

学部実習の経験があり教員免許を取得しているとは言え、実践経験の乏しいストレー  
ト・マスターにとって、そのいずれにおいても連携協力校の教職員と教職大学院の教員  
が協同して課題解決のための実践と研究を支え、改善を進めるように支援することが重  
要である。教職大学院教員は定期的に連携協力校を訪問し、実習生も交えて協力校にお  
いてカンファレンスの場を設定し、課題の共有を行い、実習院生の課題と学校課題との  
融合を図りながら、改善に向けた教育実践に協同的に参画していくようにする。こうし  
て教職大学院教員も現場の教員に学びながら、授業づくりや生徒指導、学級経営につい  
ての実践力を実習生や実習校教員に還元できるような実習にする。

## 5 連携を強化する教職大学院の地域貢献について

### (1) 「教職大学院・教師塾ジョイント・セミナー」の実施

佐賀大学教職大学院では、地域の学校変革ならびに教育課題の改善に寄与すること、  
教職大学院の設置理念と修学の目的を広く佐賀県各地域の現職教員および教育関係者に  
周知して教職大学院への修学を促進することを目的として、佐賀県内において地元市町  
教育委員会と連携・共同した地域貢献・地域連携事業を行いたいと考えた。

佐賀県内においては、各市町単位において、教職員の資質向上を目的とした「教師  
塾」や「教員セミナー」などが実施されている。そこで「教職大学院サテライトキャン  
パス」を設置する鳥栖市、武雄市、唐津市の3地区において、各市教育委員会と連携・  
協力し、学校関係者や教育委員会関係者、教師志望の学生等を対象に、地域や学校にお  
ける教育課題について協議したり、本学教職大学院の教育内容を周知したりする「佐賀  
大学教職大学院・教師塾ジョイント・セミナー」を地域の教育施設を活用して開講する  
ことで、その具現化を図ることとした。(資料22参照)

### (2) 「教師塾ジョイント・セミナー」の実施地区

「佐賀大学教職大学院・教師塾ジョイント・セミナー」は、図12のように佐賀大学  
教職大学院サテライトキャンパスを置く3地区で実施する(各サテライトキャンパスの  
所在地については「佐賀大学教職大学院サテライトキャンパスについて」の項を参照)。

現職派遣教員院生や地域の学校教員等が職務に支障なく、気軽に公開講座に参加でき  
るよう、運営面での配慮と内容の工夫を行うとともに、佐賀県全域の教職員等を対象に  
佐賀大学教職大学院の教育活動の一端を発信する。合わせて地域の教育課題や学校変革  
に向けたニーズに応じた講座を開設するため、公開講座の実施に際しては事前に各市教  
委との連携を密に取り、講座のテーマ・授業内容の検討と広報・周知活動を行っていく。

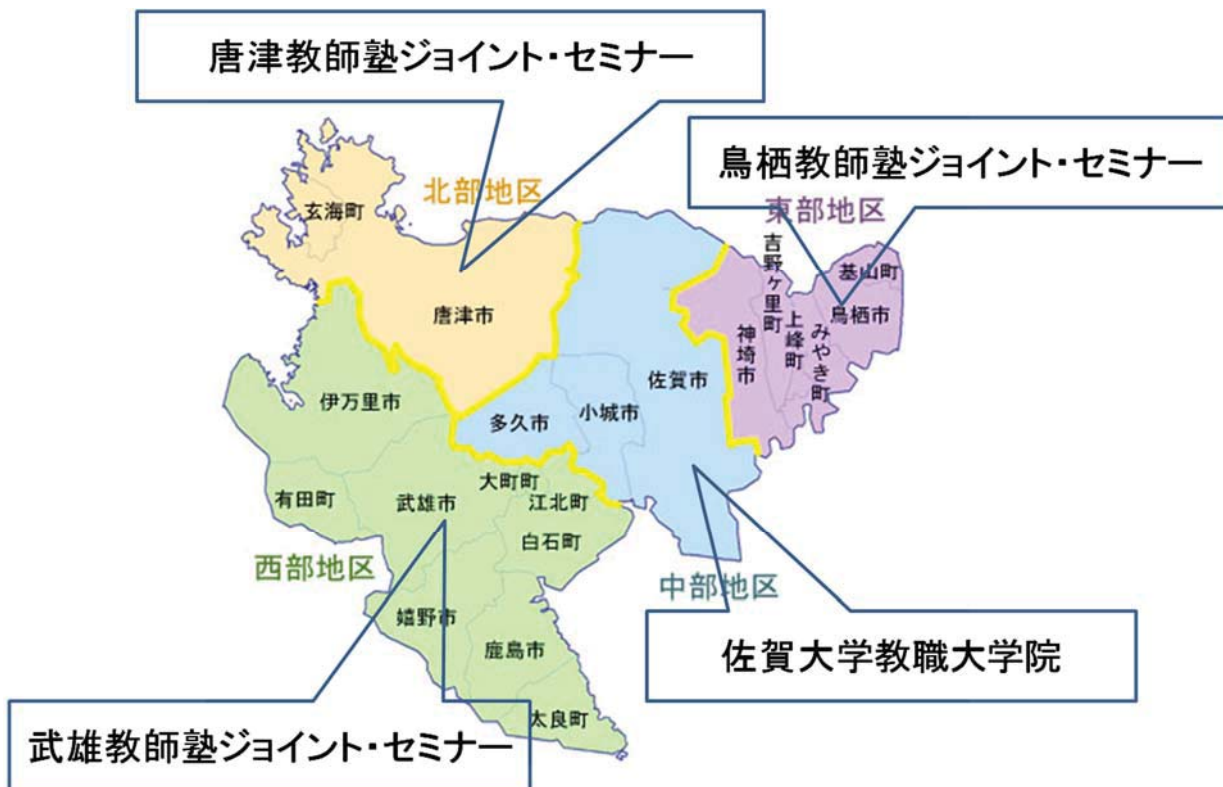


図 12 佐賀大学教職大学院「教師塾ジョイント・セミナー」の実施地区

(3) 「教師塾ジョイント・セミナー」における開設講座等の内容

○公開講座（教員研修講座）としての講義・演習

開設講座：地域の学校・教職員の研修を目的に教職大学院の公開講座として行う。

講座内容：教職大学院教員のもつ専門性を生かし、地域や学校の教育課題や学校変革のニーズに応えるべく、サテライトキャンパスを置く3市の教育委員会と共同して、教職大学院の各専攻コースより各1コマ（計3コマ）の講義・演習を、地域の一般教職員を対象として教職大学院の担当教員により開講する。また教育委員会教育長や指導主事等の講話、大学院生の研究実践発表等も合わせて行う。

なお武雄市、鳥栖市、唐津市のいずれの地区においては従来から「教師塾」や「教員セミナー」など市教委が主催する教職員の自主研修が実施されている。そうした研修会との共同参画により、相乗効果を生み出すことも期待される。

実施時期：実施は教職大学院の教員による公開講座を集中的に行う場合と、年間を通して各地の「教師塾」にジョイントして断続的に行う場合の双方が考えられるが、いずれも市教育委員会との事前協議により土曜日の午後や長期休業中など、受講生が参加しやすい時期・時間帯に設定し、管内の教職員に周知する。

受講対象：受講対象者は現職派遣教員院生およびストレート・マスター、現職派遣教員院生の現任校の教職員、地域の一般教職員、教育委員会関係者、地域在住の教師志望の学生等広く参加できるようにする。



受講会場：市庁舎，公民館，公共施設，連携協力校 等

主会場については，100名程度の人数が収容できる教室があること，筆記用の机があること，自家用車の駐車スペースが十分に確保できることなどの観点から会場を選定する。会場借用については，市教育委員会との共同開催の形式をとり，会場使用料の減免措置の申請を行う。

【公開講座の実施例 ※半日＝4時間で大学院教員が集中的に実施する場合】

	第1時	第2時	第3時	
「オリエンテーション」 教職大学院の紹介	教育実践探究 コース教員による講義・演習	こども支援探究 コース教員による講義・演習	教育経営探究 コース教員による講義・演習	「リフレクション」 感想・アンケート記入

◎ オリエンテーションとリフレクションは各20分程度，教職大学院の教員による講義・演習は60分を基本とし，休憩時間を含めて4時間程度の実施時間とする。

【セミナー開催までのスケジュール】

時期	主な活動内容
年度当初	○教師塾ジョイント・セミナーの担当者の決定（大学院・市教委） ○セミナー実施時期の内定（市教委→大学院）
～3か月前	○使用会場の予約（市教委） ○予算措置（大学院）
3か月前	○セミナーの内容の検討（大学院・市教委）
2か月前	○講師の決定（大学院） ○実施期日の確定（市教委・大学院） ○セミナー参加者募集要項の作成（大学院）
～1か月前	○セミナー参加者募集要項の配布（市教委）と取りまとめ（大学院）
1週間前	○セミナー参加者集約及び情報提供（大学院→市教委）
～前日	○会場下見，座席配置，機材等の確認（大学院）○資料印刷（大学院）
当日	○会場設営 ○スタッフ配置（受付，駐車場誘導，司会・進行等）

⑱ 実習の具体的計画

各実習科目の概要は，以下のとおりである（詳細は，資料11を参照）。

ア	基盤教育実習 【選択必修・5単位】	受講者はストレート・マスターとし，学校課題探究実習に先立って，教育実践の基本（学校における教師の仕事の基本的な通常業務）について実際に学び，実践的な課題を発見することを目的に，授業実践等を試みる。
イ	学校課題探究実習 【選択必修・5単位】	受講者はストレート・マスターとし，実習校の課題（教科指導・生徒指導・特別支援教育・学級経営・学校運営等）に応じて，調査や授業実践を試みるなどしてその分析や解釈を行う。学校課題解決のための実践力を養う。
ウ	異校種・関係機関実習 【選択必修・5単位】	受講者は現職教員とし，自身が所属する学校とは異なる隣接校種の学校園において授業実習を行い，学校間の連携について考察する。あるいは，学校以外の学校教育関係機関において実務実習を行い，学校と関係機関との連携のあり方について考察する。これらにより，ミドルリーダーとしての資質，連携力の育成を図る。
エ	学校変革試行実習 【選択必修・5単位】	受講者は現職教員とし，自身が在籍する学校の課題に即し，組織変革や新たなカリキュラムと実践の開発を組織的に試みることで，スクールリーダーとしての問題把握力・分析力・実践力・指導力の向上を図るとともに，学校改革に貢献する。

## 設置の趣旨等を記載した書類 資料目次

- 資料1：佐賀大学ミッションの再定義（教員養成分野） （46）
- 資料2：佐賀大学文化教育学部と佐賀県教育委員会における連携・協力協定書 （49）
- 資料3：佐賀県教育委員会との協議について （50）
- 資料4：佐賀大学教職大学院設置準備委員会要項 （51）
- 資料5：佐賀大学教職大学院の設置に係る佐賀県教育委員会との合同設置準備委員会に関する要項 （53）
- 資料6：佐賀大学文化教育学部と佐賀県教育委員会における連携・協定書 （54）
- 資料7：平成26年度佐賀県教育の基本方針 （55）
- 資料8：佐賀県小中学校教職員年齢構成 （71）
- 資料9：設置予定の佐賀大学教職大学院について（要望） （72）
- 資料10：佐賀大学教職大学院カリキュラムにおける理論と実践の往還 （74）
- 資料11：実習科目の概要と具体例 （75）
- 資料12：佐賀大学教職大学院人事計画 （97）
- 資料13：時間割モデル（専任教員別） （98）
- 資料14：佐賀大学教職大学院における佐賀県教育委員会との人事交流による教員の選考等に関する内規 （113）
- 資料15：佐賀大学教職大学院教員選考規程 （114）
- 資料16：コース別時間割モデル（学生用） （117）
- 資料17：学部等設置に伴う文系地区ゾーニング案 （121）
- 資料18：サテライト設置に関する承諾書（鳥栖市・唐津市・武雄市） （125）
- 資料19：佐賀大学教職大学院運営規程案 （128）
- 資料20：佐賀大学教職大学院運営協議会規程案 （130）
- 資料21：認証評価実施の意思を確認する書類 （131）
- 資料22：佐賀大学教職大学院による地域貢献・連携事業に対する要望書 （132）

## 佐賀大学

【NO75 佐賀大学】

	佐賀大学 教員養成分野
学部等の教育研究 組織の名称	文化教育学部（240名） 教育学研究科（M：39名）
沿革	明治17年（1884年） 佐賀県師範学校を設置 昭和24年（1949年） 佐賀大学教育学部を設置 平成元年（1989年） 総合文化課程を設置 平成5年（1993年） 教育学研究科（修士課程）を設置 平成8年（1996年） 文化教育学部を設置
設置目的等	<p>佐賀大学文化教育学部・教育学研究科の母体の一つである佐賀県師範学校は、初等学校教員の養成（師範教育）を目的として明治17年に開校された。</p> <p>新制国立大学の発足時には、旧制佐賀師範学校、佐賀青年師範学校を包括して、佐賀大学教育学部として設置された。</p> <p>その後、ベビーブームによる児童生徒の急増を背景に、組織・定員が拡充された。また、教員採用者数の減少による教員就職率の低下に伴い、平成元年と平成8年に教員養成課程の一部を、教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的として新課程への改組が行われ、教員養成課程の入学定員を縮小した。</p>
強みや特色、 社会的な役割	<p>○ 佐賀大学の教員養成分野は、佐賀県教育委員会等との連携により、地域密着型を目指す大学として、義務教育諸学校に関する地域の教員養成機能の中心的役割を担うとともに、佐賀県における教育研究や社会貢献活動等を通じて我が国の教育の発展・向上に寄与することを基本的な目標とし、実践型教員養成機能への質的転換を図るものとする。このため、学部運営においては特に以下の二点について取り組む。</p> <p>i 学部学生と大学院学生に実践的指導力を育成・強化するために、現在約25%である小・中学校等での指導経験のある大学教員の割合を、第2期中期目標期間に改革を行うとともに、教員応募条件として小・中学校等での教職経験を求めることにより、第3期中期目標期間末には40%とする。また、教科教育と教科専門の教員が協力して教員養成に取り組んでいるが、学校現場で指導経験のない教員については附属学校等を</p>



活用して実践的指導力向上のための研修を実施し、今後一層実践型教員養成の実現に共に取り組む。

- ii 佐賀県教育委員会教育長等の参加を得て開催してきた外部評価委員会や教員養成研修改革協議会を発展させ、学部教育委員会の幹部職員や公立の連携協力校の長等が構成員となる常設の諮問会議を設置し、学部や大学院のカリキュラムの検証・養成する人材像・現職教員の再教育の在り方などについて定期的に実質的な意見交換を行い、教育への社会の要請を受けとめ、その質の向上を図る。

- 学士課程教育では、附属学校を積極的に活用し、また、公立の連携協力校等の協力を得ながら、通常教育実習以外に、1年生では子ども理解、2年生では授業開発、3年生では、単元開発と授業評価を目的とする「教育実践フィールド演習」、及び医学部と連携した、発達障害・不登校への支援力養成を目的とする「臨床教育実習」といった実践的学習を実施しているところであるが、これらを検証・改善することによって、より高度の実践的な能力を育成する。さらに、教科及び教職に関する科目を有機的に結びつけた体系的な教育課程を編成し、質の高い小学校教員を養成することによって佐賀県における教員養成の拠点機能を果たしていく。

なお、卒業生に占める教員就職率は現在63%であり、佐賀県における小学校教員養成の占有率は、平成24年度は27%、平成25年度は35%であったが、第2期中期目標期間に改革を行いつつ、アドミッションポリシーをより一層明確に広報し、そして、実践的学習や教員就職支援を充実させ、入学定員に地域枠を設けることによって、占有率について第3期中期目標期間中に50%を確保する。さらに、佐賀市教育委員会と実習に関する協定を結び、新課程や非教員養成系学部学生の中学校教育実習では母校実習を原則廃止し、佐賀市内中学校で実習を行っているところであるが、今後さらに、教員養成に関する大学全体の機能を活用するなど、総合大学の特性を活かして質の高い中学校教員等を養成する。

併せて、国際文化課程、人間環境課程及び美術・工芸課程については、全学的な視野に立って改編しつつ、第3期中期目標期間末までに廃止する。

- 佐賀県教育委員会等との連携・協働により取り組んできた「教育実践フィールド研究（大学院教育実習）」と「教育実践フィールド研究（臨床教育実習）」の指導実績を踏まえて、第3期中期目標期間中に教職大学院を設置することによって、学部段階での資質能力を有した者の中から、さら

により実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成を行う。また、現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導的理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーを養成する。このため、実務家教員と研究者教員のティーム・ティーチングによる授業を拡充するなど、理論と実践を架橋した教育の拡充を図る。また、佐賀県のどの学校にも大学から短時間で往来できるという地理的環境を活かして、大学教員が多くの学校に出向き、指導力向上等の課題解決に協力することにより、佐賀県の学校教育の質の向上に貢献する。

なお、大学院修士課程の修了者（現職教員を除く）の教員就職率は、現状は63%であるが、第2期中期目標期間に改革を行いつつ、第3期中期目標期間中に教職大学院を設置し、その修了者の教員就職率は90%を確保する。

- 附属学校等と協働して発達障害など特別な支援を要する児童等への対応、不登校問題、学力向上及びICT利活用など、地域の学校における実践的課題解決に資する研究活動を行っている。佐賀県教育委員会と協働して、免許状更新講習の実施、教育委員会等が行う現職教員研修のプログラム開発、校外研修への組織的な参画などに取り組んできたところであるが、今後さらに協議を深め、附属学校等を活用しながら、新たな教育課題解決に向けた教育研究を進めることにより、我が国の教員の資質能力向上に寄与するなど、教員の研究活動等を通じて積極的な社会貢献活動を行う。
- 佐賀大学は地域密接の大学を目指している。子どもをめぐる教育・福祉・医療分野の幅広い地域連携を促進するため、発達障害等に関する全学共通教育を実施し、また、佐賀県等とも協働して、教育の一環として活用しながら、子育て支援事業を推進してきたところであるが、大学コンソーシアム佐賀代表校として、学生教育と社会貢献活動をさらに進める。そして、佐賀県教育委員会からの要請のもと学力向上、不登校支援、理科指導力向上等の連携・協力事業を進めてきたところであるが、8年間にわたる連携・協力の実績を踏まえ、附属学校の一層の活用を図りながら、佐賀県の教育課題の解決に取り組み、そして、教員の養成・研修の充実を図ることによって、「学び続ける教員像」の実現を目指す。

## 佐賀大学文化教育学部と佐賀県教育委員会における連携・協力協定書

佐賀大学文化教育学部（以下「甲」という。）と佐賀県教育委員会（以下「乙」という。）は、相互に連携し、協力することについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 甲と乙は、教員の養成及び資質・能力の向上、学校教育上の諸課題への対応及び生涯学習の推進を図るため、相互に連携・協力し、もって佐賀県の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

## （連携・協力事項）

第2条 甲と乙が連携・協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 教員の養成に関すること。
- (2) 教員の研修に関すること。
- (3) 学校教育上の諸課題への対応に関すること。
- (4) 生涯学習の推進に関すること。
- (5) 研究開発・共同研究に関すること。
- (6) その他、甲と乙が必要と認める事項

## （連携・協力協議会）

第3条 甲と乙は、第1条に規定する連携・協力を円滑に推進するため、佐賀大学文化教育学部と佐賀県教育委員会との連携・協力協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

## （有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から効力を発するものとし、甲と乙のいずれかが連携・協力の改定を申し入れない限り、継続するものとする。

## （補則）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の在り方等については、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議してその解決を図るものとする。

この協定書は、2通作成し、甲と乙が記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成17年1月18日

甲 佐賀市本庄町1番地  
佐賀大学文化教育学部長

辻 健児

乙 佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県教育委員会教育長

吉野健二

## 佐賀県教育委員会との協議について

佐賀県教育委員会とは、これまでも連携・協力を精力的に展開してきた。その成果を生かして、教職大学院の設置は「共同設置」と呼ぶことも可能なように、合同の設置準備委員会、及び合同の教員選考委員会を設けるようにしている。以下では、それらの会議の開催について、一部を紹介する。

### 第2回教職大学院設置準備合同ワーキング会議

- 1 日 時 平成25年12月11日(水) 15:00～17:00
- 2 参加者 教職大学院専任教員候補者の本学教授、准教授  
佐賀県教育委員会教職員課の主幹、学校教育課主幹、指導主事等
- 3 会 場 佐賀県教育庁 101号室(佐賀県庁10階)
- 4 議 題
  - ① 佐賀県学校教育の課題について
    - ア 学校現場における学校経営に関する課題
    - イ 学校現場における不登校や問題行動、特別ニーズ、生徒指導等に関する課題
    - ウ 学校現場における教科等の学力育成に関する課題
    - エ 1～3に関する佐賀県の基本方針や基本政策
  - ② 教職大学院設置に関する協定等について
  - ③ その他

### 第2回教職大学院合同教員選考委員会

- 1 日 時 平成26年6月11日(水) 9:00～10:30
- 2 参加者 教職大学院専任教員就任予定の本学教授  
佐賀県教育委員会副教育長、教職員課の課長、主幹
- 3 場 所 佐賀県教育委員会 会議室
- 4 議 題
  - ① 教員選考の規則・ルールについて
  - ② 実務家教員候補者について
  - ③ その他



## 佐賀大学教職大学院設置準備委員会要項

(平成26年3月5日制定)

## (設置)

第1 佐賀大学文化教育学部に、教職大学院（以下「大学院」という。）の設置に関し、必要な事項を協議するため、佐賀大学教職大学院設置準備委員会（以下「準備委員会」という。）を置く。

## (協議事項)

第2 準備委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 大学院の目的及び機能に関すること。
- (2) 大学院の管理運営に係る基本方針に関すること。
- (3) 大学院の教育課程の編成に関すること。
- (4) 大学院の組織に関すること。
- (5) 大学院の人事に関すること。
- (6) 大学院の施設等に関すること。
- (7) その他大学院の設置準備に関すること。

## (組織)

第3 準備委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授のうち学部長が指名した者 1人
- (2) 教育学・教育心理学講座 2人
- (3) 教科教育学講座 2人
- (4) 附属教育実践総合センター 1人
- (5) その他第1号の委員が指名した者 若干人

## (委員長)

第4 準備委員会に委員長を置き、第3第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、準備委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

## (副委員長)

第5 委員会に副委員長を置き、委員のうち委員長が指名した者をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (議事)

第6 準備委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。ただし、やむを得ない理由により出席ができない場合にあっては、代理者の出席を認め、その者を委員に代えることができる。

- 2 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

## (委員以外の者の出席)



第7 準備委員会が必要と認めたときは、準備委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8 準備委員会の事務は、文化教育学部の事務部が行う。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成26年3月5日から実施する
- 2 この要項は、大学院が設置された日にその効力を失う。

佐賀大学教職大学院（専門職学位課程）の設置に係る佐賀県教育委員会との  
合同設置準備委員会に関する要項

（平成26年4月1日制定）

（設置）

第1 佐賀大学に教職大学院設置を円滑に進めるため、佐賀県教育委員会との教職大学院  
合同設置準備委員会（以下「合同設置準備委員会」）を置く。

（任務）

第2 合同設置準備委員会は、佐賀大学の教員養成改革の方針を踏まえ、教職大学院設置  
準備に必要な次の事項を協議する。

- (1) 教職大学院設置計画書の作成に関する事項
- (2) 教職大学院の教育課程、授業に関する事項
- (3) 教員組織編成及び入学者受け入れに関する事項
- (4) その他、教職大学院設置準備に関し、必要な事項

（組織）

第3 合同設置準備委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 佐賀大学教職大学院設置準備委員会委員長
- (2) 佐賀大学教職大学院設置準備委員会委員（専任の教授に限る） 若干名
- (3) 佐賀県教育委員会副教育長 1名
- (4) 佐賀県教育委員会副教育長が指名する教育委員会事務局職員 若干名
- (5) 佐賀大学事務局職員 若干名

（委員長及び副委員長）

第4 合同設置準備委員会に委員長を置き、第3第1号の委員をもって充て、副委員長第  
3第2号の委員のうち委員長が指名した者をもって充てる。

（専門部会）

第5 合同設置準備委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

（事務）

第6 合同設置準備委員会に関する事務は、佐賀大学文化教育学部の実務部が行う。

附 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 この要項は、教職大学院が設置された日にその効力を失う。

## 国立大学法人佐賀大学文化教育学部と佐賀県教育委員会との連携・協力協定書

国立大学法人佐賀大学文化教育学部（以下「甲」という。）と佐賀県教育委員会（以下「乙」という。）は、佐賀大学教職大学院（専門職学位課程）（以下「教職大学院」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が教職大学院設置を円滑に進め、もって佐賀県の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

## （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙が連携・協力する事項は次のとおりとする。

- (1) 教職大学院設置計画書の作成に関する事項
- (2) 教職大学院の教育課程、授業に関する事項
- (3) 教員組織編成及び入学者受け入れに関する事項
- (4) その他、教職大学院設置準備に関し、必要な事項

## （合同設置準備委員会）

第3条 甲及び乙は、前条の連携・協力事項を推進するため合同設置準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

2 準備委員会に関し、必要な事項は別に定める。

## （有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成27年3月31日までとし、甲乙どちらからも更新しない旨の申出がない場合は、1年毎にこれを更新するものとする。

## （補則）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めない事項については、甲乙協議して対応するものとする。

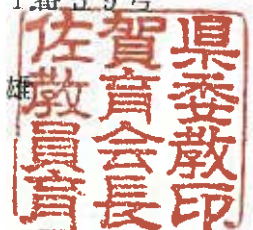
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

甲 佐賀市本庄町1番地  
国立大学法人佐賀大学  
文化教育学部長 甲斐 今日子



乙 佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県教育委員会  
教育長 池田 英雄



# 平成26年度 佐賀県教育の基本方針

平成26年4月1日  
佐賀県教育委員会

## 平成26年度佐賀県教育の基本方針

教育基本法では、教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して」行うものとされています。

また、少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが急速に進む中で、社会的・経済的格差の固定化への懸念や安全・安心の確保など、様々な課題が生じており、教育の面においても、教育基本法の改正や教育振興基本計画の策定、一貫教育の導入など、教育の根幹に関わる制度の改正や教育の充実に向けた取組が進んでいます。

このような中、本県教育には、一人ひとりが豊かな人間性を培い、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を養うなど生きる力を確実に育むとともに、国際的視野に立ち、社会経済の進展に創意を持って対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できるよう、心身ともにたくましい県民を育成することが求められています。

そこで、県教育委員会では、次の6つを施策の柱として、「平成26年度佐賀県教育の基本方針」を策定しました。

- I 確かな学力を育む教育の推進
- II 豊かな心を育む教育の推進
- III 健やかな体を育む教育の推進
- IV 時代のニーズに対応した教育の推進
- V 教育活動を支える環境の整備
- VI 文化財の保護

その推進に当たっては、佐賀県総合計画 2011 の教育に関する部分及び本基本方針をもって、教育基本法第17条第2項に基づく本県の教育振興基本計画とし、これに沿って本県教育の振興に取り組みます。

併せて、各学校や教職員の熱意と創意工夫が十分に発揮され、子どもたち一人ひとりの目標や課題に応じた教育活動が組織的かつ効果的に展開されるよう、それぞれの教育現場の権限と責任を明確にしつつ、これを支える教育内容の充実と仕組みや基盤の整備・充実に努めます。

もとより、教育の振興は、教育理念や制度の確立、具体的施策の拡充だけで達せられるものではなく、教育に携わる者一人ひとりの自覚と実践とがあいまって、はじめて実効あるものとなります。

このような認識の下、本県教育に携わる者全てが、その使命と責任の重大さを自覚し、常に研さんに努め、県民の期待と信頼に応えられるよう教育を推進していきます。

平成26年4月 佐賀県教育委員会

## I 確かな学力を育む教育の推進

確かな学力の定着のため、学力の現状把握と分析、教育内容の工夫や指導法の改善に取り組みます。また、個に応じたきめ細かな指導の充実やICT利活用教育の推進等により、学習環境の整備・充実に取り組み、学力向上を図ります。

### 主な取組① 学力の現状把握と分析

#### ＜現状と課題＞

多様で急速に変化する今日の世界の中にあつては、一人ひとりが自ら考え、行動できる自立した個人として、心豊かにたくましく生き抜いていく基盤となる力「生きる力」を育むことが求められています。

特に、新しい知識、情報、技術が社会のあらゆる活動の基盤となる「知識基盤社会」の時代にあつて、能動的・主体的に生きていくためには、知識や情報を単に理解、再生、反復するだけではなく、個人や社会の多様性を尊重しつつ、それらを活用した柔軟な思考力に基づいて新たな価値を創造したり、地域内外の多様な人々と協働したりする能力が求められています。また、変化する社会の中で絶えず学び続け、より良い社会の形成者として参画し、貢献できる力も必要です。

こうした中、これまでの全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）や佐賀県小・中学校学習状況調査（以下「県調査」という。）の分析結果から、本県の子どもたちは、学ぶことには意欲的で前向きですが、確かな学力の定着、特に、習得した知識・技能を活用して考え、判断・表現する力に課題があること、また、家庭学習については、与えられた課題にはきちんと取り組むが、自分から進んで取り組んだり、計画的に取り組んだりすることに課題があることが明らかになっています。

特に、学習指導要領で求められている「基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着」及び「思考力・表現力等といった実社会・実生活で求められる学力の育成」において、これまでの学習指導の成果が十分に発揮できている状況にはありません。

このため、児童生徒の学力や学習状況の分析結果を有効に活用し、実態に即して、各教科の基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせることは言うまでもなく、学んだ知識や技能を活用することを通して、思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、児童生徒に学ぶことについての目的意識や興味・関心を持たせて学習意欲を向上させ、自ら課題に向かうように、家庭学習の与え方や内容を工夫することが必要です。

#### ＜取組方針＞

##### 全国調査、県調査の分析と結果の活用促進

- 全国調査は、4月に全数調査で実施され、県内全ての公立小・中学校が対象となります。この全国調査の実施にあわせて、小学校第5学年から中学校第3学年までの全ての児童生徒を対象に県調査を実施し、国語、算数・数学についての学力や学習状況を把握し、指導に当たる教職員が児童生徒の実態に応じた指導法の工夫・改善に取り組めるようにします。
- また、12月に小学校第4学年から中学校第2学年までの全ての児童生徒を対象とした県調査を実施し、国語、算数・数学、理科、社会、英語（中学校のみ）の各教科について、学習指導要領の内容の定着状況、1学期からの学習指導の成果や課題を把握し、指導法の工夫・改善を図ります。
- 全国調査及び県調査の結果については、大学関係者や有識者を交えた佐賀県学力向上対策検証・改善委員会において専門的な知見からの分析や課題の抽出を行い、各学校等に情報提供します。また、県教育センターが提供する分析ツール等を活用し、指

## 平成26年度佐賀県教育の基本方針（施策体系）

### I 確かな学力を育む教育の推進

- ① 学力の現状把握と分析
- ② 教育内容の工夫や指導法の改善
- ③ 学習環境の整備・充実

### II 豊かな心を育む教育の推進

- ① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進
- ② 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

### III 健やかな体を育む教育の推進

- ① 学校体育や運動部活動の振興
- ② 食育の充実
- ③ 健康教育・性に関する指導の充実

### IV 時代のニーズに対応した教育の推進

- ① ICT利活用教育の推進
- ② グローバル化に対応した教育の推進
- ③ 県立高校再編整備の推進
- ④ 特別支援教育の充実

### V 教育活動を支える環境の整備

- ① 優秀な教職員の養成・確保
- ② 安全・安心・快適で、質の高い教育環境の整備
- ③ 信頼される学校づくりの推進
- ④ 厳しい雇用・経済情勢への対応

### VI 文化財の保護

- ① 文化財の調査・保存
- ② 文化財の整備・継承

児童生徒の学力や学習状況の現状を把握・分析し、その結果を各学校などに提供するとともに、学校独自の分析に対する支援を行い、分析結果の活用促進を図ります。また、分析結果に基づいた研修等により、授業改善を図ります。

児童生徒の学力向上を目標とし、教育内容の工夫や指導法の改善を図ります。また、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、研修等を通じて、教科書活動の本質など、確かな学力を育む指導の充実を図ります。さらに、高等学校では、民間教育機関等と連携して、大学受験及び学力向上に向けた合同学習会や指導力向上研修等の取組を実施させます。

少人数授業やチーム学習により、きめ細かな指導、ICTを利活用した効果的な教育が実現できるよう、学習環境の整備・充実を図ります。また、校種間連携の推進、学校図書館を活用した読書活動の充実や大学と連携した研究等に取り組めます。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進や、家庭や地域、関係機関等と連携した体験活動などの充実により、相互を尊重する心や思いやりの心など、児童生徒の豊かな人間性や社会性の育成を図ります。また、児童生徒の人間意識の育成を図ります。すべての児童生徒が安全・安心で魅力ある学校生活を送ることができるよう、家庭、地域、関係機関と連携した教育相談体制や生徒指導体制の充実・強化等に取り組めます。特に、いじめの問題については、いじめ防止対策推進法に基づいた体制整備を推進します。また、中学校第1学年で急増する不登校の解消に引き続き取り組めます。

学校体育や運動部活動をはじめとする学校の教育活動全体を通じて児童生徒の体づくりの取組を推進します。

児童生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、学校、家庭、地域が連携した食育を推進します。

学校、地域、関係機関等と連携を図りながら、学校保健活動を推進するとともに、性に関する正しい知識を身に付け、適切な意志決定と行動選択のできる人間性豊かな児童生徒の育成を図ります。また、保健活動の推進や学校・地域・関係機関等との連携により、性に関する正しい知識を身に付け、適切な意志決定と行動選択のできる人間性を育成します。

本県で学ぶ児童生徒の学力向上はもとより、これからの国際社会で「生き抜く力」の必須となるコミュニケーション能力や情報活用能力の習得・向上に向け、全県規模で推進するICT利活用教育推進事業に取り組めます。

国際的視野と外国語によるコミュニケーション能力を持つ国際社会で活躍する人材を育成するため、実践的英語力を高める授業への改善、体系的な英語学習の推進などを図ります。また、外国語の興味や関心を喚起する事業や留学に関する支援に取り組めます。

高等学校全体としての専門性の確保や教育水準の維持・向上を図るため、県立高等学校の再編整備等の取組を推進するとともに、学校の特色を生かした教育活動の充実などにより学校の活性化を図り、特色ある学校づくりを推進します。

特別な支援を要する幼児児童生徒への適切な教育の一環として、特別のある幼児児童生徒の自立した社会参加を目指し、一人ひとりの自覚や能力に応じた教育の推進、特別支援教育に対する理解啓蒙の推進などに取り組めます。

教員の情熱あふれる優秀な人材を養成・確保するため、教員の採用選考方法の充実や工夫・改善を図るとともに、大学との連携による教員の育成などに努めます。また、ライオンズクラブに対応した研修の充実などによる教職員の資質向上や、個々の能力や業績を適切に評価し能力開発等に生かすシステムの確立に努めます。児童生徒の生活の場、学習の場として、教育内容の高度化・指導法の多様化に対応した学校施設・設備の整備を推進します。また、安全・安心で快適な学習環境の整備のため、学校の環境整備やユニバーサルデザイン化をもとより、危機管理体制の整備、充実を図ります。

学校は、教育方針や重点目標等を保護者や地域住民に明らかにするとともに、意見や要望を教育活動の改善に生かします。また、学校の組織としての取組や関係者一体となった取組を推進すると、保護者等から「信頼される学校づくり」を推進します。

経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対し、修学支援を行うことにより、教育を受ける機会の実現に努めます。また、高等学校における職業支援の充実を図るとともに、児童生徒が望ましい勤労観、職業観に導くための道徳教育ができるようキャリア教育の充実を図ります。

佐賀の歴史や伝統、文化を物語る文化財について、調査を行い、重要な文化財については保存を図ります。

現代社会において忘れ去られがちな地域の文化財について、県民の理解を高めるとともに、その整備を行い、後世に継承します。



導法改善のための研修会を開催するなど、各学校の分析結果の活用促進を図り、授業改善に向けた取組を進めます。

- ・ 全国調査及び県調査の結果を迅速に児童生徒・学校・市町に提供し、客観的な結果に基づいた検証と課題の把握、改善に向けた取組が早い段階から効果的に進められるよう、学力向上のP D C Aサイクルの確立を図ります。

## 主な取組② 教育内容の工夫や指導法の改善

### <現状と課題>

学力向上に関する施策などを通じた教育現場の支援やその効果検証を通じて、教育内容の改善・充実や指導法の改善など、学力向上に向けた総合的な取組を更に推進する必要があります。

小・中学校及び高等学校において学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえて学習環境の整備・充実に取り組む必要があります。

### <取組方針>

#### 教育内容の改善・充実

- ・ 高校教育改革プロジェクト会議等を開催し、県立高等学校・中学校の教育課題の抽出と解決へ向けた研究を行います。
- ・ また、小・中学校については、全国調査及び県調査の分析結果等を活用し、教育内容の改善・充実を図るとともに、市町教育委員会等の関係者と連携・協力しながら児童生徒の学力向上等の取組を推進します。

#### 学力向上対策の推進

- ・ 学力の現状把握と分析及び課題の抽出、教員の指導力向上及び指導方法改善、学習環境の改善・充実、家庭・地域の教育力の向上及び連携の強化からなる「佐賀県における学力向上重点対策」に沿って、関係者が一体となった総合的な取組を推進します。
  - ・ 学校においては、各小・中学校で学力向上対策コーディネーターを選任し、校長のマネジメントの下、学校の課題に応じた学力向上対策に組織的に取り組むとともに、全国調査及び県調査の結果を活用した学力向上の取組を推進し、学力向上のP D C Aサイクルを確立します。
  - ・ 学力向上推進教員（仮称）を新たに配置し、学力向上に向け課題を抱える学校・地域において、学校支援、教師支援、保護者支援などを継続的に実施します。
  - ・ 秋田県と福井県に派遣した教員が体験・体得した詳細な先進事例については、各種研修会や講演会等で報告するなど、県全体で共有化を図り、本県の学力向上対策に活かします。
  - ・ 佐賀県学力向上フォーラムや教育事務所単位でのミニフォーラムを開催し、学力の現状や課題について保護者・地域と共通の認識に立ち、家庭学習の充実、家庭・地域の教育力向上に取り組めます。
- また、家庭学習時間の確保や家庭学習内容の充実を図るための研究実践に取り組み、その成果については県内各市町に情報提供し、取組拡大を図ります。
- ・ 高等学校については、大学等へ進学を希望する生徒の希望を実現するため、民間教育機関等と連携して、生徒の合同学習会・合同での学習合宿や、大学受験力を向上させるための入試問題分析研究・指導力向上研修等に取り組めます。

#### 学習指導要領への対応

- ・ 学習指導要領改訂の趣旨や内容を周知徹底し、教育課程の編成や指導の充実を進める

ことにより、児童生徒の学ぶ意欲を高め、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用し、自ら考え、判断し、表現する力などの育成に努めます。

- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の基本的な考え方や進め方について、研修会などを通じて周知を図り、目標に準拠した評価の着実な実施を推進します。
- ・ 外国語教育については、将来の国際社会の中での活躍を視野に入れ、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図る態度を育成し、A L T等を有効に活用したコミュニケーションの機会をこれまで以上に確保するなど、言語活動の充実改善及び指導内容・方法等の研究に取り組みます。

## 主な取組③ 学習環境の整備・充実

### <現状と課題>

小学校低学年は、将来の基盤となる基本的な生活習慣・学習習慣の定着を図る重要な時期であり、また、中学校第1学年については、生活面・学習面において不安定な時期であることから、少人数授業やティームティーチングなどによる、きめ細かな指導が必要です。

学習指導要領の改訂の趣旨や、国の「教育の情報化ビジョン」、「第2期教育振興基本計画」を踏まえ、I C T利活用教育による効果的な指導の実施など、新たな学習環境の整備・充実を図る必要があります。

幼稚園や小・中・高等学校それぞれにおける教育を充実させることはもとより、複数の学校種間で連携した教育活動を推進することにより、子どもたちの学びの連続性を考慮した効果的な指導法を構築する必要があります。

読書は、子どもたちが言葉を学び、社会生活のための様々な知識を身に付けていく上で欠かせないものであり、学校での読書活動を今後も推進していく必要があります。

佐賀大学（文化教育学部）と連携して、児童生徒の現状や課題を踏まえた今日的な教育課題に対応できる取組を更に充実させる必要があります。

休業日となっている土曜日等については、学校教育法施行規則の改正により、学校設置者である教育委員会が必要と認める場合は、土曜日・日曜日・祝日に授業を実施することが可能になりました。これを踏まえ、学校・家庭・地域が相互に連携した教育活動の充実に向け、効果的に活用していく必要があります。

### <取組方針>

#### 小学校低学年及び中学校第1学年の小規模学級・ティームティーチング選択制の実施

- ・ 少人数による学習集団の編成を柔軟に行うことができる少人数授業やティームティーチングによる、きめ細かな指導を推進します。
- ・ 小学校第1学年は、法律の定めにより35人以下で学級編成をします。（平成23年4月、義務標準法改正）
- ・ 小学校第2学年は、小規模学級又はティームティーチングによる指導の選択制を引き続き実施し、将来の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣をしっかりと身に付けるよう取り組みます。
- ・ また、学校生活や学習環境の変化になじめず、いじめや不登校が急増する、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、ひいては、学力の向上を図るため、「中学校第1学年における小規模学級又はティームティーチングによる指導の選択制」を引き続き実施し、生徒が安心して学習に取り組める環境を整備します。

#### 県立高等学校での少人数学級編成の導入

- ・ 県立高等学校における学習活動の充実や学力の向上を図るため、平成23年度から取り組んだ実践研究の成果を受け、希望校による少人数学級編成を導入します。

### I C T 利活用教育環境の整備・充実

- ・ 情報化推進リーダーを中心とした全教職員に対する研修の充実を図り、より教育効果が高まるよう、I C T を利活用した教授法の工夫・改善に取り組みます。

### 校種間連携の推進による効果的指導法の構築

- ・ 発達段階の違いを踏まえた学習指導や生活指導などの在り方を相互に理解し、子どもの学びの連続性を考慮した効果的な指導法を構築するために、幼・小・中・高の連携に係る取組を支援します。

特に、小・中学校においては、義務教育9年間を見通した体系的で連続性のある指導が行われるよう、市町教育委員会及び各学校の取組を支援するとともに、指導法の工夫・改善に取り組みます。

### 読書活動の充実

- ・ 国語をはじめ、各教科等において学校図書館を活用した学習活動を行うことにより、子どもたちの読解力向上を目指します。
- ・ 朝読書や調べ学習などに利用できる図書の実質や、公立図書館との連携強化など、学校図書館を拠点とした読書活動の充実に向けた取組を推進します。

### 佐賀大学（文化教育学部）との連携による取組

- ・ 佐賀大学（文化教育学部）との連携を深め、本県の学校教育上の今日的な教育課題を解決するために、連携・協力事業の各プロジェクトによる具体的な取組を充実させていきます。

### 土曜日等を活用した教育活動の充実

- ・ 学校教育法施行規則の改正（平成25年11月29日施行）により、学校設置者の判断で土曜日等に授業を実施することが可能となったことから、引き続き取組事例等の情報提供を行うなど市町や学校での取組を支援し、土曜日等を活用した教育活動の普及・定着を推進します。
- ・ 市町や学校が実施する、外部人材を活用した土曜日等における補充学習の取組を支援し、基礎学力の定着を図ります。

### 放課後等を活用した補充学習の充実

- ・ 基礎学力の定着が十分でない児童生徒、授業による指導のみでは学習内容の定着が十分でない児童生徒等の学力向上を図るため、市町が実施する、外部人材を活用した放課後や長期休業中における補充学習の充実を図ります。

## II 豊かな心を育む教育の推進

豊かな心を育むため、児童生徒の発達段階に応じた心の教育や体験活動を推進します。また、不登校や問題行動、いじめの問題への解決に向けた支援体制の整備・充実に取り組めます。

### 主な取組① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

#### <現状と課題>

「生きる力」の礎ともいえる、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性を育むための心の教育の充実を図っていくことが重要な課題となっています。

また、子どもたちを取り巻く社会環境が急激に変化し、間接体験や疑似体験が増加することに伴う弊害や課題の指摘がなされています。

そのため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭や地域と連携して実施したり、子どもの発達段階に応じた自然体験や集団宿泊体験、職場体験などの体験活動を実施したりすることで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む必要があります。

あわせて、子どもの発達段階に応じ、人権に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせ、また、家庭や地域と連携を図りながら、人権・同和教育を推進する必要があります。

#### <取組方針>

##### 道徳教育の推進

- ・ 生命を尊重する心、思いやる心や社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性の育成を目指し、ボランティア活動や自然体験活動などの体験を重視した道徳教育の充実を図ります。
- ・ 道徳の授業を保護者や地域に公開する「ふれあい道徳教育」を県内全ての小・中学校で実施したり、道徳教育の研究推進校（小・中学校各1校）を指定したりすることで、学校、家庭、地域が連携した道徳教育を推進します。
- ・ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりと道徳教育の全体計画の作成を進め、各学校での教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。

##### ユニバーサルデザイン教育の推進

- ・ 総合的な学習の時間や道徳、特別活動の時間、家庭科等の教科において、ユニバーサルデザインの視点に立って、交流及び共同学習や高齢者疑似体験、バリアフリーに関する教育などの充実を図ることで、ユニバーサルデザインについての児童生徒の理解を深めるとともに、相手を尊重する心や思いやりの心を育むことを目指し、ユニバーサルデザイン教育を推進します。

##### 体験活動の推進

- ・ 児童生徒の豊かな心を育むとともに、郷土への愛着と理解を深め、そのよさを実感し、誇りに思う気持ちを育てるため、世代間交流、ボランティア活動、自然体験活動、生活体験活動、集団宿泊体験、職場体験活動等の取組を推進します。

##### 人権・同和教育の推進

- ・ 同和問題をはじめとする人権問題に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体を通じて人権・同和教育を推進します。また、地域で人権・同和教育を推進していく人材を育成します。



## 主な取組② 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

### <現状と課題>

不登校は、様々な背景や理由に起因しており、その解決のためには、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応や、未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備と、その充実が求められています。特に、中学校第1学年での不登校が急増していることから、その解消に向けた重点的な取組を行うことが必要です。

いじめの問題は、人権侵害であることはもとより、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題であるとの認識を持ち、教職員や保護者は、子どもたちの状況をよく見極め、いじめの実態を把握していく必要があります。

また、大人が認知しにくい環境下でのいじめの問題への対応が求められています。

特に、いじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関と連携して、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び被害の最小化、再発防止に向けた取組を、さらに充実させる必要があります。

### <取組方針>

#### 不登校対策の強化

- ・ 不登校の問題を抱える学校には非常勤講師を配置するなどして、教育相談主任が学校の要となって教育相談業務に集中できる環境をつくるとともに、スクールカウンセラーの重点配置を行い、学校における教育相談体制の強化を図ります。
- ・ 中学校第1学年で急増する不登校の解消を図るため、小学校と中学校との連携に焦点を当てた取組を推進します。
- ・ 日常観察や調査の工夫・改善等を通じて、教育現場による適切な実態把握を促すとともに、家庭や地域と学校との意思疎通の円滑化などを支援することで、未然防止及び早期発見、早期対応の強化を図ります。
- ・ 適応指導教室や教育相談機関等の専門機関と連携した不登校児童生徒への効果的な取組に対して支援します。
- ・ 高等学校においても、家庭や専門性を有する関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

#### 教育相談体制の充実

- ・ 不登校やいじめの問題など、様々な問題行動に対応するため、スクールカウンセラーの重点配置などにより学校における教育相談体制を充実するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携した取組を強化します。
- ・ 電話相談体制の活用促進、運用改善などを通じ、電話での相談がしやすい環境づくりに取り組みます。
- ・ 保健室利用の児童生徒に適切に対応することができるよう、4～6月の繁忙期に養護教員を加配するなど、保健室の健康相談体制の充実を図ります。
- ・ 小・中・高等学校における教育相談体制の充実を進めるとともに、教職員の研修を充実します。

#### 生徒指導体制の充実

- ・ 各学校における生徒指導体制の充実により、児童生徒一人ひとりに対するしっかりとした理解に基づく生徒指導を推進するとともに、暴力行為などの発生時に組織的に対応できる体制を確立・強化します。
- ・ 児童生徒の非行防止や犯罪被害の未然防止、また、いじめの問題など生徒指導上の諸問題の未然防止や早期解決に向けた取組を強化するために、生徒指導に関する教職員の研修を充実します。

- ・ 各学校において、アンケート調査や面談、校内研修会など、生徒指導上の諸問題の早期発見・早期対応のための様々な手法による取組が強化されるよう支援します。
- ・ いじめ問題においては、いじめ防止対策推進法の趣旨に沿って、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係機関等と連携を図りながらいじめ防止等の対策を総合的に推進します。また、学校だけでは解決が困難な事案に対し、元警察官や弁護士などの外部人材を活用することに加えて、教育委員会に設置する附属機関を活用するなど、早期に解決する体制を整備し学校を支援します。

### Ⅲ 健やかな体を育む教育の推進

健やかな体を育むため、学校体育、運動部活動等の充実や学校における食育の推進など、児童生徒の発達段階に応じた健康・体力づくりなど総合的な取組を推進します。

#### 主な取組① 学校体育や運動部活動の振興

##### <現状と課題>

子どもたちを取り巻く社会環境や生活様式の変化もあり、児童生徒の体力・運動能力の状況は、一部には下げ止まりの兆候もみられるものの、昭和60年頃をピークに長期的に低下傾向にあります。

その中で、本県の児童生徒の体力・運動能力は、全国と比較すると、一部で全国平均を上回る状況も見られますが、まだ多くの学年で全国平均に到達していません。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果などから、積極的に運動する児童生徒とそうでない児童生徒の二極化の傾向や、体力を向上させるためには、体力そのものを高める取組を行うとともに、運動習慣や食生活を含めた生活習慣を改善する必要があることが明らかになりました。

また、運動部活動は、学校での教育活動の中で児童生徒の豊かな人間性を育むとともに、体力向上に大きな役割を果たしていますが、専門的な技術指導ができる指導者の確保などが課題となっています。

健康や体力の向上は、児童生徒の発達・成長を支え、生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育ていく基礎であり、これらを推進していくことは重要な課題です。児童生徒の健康や体力の向上については、学校体育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが必要です。

##### <取組方針>

###### 体力向上へ向けた総合的な取組の充実

- 児童生徒の健康な体づくりの推進を目指し、学校体育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携した取組を推進します。
- 各学校が体力向上のための目標を設定し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果分析により学校の実態を把握し、課題に応じた体力向上に取り組むよう支援します。

###### 学校体育の充実

- 教員の専門的な指導力向上を目的とした研修を充実します。
- 中学校第1学年及び第2学年において必修となった「武道及びダンス」の効果的で安心・安全な授業の実施のため指導にあたる教員の指導力向上や地域の指導者との連携等を図り、武道及びダンスの指導の充実を推進します。

###### 運動部活動の振興

- 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に役立つなど、生徒の健全な心身の発達に対する教育的効果も大きいことを踏まえ、運動部活動の充実と推進・振興を図ります。
- 中学校、高等学校の運動部活動に外部指導者を派遣するとともに、指導力の向上を図るため、運動部活動の顧問及び外部指導者を対象とした講習会を実施します。
- 北部九州総体に向けて高めた競技力を、維持、向上させるために、強化練習会、強化合宿、遠征やアドバイザーコーチを招聘等の競技力向上方策を支援します。

- あわせて、「1校1スポーツ」の定着による魅力ある学校づくりや地域スポーツとの連携を図ります。

#### 主な取組② 食育の充実

##### <現状と課題>

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもの健康を取り巻く問題が指摘されています。「食」は、知・徳・体の基礎となるものであり、特に成長期にある子どもたちにとって重要であることから、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組む必要があります。

##### <取組方針>

###### 食育の推進

- 朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合を高い水準に維持するよう食に関する指導の充実に取り組みます。
- 学校給食を活用し、健全な食生活と食事マナーの習得に取り組むとともに、地場産食材の利用拡大や郷土食の導入を促進します。
- 学校での食育を総合的・継続的に推進するため、食育推進担当者や給食関係の教職員を対象とした研修会、授業研究会を開催します。
- 食育の一層の充実を図るため、食に関する指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の配置を拡大します。
- 家庭や地域においても、学校と連携した食育が実践できるように、学校からの情報提供や働きかけ、啓発の取組を進めます。

#### 主な取組③ 健康教育・性に関する指導の充実

##### <現状と課題>

児童生徒の様々な心身の健康課題に対応した保健活動が行われるよう、学校保健計画に基づいて、学校、家庭、地域が連携した指導体制を整備することや今日の課題に対応できるよう教職員の力量を高めることが求められています。

また、本県の10代の性に関する近年の状況はもとより、男女が互いを尊重し、命を大切にす意識の涵養を図る上からも、性に関する指導の充実喫緊の課題となっています。

##### <取組方針>

###### 学校保健の充実

- 学校保健委員会を中心に、家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の生活のリズムを整えるなど、基本的な生活習慣を培うとともに、健康管理などにより学校保健活動を推進します。

###### 性に関する指導の推進

- 体育・保健体育をはじめ、生活科や家庭科、理科、総合的な学習の時間、道徳、学級活動等の指導の関連を図りながら、学校教育全体を通じ、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導の取組を推進します。
- 児童生徒が、科学的な知識だけでなく、自分自身はもちろんのこと、他の生命を大切に

すること、男性と女性が互いに協力しあい認め合うこと、人としてより良い選択や行動ができるようになることなどについても学ぶことができる性に関する指導を推進します。

- ・ 学校、家庭、地域が連携した性に関する指導の取組を推進します。

## Ⅳ 時代のニーズに対応した教育の推進

児童生徒が減少する中で、時代が必要とする人材を育成するため、ICT利活用教育やグローバル化に対応した教育を推進します。また、今後の生徒減少期に対応した県立高校の再編整備を推進するとともに、特別支援教育の一層の充実を図ります。

### 主な取組① ICT利活用教育の推進

#### <現状と課題>

社会の情報化が急速に進展する中で、児童生徒が、コンピュータやインターネット等を活用して、主体性や創造性を発揮することができるよう、情報活用能力を育む教育の一層の充実が必要です。

学習者の興味関心を高め、個に応じた指導に有効とされる、ICT利活用教育の推進については、国の第2期教育振興基本計画で、ICTの活用等による新たな学びの推進を掲げ、確かな学力をより効果的に育成するため、ICTの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新の推進、学校のICT環境整備の促進が明記されています。そこで、ICT機器の整備と教職員研修の充実について一体的に取り組むことで、環境整備や教職員のICT利活用力の向上を図り、新たな教育環境の構築を図る必要があります。

#### <取組方針>

##### ICT利活用教育の推進

- ・ 本県で学ぶ児童生徒の学力向上の達成に向け、佐賀県独自のICT利活用教育である「先進的ICT利活用教育推進事業」に全県規模で取り組み、教育現場におけるICT機器の整備とそれを利活用した先進的な実証研究、人材育成及び新たな教育情報システムの構築を一体的に進めます。
- ・ また、本事業を円滑に実施するため、県教育委員会の推進体制の強化とともに、市町や国、大学、企業等との連携を促進します。
- ・ 教育の情報化を全県規模で推進するため、学習管理機能(LMS)と学習教材管理機能(LCMS)及び校務管理(校務支援)機能を統合した本県独自の教育情報システム(呼名「SEI-Net」)の運用及び機能の充実を図ります。
- ・ ICTを活用した遠隔授業は、学力向上対策としてはもとより、不登校や新型インフルエンザ発生時等、通常の学校や教室での学習が困難な場合の学習支援対策としても有効な手段であることから、一層、実証研究を充実させます。
- ・ 全ての教職員がICTを活用した実践的な教育活動を行うことが可能となるよう、情報化推進リーダーを中心とした校内研修の充実を図ることにより、各学校におけるOJTを推進し、教職員の指導力向上に努めます。
- ・ 児童生徒の情報活用能力の向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関等との連携により、発達段階に応じた情報モラル教育の充実にも努めます。

### 主な取組② グローバル化に対応した教育の推進

#### <現状と課題>

世界のグローバル化が急速に進む現在、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えた国際社会で活躍する人材の育成が求められています。

そのためには、実践的な外国語（とりわけ英語）の運用力を身に付けるとともに、交渉力やプレゼンテーション力を高め、我が国の伝統や文化だけでなく、異民族や異文化を理解・尊重する態度を涵養することが必要です。

### <取組方針>

#### グローバル化に対応した教育の推進

- ・ 教職員の海外研修等を実施し、より実践的な英語の運用力を高めるための授業に取り組めます。
- ・ イングリッシュキャンプ（学校単位等で行う英語合宿）やイングリッシュスクエア（民間施設で実施される英会話体験プログラム）等体験的な英語活動を推進します。
- ・ 英語による表現力やコミュニケーション力を高めるため、英語コンテスト等への中高生の参加を促進します。
- ・ 外国への興味・関心を喚起する事業を実施し、高校生の海外留学等を推進します。

### 主な取組③ 県立高校再編整備の推進

#### <現状と課題>

今日の急激な生徒減に対応するとともに、学校教育に対する生徒、保護者、地域のニーズの多様化や激しい社会情勢の変化の中で、高等学校には、専門性の確保や教育水準の維持・向上が求められています。

そのため、県教育委員会には、生徒一人ひとりの多様なニーズ、人材育成に関する地域の期待などを踏まえ、長期的・全県的な視野に立って、教育の質的充実を図り、県立高校の活性化を促進することが求められています。

また、併設型の中高一貫教育校については、県全体の教育力を高める観点から、市町立中学校や他の高等学校と切磋琢磨できるよう魅力ある学校づくりを目指していく必要があります。

#### <取組方針>

#### 更なる生徒減少期への対応

- ・ 平成 30 年度以降の大幅な生徒減少に対応するため、広く関係者の意見を聴きながら、新しい再編整備計画の策定に向けた取組を進めていきます。

#### 中高一貫教育の充実

- ・ 中高一貫教育については、地区毎に設置した 4 校（致遠館中学校・致遠館高等学校、唐津東中学校・唐津東高等学校、香楠中学校・鳥栖高等学校、武雄青陵中学校・武雄高等学校）それぞれの教育環境等を踏まえながら、生徒・保護者及び県民の期待に応える学校となるよう、一層の魅力づくりを推進します。
- ・ また、市町立中学校や他の高等学校の取組を含めて、中高一貫教育導入による県全体の教育環境の変化を注視しながら、併設型中高一貫教育の導入が広く本県全体の教育力の向上に結び付くよう、それぞれの学校が互いの特徴を認め合い、切磋琢磨する環境を整備し、本県の中高等教育の改善・充実に努めます。

#### 特色ある県立高等学校づくりの推進

- ・ 科学技術・理科・数学教育や英語教育、専門教育については、全国レベルで先進的・

モデル的な取組を意欲的に進める学校において、より一層充実した教育活動の展開を図るとともに、その成果の普及に努めます。

- ・ 専門学科高校を中心とした「ものづくり」や「起業家教育」などの特色ある教育に取り組むとともに、国際社会で活躍する人材育成のためのキャリア教育の充実を図ります。

あわせて、これらの学校における教育活動が、地域の人材育成に対する期待やニーズに応え、その結果、生徒一人ひとりの実践的な職業能力の形成に生かされるものとなるよう、県内企業との意見交換の場を増やし、企業・産業等との連携強化に取り組んでいきます。

### 主な取組④ 特別支援教育の充実

#### <現状と課題>

これからの特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加の促進を目指し、できる限り身近な地域において、共に学び、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が受けられるような教育環境を整備する必要があります。

また、発達段階に応じたきめ細かな支援とともに、就学前から学校卒業後まで一貫した支援を行うことができるよう、関係機関と連携し、総合的な支援体制の構築が求められています。

ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の自立、社会参加の観点からもキャリア教育及び職業教育の充実を図る必要があります。また、障害の程度や状態が多様化しており、一人ひとりの特性や能力に応じた進路指導や、福祉、労働等関係機関との連携が求められています。

さらに、「インクルーシブ教育システム」に係る国の制度改正を踏まえ、市町教育委員会の就学指導に対する支援の検討や、「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえた居住地校交流の推進などが求められています。

#### <取組方針>

#### 特別支援学校における特別支援教育の推進

- ・ 障害のある児童生徒が地域のより身近にある特別支援学校で教育を受けることができるようにするとともに、特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、分校設置について検討します。
- ・ 教職員の指導力向上を図り、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
- ・ ICT機器の利活用により、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、コミュニケーション能力を育成する等、一人ひとりの障害の程度や特性等に応じた教育の充実を図ります。
- ・ 企業への就職を目指した進路支援体制を確立するために、企業、関係機関、行政などが協働して、特別支援学校の職業教育の充実を図るための県全体のネットワークや、学校と企業のパートナーシップを構築します。
- ・ 企業等で求められる能力や適性等を身に付けることができるよう、高等部の作業学習等において新しい作業種を設定するなど、企業等と連携した職業教育を推進します。
- ・ 中原特別支援学校の知的障害高等部に設置した「職業コース」における実践研究成果を踏まえ、他の特別支援学校における「職業コース」の設置を検討するなど、生徒の一般企業への就職を推進します。
- ・ 学校全体で就労支援を行うことができるよう、進路支援に関する校内体制を整備します。
- ・ 働くことへの意識を高めるため、小・中・高で一貫したキャリア教育の推進を図る



とともに、家庭や地域の学校等に対してキャリア教育に関する理解啓発を図ります。

#### 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ・ センターの機能を有する特別支援学校と連携した体験研修等により、特別支援学級担当教員及び通級指導教室担当教員の専門的な指導力の向上を図ります。
- ・ 就学前から高等学校卒業まで、一貫した支援の充実のために、入学・進学に伴う各学校種間の情報の共有及び引継を促進します。
- ・ 小・中学校等への支援の充実を図るため、特別支援学校の校内体制を強化するとともに、学校全体によるセンター的機能の充実を推進します。
- ・ 効率的な地域支援を行うことができるよう、教育事務所と連携した支援について検討します。

#### 関連する諸課題への対応

- ・ 「インクルーシブ教育システム」に係る国の制度改正を踏まえ、市町教育委員会の就学相談に対する支援について検討します。
- ・ 「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえた居住地域交流の在り方についての情報発信を行うとともに、特別支援学校の児童生徒が、居住地域との結びつきを強めるための制度について検討します。
- ・ 国の制度改正等を踏まえ、小・中学校等における障害のある児童生徒の支援体制についての調査研究を行います。

## V 教育活動を支える環境の整備

「生きる力」を育む教育活動を支える、優秀な教職員の養成・確保や安全・安心な学習環境の整備など、県民から信頼される質の高い教育環境の整備に取り組みます。

### 主な取組① 優秀な教職員の養成・確保

#### <現状と課題>

「知識基盤社会」の到来に当たり、確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成を図るには、教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員を確保・育成していく必要があります。

また、教育現場においては、いじめ・不登校等の生徒指導の諸課題への対応、特別支援教育の充実をはじめとする様々な教育課題が急増するとともに、学力の向上やICTの利活用の促進、家庭・地域との連携・協力の必要性も指摘されるようになっていきます。

これらの諸課題に的確に対応するため、教職員のライフステージに応じて、経験年数別研修、職務別研修、課題別研修等を行い、資質や実践的な指導力を高めることが求められています。

また、優れた教員については、その能力を佐賀県教育全体の活性化につなげることが必要です。

一方、様々な教育課題への対応が求められる中、教職員がその能力を十分に発揮できるよう、校務事務負担の軽減やメンタルヘルスの保持・増進のための対策が求められています。

#### <取組方針>

##### 教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

- ・ 創造性に富み、豊富な社会体験や最新の知識など様々な能力や特性などを持つ優秀な人材を幅広く求めるために、教員採用選考方法の充実や工夫・改善を行い、教育現場の課題に適切に対応できる教職員を確保します。
- ・ 佐賀大学（文化教育学部）との連携の下、教員養成段階でも、共同での養成課程の評価・改善などに取り組み、教育現場の現実的な課題を踏まえた養成課程が実現されるよう努めます。
- ・ 教員志望の学生が、県内の教育現場において、学習指導はもとより学校行事や体験活動等の様々な教育活動に携わる「教育ボランティア活動」を推進します。
- ・ また、佐賀大学（文化教育学部）による大学院生への教育現場での課題解決型教育実習や、医学部附属病院とも連携した特別支援教育の専門家養成などに対して支援・協力をを行います。

##### 教職員研修の充実

- ・ 各種の研修機会については、「学校評価」や「評価・育成システム」を通じて得られた成果や課題などを踏まえ、階層別研修の見直しや専門研修、課題別研修の整理・体系化など、研修の充実を図り、教職員のライフステージに応じた研修体系による資質や能力の向上に取り組みます。
- ・ 児童生徒の確かな学力の向上や特別支援教育、ICT利活用能力向上のための研修、教育センターにおける長期研修、民間企業での社会体験研修など、時代の変化に対応した専門的な知識の習得や指導法の改善等を目的とした計画的・実践的な研修の充実を図ります。また、教員を大学院に派遣し、学校経営等のマネジメント力や高度な教科指

導力の向上に取り組みます。

- ・ 佐賀大学（文化教育学部）とも連携し、10年経験者研修等の機会に、大学の多様な資源を効果的に活用した各種の専門的な研修機会を提供します。
- ・ 校内・校外における意欲的な研修を奨励するとともに、教職員としての職責の重要性を十分に自覚させて、服務規律の保持に努めます。  
なお、不祥事等の発生防止のため、教育現場とも連携しながら教職員一人ひとりの意識改革へ向けた働きかけや、事務・会計に関する監査体制等の適切な運用を図るとともに、万一の発生時には、厳格で適切な対応に努めます。
- ・ 指導不適切教員に対しては、研修のより一層の充実を図るとともに、人事上の措置についても適切に対処します。

#### 教職員評価システムの充実

- ・ 「評価・育成システム」について、学校や教職員自身の人材育成のツールとしての定着を図り、教職員一人ひとりが自らの資質の向上や能力の開発に努め、各学校の教育目標の達成や課題の解決に役立てていくとともに、教育現場での運用の状況や課題などを踏まえ、より効果的な制度となるよう取り組んでいきます。
- ・ 教職員に共通的に求められる資質・能力、学習指導、生徒指導、学校経営など個別分野において求められる力などを整理し、自己研さんや人材育成の「よりどころ」としながら、研修機会等の充実や「評価・育成システム」の活用とあわせて、教職員一人ひとりの個性や特性を生かしたキャリアの形成を促していきます。

#### 意欲や専門性に富んだ人材の活用

- ・ 各学校の特色ある教育活動の実現・推進を人事配置面から支援するとともに、個々の教員の熱意や創意工夫を教育課題の解決に役立てるため、教員の応募指名制度（F A制度）のより一層の活用を推進します。
- ・ 優れた指導力を持つ教員をスーパーティーチャーとして認証し、十分な活用ができるよう所属校での業務量などにも配慮した上で、その専門的な力量を所属校だけでなく、広く県内において活用し、教職員の指導力の向上に取り組めます。
- ・ 意欲や創造性を持った教員や、特定の政策課題等に関する研修等を受講して一定の専門性を備えた教員などの情報を集約し、教育現場への支援や情報提供などに活用するとともに、広報誌等を通じて各教育現場に紹介するなどして、これらの教員を核とした地域や学校での課題解決力の向上を図ります。
- ・ 中学校と高等学校との間での教職員の人事交流をはじめとして、多岐にわたる人事交流を促進します。

#### 教職員のメンタルヘルス対策の充実

- ・ 教職員自らが、日頃から心身の健康状態の自己チェックを行い、ストレスへの対処方法を身に付けるよう、メンタルヘルスに関する意識の啓発を図るなど、セルフケアの充実に努めます。
- ・ 校長等が心の健康の重要性を十分認識し、日常的な教職員の状況把握に努め、メンタルヘルス不全の早期発見・早期対応ができるよう、管理職等を対象にした研修を実施するなど、ラインによるケアの充実を図ります。
- ・ 産業医や精神科医等の専門家による相談体制の充実を図るとともに、相談窓口や巡回相談等の周知及び活用促進を図っていきます。
- ・ 教職員が心身ともに健康で、生き活きと職務を遂行できるよう、労働安全衛生管理体制の整備を図り、その実効性ある取組を推進することにより、気軽に相談したり、情報交換をしたりすることができる良好な職場環境づくりに努めます。

## 主な取組② 安全・安心、快適で、質の高い教育環境の整備

### <現状と課題>

学校施設は、児童生徒の生活の場として安全・安心で快適な環境づくりが求められており、耐震化による安全性の確保やユニバーサルデザイン化による学校づくりを推進していく必要があります。加えて、教育内容・指導方法の高度化・多様化等、時代の変化に対応した施設・設備の充実とともに、省エネルギーや地球温暖化対策のため、環境への負荷を減らす施設づくりや設備の改修が求められています。

また、情報社会の進展に伴い、ICT環境の整備や情報セキュリティの確保などが求められています。

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、学校は安全の確保に努めるとともに、様々な場面を想定し、児童生徒の危険予測、危機回避能力等を向上させることが必要です。

学校における危機管理体制を確立・強化するとともに、教職員の危機管理能力の向上を図ることが必要です。

### <取組方針>

#### 学校施設の整備推進

- ・ 児童生徒が一日の多くを過ごす生活の場として、また、個性や創造性を伸ばす学習の場として、安全・安心な学習環境の整備を図るとともに、教育内容の高度化や指導法の多様化に対応し、環境にも配慮した施設・設備の整備・充実に取り組めます。
- ・ 児童生徒や教職員をはじめ、地域住民や来訪者等だれもが県立学校施設を利用しやすいように進めてきたユニバーサルデザイン化整備については、改築の予定のない学校は終了したので、残された学校は改築に合わせてユニバーサルデザイン化整備に取り組めます。
- ・ 教育内容の高度化やニーズの多様化に対応した学校施設・設備の整備に取り組めます。

#### 学校施設の耐震対策の推進

- ・ 県立学校については、平成20年度に策定した「県立学校施設耐震化実施計画」に基づき、耐震性が不足している校舎等の全てを、特に耐震性が低く、緊急度の高い建物を優先して、平成27年度末までに計画的に耐震化を進めます。
- ・ また、市町に対しては、公立小・中学校の施設の耐震化事業が計画的に推進され、国が目標として定めた平成27年度末までに完了するよう、働きかけていきます。

#### ICT環境の整備

- ・ ICT利活用教育に対応した機器の整備を図ります。
- ・ 育英資金について、県立高校入学一時金を10万円から15万円に拡充し、学習用PC購入に必要な額を貸与するとともに、十分な採用枠を確保し、要件を満たす希望者全員に貸与できるようにします。
- ・ 全ての県立高校における1人1台の学習用PCの購入に当たり、生徒・保護者が購入しやすくなるよう新たな貸付制度を設けます。
- ・ 教育情報システム（SEI-Net）の運用、機能の充実を図り、学校における校務事務の一層の効率化を目指します。
- ・ 個人情報等の取扱いについては、情報セキュリティ対策基準やガイドライン等を踏まえ、セキュリティ確保の観点から適切な対応がなされるよう個々の教職員等への普及・啓発や、組織としての情報管理体制の適切な運用・監視等に努めます。
- ・ インターネットを活用して全国各地の優れた教材・指導案等を収集・提供するとともに

に、県内各地域の優れた実践事例、指導案、教材などを紹介・提供できるWebサイト（全国津々浦々！自己研修資料）のコンテンツの拡充と利活用の促進に取り組みます。

- ・ 県内各地域の教職員が、各々の教育活動における問題・課題などについて自由に意見等を交換し、その解決を相互に支援したり、共同調査・研究等の自主的な活動を行うシステムの活用を推進します。

#### 安全教育の推進

- ・ 児童生徒の安心と安全を確保するため、全ての学校で学校安全に関する計画を作成し、適切に実施します。
- ・ 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、防災教育等の学校安全に関する教育を推進します。
- ・ 学校における組織的取組を推進し、地域社会、家庭との連携強化を図ります。

#### 学校の危機管理体制の整備・充実

- ・ 県教育委員会で作成した「教育現場における安全管理の手引き」及び各学校における危機管理マニュアルについて、絶えず検証し、必要な見直しを行うとともに、新任管理職などを対象とした危機管理研修や学校における全職員対象の校内研修の実施などを通して、危機管理能力の更なる向上を進めます。
- ・ 新型インフルエンザ発生時においては、県教育委員会で策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」及び各学校で策定した行動計画に基づく適切な対応により、児童生徒の安全確保と学習機会の保障に努めます。
- ・ 万一の際に関係者が迅速かつ効率的に情報を共有し、的確な対応ができるよう、電子メール等の情報通信技術も活用しながら、関係者間の報告・対応ルールの適切な運用を図ります。

### 主な取組③ 信頼される学校づくりの推進

#### <現状と課題>

児童生徒の健やかな育成のためには、学校、家庭、地域が相互に理解し連携しながら、それぞれの立場から学校の教育活動を支援する取組を推進する必要があります。そのため、学校評議員制度や学校評価を活用し外部意見を学校経営に反映することや、学校の抱える課題や生かすべき特色などを的確に捉え、教育施策の中に反映していくことなどが求められています。

また、教育課題の解決や教育目標の実現には、学校長のマネジメント力を高め、教職員が一体となって、組織的に取り組んでいくことも必要です。

#### <取組方針>

##### 学校組織マネジメントの確立

- ・ 学校経営が、学校の組織として機能的に行われるよう、大学等とも連携しながら、学校長等を対象とした組織マネジメントに関する研修に加え、中堅教員を対象とした研修なども実施し、学校経営の改善を図ります。
- ・ 県内全ての公立学校において、教育活動や学校運営について学校評価（校内での自己評価、及び保護者や地域住民などの関係者による学校関係者評価）を実施します。その際、各学校は達成目標を数値化し、達成状況や結果を公表しながら、保護者や地域住民の理解と協力を得て、学校教育の充実に取り組むとともに、一体となって児童生徒を育てる開かれた学校づくりを推進します。

- ・ 新たな職の設置を進め、学校の組織運営体制や指導体制の一層の充実を図り、各学校の自律的かつ効果的な教育目標の実現や教育課題の解決に生かされるよう、その運用等を含めて工夫・改善に努めます。
- ・ 学校長のマネジメント力を高め、学校の改善に向けた組織的な取組を支援します。

#### 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 各種の施策の企画・立案などに際して、幅広く意見・提案を求め、各学校・地域の実態や問題意識を反映させるなど、政策形成過程の工夫・改善に取り組みます。
- ・ 各学校、市町教育委員会が、自らの長所や課題となっていることを明らかにし、その課題解決に向け自ら企画・立案した取組に対して、情報提供や助言、訪問による支援等を行い、各学校等の自主的・自律的な学校づくりを推進します。
- ・ 各地域の様々な教育課題に対して、県教育委員会と市町教育委員会や学校、保護者や地域住民等が一体となって解決策を模索し、課題解決を図るとともに、その取組や成果については積極的に情報提供するとともに、県の施策等にも反映していきます。
- ・ コミュニティスクール（学校運営協議会）については、調査研究や情報提供などを通じ、市町教育委員会や学校等に対する支援に努めます。

### 主な取組④ 厳しい雇用・経済情勢への対応

#### <現状と課題>

国内経済の長期低迷に伴い、経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒が多い状況にあります。保護者が経済的に苦しい場合でも高等学校等の生徒が安心して学業に専念することができるよう、修学に必要な費用の負担を軽減するための支援が求められています。

また、景気後退による企業の求人数の減少により、就職を希望する高校生が大きな影響を受けていることから、生徒や学校の取組への支援が求められています。

社会、経済情勢の変化に伴う産業構造の変化や雇用の多様化が進む中で、社会の変化に流されることなく社会人・職業人として自立できるよう、児童生徒に、学校で学んだことを自らの生活や将来と具体的に関連付け、学ぶ意義や目的を理解させていくことが求められています。また、学校での様々な活動に積極的に関わろうとする意欲や態度を育むことを通して、職業や勤労に対する関心や意欲を高めさせる必要があります。

#### <取組方針>

##### 修学支援の充実

- ・ 育英資金について、県立高校入学一時金を10万円から15万円に拡充し、学習用PC購入に必要な額を貸与するとともに、十分な採用枠を確保し、要件を満たす希望者全員に貸与できるようにします。
- ・ 全ての県立高校における1人1台の学習用PCの購入に当たり、生徒・保護者が購入しやすくなるよう新たな貸付制度を設けます。
- ・ 授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得者世帯の高校生等に対し、平成26年度入学者から奨学のための給付金を学年進行で給付します。

##### 就職支援の充実

- ・ 企業等において、人事や労務分野などで経験を積んだ人材を就職支援員として高等学校に配置し、就職を希望する生徒の就職支援を行います。
- ・ 就職支援員による職場開拓や就職指導を強化するとともに、関係機関等と連携し、情勢に応じた機動的な対応に努めます。



- ・ 就職を控えた高校3年生に対しては、熟練技能者や卒業生等を学校に招き、産業界の求める人材、働く上での心構えなどについて学ぶ機会を設けます。

#### 発達段階に応じたキャリア教育の充実

- ・ 学ぶ意欲や動機の形成には、幼稚園や小学校段階から生涯にわたる生き方と学びとの関わりの視点が重要であることから、教科指導はもとより、道徳や特別活動、総合的な学習の時間など、既存の学習活動との関連性のあるキャリア教育の学習プログラムの開発と活用・普及を推進し、児童生徒の職業観・勤労観を育成します。生徒がより適切で主体的な進路選択を実現できるよう、進路指導・進路相談を充実します。

## VI 文化財の保護

佐賀の歴史や伝統、文化を理解し、次世代へ伝えていくため、県民の貴重な文化財の調査・保存、整備・継承を図ります。

### 主な取組① 文化財の調査・保存

#### <現状と課題>

地域に伝えられてきた文化財について、そのすばらしさを再発見・再認識し、価値ある文化財を後世に伝えていくため、埋蔵文化財をはじめ、各種文化財の調査を行い、重要な文化財については保存していく必要があります。

#### <取組方針>

##### 県内文化財の調査と適切な保存

- ・ 地域に残された文化財の調査を行い、重要な文化財については、指定し、適切な保存を図ります。
- ・ 開発と埋蔵文化財保護との調整を行うため、必要に応じて確認調査を実施し、確認された遺跡については保存について協議を行い、やむを得ず破壊される遺跡については発掘調査を行い、記録保存を図ります。

##### 世界遺産登録への取組

- ・ 平成27年度の世界遺産登録候補となった「明治日本の産業革命遺産 九州・山口とその関連地域」の登録実現を目指し、関係8県11市が一体となって取組を進めます。
- ・ 三重津海軍所跡や築地反射炉跡等の歴史的価値を更に明らかにしていくため、佐賀市教育委員会が実施する発掘調査や調査成果の検討等を引き続き支援するとともに、本県の近代化遺産について県民の理解を深め、登録推進への機運の醸成を図ります。

##### カササギの保護

- ・ カササギの生息実態の調査分析結果について、専門家の学会発表を支援することなどにより、県民への周知を図っていきます。
- ・ 引き続き落下幼鳥の保護を行っていきます。

### 主な取組② 文化財の整備・継承

#### <現状と課題>

ふるさとの文化財は、今もなお地域の人々の心のよりどころとなっています。しかしながら、次々に新たな技術が生み出され、情報があふれる現代にあつては、ややもすると優先順位が下がり、忘れ去られ、後世に引き継がれなくなってしまう危険性を常に孕んでいます。

このため、県民に対しては、文化財のすばらしさを再発見・再認識させ、文化財に対する理解を高めるとともに、各種文化財の整備を行い、後世に残していく必要があります。

#### <取組方針>

##### 指定文化財の整備と後世への継承

- ・ 劣化・毀損が進んでいる貴重な文化財について、早急に修理・保存施策を講じます。

- ・ 風俗慣習や民俗芸能など地域の文化を再認識し、その継承や後継者育成のために必要な施策を講じます。
- ・ 吉野ヶ里遺跡や名護屋城跡並びに陣跡などの拠点的遺跡について、調査研究や整備促進を図ることにより、広く県民の文化財への理解を促すとともに、国内交流・国際交流の推進を支援していきます。

#### 文化財に対する県民の理解

- ・ 文化財の保護に対する各種施策の機会を利用して、県民の文化財に対する理解を高めます。

平成26年度

## 佐賀県教育の基本方針関係事業等の一覧

## 平成26年度 佐賀県教育の基本方針関係事業等の一覧

(記載上の留意事項)

- ・「予算」欄は、平成25年度予算で単位は千円
- ・「-」は、事務費・人件費等又は国等の予算で執行するもので、事業費予算を計上していないもの

### I 確かな学力を育む教育の推進

#### ① 学力の現状把握と分析

項目	具体的施策・内容	予算
1 全国調査、県調査の分析と結果の活用促進	全国学力・学習状況調査を活用した学力向上対策の推進 (学力向上対策検証・改善委員会、県調査見直し(ほか))	6,006
	学習状況調査の実施と結果分析による学力向上対策の推進	3,709

#### ② 教育内容の工夫や指導法の改善

項目	具体的施策・内容	予算
1 教育内容の改善・充実	小中学校教育改革プロジェクトの実施	124
	高校教育改革プロジェクトの実施	541
2 学力向上対策の推進	全国学力・学習状況調査を活用した学力向上対策の推進 (学力向上推進教員の配置)	(再掲)
	“進”魅力ある学校づくり推進事業	10,700
	放課後や長期休業を活用した補充学習への支援	18,270
	土曜日を活用した補充学習への支援	12,000
	家庭・地域の教育力向上推進事業	3,520
	大学受験力及び学力向上緊急対策事業	12,901
	大学受験力及び学力向上推進事業	8,126
	リーダーズ養成事業	400
3 新学習指導要領への対応	教育課程研修会の開催	610
	確かな学力育成等のための実践研究事業	9,788
	外国語教育の充実に関する教員等の研修	441
	教育センターによる研究調査や必要な資機材の整備費	2,752

#### ③ 学習環境の整備・充実

項目	具体的施策・内容	予算
1 小学校低学年及び中学校第1学年の小規模学級・TT選択制の実施	小学校低学年における少人数学級又はTTの選択制	200,000
	中学校第1学年における少人数学級又はTTの選択制	108,500
	基礎学力定着のためのTT講師の配置(小学校)	8,191
	基礎学力定着のためのTT講師の配置(中学校)	9,829
	中学校での数学・英語・国語への非常勤講師の配置	55,895
2 高等学校での少人数学級編制の導入に向けた実践研究	県立高等学校における少人数学級編制の実施	—
3 ICT利活用教育環境の整備・充実	ICTを利活用した教授法の工夫改善	—
4 校種間連携の推進による効果的指導法の構築	小・中連携教育に係る実践研究の取組支援	—
5 佐賀大学(文化教育学部)との連携による取組	佐賀大学(文化教育学部)との連携・協力事業	—
6 土曜日等を活用した教育活動の充実	土曜日、日曜日、長期休業を活用した教育活動の充実に取り組む市町への支援	—
	土曜日を活用した補充学習への支援	(再掲)
7 放課後等を活用した補充学習の充実	放課後や長期休業を活用した補充学習への支援	(再掲)

### II 豊かな心を育む教育の推進

#### ① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

項目	具体的施策・内容	予算
1 道徳教育の推進	ふれあい道徳の実施	—
2 ユニバーサルデザイン教育の推進	ユニバーサルデザイン教育推進校の指定	—
3 体験活動の推進	“進”魅力ある学校づくり推進事業	(再掲)
	スクールコンサート巡回事業	3,540
4 人権教育の推進	人権・同和教育研究協議会への補助	6,179
	人権・同和教育充実費	1,396
	人権・同和教育振興事業	30,297

#### ② 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

項目	具体的施策・内容	予算
1 不登校対策の強化	スクールカウンセラーの配置	93,423
	不登校対策推進校支援事業(非常勤講師配置による不登校対策の強化)	24,955
2 教育相談体制の充実	適応指導教室の体制整備・運営	6,003
	スクールカウンセラーの配置	(再掲)
	「スクールソーシャルワーカー」の配置による関係機関と連携した問題解決の推進	29,073
3 生徒指導体制の充実	教育センターへのスーパーアドバイザーの配置	1,334
	「心のテレホン」による相談体制の充実	10,188
	生徒指導連盟への補助	1,800
	「心のテレホン」による相談体制の充実	(再掲)
	いじめ対策等外部人材活用事業	7,408
	いじめ防止対策推進事業	3,463

### Ⅲ 健やかな体を育む教育の推進

#### ① 学校体育や運動部活動の振興

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 体力向上へ向けた総合的な取組の充実	子どもの体力向上推進事業	1,237
2 学校体育の充実	学校体育指導者講習会の開催	308
	武道等指導推進事業	7,303
3 運動部活動の振興	中学校・高等学校総合体育大会助成事業	3,780
	運動部活動指導者研修会の開催	596
	マイクロバス等安全運転研修会の開催	317
	運動部活動指導の工夫・改善支援事業	12,662
	学校スポーツ競技力向上推進事業	7,109

#### ② 食育の充実

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 食育の推進	学校給食への指導・助言	44,390
	栄養教諭の配置	—

#### ③ 健康教育・性に関する指導の充実

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 健康教育の充実	児童生徒の健康管理や学校医の配置など	67,752
	養護教諭に対する研修	1,996
2 性に関する指導の推進	性教育外部講師招へいなど	2,259

### Ⅳ 時代のニーズに対応した教育の推進

#### ① ICT利活用教育の推進

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 ICT利活用教育の推進	先進的ICT利活用教育推進事業	588,098
	先進的ICT利活用教育推進事業（投資）	7,810
	先進的ICT利活用教育推進事業（補助）	224,400
	先進的ICT利活用教育推進事業（サポート）	216,000

#### ② グローバル化に対応した教育の推進

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 グローバル化に対応した教育の推進	世界で活躍する人材づくり事業	55,064
	外国語教育の充実に関する教員等の研修	(再掲)
	語学指導等外国青年（ALT）招致事業	82,390

#### ③ 県立高校再編整備の推進

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 更なる生徒減少期への対応	県立高校の再編整備のための調査検討・説明会開催	1,203
2 中高一貫教育の充実	高校教育改革プロジェクトの実施	(再掲)
3 特色ある県立高等学校づくりの推進	キャリア教育支援事業	8,527
	語学指導等外国青年（ALT）招致事業	(再掲)
	高等学校の総合文化祭や専門部活動への補助	4,659

#### ④ 特別支援教育の充実

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 特別支援学校における特別支援教育の推進	特別支援学校の教員の専門性の向上	2,167
	障害のある生徒の職業自立の支援のための就業体験の推進及び障害のある生徒の自立及び社会参加の支援のための就労支援コーディネーターの配置	8,657
	「職業コース」のモデル校以外の校外における職業教育等において必要となる備品等の整備	3,824
	就労支援のための企業等との協働体制の整備	5,334
	看護師配置による特別支援学校における医療的ケア支援事業	33,865
2 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実	幼稚園、小・中学校、高等学校の教員の専門性の向上	4,786
	障害のある幼児児童生徒の学校生活支援のための巡回相談員及び専門家の派遣	3,476
3 関連する諸課題への対応	特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の小・中学校等や団体等との交流及び共同学習の推進	782
	「インクルーシブ教育システム」の導入に向けて、市町教育委員会の就学先決定に係る相談の在り方等に係る調査研究等の実施	4,981

## V 教育活動を支える環境の整備

### ① 優秀な教職員の養成・確保

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実	公立学校教員採用選考試験	5,520
	教育ボランティア活動(佐賀大学連携・協力事業)	—
	大学院教育実習(佐賀大学連携・協力事業)	—
	特別支援教育に関する専門家の養成(佐賀大学連携・協力事業)	—
2 教職員研修の充実	現職教員に対する3年経験者研修、10年経験者研修	1,616
	服務規律等に関する各種研修	1,333
	初任者研修	8,278
	教育センターにおける基本研修や専門研修等	4,972
	現職教員への佐賀大学講座開講(佐賀大学連携・協力事業)	—
	文部科学省派遣研修	2,209
	大学院長期研修派遣	14,041
	国立教育政策研究所実務研修	912
	I C T利活用教育推進教員派遣研修	3,029
	県立学校新任教頭民間企業等派遣研修	—
	小・中学校新任教頭民間企業等派遣研修	—
	小・中学校教員長期社会体験研修	—
	指導改善教員研修	—
3 教職員評価システムの充実	評価・育成システム	—
	教員の中高人事交流	—
4 意欲や専門性に富んだ人材の活用	教員の他県との人事交流	—
	学校事務職員の小・中学校と県立学校との人事交流	—
	優秀な教職員等表彰(教育長表彰)	547
	スーパーティーチャーの認証及び活用	—
5 教職員のメンタルヘルス対策の充実	セルフケア等の充実のための職員研修及び管理者研修	447

### ② 安心・安全、快適で、質の高い教育環境の整備

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 学校施設の整備推進	学校施設のUD化など校舎等の施設整備(県立学校)	834,030
	学校施設の緊急防災対策に係る施設整備(県立学校)	251,940
	高等学校の設備整備(産業教育設備)	33,128
	高等学校の設備整備(理科教育等設備)	3,830
	高等学校の設備整備(その他)	32,830
	中学校の設備整備(理科教育等設備)	350
	特別支援学校の設備整備	16,900
2 学校施設の耐震対策の推進	学校施設の耐震化等の推進(県立学校)	1,813,909
	教育用情報システム(EDQ等)の管理運営等	16,242
3 I C T環境の整備	諸調査集計・分析システムの管理運営等	7,068
	校務用パソコンの整備	26,544
	育英資金の貸与	856,300
	学習用P C購入費貸付事業	170,000
4 安全教育の推進	防犯教室講習会、交通安全指導者研修会等の開催	—
	実践的防災教育総合支援事業	2,435
	学校安全ボランティアの養成講習会開催	61

### ③ 信頼される学校づくりの推進

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 学校組織マネジメントの確立	学校評議員制度の充実及び学校評価の調査分析・改善	2,173
	教育センターにおける基本研修や専門研修等	(再掲)
2 魅力ある学校づくりの推進	“進”魅力ある学校づくり推進事業	(再掲)
	広報誌(きらめく人づくり)による広報	1,065

### ④ 厳しい雇用・経済情勢への対応

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 修学支援の充実	育英資金の貸与	再掲
	学習用P C購入費貸付事業	再掲
	奨学のための給付金事業	127,157
	定時制・通信制高等学校修学奨励金の貸与	1,512
2 就職支援の充実	高等学校就職支援員の配置(雇用対策基金事業)	75,187
3 発達段階に応じたキャリア教育の充実	キャリア教育支援事業	(再掲)

## IV 文化財の保護

### ① 文化財の調査・保存

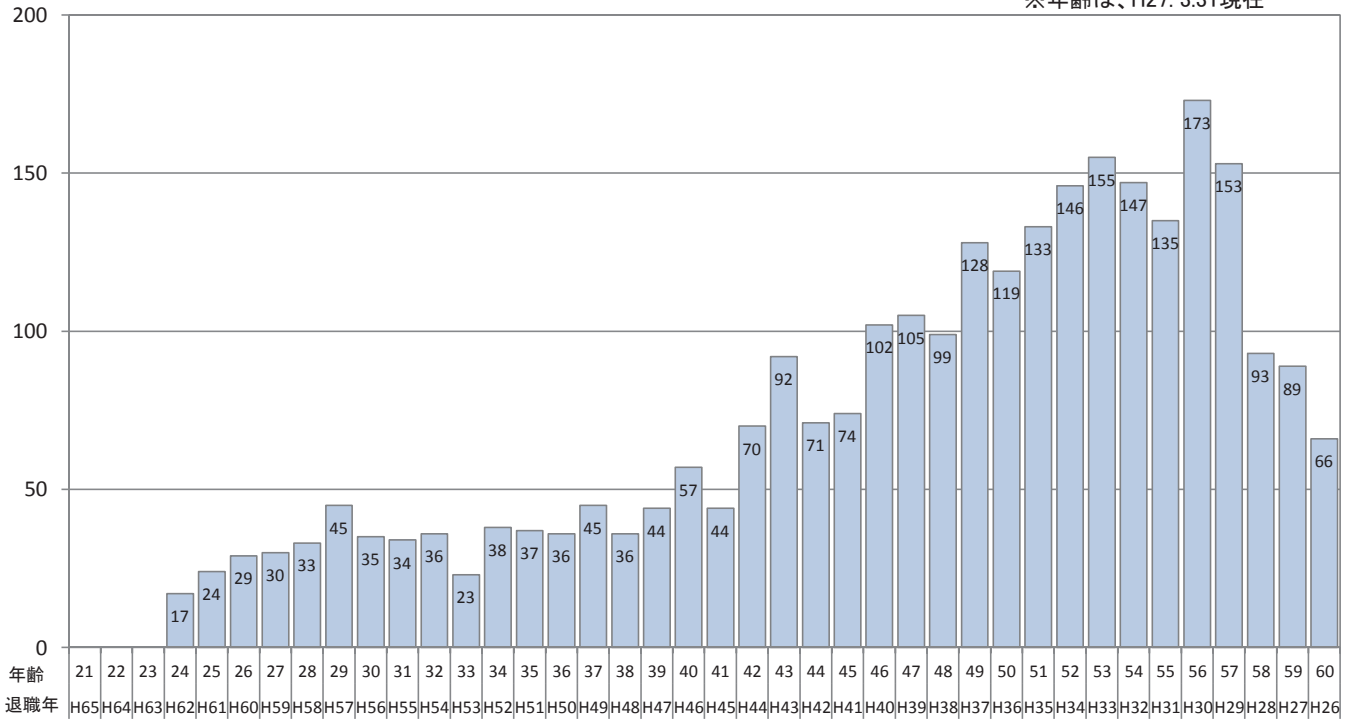
項 目	具体的施策・内容	予 算
1 県内文化財の調査と適切な保存	文化財確認調査費	7,000
	市・町の埋蔵文化財の発掘調査等事業への補助	20,259
2 世界遺産登録への取組	「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録に向けた関係市・町と連携した取組	1,015
3 カササギの保護	カササギ保護対策調査費	759

### ② 文化財の整備・継承

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 指定文化財の整備と後世への継承	市・町等の指定文化財の整備事業への補助	37,955
	吉野ヶ里遺跡関連事業	13,637
	名護屋城跡及び陣跡の調査整備事業	31,534
2 文化財に対する県民の理解	文化財保護に関する各種施策の機会による県民の文化財に対する理解の醸成	—

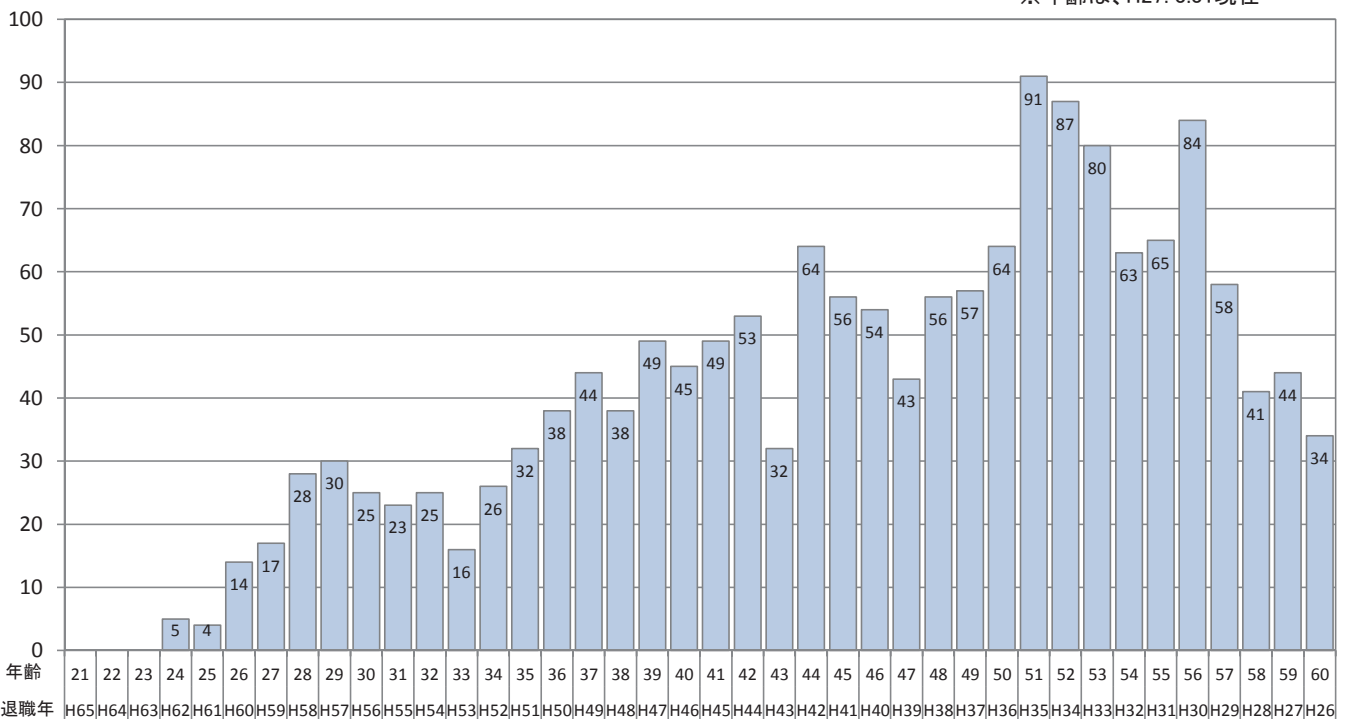
### 小学校の教職員年齢構成（校長教員）【佐賀】

□校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭  
 ※政令市を除く  
 ※H26. 5. 1現在  
 ※年齢は、H27. 3.31現在



### 中学校の教職員年齢構成（校長教員）【佐賀】

□校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭  
 ※政令市を除く  
 ※H26. 5. 1現在  
 ※年齢は、H27. 3.31現在



## 設置予定の佐賀大学教職大学院について（要望）

これまで、佐賀県教育委員会と佐賀大学文化教育学部との間で「教育に関する連携・協力」協定を締結し、いくつかのプロジェクトで共同事業を実施してきました。また、近年ではさらにその充実を図り、佐賀県の学校教育、及び教員養成に対して、一層のご尽力をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、平成25年9月に、佐賀県教育委員会と佐賀大学文化教育学部との両者によって佐賀大学教職大学院設置準備合同ワーキング会議を立ち上げ、佐賀大学に教職大学院を設置することを検討してきました。そこでの協議をふまえ、平成26年4月には、教職大学院の設置に向けての協定を締結し、合同の設置準備委員会も設けることとなりました。これらの共同の精力的な議論によって、教職大学院設置に関する準備を進められていることと思います。

設置準備委員会では、実務家教員の派遣について合意し、合同の選考委員会を設置し、適格な教員候補者の選出を行ってきました。特に、本県の教育委員会、及び学校において活躍中の現役の教職員を実務家教員として、交流人事による派遣をする予定です。また、現職教員の教職大学院への入学については、予算等の問題もありますが、現行の大学院教育学研究科に入学している7名を増員することについても検討しています。さらに、教職大学院が設置された場合、ストレート・マスターの院生には、佐賀県教員採用試験の大学院採用特別推薦枠の積極的な活用についてもお願いしているところです。

このような準備状況の中で、教職大学院における授業内容についてさらに3つの点をお願いいたします。

第1は、教職大学院のカリキュラムの充実です。すでに、佐賀県学校教育の課題、すなわち学力向上、不登校、いじめの問題への対応、特別支援教育の充実、地域の課題や子供たちの実情に応じた新しい学校づくり等の課題に応じて、教職大学院では授業実践探究コース、子ども支援探究コース、教育経営探究コースを構成するように計画されています。このことは高く評価しますが、さらに各コースにおいて佐賀県教育課題の解明、対策等に関する教育、研究の高度化を図るように、それぞれのカリキュラムを充実させることをお願いします。

第2は、育成すべき教員像についてです。教職経験を有する現職教員等を対



象とする場合は、本県の教育課題に応じて学校改革を担うことができるリーダー教員としての養成を行うようにしていただきたいのです。そのため、学校改革のプランを作成し、実行する中で、各学校の課題を克服する改革に向けた、組織的な実践を試みることができる教員としての資質を養成してほしいと思います。学部から進学してきた教職経験のない学生には、将来において学校改革の担い手となることができるように、教育実践の中で学校の課題を明確に把握することができる資質を育成してほしいものです。

第3は、教職にある限り学び続ける教員であるべきと考えており、教職大学院には、教員の養成と生涯学習の機関としての役割を担っていただきたいと思います。連携・協力協定は、教員養成における大学と教育委員会との役割を見直し、教員の養成から採用、研修のどの段階においても、長期的な視野で大学と教育委員会とが協働するように取り組んで来たことは、上述のとおりです。この取組の中で、今後、教職大学院が大きな役割を果たすことを期待いたします。

以上ですが、今後の佐賀大学教職大学院の設置に当たっては、その計画において、上述のお願いの内容を反映頂くようよろしくご配慮ください。

平成26年7月17日

国立大学法人佐賀大学

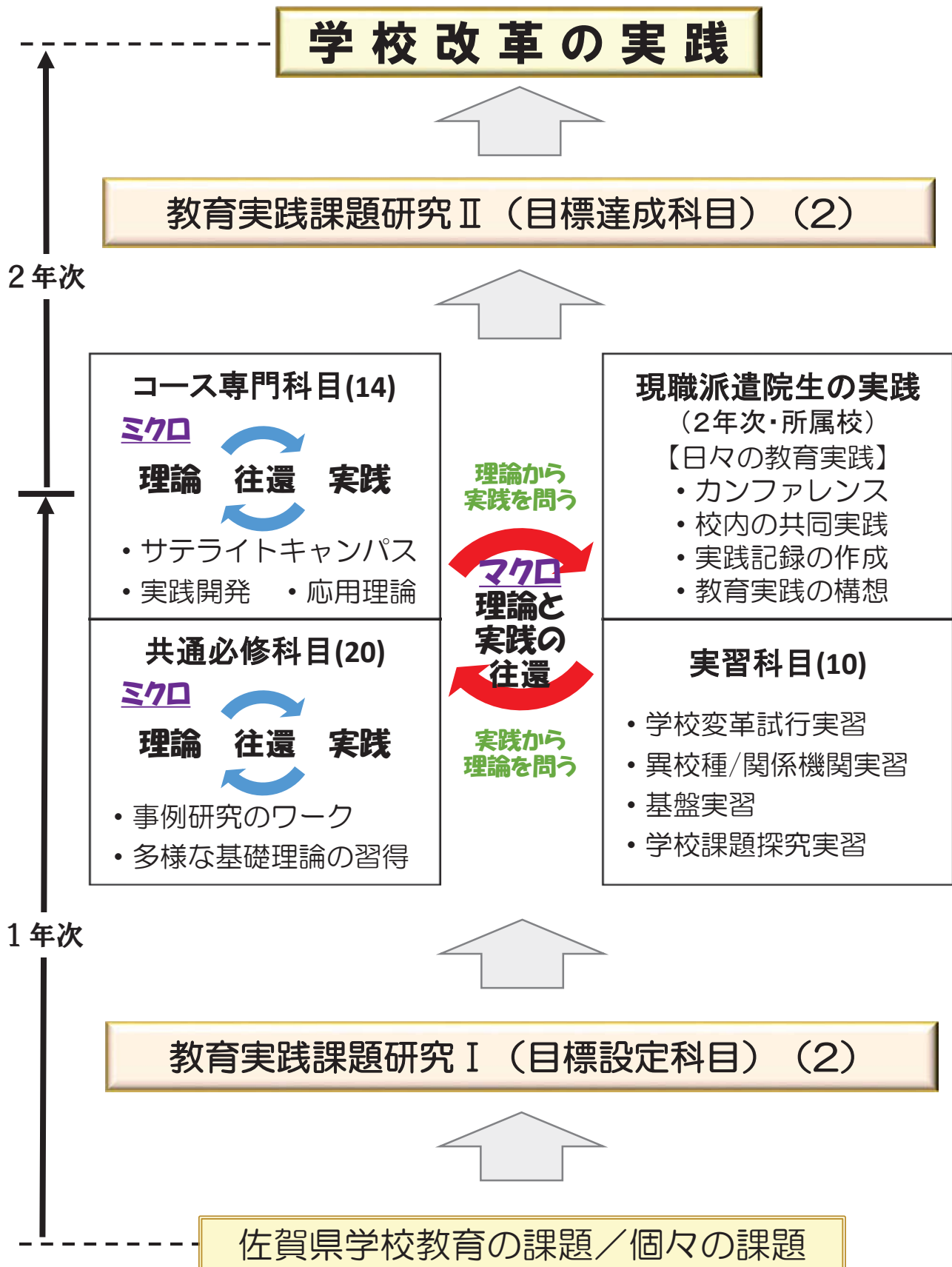
学長 佛淵 孝夫 様

佐賀県教育委員会

教育長 池田 英雄



# 佐賀大学教職大学院 カリキュラムにおける理論と実践の往還



## 実習科目の概要と具体例

□授業実践探究コース（現職教員院生）

異校種教育実習の概要（現職教員院生）	
期間・単位数	1年次通年（1日8時間×週5日×4週間，事前指導・事後指導・カンファレンス40時間，計200時間） 5単位
指導教員	実習校メンター教員 大学院指導教員
実習校	幼稚園，小学校，中学校，高等学校（連携協力校） 自己の課題に応じて，所属する校種とは異なる隣接校種を選択する。
目 標	① 自己が所属する校種とは異なる校種の学校園において，授業実習等を行い，発達段階や校種，教師文化による授業実践の差異を知り，自己の授業観を相対化する。 ② 自己が所属する学校における学力育成を高いレベルに引き上げるために，異校種の連携を強化するカリキュラムや授業づくりについて，考察を行う。
内容及び方法 (10日間×2)	① 実習計画案の作成，及び事前の打ち合わせを行う。 ② 実習校における園児，児童，生徒の実態を把握する。 ③ 実習校における授業の観察と分析を行う。 ④ 指導計画，学習指導案を作成し，授業実践の準備をする。 ⑤ 作成した指導計画，学習指導案を活用して授業実践を行う。 ⑥ 授業実践の結果を分析し，異校種間の連携について考察する。 ⑦ 授業観の差異，及び異校種間の連携に関するレポートを作成し，提出する。 ⑧ 事後指導 実習校および大学院において事後の指導を行う。 ⑨ カンファレンスを開催し，実習の結果を発表・報告するとともに，成果と課題について協議を行う。
成績評価	実習校メンター教員による評価：積極性，実習記録，実践 50% 大学院メンター教員による評価：レポート 50%

異校種教育実習モデル（現職教員院生）	
実習校	附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，県立高等学校（連携協力校）
目 標	<p>① 幼稚園，小学校，中学校，高等学校等のいずれかの学校園において20日間の授業実習等を行い幼児及び児童生徒の実態を知るとともに，教師文化及び授業実践の差異について理解し，教師としての自己の授業観を相対化する。</p> <p>② 自己が所属する学校園における学力育成を高いレベルに引き上げるために，隣接校種との連携を強化するカリキュラムや授業づくりについて，考察を行う。</p>
内容及び方法 (期間20日間)	<p>① 事前指導 実習計画案を作成し，実習校園において，事前の打ち合わせを行う。</p> <p>② 第1期（1～3日目） 実習校園における児童生徒の活動及び授業者による授業実践を参観する。授業者から聞き取りを行い，児童生徒の実態と授業実践の特色について把握する。</p> <p>③ 第2期（4～10日目） 授業者による教育実践の補助等を通して，児童生徒との交流を行う。授業計画案等を作成し，授業実践の準備をする。</p> <p>④ 第3期（11～18日目） 作成した授業計画案等を活用して，授業実践を行う。 自らの授業実践を記録し，分析の準備を行う。</p> <p>⑤ 第4期（19～20日目） 授業実践の結果を分析し，自己の校種との連携のあり方について考察し，レポートを作成し，提出する。</p> <p>⑥ 事後指導 実習校および大学院において事後の指導を行う。</p> <p>⑦ カンファレンス 実習生合同のカンファレンスを開催し，実習の結果を発表・報告するとともに，成果と課題について協議を行う。</p>
成績評価	<p>実習校メンター教員（幼稚園）による評価：実習記録，授業実践 25%</p> <p>実習校メンター教員（中学校）による評価：実習記録，授業実践 25%</p> <p>大学院指導教員による評価：レポート 50%</p>

学校変革試行実習の概要（現職教員院生）	
期間・単位数	2年次通年（1日8時間×週1日×22回，事前指導・事後指導・カンファレンス24時間，合計200時間） 5単位
指導教員	実習校メンター教員 大学院指導教員
実習校	所属する学校園
目 標	<p>① 自己が所属する学校における学力育成を高いレベルに引き上げるために，カリキュラムや授業づくりの変革プランを関係委員会に提案し，変革のための試行的な実践を行うことについての合意を形成する。</p> <p>② 変革のための試行的な実践を行い，その結果を振り返り，成果と課題についてレポートにまとめ，発表する。</p>
内容及び方法	<p>① カリキュラムや授業変革の試行の実施について，関係委員会において事前協議を行う。</p> <p>② カリキュラムや授業づくりの変革プランを関係委員会に提案する。</p> <p>③ カリキュラムや授業づくりの変革プランを活用して，実践的な試行の準備を行う。</p> <p>④ カリキュラムや授業づくりの変革プランを活用して，実践的な試行を行う。</p> <p>⑤ 実践的な試行について記録するなどのリソースを作成して，分析の準備を行う。</p> <p>⑥ 授業実践の結果を分析し，試行の成果と課題について考察する。</p> <p>⑦ 試行の成果と課題について，関係委員会に報告し，今後の学校全体での取り組みのあり方について協議する。</p> <p>⑧ 実習生合同のカンファレンスを開催し，実習の結果を発表・報告するとともに，成果と課題について協議を行う。</p>
成績評価	<p>実習校メンター教員による評価：積極性，実習記録，実践 50%</p> <p>大学院指導教員による評価：レポート 50%</p>



□子ども支援探究コース（現職教員院生）

関係機関実習の概要（現職教員院生）	
期間・単位数	20日間（10日間×2機関、事前指導・事後指導・カンファレンス40時間、合計200時間） 5単位
指導教員	関係機関メンター教員 大学院指導教員
実習施設	佐賀県中央児童相談所，佐賀県教育センター 自己の課題に応じて，2つの関係機関を選択する。
目 標	① 10日間ずつ異なる2つ関係機関において，合計20日間の業務実習等を行い学校外における子ども支援のための多様な機能について体験的に理解する。 ② 自己が所属する学校における子どもを支援することを高いレベルに引き上げるために，関係機関との連携を強化する方策について，考察を行う。
内容及び方法 (10日間×2)	① 事前の打ち合わせ，及び実習計画案の作成を行う。 ② 当該関係機関における支援対象となる児童・生徒の実態を把握する。 ③ 当該関係機関における業務の観察と分析を行う。 ④ 業務の一部を実践することとし，そのための準備と実施計画案を作成する。 ⑤ 作成した実施計画案を活用し，当該関係機関の業務の実践を行う。 ⑥ 実践の結果を分析し，当該関係機関との連携について考察する。 ⑦ 当該関係機関の業務内容，及び連携に関するレポートを作成する。 ⑧ 事後指導（実習期間および大学院における事後指導） ⑨ 実習生合同のカンファレンスを開催し、実習の結果を発表・報告するとともに、成果と課題について協議を行う。
成績評価	関係機関メンター教員による評価：実習記録，業務実践 50% 大学院指導教員による評価：レポート 50%

関係機関実習モデル（現職教員院生）	
実習機関	佐賀県中央児童相談所，佐賀県教育センター（履修者は小学校教諭）
目 標	<p>① 児童相談所，教育センター等，子どもの支援に関わる関連機関において各10日間，合計20日間の実習を行い，関連機関の業務内容について理解する。</p> <p>② 支援の対象となる幼児・児童・生徒のアセスメントができるとともに適切な支援方法の在り方，関連機関との連携・調整について考察する。</p>
内容及び方法 （期間10日間）  児童相談所	<p>① 事前指導 児童相談所の機能および職能について，事前の打ち合わせを行う。</p> <p>② 第1期（1～5日目） 児童相談所の業務について，観察実習および職員からの聞き取りを行う。 ・児童福祉・児童養護の理解 ・児童相談所の人的・物的・地域的環境についての理解 ・専門スタッフの職務内容と役割についての理解 ・幼児・児童・生徒理解の枠組み ・他機関との連携・調整の理解</p> <p>③ 第2期（5～8日目） 児童相談所における専門スタッフの補助業務を行う。 自らの幼児・児童・生徒に関するアセスメントの妥当性を分析する。</p> <p>④ 第3期（9～10日目） 児童相談所と学校との連携・調整の枠組みについて考察する。 児童相談所との連携・調整に関するレポートを作成し，提出する。</p> <p>⑤ 事後指導（リフレクション）を実施し，実習の進捗状況について評価を行い，必要に応じて実習の内容や方法を修正する。</p>
内容及び方法 （期間10日間）  佐賀県教育 センター	<p>① 事前準備 教育センターの機能および職能について，事前の打ち合わせを行う。</p> <p>② 第1期（1～5日目） 教育センター相談支援の業務について，観察実習および職員からの聞き取りを行う。 ・教育センターの人的・物的・地域的環境についての理解 ・専門スタッフの職務内容と役割についての理解 ・他機関との連携・調整の理解 ・支援活動計画案の作成</p> <p>③ 第2期（5～8日目） 教育センターにおける専門スタッフの補助業務を行う。 支援活動の実践と振り返りを行う。</p> <p>④ 第3期（9～10日目） 教育センターと学校との連携・調整の枠組みについて考察する。 教育センターとの連携・調整に関するレポートを作成し，提出する。</p> <p>⑤ 事後指導（リフレクション）を実施し，実習の進捗状況について評価を行い，必要に応じて実習の内容や方法を修正する。</p> <p>⑥ 実習生合同のカンファレンスを開催し，実習の結果を発表・報告するとともに，成果と課題について協議を行う。</p>
成績評価	<p>関係機関メンター教員2名による評価：実習記録，業務実践 25%</p> <p>大学院指導教員による評価：レポート 50%</p>

学校変革試行実習の概要（現職教員院生）	
期間・単位数	22日間（1日8時間×週1日×22回、事前指導・事後指導・カンファレンス24時間、合計200時間） 5単位
指導教員	実習校メンター教員 大学院指導教員
実習校	所属する学校園
目 標	<p>① 自己が所属する学校における子どもの理解や支援を高いレベルに引き上げるために、指導体制や指導方法の変革プランを関係委員会に提案し、変革のための試行的な実践を行うことについての合意を形成する。</p> <p>② 変革のための試行的な実践を行い、その結果を振り返り、成果と課題についてレポートにまとめ、発表する。</p>
内容及び方法	<p>① 子どもの理解や支援改善の試行の実施について、関係委員会において事前協議を行う。</p> <p>② 子どもの理解や支援の変革プランを関係委員会に提案する。</p> <p>③ 子どもの理解や支援の変革プランを活用して、実践的な試行の準備を行う。</p> <p>④ 子どもの理解や支援の変革プランを活用して、実践的な試行を行う。</p> <p>⑤ 実践的な試行について記録するなどのリソースを作成して、分析の準備を行う。</p> <p>⑥ 子どもの理解や支援の試行の結果を分析し、試行の成果と課題について考察する。</p> <p>⑦ 試行の成果と課題について、関係委員会に報告し、今後の学校全体での取り組みのあり方について協議する。</p> <p>⑧ 実習生合同のカンファレンスを開催し、実習の結果を発表・報告するとともに、成果と課題について協議を行う。</p>
成績評価	<p>実習校メンター教員による評価：積極性，実習記録，実践 50%</p> <p>大学院指導教員による評価：レポート 50%</p>

□教育経営探究コース（現職教員院生）

関係機関実習の概要（現職教員院生）	
期間・単位数	20日間（10日間×2機関、事前指導・事後指導・カンファレンス40時間、合計200時間） 5単位
指導教員	関係機関メンター教員 大学院指導教員
実習機関	佐賀県教育委員会各課，教育事務所，佐賀県教育センター等から自己の課題に応じて，2つの関係機関を選択する。
目 標	① 10日間ずつ異なる2つの関係機関において，合計20日間の業務実習等を行い，教育行政，あるいは社会教育等について体験的に理解する。 ② 自己が所属する学校，あるいは学級の教育機能の向上のために，関係機関との連携を強化する方策やシステムについて考察を行う。
内容及び方法 （10日間×2）	① 事前の打ち合わせ，及び実習計画案の作成を行う。 ② 当該関係機関の組織や活動の実態を把握する。 ③ 当該関係機関における業務の観察と分析を行う。 ④ 業務の一部を実践することとし，そのための準備と実施計画案を作成する。 ⑤ 作成した実施計画案を活用し，当該関係機関の業務の実践を行う。 ⑥ 実践の結果を分析し，当該関係機関との連携について考察する。 ⑦ 当該関係機関の業務内容，及び連携に関するレポートを作成する。 ⑧ 実習生合同のカンファレンスを開催し，実習の結果を発表・報告するとともに，成果と課題について協議を行う。
成績評価	関係機関メンター教員による評価：実習記録，業務実践 50% 大学院指導教員による評価：レポート 50%

関係機関実習モデル（現職教員院生）	
実習機関	佐賀県教育委員会，社会教育機関（履修者は中学校教諭）
目 標	① 文書事務や研修会実施に係る業務について観察及び職員への聞き取りを行うことによって，教育行政の在り方を理解する。 ② 関係機関の主催事業の準備及び運営に参画し，県全体の教育情勢を把握する。
内容及び方法 （期間10日間） 県教委員会	① 事前指導 教育委員会の機能及び職能について，事前の打ち合わせを行う。 ② 第1期（1～2日目） 教育委員会組織の概要を理解し，業務の基本的姿勢を学ぶ。 ③ 第2期（3～5日目） 教育行政の抱える事業内容等を理解し，文書事務等の補助業務を行う。 ④ 第3期（6～8日目） 学校訪問に随行し，学校への指導の実態を把握する。 研修会等主催行事の運営補助を行う。 ⑤ 第4期（9～10日目） 教育委員会の業務内容及び学校との関係に関するレポートを作成する。 ⑥ 事後指導（リフレクション）を行い実習の進捗状況について評価し，必要に応じて実習の内容や方法の修正を行う。
内容及び方法 （期間10日間） 社会教育機関	① 事前準備 社会教育機関の機能及び職能について，事前の打ち合わせを行う。 ② 第1期（1～2日目） 社会教育機関の業務内容について，職員からの聞き取り及び観察実習を行う。 ③ 第2期（3～5日目） 社会教育機関の事務業務，調査統計，研修会資料作成等の補助業務を行う。 ④ 第3期（6～8日目） 社会教育機関の事業の企画，実施に参画し，実践体験する。 ⑤ 第4期（9～10日目） 社会教育機関の業務内容及び学校教育との関連に関するレポートを作成する。 ⑥ 事後指導（リフレクション）を行い実習の進捗状況について評価し，必要に応じて実習の内容や方法の修正を行う。 ⑦ 実習生合同のカンファレンスを開催し，実習の結果を発表・報告するとともに，成果と課題について協議を行う。
成績評価	関係機関メンター教員による評価：実習記録，業務実践 25% 関係機関メンター教員による評価：実習記録，業務実践 25% 大学院指導教員による評価：レポート 50%

学校変革試行実習の概要（現職教員院生）	
期間・単位数	22日間（1日8時間×週1日×22回、事前指導・事後指導・カンファレンス24時間、合計200時間） 5単位
指導教員	実習校メンター教員 大学院指導教員
実習校	所属する学校園
目 標	<p>① 自己が所属する学校における教育経営を高いレベルに引き上げるために、教育経営に関する変革プランを関係委員会に提案し、変革のための試行的な実践を行うことについての合意を形成する。</p> <p>② 変革のための試行的な実践を行い、その結果を振り返り、成果と課題についてレポートにまとめ、発表する。</p>
内容及び方法	<p>① 教育経営に関する変革の試行の実施について、関係委員会において事前協議を行う。</p> <p>② 教育経営に関する変革プランを関係委員会に提案する。</p> <p>③ 教育経営に関する変革プランを活用し、実践的な試行の準備を行う。</p> <p>④ 教育経営に関する変革プランを活用して、実践的な試行を行う。</p> <p>⑤ 実践的な試行について記録するなどのリソースを作成して、分析の準備を行う。</p> <p>⑥ 教育経営に関する試行の結果を分析し、リフレクション等を通じて試行の成果と課題について考察する。</p> <p>⑦ 事後指導（実習校及び大学院における事後指導）</p> <p>⑧ 試行の成果と課題について、カンファレンスにおいて発表するとともに関係委員会に報告し、今後の学校全体での取組みのあり方について協議する。</p>
成績評価	<p>実習校メンター教員による評価：積極性、実習記録、実践 50%</p> <p>大学院指導教員による評価：レポート 50%</p>



□授業実践探究コース（ストレートマスター）

基盤教育実習の概要（ストレートマスター）		
期間・単位数	22日間（1日8時間×週1日×22回、事前指導・事後指導・カンファレンス24時間、合計200時間） 5単位	
指導教員	実習校メンター教員 大学院指導教員	
実習校	連携協力校（佐賀市内小中学校，県立高校，附属学校園） 自己の課題に応じて，所属する学校を選択する。	
目 標	ストレート・マスター及び社会人入学院生において，学部の教育実習および教職実践演習等において見出された教師としての自己の課題（教科等指導力，児童生徒とのコミュニケーション力，学級経営力，学校課題への対応力等）の克服と，教師の仕事の総体（教科指導・生徒指導・特別活動・学級経営・校務分掌・部活動指導・校内研修・学校組織・学校運営等）について実際に学ぶための計画を立案し，授業実践や体験活動等を通して教師としての基礎的資質の定着と向上を図る。	
内容及び方法	4月上旬	教職大学院全体オリエンテーション（実習の概要説明）
	5月上旬 ～6月下旬	・教員と院生による実習希望先学校に関する打ち合わせ（個別面談） ・メンター候補者の推薦依頼（佐賀県教育委員会，佐賀市教育委員会等）
	～8月	実習校（メンター教員）の選定および実習校長への受け入れ依頼→実習校決定
	～9月中旬	「基盤教育実習」事前指導 実習計画案の作成
	～9月下旬	大学院教員・実習生による連携協力校訪問（実習日程，実習内容等の打合せ）
	10月上旬～	「基盤教育実習」 【主な内容】 ○自己および学校の教育課題の実態把握と明確化を目的に，メンター教員等の日々の教育活動を観察するとともに，教科の学習指導をはじめとする実践研究を進め学校教育の全体像および教職の総体の理解に努める。 ・自己の課題解決に関すること（教科等指導力，児童生徒とのコミュニケーション力，学力の定着と向上，学習評価，学校課題への対応力等の克服） ・校務分掌等の補助，部活動指導，学校行事等の補助 等  【主な方法】 ① 第1期（第1回～第5回）実習校における児童生徒等の学習や生活の状況及びメンター教員をはじめとする教員の教育実践を参観・分析し，学校・児童生徒・教職員の実態と教育実践の特色を把握する。リフレクションを実施し，実習の進捗状況について省察する。 ② 第2期（第6回～第10回）メンター教員による教育実践の補助等を通して，児童生徒への学習指導やコミュニケーション活動を行うと共に，学級経営や生徒指導等につい

		<p>でも指導に参画しながら教師としての仕事の総体について学ぶ。学習指導案等の作成を行い、授業実践や教育活動に向けた準備をする。リフレクションを実施し、実習の進捗状況について省察を行う。</p> <p>③ 第3期(第11回～第18回)作成した学習指導案等による授業実践を行う。合わせて、メンター教員が担う校務分掌等の補助を通して学校の教育活動についての理解を深める。リフレクションを実施し、実習目的の達成状況について省察を行う。</p> <p>④ 第4期(第19回～第22回)第3期における授業実践の記録をもとに自己の授業の分析を行い、学習指導方法等の考察を行うとともに、実習全体を通して見出された教師としての自己の成果と課題を考察する。</p> <p>⑤ 事後指導 大学院および実習校における事後指導</p> <p>⑥ 実習生合同のカンファレンスを開催し、実習の結果を発表・報告するとともに、成果と課題について協議を行う。</p>
	10月～2月	実務家教員・研究科教員による連携協力校訪問(観察評価・指導助言)
	2月上旬	連携協力校より評価票と出勤簿の返送(成績評価)
	2月中旬	「実習日誌」「レポート」の提出およびリフレクション
	2月下旬～	「教職大学院成果発表会(仮称)」における成果発表会に向けた準備
	3月中旬	「教職大学院成果発表会(仮称)」における成果発表
成績評価	実習校メンター教員による評価：積極性，実習記録，実践 50% 大学院指導教員による評価：レポート 50%	

学校課題探究実習の概要（ストレートマスター）		
期間・単位数	22日間（1日8時間×週1日×22回、事前指導・事後指導・カンファレンス24時間、合計200時間） 5単位	
指導教員	実習校メンター教員 大学院指導教員	
実習校	連携協力校（佐賀市内小中学校，県立高校，附属学校園） 基本的に基盤教育実習と同じ学校において実習を行う。	
目 標	ストレート・マスター及び社会人入学院生において，1年次の基盤教育実習において見出された教師としての自己の課題（特に授業実践や児童生徒とのコミュニケーション能力等に関すること）および実習校の教育課題について，その課題解決や克服のための指導方法や教育活動を計画・立案し，実践と検証を行うことを通して，教師としての自己の実践的力量的の向上と実習校への貢献を図る。	
内容及び方法	～3月上旬	実習受け入れの内諾依頼（基盤教育実習実施校における継続を基本とする）
	3月下旬	実習校長の実習受け入れの内諾取り付け （メンター教員候補者の推薦）
	4月上旬	教職大学院全体オリエンテーション（実習の概要説明）
	～4月中旬	・基盤教育実習における自己の課題の考察と実習計画の立案 ・大学院教員・実習生による連携協力校訪問（実習日程，実習内容等の打合せ）「学校課題探究実習」事前指導（学内）
	4月下旬～	「学校課題探究実習」 【主な内容と探究テーマ例】 ○今日的な学力問題を把握し，教科等の授業方法，カリキュラムや学習評価の開発に関する実践等を試みるとともに，学校現場の課題について分析・考察・解決策の提案と実践を行う。 ・連携協力校における特色ある教育課程及び学校教育活動の開発 ・子どもの確かな学力を保障する教科等の指導方法および学習評価方法 ・ICT利活用教育や小中連携教育等の先進的教育方法の実践等 【主な方法】 ① 第1期（第1回～第3回）実習校における児童生徒等の学習や生活の状況及びメンター教員をはじめとする教員の教育実践を参観・分析し，学校・児童生徒・教職員の実態と教育実践の特色を把握する。リフレクションを実施し，実習の方向性について評価する。 ② 第2期（第4回～第10回）「基盤教育実習」において見出された自己の課題に基づき，その課題解決に向かうための授業実践の在り方をメンター教員等の指導を通して考察し，課題克服・解決に向けた学習指導案を作成する。また，連携協力校における授業実践や学力の育成に関する課題等を教職員への聞き取りや調査活動等を通して調

		<p>査し、分析・考察により明らかにする。リフレクションを実施し、実習の進捗状況について省察し、必要に応じて方法・内容等の修正を行う。</p> <p>③ 第3期（第11回～第18回）作成した学習指導案等による授業実践を通して、自己の課題解決と指導力の向上を図る。また学校の課題解決に向かう教科等の授業方法や学習評価等について提案を行い、授業実践等を通してその有効性を検証する。リフレクションを実施し、実習の達成状況について評価を行う。</p> <p>④ 第4期（第19回～第22回）第3期における実践の記録をもとに自己の教師としての課題および学校の教育課題の変容について考察し、レポート・報告書等にまとめる。</p> <p>⑤ 事後指導 大学院および実習校における事後指導</p> <p>⑥ カンファレンスを開催して課題研究の結果を発表し、その成果と課題について協議する。</p>
	5月～9月	実務家教員・研究科教員による連携協力校訪問（観察評価・指導助言等）
	10月上旬	連携協力校より評価票と出勤簿の返送（成績評価）
	10月中旬	「実習日誌」「レポート」の提出およびリフレクション
	10月下旬～	「教職大学院教育実習成果発表会（仮称）」における成果発表に向けた準備
	11月下旬	「教職大学院成果発表会（仮称）」における成果発表
成績評価		<p>実習校メンター教員による評価：積極性，実習記録，実践 50%</p> <p>大学院指導教員による評価：レポート 50%</p>

□子ども支援探究コース（ストレートマスター）

基盤教育実習の概要（ストレートマスター）		
期間・単位数	22日間（1日8時間×週1日×22回、事前指導・事後指導・カンファレンス、24時間、合計200時間） 5単位	
指導教員	実習校メンター教員 大学院指導教員	
実習校	連携協力校（佐賀市内小中学校，県立高校，附属学校園） 自己の課題に応じて，所属する学校を選択する。	
目 標	ストレート・マスター及び社会人大学院生において，学部の教育実習および教職実践演習等において見出された教師としての自己の課題（教科等指導力，生徒指導力，児童生徒とのコミュニケーション力，学級経営力，学校課題への対応力等）の克服と，教師の仕事の総体（教科指導・生徒指導・特別活動・学級経営・校務分掌・部活動指導・校内研修・学校組織・学校運営 等）について实际的に学ぶための計画を立案し，授業実践や体験活動等を通して教師としての基礎的資質の定着と向上を図る。	
内容及び方法	4月上旬	教職大学院全体オリエンテーション（実習の概要説明）
	5月上旬 ～6月下旬	・教員と院生による実習希望先学校に関する打ち合わせ（個別面談） ・メンター候補者の推薦依頼（佐賀県教育委員会，佐賀市教育委員会）
	～8月	実習校（メンター教員）の選定および実習校長への受け入れ依頼→実習校決定
	～9月中旬	「基盤教育実習」事前指導 実習計画案の作成
	～9月下旬	大学院教員・実習生による連携協力校訪問（実習日程，実習内容等の打合せ）
	10月上旬～	「基盤教育実習」 【主な内容】 ○ 自己および学校の教育課題の実態把握と明確化を目的に，メンター教員等の日々の教育活動を観察するとともに，生徒指導，特別支援教育をはじめとする実践研究を進め学校教育の全体像および教職の総体の理解に努める。 ・ 自己の課題解決に関すること（生徒指導力，児童生徒とのコミュニケーション力，学級経営力，教科等指導力，学校課題への対応力等の克服） ・ 校務分掌等の補助，部活動指導，学校行事等の補助 【主な方法】 ① 第1期（第1回～第5回）実習校における特別支援学級等の児童生徒の学習や生活の状況及び学校における生徒指導・教育相談等の教育実践を参観・分析して，学校・児童生徒・教職員の实態と教育実践の特色を把握する。リフレクションを実施し，実習の進捗状況について省察する。 ② 第2期（第6回～第10回）メンター教員による教育実践の補助等を通して，児童生徒への学習指導やコミュニケーション活動を行うと共に，生徒指導や教育相談等についても指導や研修等に参画しながら教師としての仕事の総体について学ぶ。学習指導案等の作成を行い，教育実践に向けた準備をする。リフレクションを実施し，実

		<p>習の進捗状況について省察する。</p> <p>③ 第3期（第11回～第18回）作成した学習指導案等による授業実践・教育活動を行う。合わせて、メンター教員が担う校務分掌等の補助を通して学校の教育活動についての理解を深める。リフレクションを実施し、実習目的の達成状況について省察を行う。</p> <p>④ 第4期（第19回～第22回）第3期における授業実践等の記録をもとに自己の授業の分析を行い、学習指導方法・生徒指導方法等の考察を行うとともに、実習全体を通して見出された教師としての自己の成果と課題を考察する。</p> <p>⑤ 事後指導 大学院および実習校における事後指導</p> <p>⑥ 実習生合同のカンファレンスを開催し、実習の結果を発表・報告するとともに、成果と課題について協議を行う。</p>
	10月～2月	実務家教員・研究科教員による連携協力校訪問（観察評価・指導助言等）
	2月上旬	連携協力校より評価票と出勤簿の返送（成績評価）
	2月中旬	「実習日誌」「レポート」の提出およびリフレクション
	2月下旬～	「教職大学院成果発表会（仮称）」における成果発表会に向けた準備
	3月中旬	「教職大学院成果発表会（仮称）」における成果発表
成績評価	実習校メンター教員による評価：積極性，実習記録，実践 50% 大学院指導教員による評価：レポート 50%	



学校課題探究実習の概要（ストレートマスター）		
期間・単位数	22日間（1日8時間×週1日×22回、事前指導・事後指導・カンファレンス、24時間、合計200時間） 5単位	
指導教員	実習校メンター教員 大学院指導教員	
実習校	連携協力校（佐賀市内小中学校，県立高校，附属学校園） 基本的に基盤教育実習と同じ学校において実習を行う。	
目標	ストレート・マスター及び社会人入学院生において，1年次の基盤教育実習において見出された教師としての自己の課題（特に生徒指導や教育相談，特別支援教育等に関する事）および実習校の教育課題について，その課題解決や克服のための指導方法や教育活動を計画・立案し，実践と検証を行うことを通して，教師としての自己の実践的力量的の向上と実習校への貢献を図る。	
内容及び方法	～3月上旬	実習受け入れの内諾依頼（基盤教育実習実施校における継続を基本とする）
	3月下旬	実習校長の実習受け入れの内諾取り付け （メンター教員候補者の推薦）
	4月上旬	教職大学院全体オリエンテーション（実習の概要説明）
	～4月中旬	・基盤教育実習における自己の課題の考察と実習計画の立案 ・大学院教員・実習生による連携協力校訪問（実習日程，実習内容等の打合せ） 「学校課題探究実習」事前指導（学内）
	4月下旬～	「学校課題探究実習」開始 【主な内容と探究テーマ例】 ○ 今日の社会状況や家庭環境を把握し，発達障害や問題行動等に応じて生徒指導や特別な配慮を必要とする子どもの理解と指導に関する実践を試みるとともに学校現場の課題について分析・考察し，解決策の提案と実践を行う。 ・ 子どもの理解の内容と方法 ・ 生徒指導事案や問題行動等に関する事例研究および実践 ・ 子どもの理解と指導に関する地域及び関係機関との連携 ・ 子どもの進路発達を促す校内指導援助体制の構築 等 【主な方法】 ① 第1期（第1回～第3回）実習校における児童生徒等の学習や生活の状況及びメンター教員をはじめとする教員の教育実践を参観・分析し，学校・児童生徒・教職員の実態と教育実践の特色を把握する。リフレクションを実施し，実習の方向性について評価する。 ② 第2期（第4回～第10回）「基盤教育実習」において見出された自己の課題に基づき，その課題解決に向かうための授業実践や生徒指導，教育相談等の在り方をメンター教員等の指導を通して考察し，課題克服・解決に向けた学習指導案・教育活動案等を作成する。また，連携協力校におけるいじめ・不登校や問題行動等に関する課題等

		<p>を教職員への聞き取りや調査活動等を通して調査し、分析・考察により明らかにする。リフレクションを実施し、実習の進捗状況について省察し、必要に応じて方法・内容等の修正を行う。</p> <p>③ 第3期（第11回～第18回）作成した学習指導案等による授業実践や教育活動を通して、自己の課題解決と指導力の向上を図る。また学校の課題解決に向かう特別支援教育や生徒指導，教育相談等の在り方について提案を行い，授業実践・教育活動等を通してその有効性を検証する。リフレクションを実施し、実習の達成状況について評価を行う。</p> <p>④ 第4期（第19回～第22回）第3期における実践の記録をもとに自己の教師としての課題および学校の教育課題の変容について考察し，レポート・報告書等にまとめる。</p> <p>⑤ 事後指導 大学院および実習校における事後指導</p> <p>⑥ カンファレンスを開催し課題研究の結果を発表し、その成果と課題について協議する。</p>
	5月～9月	実務家教員・研究科教員による連携協力校訪問（観察評価・指導助言等）
	10月上旬	連携協力校より評価票と出勤簿の返送（成績評価）
	10月中旬	「実習日誌」「レポート」の提出およびリフレクション
	10月下旬～	「教職大学院教育実習成果発表会（仮称）」における成果発表に向けた準備
	11月下旬	「教職大学院成果発表会（仮称）」における成果発表
成績評価	実習校メンター教員による評価：積極性，実習記録，実践 50% 大学院指導教員による評価：レポート 50%	

□教育経営探究コース（ストレートマスター）

基盤教育実習の概要（ストレートマスター）		
期間・単位数	22日間（1日8時間×週1日×22回、事前指導・事後指導・カンファレンス24時間、合計200時間） 5単位	
指導教員	実習校メンター教員 大学院指導教員	
実習校	連携協力校（佐賀市内小中学校，県立高校，附属学校園） 自己の課題に応じて，所属する学校を選択する。	
目 標	ストレート・マスター及び社会人大学院生において，学部の教育実習および教職実践演習等において見出された教師としての自己の課題（教科等指導力，児童生徒とのコミュニケーション力，学級経営力，学校課題への対応力等）の克服と，教師の仕事の総体（教科指導・生徒指導・特別活動・学級経営・校務分掌・部活動指導・校内研修・学校組織・学校運営 等）について实际的に学ぶための計画を立案し，授業実践や体験活動等を通して教師としての基礎的資質の定着と向上を図る。	
内容及び方法	4月上旬	教職大学院全体オリエンテーション（実習の概要説明）
	5月上旬 ～6月下旬	・教員と院生による実習希望先学校に関する打ち合わせ（個別面談） ・メンター候補者の推薦依頼（佐賀県教育委員会，佐賀市教育委員会）
	～8月	実習校（メンター教員）の選定および実習校長への受入れ依頼→実習校決定
	～9月中旬	「基盤教育実習」事前指導（学内） 実習計画案の作成
	～9月下旬	実務家教員・実習生による連携協力校訪問（実習日程，実習内容等の打合せ）
	10月上旬～	「基盤教育実習」 【主な内容】 ○ 自己および学校の教育課題の実態把握と明確化を目的に，メンター教員等の日々の教育活動を観察するとともに，教科指導や学級経営に関する実践研究を進めるとともに学校教育の全体像および教職の総体の理解に努める。 ・ 自己の課題解決に関すること（教科等指導力，児童生徒とのコミュニケーション力，学級経営力，危機管理能力，学校課題への対応力等の克服） ・ 校務分掌等の補助，部活動指導，学校行事等の補助 等 【主な方法】 ① 第1期（第1回～第5回）実習校における児童生徒の学習や各学級（学年）の学級（学年）経営の状況及び学校における小中連携教育，交流活動，地域連携等の教育実践を参観・分析して学校・児童生徒・教職員の実態と教育実践の特色を把握する。リフレクションを実施し，実習の進捗状況について省察する。 ② 第2期（第6回～第10回）メンター教員による教育実践の補助等を通して，児童生徒への学習指導やコミュニケー

		<p>ション活動を行うと共に、学級経営や学年経営、学校運営、学校経営等についても観察や聞き取り等を通して理解を深める。学習指導案等の作成を行い、教育実践に向けた準備をする。リフレクションを実施し、実習の進捗状況について省察する。</p> <p>③ 第3期（第11回～第18回）作成した学習指導案等による授業実践・教育活動を行う。合わせて、メンター教員が担う校務分掌等の補助を通して学校の教育活動についての理解を深める。リフレクションを実施し、実習目的の達成状況について省察を行う。</p> <p>④ 第4期（第19回～第22回）第3期における授業実践等の記録をもとに自己の授業等の分析を行い、学習指導方法や学級経営等の考察を行うとともに、実習全体を通して見出された教師としての自己の成果と課題を考察する。</p> <p>⑤ 事後指導 大学院および実習校における事後指導</p> <p>⑥ 実習生合同のカンファレンスを開催し、実習の結果を発表・報告するとともに、成果と課題について協議を行う。</p>
	10月～2月	実務家教員・研究科教員による連携協力校訪問（観察評価・指導助言等）
	2月上旬	連携協力校より評価票と出勤簿の返送（成績評価）
	2月中旬	「実習日誌」「レポート」の提出およびリフレクション
	2月下旬～	「教職大学院成果発表会（仮称）」における成果発表会に向けた準備
	3月中旬	「教職大学院成果発表会（仮称）」における成果発表
成績評価		実習校メンター教員による評価：積極性、実習記録、実践 50% 大学院指導教員による評価：レポート 50%

学校課題探究実習の概要（ストレートマスター）		
期間・単位数	22日間（1日8時間×週1日×22回、事前指導・事後指導・カンファレンス24時間、合計200時間） 5単位	
指導教員	実習校メンター教員 大学院指導教員	
実習校	連携協力校（佐賀市内小中学校，県立高校，附属学校園） 基本的に基盤教育実習と同じ学校において実習を行う。	
目標	ストレート・マスター及び社会人入学院生において，1年次の基盤教育実習において見出された教師としての自己の課題（特に学級経営や学校経営，連携教育等に関すること）および実習校の教育課題について，その課題解決や克服のための指導方法や教育活動を計画・立案し，実践と検証を行うことを通して，教師としての自己の実践的力量的の向上と実習校への貢献を図る。	
内容及び方法	～3月上旬	実習受け入れの内諾依頼（基盤教育実習実施校における継続を基本とする）
	3月下旬	実習校長の実習受け入れの内諾取り付け （メンター教員候補者の推薦）
	4月上旬	教職大学院全体オリエンテーション（実習の概要説明）
	～4月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤教育実習における自己の課題の考察と実習計画の立案</li> <li>・教員・実習生による連携協力校訪問（実習日程，実習内容等の打合せ）</li> <li>・「学校課題探究実習」事前指導（学内）</li> </ul>
	4月下旬～	<p>「学校課題探究実習」開始</p> <p><b>【主な内容と研究テーマ例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校を取り巻く今日的な状況を把握し，学校経営，学級経営に関する実践あるいは学校と地域との連携等を試みるとともに，学校現場の課題について分析・考察し，解決策の提案と実践・検証を行う。</li> <li>・学級経営と学校経営（学級経営案，学年会，学校行事など）</li> <li>・教員の資質向上と児童生徒の能力の向上につながる校内研修の在り方</li> <li>・開かれた学校づくり（家庭や地域社会との連携，学校間交流の推進，学校経営と学校評議員，情報公開と説明責任，危機管理マネジメント） 等</li> </ul> <p><b>【主な方法】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 第1期（第1回～第3回）実習校における児童生徒等の学習や生活の状況及び 教員の教育実践，小中連携や地域との連携教育等を参観・分析し，学校・児童生徒・教職員の実態と教育実践の特色を把握する。リフレクションを実施し，実習の方向性について評価する。</li> <li>② 第2期（第4回～第10回）「基盤教育実習」において見出された自己の課題に基づき，その課題解決に向かうための授業実践や学級経営の在り方をメンター教員等の指導を通して考察し，課題克服・解決に向けた学習指導案・</li> </ol>

		<p>教育活動案等を作成する。また、連携協力校における学級・学年経営や学校運営、連携教育や地域人材の活用等に関する課題等を教職員への聞き取りや調査活動等を通して調査し、分析・考察により明らかにする。リフレクションを実施し、実習の進捗状況について省察し、必要に応じて方法・内容等の修正を行う。</p> <p>③ 第3期（第11回～第18回）作成した学習指導案等による授業実践や教育活動を通して、自己の課題解決と指導力の向上を図る。また学校の課題解決に向かう学級経営や連携教育、学校運営の在り方について提案を行い、授業実践・教育活動等を通してその有効性を検証する。リフレクションを実施し、実習の達成状況について評価を行う。</p> <p>④ 第4期（第19回～第22回）第3期における実践の記録をもとに自己の教師としての課題および学校の教育課題の変容について考察し、レポート・報告書等にまとめる。</p> <p>⑤ 事後指導 大学院および実習校における事後指導</p> <p>⑥ カンファレンスを開催し課題研究の結果を発表し、その成果と課題について協議する。</p>
	5月～9月	実務家教員・研究科教員による連携協力校訪問（観察評価・指導助言）
	10月上旬	連携協力校より評価票と出勤簿の返送（成績評価）
	10月中旬	「実習日誌」「レポート」の提出およびリフレクション
	10月下旬～	「教職大学院教育実習成果発表会（仮称）」における成果発表に向けた準備
	11月下旬	「教職大学院成果発表会（仮称）」における成果発表
成績評価		実習校メンター教員による評価：積極性，実習記録，実践 50% 大学院指導教員による評価：レポート 50%



## 佐賀大学教職大学院人事計画


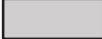



	学校教育学研究科 教育実践探究専攻（専門職学位課程）（学生定員20名）		
	授業実践探究コース （学生10名程度）	子ども支援探究コース （学生5名程度）	教育経営探究コース （学生5名程度）
研究者教員 （専任）	教授 博士（学校教育学） 小学校教員経験者 附属学校長経験者 （言語・社会系授業）	教授 教育学修士 附属学校長経験者 （障害児教育学）	教授 教育学修士 附属学校長経験者 （社会教育学・地域連携）
	准教授 修士（教育学） 中学校教員経験者 （理数・技術系授業）	准教授 博士（心理学） （教育相談） 平成27年4月着任予定	教授 博士（教育学） （教育経営） 平成28年4月着任予定
	准教授 修士（教育学） （芸術・体育系授業）	准教授 博士（学術） （発達心理学）	
実務家教員 （専任）	教授 教育学修士 教科調査官経験者 現在公立高等学校長 （中等授業実践） 平成27年4月着任予定	教授 修士（教育学） 実践論文多数，実践者 として佐賀県内外で活躍 現在小学校教員 （特別支援教育）	教授 理学士 高等学校教員を経て， 現在佐賀県教育委員会 副教育長 （学校マネジメント） 平成27年4月着任予定
	准教授* 修士（学校教育学） 公立小学校教員 （初等授業実践）	准教授* 修士（教育学） 公立中学校教員 佐賀県教委認定「スー パー・ティーチャー」 （生徒指導）	准教授* 修士（学校教育学） 公立中学校教頭 （学校危機管理）
教員数	5	5	4
	14（教授：7，准教授：7）		

- ・「\*」を付す者は，みなし専任教員（非常勤）である。
- ・実務家教員6名は，佐賀県教育委員会との交流人事とする。交流人事については，別に申し合わせ等を定めるが，採用にあたっては佐賀大学の規則によって資格審査を行い，大学設置審議会の審査を受ける。

# 時間割モデル

## 【専任教員別】

[凡 例]

	: 目標確認科目
	: 実習科目
	: 共通必修科目
	: コース専門科目
	: 学部科目

【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1					
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1		中等社会科教育法Ⅱ	現代的な学力観と教科授業実践の基礎と課題（岡・佐長）		
	2					
木	1	教育実践課題研究Ⅰ （佐長・堤・米田・岡）				会 議
	2		授業実践と学習評価の省察（佐長・重松・米田・岡・堤・兼担）			会 議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1			教育課程編成の基礎と課題 （佐長・岡）		
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1	教職実践演習	学力と学習評価の研究 （佐長）			
	2					
木	1		授業実践と学習評価の開発（佐長・重松・米田・岡・堤・兼担）			会 議
	2	教育実践課題研究Ⅱ （佐長・堤・米田・岡・重松）				会 議
金	1					
	2					

時間割モデル 教育経営探究コース 【上野景三】

【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1					
	2					学校内外連携・協働演習（上野）
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1		教職キャリアデザインの基礎と 課題（中島・上野）			教育原理
	2					
木	1	教育実践課題研究Ⅰ （上野・中島・平田）				会 議
	2				教育経営改善の開発・省察 （上野・中島・平田・日山）	会 議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1	社会教育概論Ⅰ				
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1			地域教育経営課題探究の方法論 （上野）		
	2					
木	1			地域と連携する学校づくりの基 礎と課題（上野・日山）		会 議
	2	教育実践課題研究Ⅱ （上野・中島・平田）				会 議
金	1					
	2					

時間割モデル 子ども支援探究コース 【松山郁夫】

【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1		特別支援教育の基礎と課題 (日山・松山)		子どもの福祉と家族支援	
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1	児童福祉と教育 (松山)				
	2					
木	1	教育実践課題研究Ⅰ (松山・上長・下田・日野)				会議
	2		子ども支援活動実践の開発・省察 (松山・下田・上長・日野・真子)			会議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1					保育観察実習Ⅰ
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1					会議
	2	教育実践課題研究Ⅱ (松山・上長・下田・日野)				会議
金	1					
	2					

時間割モデル 教育経営探究コース 【平田 淳】

【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1			教育経営の基礎と課題 (平田・中島)		
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1	教育実践課題研究Ⅰ (上野・中島・平田)				会 議
	2				教育経営改善の開発・省察 (上野・中島・平田・日山)	会 議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1					教職概説
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1		学校教育経営課題探究の方法論 (平田)			
	2					
木	1		学級・学校危機管理論Ⅱ (平田)			会 議
	2	教育実践課題研究Ⅱ (上野・中島・平田)				会 議
金	1					
	2					



【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1		保健体育科教育法Ⅳ		小学体育Ⅰ	
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1	教育実践課題研究Ⅰ (佐長・堤・米田・岡)				会 議
	2		授業実践と学習評価の省察(佐 長・米田・堤・岡・重松・兼担)			会 議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1		体育科教育法		教科等における ICT の利活用の 基礎と課題(堤・兼担)	
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1			授業実践の研究 (米田・堤)		
	2					
木	1		授業実践と学習評価の開発(佐 長・米田・堤・岡・重松・兼担)			会 議
	2	教育実践課題研究Ⅱ (佐長・堤・米田・岡・重松)				会 議
金	1					
	2					

【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1		数学科教育法Ⅳ		授業づくりと学級経営の基礎と 課題(米田・兼担)	
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1	教育実践課題研究Ⅰ (佐長・堤・米田・岡)				会 議
	2		授業実践と学習評価の省察(佐 長・重松・米田・岡・堤・兼担)			会 議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1					
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1	教育実践演習		授業実践の研究 (米田・堤)		
	2					
木	1		授業実践と学習評価の開発(佐 長・重松・米田・岡・堤・兼担)			会 議
	2	教育実践課題研究Ⅱ (佐長・堤・米田・岡・重松)				会 議
金	1					
	2					

時間割モデル 子ども支援探究コース 【上長 然】

【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1			教育心理学		
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1	教育実践課題研究Ⅰ (松山・上長・下田・日野)		子どもの学ぶ意欲の基礎と課題 (上長・真子)		会 議
	2		子ども支援活動実践の開発・省察 (松山・下田・上長・日野・真子)			会 議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1			発達と学習の心理学		
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1	心身の発達過程論 (上長)				
	2					
木	1		子ども支援活動演習 (下田・上長・日野・真子)			会 議
	2	教育実践課題研究Ⅱ (松山・上長・下田・日野)				会 議
金	1					
	2					

時間割モデル 子ども支援探究コース 【下田芳幸】

【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1			教育相談の理論と方法（中等）		
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1	教育実践課題研究Ⅰ （松山・上長・下田・日野）			心理アセスメント論 （下田）	会 議
	2		子ども支援活動実践の開発・省察 （松山・下田・上長・日野・真子）			会 議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1		生徒指導・学校カウンセリング の基礎と課題（下田・日野）	教育相談の理論と方法（初等） （他学部用）	生徒・進路指導の理論と方法 （初等）	
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1		子ども支援活動演習 （下田・上長・日野・真子）			会 議
	2	教育実践課題研究Ⅱ （松山・上長・下田・日野）				会 議
金	1					
	2					

時間割モデル 教育経営探究コース 【中島秀明】

【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1			教育経営の基礎と課題 (平田・中島)		
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1		教職キャリアデザインの基礎と 課題（中島・上野）			
	2					
木	1	教育実践課題研究Ⅰ (上野・中島・平田)				会 議
	2				教育経営改善の開発・省察 (上野・中島・平田・目山)	会 議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1					
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1	学校内外連携・協働論 (中島)				
	2					
木	1					会 議
	2	教育実践課題研究Ⅱ (上野・中島・平田)				会 議
金	1					
	2					

【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1					
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1			現代的な学力観と教科授業実践 の基礎と課題(岡・佐長)		
	2					
木	1	教育実践課題研究Ⅰ (佐長・堤・米田・岡)				会 議
	2		授業実践と学習評価の省察(佐 長・重松・米田・岡・堤・兼担)			会 議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1			教育課程編成の基礎と課題 (佐長・岡)		
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1		中等家庭科教育法Ⅲ			
	2					
木	1		授業実践と学習評価の開発(佐 長・重松・米田・岡・堤・兼担)			会 議
	2	教育実践課題研究Ⅱ (佐長・堤・米田・岡・重松)				会 議
金	1					
	2					



時間割モデル 子ども支援探究コース 【日野久美子】

【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1		特別支援教育の基礎と課題 (日野・松山)			
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1	教育実践課題研究Ⅰ (松山・上長・下田・日野)				会 議
	2		子ども支援活動実践の開発・省察 (松山・下田・上長・日野・真子)			会 議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1		生徒指導・学校カウンセリング の基礎と課題（下田・日野）			
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1		発達障害を持つ子どもの理解と 支援（日野）			
	2					
木	1		子ども支援活動演習 (下田・上長・日野・真子)			会 議
	2	教育実践課題研究Ⅱ (松山・上長・下田・日野)				会 議
金	1					
	2					

時間割モデル 授業実践探究コース 【重松景二】

【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1					
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1					会 議
	2		授業実践と学習評価の省察(佐長・米田・堤・岡・重松・兼担)			会 議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1					
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1		授業実践と学習評価の開発(佐長・米田・堤・岡・重松・兼担)			会 議
	2	教育実践課題研究Ⅱ (佐長・堤・米田・岡・重松)				会 議
金	1					
	2					

時間割モデル 子ども支援探究コース 【真子靖弘】

【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1					
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1			子どもの学ぶ意欲の基礎と課題 (上長・真子)		会 議
	2		子ども支援活動実践の開発・省察 (松山・下田・上長・日野・真子)			会 議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1					
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1		子ども支援活動演習 (下田・上長・日野・真子)		個が生きる集団づくりのための 生徒指導（真子）	会 議
	2					会 議
金	1					
	2					

時間割モデル 教育経営探究コース 【日山亮一】

【前期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1					
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1		学級・学校危機管理論 I (日山)			会 議
	2				教育経営改善の開発・省察 (上野・中島・平田・日山)	会 議
金	1					
	2					

【後期】

曜日	年次	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
月	1					
	2					
火	1	探究実習（基盤教育実習・異校種/関係機関実習）				
	2	探究実習（学校課題探究実習・学校変革試行実習）				
水	1					
	2					
木	1			地域と連携する学校づくりの基 礎と課題（上野・日山）		会 議
	2					会 議
金	1					
	2					

佐賀大学教職大学院（専門職学位課程）における佐賀県教育委員会との  
人事交流による教員の選考等に関する内規

平成26年6月11日  
佐賀大学教職大学院設置準備委員会

（目的）

第1条 この内規は、国立大学法人佐賀大学教職大学院設置準備委員会と佐賀県教育委員会との間における人事交流として、国立大学法人佐賀大学教職大学院に受け入れる教員の選考について、必要な事項を定めることを目的とする。

（選考方法）

第2条 選考方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教職大学院設置準備委員長は、教員の受け入れに当たり、人事交流計画を策定する。
- (2) 教職大学院設置準備委員長は、教職大学院設置準備委員会教員会議において協議し、人事交流計画書の承認を得る。
- (3) 教職大学院設置準備委員長は、人事交流計画書に基づき、佐賀県教育委員会に合同教員選考委員会の設置を依頼する。
- (4) 合同教員選考委員会は、教職大学院設置準備委員会から教授若干名、及び佐賀県教育委員会から人事担当者若干名によって構成する。
- (5) 合同教員選考委員会は、教職大学院設置準備委員会、及び佐賀県教育委員会から推薦された候補者の資格審査を行い、その結果を教職大学院設置準備委員会に報告しなければならない。
- (6) 資格審査においては、審査対象者から履歴書、教育業績書、研究業績書等の提出を求める。
- (7) 教職大学院設置準備委員会は、前号の報告を受け、候補者を決定する。

（所属）

第3条 受け入れる教員の所属は、教職大学院設置までは、佐賀大学文化教育学部または同附属教育実践総合センターとする。

（職務内容）

第4条 受け入れる教員は、主として、教職大学院設置までは、その準備に関する業務を担当するとともに、教育委員会及び学校等との連携活動に従事する。

（資格審査の基準）

第5条 受け入れる教員は、国立大学法人佐賀大学教員選考規則（平成16年4月1日制定）第2条第6号、または第3条第5号に掲げる教員の資格を満たす者とする。なお、同号に規定する「優れた知識及び経験」については、次に掲げる事項により総合的に判断する。

(1) 学歴及び研究実績

ア 大学院修士課程を修了している者、または同等の研究業績を有する者。

イ 担当予定授業科目に関する、学校教育を対象とする研究論文を3編以上発表している者。

(2) 教職経験及び指導実績

ア 小学校または中学校、高等学校において、15年以上の教職経験を有する者。

イ 小学校または中学校、高等学校において、教育実習指導の実績を有する者。

(3) 行政の実績

教育委員会または教育センター等の勤務経験を有する者。

附 則

この内規は、平成26年6月11日から施行する。

## 佐賀大学教職大学院教員選考規程

(平成26年6月11日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学教員人事の方針（平成16年4月1日制定）1の（4）及び佐賀大学教職大学院設置準備委員会規程（平成26年3月5日制定）第4条第5号の規定に基づき、佐賀大学教職大学院（以下「本研究科」という。）に採用される教員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員の選考)

第2条 教員の選考は、佐賀大学教職大学院設置準備委員会（以下「準備委員会」という。）の議を経て、学長が行う。

(教員選考の原則)

第3条 教員の選考は、本研究科の理念・目標・将来構想に沿って行う。

- 2 教員の選考は、原則として、公募により行い、適任者が得られるよう努力する。
- 3 教員の選考においては、社会人及び外国人の任用について配慮するとともに女性教員の積極的な雇用をはかる。また、同一教育研究分野に同一大学出身者が偏らないよう努力する。

(選考委員会の設置)

第4条 準備委員会の委員長は、準備委員会の議を経て、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、準備委員会が指名した5人以上の委員をもって組織する。
- 3 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(選考委員会の議事)

第5条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 選考委員会は、代理出席を認めない。
- 3 議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 4 選考委員会が必要と認めるときは、選考委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 準備委員会の委員長は、選考委員会に出席し、意見を述べることができる。



(教員候補者の公募)

第6条 選考委員会は、準備委員会の議を経て、原則として、学内外に教員候補者を公募する。ただし、公募しない場合は、その理由を付し、準備委員会の了承を得た後、選考委員会の議に基づいて、他の方法により選考することができる。

(選考委員会の選考)

第7条 選考委員会は、国立大学法人佐賀大学教員選考規則（平成16年4月1日制定）に基づき、履歴、教育業績、研究業績、社会貢献、国際貢献、教育研究に対する今後の展望等を多面的かつ総合的に評価するとともに、面接、模擬授業、講義録等により、教育の能力を具体的に評価するものとする。

- 2 選考委員会は、前項の評価に基づき、各候補者について調査・選考の上、暫定候補者を定め、順位を付して調査内容並びに選考経過を準備委員会に報告しなければならない。
- 3 準備委員会は、必要に応じ、選考委員会に再調査を要求することができる。

(候補者の決定方法)

第8条 教員候補者の決定は、準備委員会において、各暫定候補者について、教員候補者としての適否を無記名投票により行い、出席者（事務職員を除く。）の3分の2以上の適票を得た者を適格候補者とする。

- 2 前項の適格候補者が1人のときは、その者を教員候補者とし、適格候補者が2人以上のときは、準備委員会が順位を付し、教員候補者を定める。なお、多数の場合は3名以内とする。

(再選考)

第9条 前条の方法によって教員候補者を得られない場合は、選考委員会は改めて候補者の選考を行わなければならない。

(選考経過の報告)

第10条 準備委員会の委員長は、準備委員会において決定した教員候補者の氏名とその選考経過の資料を添えて、学長に報告しなければならない。なお、複数の教員候補者を決定した場合は、順位を付して報告するものとする。

(非常勤講師の選考)

第11条 非常勤講師の選考は、準備委員会の委員長の指名を受けた準備委員会委員の推薦により、準備委員会が行う。

(結果等の公表)

第12条 準備委員会の委員長は、応募者のプライバシーに配慮した上で、選考経過及び結果を公表するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し、疑義等が生じたときは準備委員会が処理をする。





附 則

- 1 この規程は、平成26年6月11日から施行する。
- 2 この規程は、佐賀大学教職大学院が設置された日にその効力を失う。

# コース別時間割モデル

## 【 学 生 用 】

[凡 例]

	: 目標確認科目
	: 実習科目
	: 共通必修科目
	: コース専門科目

時間割モデル 授業実践探究コース

【1年次生】

開講時期	曜日	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目	
前期	月		特別支援教育の基礎と課題 (日野・松山)	教育経営の基礎と課題 (平田・中島)	授業づくりと学級経営の基礎と 課題 (米田・兼担)		
	火	探究実習 (基盤教育実習・異校種/関係機関実習)					
	水		教職キャリアデザインの基礎と 課題 (中島・上野)	現代的な学力観と教科授業実践 の基礎と課題 (岡・佐長)			
	木	教育実践課題研究 I (佐長・堤・米田・岡)		子どもの学ぶ意欲の基礎と課題 (上長・真子)			
	金						
後期	月		生徒指導・学校カウンセリング の基礎と課題 (下田・日野)	教育課程編成の基礎と課題 (佐長・岡)	教科等における ICT の利活用の 基礎と課題 (堤・兼担)		
	火	探究実習 (基盤教育実習・異校種/関係機関実習)					
	水		学力と学習評価の研究 (佐長)	授業実践の研究 (米田・堤)			
	木		授業実践と学習評価の開発 (佐 長・米田・堤・岡・重松・兼担)	地域と連携する学校づくりの基 礎と課題 (上野・日山)			
	金		授業実践指導法の研究(兼担)	授業実践内容開発の研究(兼担)			

【2年次生】

開講時期	曜日	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目	
前期	月						
	火	探究実習 (学校課題探究実習・学校変革試行実習)					
	水						
	木		授業実践と学習評価の省察 (佐 長・米田・堤・岡・重松・兼担)				
	金						
後期	月						
	火	探究実習 (学校課題探究実習・学校変革試行実習)					
	水						
	木	教育実践課題研究 II (佐長・堤・米田・岡・重松)					
	金						

時間割モデル 子ども支援探究コース

【1年次生用】

開講時期	曜日	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目	
前期	月		特別支援教育の基礎と課題 (日野・松山)	教育経営の基礎と課題 (平田・中島)	授業づくりと学級経営の基礎と 課題(米田・兼担)		
	火	探究実習 (基盤教育実習・異校種/関係機関実習)					
	水	児童福祉と教育 (松山)	教職キャリアデザインの基礎と 課題(中島・上野)	現代的な学力観と教科授業実践 の基礎と課題(岡・佐長)			
	木	教育実践課題研究 I (松山・上長・下田・日野)		子どもの学ぶ意欲の基礎と課題 (上長・真子)	心理アセスメント論 (下田)		
	金			教育相談における支援体制と連 携 (兼担)	子どもの心理と教育支援 (兼担)		
後期	月		生徒指導・学校カウンセリング の基礎と課題(下田・日野)	教育課程編成の基礎と課題 (佐長・岡)	教科等における ICT の利活用の 基礎と課題(堤・兼担)		
	火	探究実習 (基盤教育実習・異校種/関係機関実習)					
	水	心身の発達過程論 (上長)	発達障害を持つ子どもの理解と 支援 (日野)				
	木		子ども支援活動演習 (下田・上長・日野・真子)	地域と連携する学校づくりの基 礎と課題(上野・日山)	個が生きる集団づくりのための 生徒指導 (真子)		
	金						

【2年次生用】

開講時期	曜日	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目	
前期	月						
	火	探究実習 (学校課題探究実習・学校変革試行実習)					
	水						
	木		子ども支援活動実践の開発・省察 (松山・下田・上長・日野・真子)				
	金						
後期	月						
	火	探究実習 (学校課題探究実習・学校変革試行実習)					
	水						
	木	教育実践課題研究 II (松山・上長・下田・日野)					
	金						

時間割モデル 教育経営探究コース

【1年次生用】

開講時期	曜日	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目	
前期	月		特別支援教育の基礎と課題 (日野・松山)	教育経営の基礎と課題 (平田・中島)	授業づくりと学級経営の基礎と 課題(米田・兼担)		
	火	探究実習 (基盤教育実習・異校種/関係機関実習)					
	水		教職キャリアデザインの基礎と 課題(中島・上野)	現代的な学力観と教科授業実践 の基礎と課題(岡・佐長)			
	木	教育実践課題研究 I (上野・中島・平田)	学級・学校危機管理論 I (日山)	子どもの学ぶ意欲の基礎と課題 (上長・真子)			
	金						
後期	月		生徒指導・学校カウンセリング の基礎と課題(下田・日野)	教育課程編成の基礎と課題 (佐長・岡)	教科等における ICT の利活用の 基礎と課題(堤・兼担)		
	火	探究実習 (基盤教育実習・異校種/関係機関実習)					
	水	学校内外連携・協働論 (中島)	学校教育経営課題探究の方法論 (平田)	地域教育経営課題探究の方法論 (上野)			
	木		学級・学校危機管理論 II (平田)	地域と連携する学校づくりの基 礎と課題(上野・日山)			
	金					学校組織論 (兼担)	

【2年次生用】

開講時期	曜日	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目	
前期	月					学校内外連携・協働演習 (上野)	
	火	探究実習 (学校課題探究実習・学校変革試行実習)					
	水						
	木				教育経営改善の開発・省察 (上野・中島・平田・日山)		
	金						
後期	月						
	火	探究実習 (学校課題探究実習・学校変革試行実習)					
	水						
	木	教育実践課題研究 II (上野・中島・平田)					
	金						

# 学部等設置に伴う 文系地区ゾーニング案

## Z 全学教育機構

教養2号館	21
9号館	10
31室	

## G 芸術学部

4号館	20
6号館	5
25室	

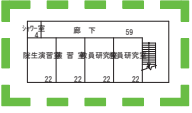
## K 教育学部

1号館	10
2号館	18
3号館	14
5号館	5
7号館	5
9号館	24
76室	

## D 教職大学院

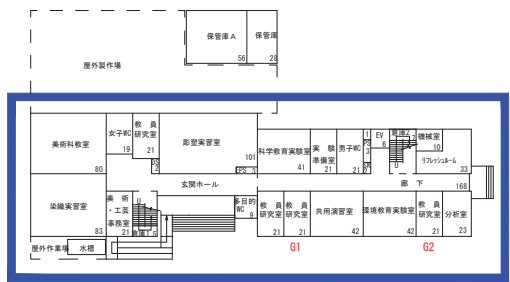
2号館	10室
-----	-----

教員室への改修が必要な部屋

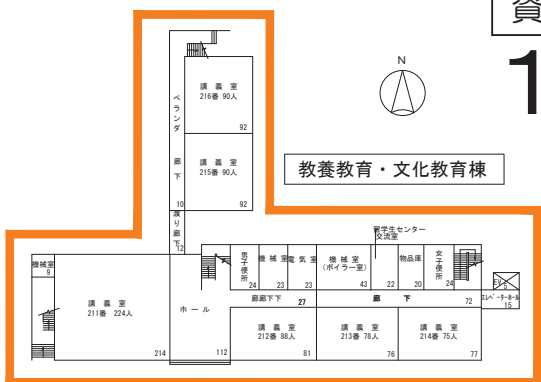


文化教育学部8号館

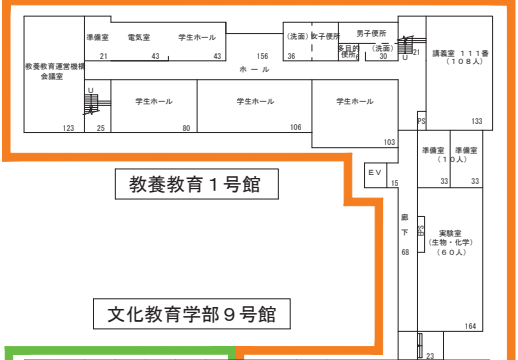
経済・文化教育棟



文化教育学部4号館



教養教育・文化教育棟

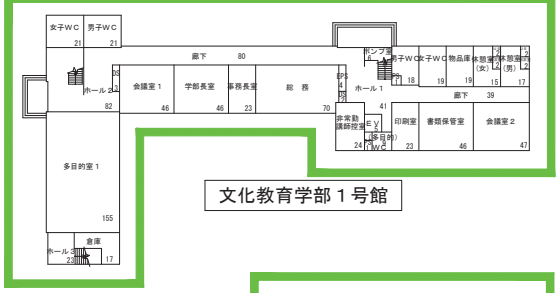


教養教育1号館

文化教育学部9号館



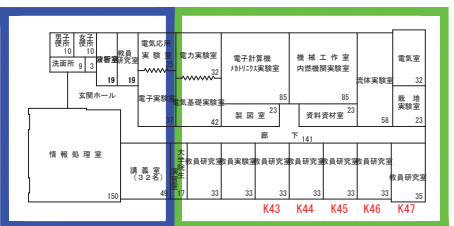
K53 K54 K55 Z22 Z23 Z24 Z25 Z26 Z27



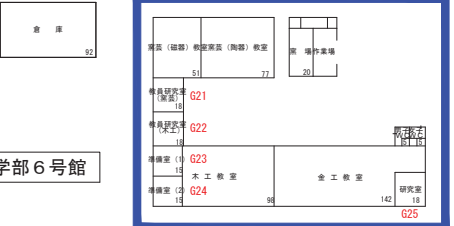
文化教育学部1号館



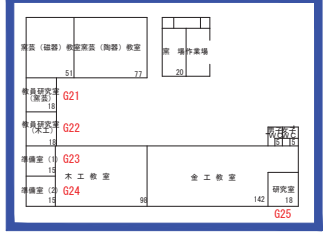
文化教育学部3号館



文化教育学部5号館



文化教育学部6号館



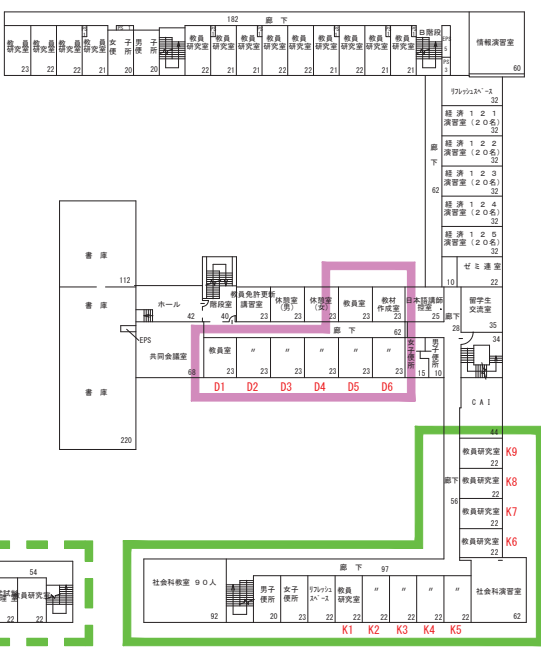
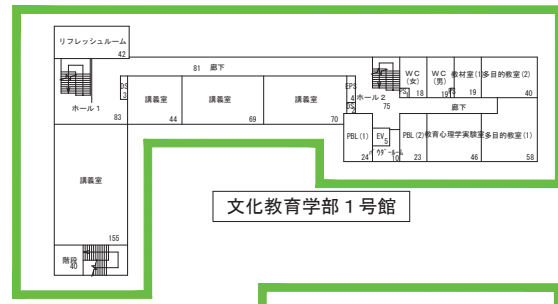
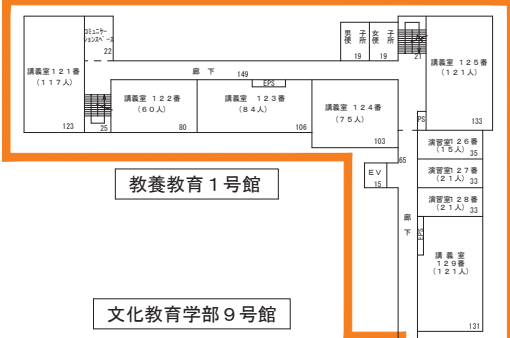
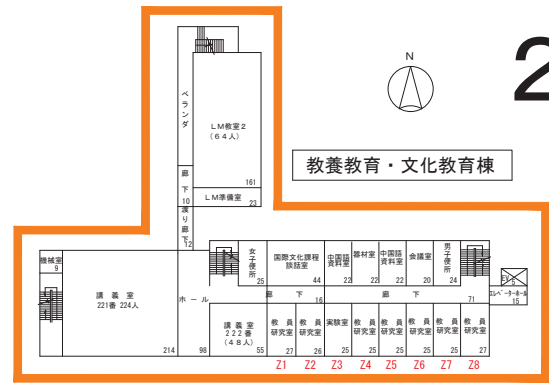
文化教育学部7号館





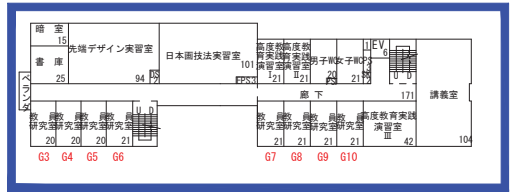
# 学部等設置に伴う 文系地区ゾーニング案

# 2 F

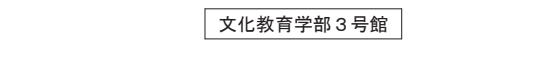


文化教育学部8号館

経済・文化教育棟



文化教育学部4号館

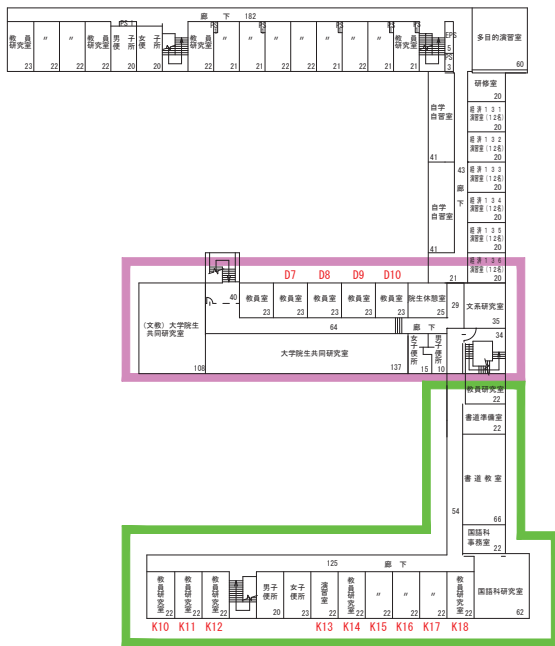


文化教育学部7号館

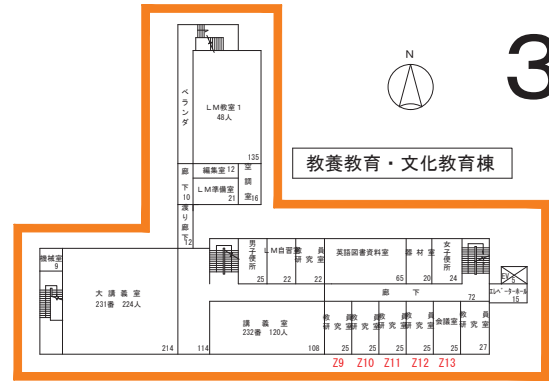
2 F 平面図 S=1:500

# 学部等設置に伴う 文系地区ゾーニング案

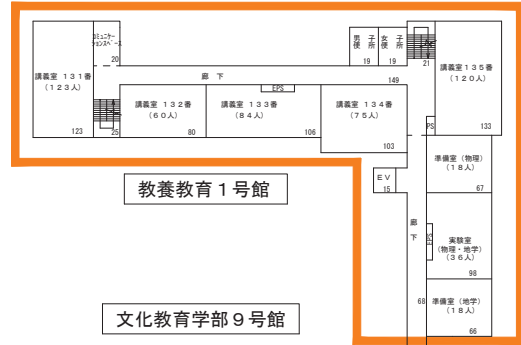
# 3 F



経済・文化教育棟



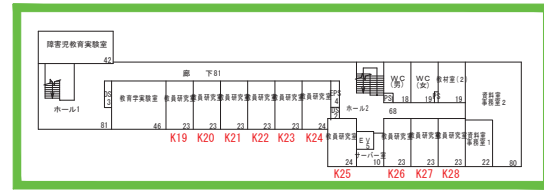
教養教育・文化教育棟



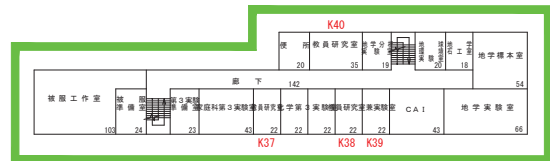
教養教育1号館



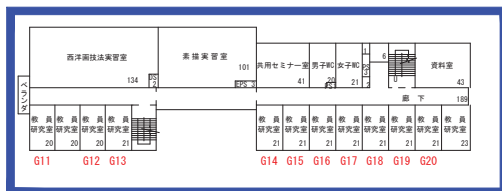
文化教育学部9号館



文化教育学部1号館



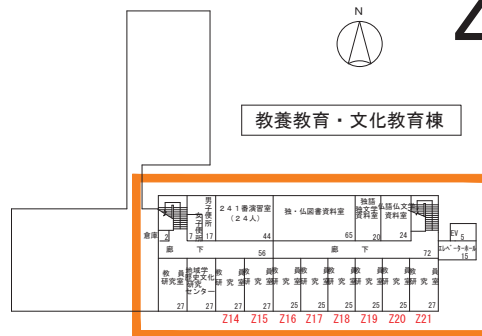
文化教育学部3号館



文化教育学部4号館

# 学部等設置に伴う 文系地区ゾーニング案

# 4 F

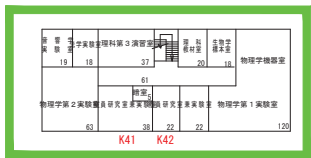


教養教育 1号館

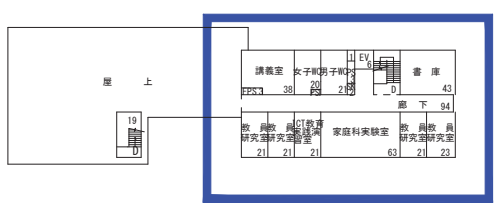
文化教育学部 9号館

経済・文化教育棟

文化教育学部 1号館



文化教育学部 3号館



文化教育学部 4号館

4 F 平面図 S=1:500

## 承 諾 書

鳥栖市教育委員会は、佐賀大学教職大学院学校教育学研究科（教育実践探究専攻）が、新たな時代における教員の養成と研修に大きな意義と役割をもつものと評価し、現職教員の修学及び全県的な学校教育変革の推進に必要な講義および演習のための教育研究施設（サテライト）として、平成28年4月1日より所轄の教育関係施設を同専攻の連携教育施設として使用することを承諾します。

平成26年11月25日

鳥栖市教育委員会  
教育長

天野

昌明



国立大学法人佐賀大学長  
佛淵孝夫 殿

## 承 諾 書

唐津市教育委員会は、佐賀大学教職大学院学校教育学研究科（教育実践探究専攻）が、新たな時代における教員の養成と研修に大きな意義と役割をもつものと評価し、現職教員の修学及び全県的な学校教育変革の推進に必要な講義および演習のための教育研究施設（サテライト）として、平成28年4月1日より所轄の教育関係施設を同専攻の連携教育施設として使用することを承諾します。

平成27年1月8日

唐津市教育委員会  
教育長 大塚



国立大学法人佐賀大学長  
佛 淵 孝 夫 殿

## 承 諾 書

武雄市教育委員会は、佐賀大学教職大学院学校教育学研究科（教育実践探究専攻）が、新たな時代における教員の養成と研修に大きな意義と役割をもつものと評価し、現職教員の修学及び全県的な学校教育変革の推進に必要な講義および演習のための教育研究施設（サテライト）として、平成28年4月1日より所轄の教育関係施設を同専攻の連携教育施設として使用することを承諾します。

平成26年12月26日

武雄市教育委員会  
教育長

南 郷



国立大学法人佐賀大学長  
佛 淵 孝 夫 殿



## 佐賀大学教職大学院運営規程案

平成26年〇月〇日  
佐賀大学教職大学院設置準備委員会

(趣旨)

第1条 佐賀大学教職大学院(大学院学校教育学研究科)(以下「教職大学院」という。)の組織及び運営を円滑に進めるために、必要な事項は、佐賀大学学則(平成〇年学則第〇号)、その他の関係規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(運営委員会)

第2条 教職大学院に学校教育学研究科運営委員会(以下「運営委員会」)を置き、定期的に会議を開き、教職大学院の運営に関する事項を決定する。

(研究科長等)

第3条 教職大学院に学校教育学研究科長(以下「研究科長」)を置き、教職大学院の専任教員を充てる。任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 研究科長は、運営委員会を統括する。
- 3 教職大学院に副研究科長を置き、教職大学院の専任教員を充てる。
- 4 副研究科長は、研究科長を補佐し、研究科長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 委員には、教職大学院の専任教員を充てる。
- 6 研究科長が必要と認める場合は、教職大学院専任教員以外に若干名の委員を委嘱することができる。任期は2年とし、再任を妨げない。

(審議事項)

第4条 運営会議は、教職大学院及び講座にかかわる次に掲げる重要事項を審議する。  
ただし、第1号に定める事項については、教授会で審議しなければならない事項を除く。

- (1) 履修課程、授業科目その他学生の教育に関する事項
- (2) 研究に関する事項
- (3) 点検・評価、国際交流、学術交流、予算・施設等に関する事項
- (4) 事業に関する事項
- (5) 教員候補者選考等人事に関する事項
- (6) その他運営会議が必要と認めた事項

(会議)

第5条 運営会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。  
2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。  
3 教員候補者選考等人事に関する事項については、出席委員の3分の2をもってこれを決する。

(規程の改廃)



第6条 この規程の改廃は、運営委員会において、出席委員の3分の2をもって決することができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教職大学院の組織及び運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 佐賀大学教職大学院運営協議会規程（案）

平成27年〇月〇日  
佐賀大学教職大学院設置準備委員会

（趣旨）

第1条 佐賀大学教職大学院（大学院学校教育学研究科）（以下「教職大学院」という。）の運営の充実に目的とし、佐賀県教育委員会及び佐賀県の学校関係代表者と協働するために必要な事項定める。

（運営協議会）

第2条 教職大学院に学校教育学研究科運営協議会（以下「運営協議会」）を置き、定期的に会議を開き、教職大学院の運営に関する事項について協議する。

（運営協議会の構成）

第3条 協議会に会長を置き、佐賀大学教職大学院学校教育学研究科長（以下「研究科長」）を充てる。会長は、議事進行等を行い、運営協議会を統括する。

2 運営協議会に副会長を置き、佐賀県教育委員会の副教育長を充てる。副会長は、会長を補佐する。

3 協議会は、以下の者で構成し、任期は2年とし、再任を妨げない。

(1) 教職大学院の専任教員若干名

(2) 佐賀県教育委員会の教職員課、学校教育課、教育政策課の各課長、教職員若干名

(3) 鳥栖市、唐津市、武雄市（サテライト・キャンパス設置）の各教育委員会の教育長、教職員若干名

4 会長が必要と認める場合は、前項以外に、地域の学校の代表者等の若干名に委嘱し、協議会員に加えることができる。

（審議事項）

第4条 会議は、教職大学院及び講座にかかわる次に掲げる重要事項について協議する。ただし、第1号に定める事項については、教授会で審議しなければならない事項を除く。

(1) 履修課程、授業科目、実習科目等、その他学生の教育に関する事項

(2) 地域との連携に関する事項

(3) 実務家教員候補者選考の方法等に関する事項

(4) その他運営会議が必要と認めた事項

（会議）

第5条 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、会議において、出席委員の3分の2をもって決することができる。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会議の議を経て、会長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

教 評 価 第 1 5 号

平成26年12月9日

佐 賀 大 学 長  
佛 淵 孝 夫 殿

一般財団法人教員養成評価機構

理事長 田 村 哲 夫



佐賀大学教職大学院の認証評価実施について

貴大学に設置予定の専門職大学院設置基準第26条に規定される教職大学院について、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価は、貴大学からの申請に基づき当機構で実施いたします。

(本件担当)

〒184-8501

東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学内

一般財団法人教員養成評価機構事務局

手塚・山本

Tel:042-329-7860 Fax:042-329-7889

E-mail:hyokajimu@iete.jp

鳥教学 第 10940 号  
平成 27 年 1 月 23 日

国立大学法人佐賀大学  
学長 佛淵 孝夫 様

## 佐賀大学教職大学院に対する要望

鳥栖市教育委員会  
教育長 天野 昌明



これまで、佐賀大学文化教育学部と鳥栖市教育委員会との間では、鳥栖市小中学校の学校教育の振興と教育水準の向上、教職員の資質向上を目的として様々な面での連携の取組を行ってきました。例えば、各学校で実施している校内研修における指導・助言、教育生ボランティアによる小中学校への教育活動への貢献、「魅力ある学校づくり推進事業」等における学校変革や学校課題等に対する改善のための指導助言、佐賀大学文化教育学部教育学研究科（大学院）への現職教員の派遣など、佐賀大学が有する専門的な知見と教育委員会の実践力および人的・物的財産を生かした連携の取組によって、その成果も少しずつ表れてきています。

この度、平成 28 年 4 月に開校される予定となっている佐賀大学教職大学院学校教育学研究科（教育実践探究専攻）は、鳥栖市教育委員会でも新たな時代における教員の養成と研修に大きな意義と役割をもつものと評価しております。そして、現職派遣教員の修学及び鳥栖市をはじめとする佐賀県東部地区の学校教育変革の推進に大きな役割を果たすことを期待しております。これらの期待に添う必要な講義及び演習のための教育研究施設として、平成 28 年 4 月 1 日より所管する鳥栖市民文化会館研修室を同専攻の連携教育機関として使用することを承諾したところです。

現在、鳥栖市内の小中学校においては、子どもたちの学力問題や規範意識の低下による問題行動事案やいじめ事案、家庭・地域との連携教育のあり方など、学校教育の抱える課題はますます複雑化・多様化してきており、早急かつ適切な対応が求められています。鳥栖市教育委員会においても、保護者・地域の願いに応えられる学校や教員のあり方をふまえ、教員の資質能力の向上のための取組が求められているところです。

そこで鳥栖市教育委員会は、このたび実施予定の佐賀大学教職大学院地域貢献・連携事業が、本地域における教員の教師力の向上と学校教育の変革ならびに教育課題改善のための研修・研鑽の場となるよう、以下の点について強く要望申し上げます。

第一は、鳥栖市で力を入れて実施している教育に役立つ内容の講座に関することです。鳥栖市で平成 22 年度から行っている小中一貫教育、また来年度からすべての小中学校で行う『教科日本語』の指導に役立つ内容等の講座を是非、開設していただければと存じます。

第二は、指導方法の工夫・改善、あるいは ICT 利活用教育のスキルアップ等、教師の指導技術の向上に関する内容に関する講座を開設していただければと存じます。

第三は、ベテランから若手まで多くの教職員が心から学びたい、受講したいという気持ちになる魅力ある講師、先生方を開講講座等に招聘していただきたいと存じます。

以上の点をふまえ、佐賀大学教職大学院が本市における学校課題の改善と教員の資質向上のために先導的な役割を果たし、成果をあげることを心から期待いたします。



## 教職大学院連携協力校等施設の概要

サテライトの名称	佐賀大学教職大学院「教師塾ジョイント・鳥栖セミナー」		
実習施設の名称	鳥栖市民文化会館		
実習施設の所在地(電話番号)	佐賀県鳥栖市宿町807-17 電話:0942-85-3645		
教職大学院からの所要時間	自家用車約50分		
管理者(市・教育委員会)	鳥栖市教育委員会		
管理責任者(市長・教育長等)	教育長 天野 昌明		
施設等の詳細	使用する研修室名	面積	利用可能人数
	鳥栖市民文化会館研修室	151.6㎡	100名
当該施設の特徴	鳥栖市の中心部に位置し、鳥栖駅から約1.7km、新鳥栖駅からも約1.8kmで徒歩約30分以内でJR等の公共交通機関も使える場所にある。そのため、市内や近隣市町の教職員や保護者等を対象とした研修会や講演会等もよく実施されている。		
教職大学院との連絡担当者	氏名	所属(役職名)	連絡先
	柴田 昌範	学校教育課長	0942-85-3520
	佐々木英利	学校教育課参事	0942-85-3520

平成27年2月9日

国立大学法人佐賀大学  
学長 佛淵 孝夫 様

## 佐賀大学教職大学院に対する要望

唐津市教育委員会  
教育長 大塚 稔



佐賀大学文化教育学部の皆様方には、研究発表、校内研修や「魅力ある学校づくり推進事業」等における指導助言、佐賀大学文化教育学部教育学研究科（大学院）での唐津市の現職教員受け入れ、教育学生ボランティアによる児童生徒に対する指導など様々な面でお世話になり、深く感謝いたしております。これらのことは、管内学校教育の振興と教育水準の向上、教職員の資質向上につながっております。

唐津市教育委員会は、平成28年4月に開校される佐賀大学教職大学院学校教育学研究科（教育実践探究専攻）が、佐賀県北部地区の学校教育変革の推進に大きな役割を果たすことを大いに期待しています。唐津市教育委員会は、新たな時代における教員の養成と研修に大きな意義と役割をもつものと評価し、現職教員の修学及び全県的な学校教育変革の推進に必要な講義および演習のための教育研究施設として、平成28年4月より所轄の教育関係施設を同専攻の連携教育施設として使用することを承諾いたしました。

現在、唐津市教育委員会管内の学校においては、子どもたちの低学力の問題や規範意識の低下による問題行動、いじめ、不登校、特別支援教育のあり方や家庭・地域との連携のあり方など、学校教育の抱える課題はますます複雑化・多様化してきており、早急かつ適切な対応が求められています。唐津市教育委員会においても、保護者・地域の願いに応えられる学校や教員のあり方をふまえ、教員の資質能力の向上のための取組が求められています。

そこで唐津市教育委員会は、このたび実施予定の佐賀大学教職大学院での連携・協力的事業が、本地域における教員の教師力の向上と学校教育の変革ならびに教育課程改善のための研修・研鑽の場となるよう、以下の点について強く要望申し上げます。

- ・地域の教育課題や学校変革に向けた講座の開設
- ・社会や時代のニーズに応える講座の開設
- ・児童生徒の学力の向上に向けた講座の開設
- ・教職員のニーズに応えた講座の開設

以上の点をふまえ、佐賀大学教職大学院が唐津市における学校課題の改善と教員の資質向上のために先導的な役割を果たし、成果をあげることを切望しています。



## 教職大学院連携協力校等施設の概要

連携協力校等の名称	佐賀大学教職大学院「教師塾ジョイント・唐津セミナー」		
実習施設の名称	相知交流文化センター		
実習施設の所在地(電話番号)	佐賀県唐津市相知町中山3600番地8 TEL0955-62-3111		
教職大学院からの所要時間	自家用車約60分		
管理者(市・教育委員会)	唐津市教育委員会		
管理責任者(市長・教育長等)	教育長 大塚 稔		
施設等の詳細	使用する研修室名	面積	利用可能人数
	相知交流文化センター 研修室B	約170㎡	90名
当該施設の特徴	生涯学習センター(生涯学習、地域文化の理解、発展のためのフロア)と文化ホール(各種イベント演奏会などを行う多目的ホール)があり、各種研修会や講演会などが実施されている。		
教職大学院との連絡担当者	氏名	所属(役職名)	連絡先
	牟田口成喜	学校教育課(課長)	0955-72-9158



平成27年2月19日

国立大学法人佐賀大学  
学長 佛 淵 孝 夫 様

## 佐賀大学教職大学院による地域貢献・連携事業に対する要望書

武雄市教育委員会  
教育長 浦 郷



地域の教育を推進する上で、地元教員養成大学の存在は極めて大きいものがあります。これまでも、「佐賀の教育」を担う人材を送り出していただき、市内多くの教師が佐賀大学文化教育学部卒の卒業生であります。また、資質向上を図る上でも、校内研修や各研究会での指導助言、附属学校や教育学研究科（大学院）への受入、免許法認定講習など、温かな人間的つながりを土台に、郷土に根差した教育者としての成長につなげていただいております。また、市教育委員会にしましても、各種審議会委員や教育委員会外部評価委員などを依頼し、充実した教育行政へと指導いただけてきました。さらに、教育学生ボランティアとしての小中学校支援など、佐賀大学の有しておられる専門的な知見を人的貢献として発揮していただいております、感謝しているところです。

そのような中、平成28年4月に開校される佐賀大学教職大学院学校教育研究科（教育実践探究専攻）に大きな期待を抱いております。地域の教育課題に精通された貴大学の先生方が、実態に即したご指導をいただくことは、教職員の指導力向上に願ってもないことであり、成果は測り知れません。加えて、開校を機会に、「教職大学院による地域貢献・連携事業」を開始していただくことをお聞きし、大変有難く存じております。本市のみならず佐賀県西部地区の研修拠点として、極めて意義深く心強いことでもあります。

本市におきましてはこれまでも「学び続ける教師」像を求め、研修機会を設ける努力を重ねて参りました。しかし、教育の課題は変化し多様化し、深刻化しています。本市におきましても、不登校や問題行動、いじめ等の課題や、学力向上、ひいては「生きる力」の育成に様々な取組を重ねつつも、依然として厳しい対応を余儀なくされています。これらの課題の解消は最終的に教師にかかっています。本市では、これからを生きる子どもたちに必須な学びを考え、学力観と学習指導法のあり方、人間関係力などの育成、地域が支援・連携する学校体制など、改善に取り組んでおります。教育に関する常識・通例・慣習を見直し、新たな組織体制や文化、学習指導・意識改善へと、教育委員会や学校は勿論、市民総ぐるみの推進を目指しております。その取組はここ数年、県内外を問わず関心を寄せていただき、教育関係者・行政担当者・教育関係企業の皆様のご批正と協力・支援を得て推進しつつあります。進取の気風が教育風土として残り、地勢上、交通の利便地として近隣の先生方に集まっていたいただくにも好都合かと存じます。本事業に集う教職員が、使命感を高めると同時に新たな知見を加え、お互いに交流しつつ、教師力を磨いていくことができると考えます。

以上のようなことを踏まえ「佐賀大学教職大学院による地域貢献・連携事業」を本市において開催していただき、他市町とも連携する中で、強固で発展的な体制となり、県全域に遍くその開設の成果を及ぼしていただくことを祈念し切に要望いたします。

## 教職大学院連携協力校等施設の概要

連携協力校等の名称	佐賀大学教職大学院「教師塾ジョイント・武雄セミナー」		
実習施設の名称	武雄市文化会館		
実習施設の所在地(電話番号)	佐賀県武雄市武雄町大字武雄5538番地1 電話:0954-23-5168		
教職大学院からの所要時間	自家用車約50分		
管理者(市・教育委員会)	武雄市教育委員会		
管理責任者(市長・教育長等)	教育長 浦郷 究		
施設等の詳細	使用する研修室名	面積	利用可能人数
	武雄市文化会館大集会室A	171㎡	100名
当該施設の特徴	<p>武雄市文化会館は、御船山を借景に旧藩主・鍋島侯の御屋敷跡に建てられ、鍋島庭園を有する景勝地でもある。ホール棟、集会棟等からなり、地域の文化活動と発表の場として利用されている。</p> <p>会場を予定している大集会室には100人規模の収容ができ、庭園を望み閑静な場所として研修には最適である。また、Wi-Fi環境も整い、研修にも活用可能である。</p>		
教職大学院との連絡担当者	氏名	所属(役職名)	連絡先
	田崎 正剛	武雄小学校(指導教諭)	0954-22-3171

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

#### (1) 学生の確保の見通し

##### ①定員充足の見込み

本教職大学院の前身にあたる佐賀大学大学院教育学研究科では、学校教育専攻と教科教育専攻のいずれの専攻においても「定員割れ」の状況は発生しておらず、入学者選抜においても一定（1.25～1.64倍）の志願者倍率が発生する程度には常に入学志願者を集めており、問題のない定員充足を続けてきた（表1参照）。

なお、この定員内には、佐賀県教育委員会からの派遣による現職大学院生が毎年7名含まれており、いずれも大学院設置基準14条特例による2年課程（1年目のみ研修専念、2年目には勤務と並行した論文作成）である。教職大学院設置後も、この派遣院生の枠「7名」は確保されるのに加え、近年の本学大学院教育学研究科への出願状況、大学院入試での選抜状況を鑑みるに、従来の教育学研究科の定員（39名）を減じて20名の定員とした本教職大学院においても、一定の入学者の質を担保する選抜が成立し、定員が充足できるものと考えている。

【表1】入学定員充足率計算表(佐賀大学大学院教育学研究科)

学部/研究科等名	学科/課程/専攻等名	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
修士課程 教育学研究科	教育学研究科全体	志願者数	61(1.56)	51(1.30)	54(1.38)	49(1.25)	64(1.64)
		合格者数	53	41	46	46	50
		入学者数	52	37	41	41	46
		入学定員	39	39	39	39	39
		入学定員充足率	1.33	0.94	1.05	1.05	1.17
	学校教育専攻	志願者数	14	10	10	6	13
		合格者数	10	7	7	6	8
		入学者数	10	6	6	6	6
		入学定員	6	6	6	6	6
		入学定員充足率	1.66	1.00	1.00	1.00	1.00
	教科教育専攻	志願者数	47	41	44	43	51
		合格者数	43	34	39	40	42
		入学者数	42	31	35	35	40
		入学定員	33	33	33	33	33
		入学定員充足率	1.27	0.93	1.06	1.06	1.21

※括弧数字は、志願倍率を示す。

##### ②定員充足の根拠となる調査結果の概要

上記①で指摘した通り、前身である佐賀大学大学院教育学研究科では、学校教育専攻と教科教育専攻のいずれの専攻においても一定の志願倍率を確保している。加えて、今回の改組は、収容定員の減（78名→40名）を構想した設置申請であり、佐賀県教育委員会から現職大学院生が7名派遣されること等を考慮した場合、定員については充足可能と考えている。

また、学部教育からの進学者（いわゆる「ストレート・マスター」）の確保については、



教職大学院への進学希望状況を調査し、あわせて設置を周知する目的から平成 27 年 1 月及び 2 月にアンケート調査を実施した。教育実習の事前指導等の機会を活用したため、平成 27 年度に教育実習を予定している佐賀大学のほぼすべての学生（244 名：うち第 3 学年 201 名、第 4 学年 10 名、未記入等 33 名）の意向を把握した（資料 1：別紙参照）。

その結果、教職大学院について事前に「知っていた」と回答した学生は、対象者のほぼ半数（123 名）であったが、アンケート実施時の説明後、卒後の進路として教職大学院に「進学したいと思う」及び「進路の一つとして考えたい」と回答した者は 136 名と半数を超え、前者は 10 名（4%）であった。この結果からは、ほとんど周知をしていない現状においてストレート・マスターの入学者確保が予測できるが、今後はホームページの開設や進学説明会を開催するなどの、懇切な周知を行うことによって、さらなる入学者の確保とその質の向上を図るようにする。

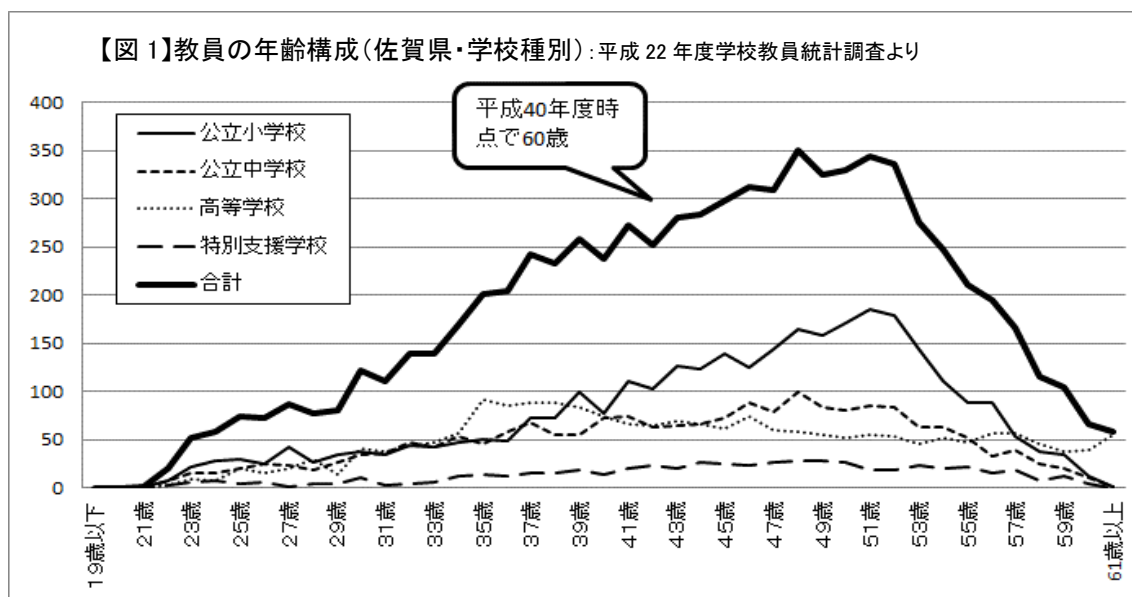
ちなみに、教職大学院を選択肢から除いた（教職大学院の設置を周知する前の）進路選択としては、「大学院（教育学研究科）への進学」と「大学院（教育学研究科以外）への進学」が 86 名おり、大学院全般への進学意欲も決して低くない。この点も教職大学院の入学者確保に向けた有力な根拠となるため、適切な周知を継続的に行うことによって教職大学院への入学者の確保とその質の向上に努める。

なお、今回のアンケートは、本学の平成 26 年度第 3～4 学年の教職課程履修者を対象として実施したが、佐賀県の出身者で県外の大学に進学し、卒業後は佐賀県で教職に就くことを希望する学生も少なからず認められる。そのような学生にとっても、本学の教職大学院への進学が選択肢の 1 つとなるはずである。そこで、学外に向けても周知活動を広く行うべきとも考えている。

## (2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

現状において大学院設置基準 14 条特例による現職教員の大学院派遣枠が 7 名あり、安定的な入学者が見込めるのは、先に述べたとおりである。

いっぽう学部からの進学者については、佐賀県における教員の年齢構成を考えると、今後 10 年程度の間は大量退職が見込まれ、その結果新規採用教員の需要が増えることが予測される（図 1 参照）。



この状況は教員採用という学生の「出口」確保の意味では好条件だが、一方で教職大学院への就学を経ずに新規採用教員として卒業（非進学）を選択する余地も発生する。

これに対して、佐賀県教委は採用上の配慮事項として、以下に示す【大学院進学希望者・在籍者への特例申請】のとおり、大学院進学者についての採用予定者名簿登載の猶予を制度化しており、採用試験に合格した学部4年生も「教職大学院進学か、教員採用か」で迷うことなく、実践的指導力を身につけるための教職大学院進学を選べるよう制度を整えている。

#### 【大学院進学希望者・在籍者への特例申請】(平成27年佐賀県教員採用試験募集要項)

### 第11 大学院等進学希望者及び大学院等在籍者の特例申請

大学院等進学希望者又は大学院等在籍者で採用候補者名簿に登載された者が、教員としての能力及び資質の向上を目的として大学院等での修学を希望する場合、採用候補者名簿登載期間を延長して修学を保障する。必要と認められる者に対して採用候補者名簿登載期間を最大2年間延長し、大学院等の修了及び専修免許状の取得を条件に採用する。(大学院等には専修免許状を取得できる専攻科をもつ学部等が含まれる。)

#### 1 申請に必要な資格

##### (1) 大学院等進学希望者の場合

試験区分に応じた専修免許状を取得できる大学院等を平成26年度中に受験する者

##### (2) 大学院等在籍者の場合

試験区分に応じた専修免許状を取得見込みの者

#### 2 手続き等

(1) 申請 受験申込書の「大学院等進学希望者及び大学院等在籍者の特例申請」の欄の「希望する」を○で囲む。

(2) 申込 第二次試験合格後、希望者は、選考結果通知に同封の「名簿登載期間の延長願」を作成し提出すること。併せて、大学院等在籍者は、大学院等の「在籍証明書」を提出すること。大学院等進学希望者は、入学試験の結果が分かり次第、速やかに合格通知書等の写しを提出すること。

(3) 許可 県教育委員会は、延長の可否について、申請者に通知する。その際、延長を許可された者には、採用面接等の日程、手続き等について併せて通知する。

#### 3 その他

(1) 延長を許可された者は、大学院等の修学に専念して専修免許状を取得すること。

(2) 申請した者が大学院等へ進学しなかったり、上記条件を満たすことができなかった場合には、採用内定後であっても内定を取り消すことがある。

この制度は、学部4年から教職大学院に進学する学生について、実質3回の受験機会（学部4年次、教職大学院1年次及び2年次）を保障するものとしても機能する。これは進学を希望する学生に対してより確実な進路保証となるため、教職に向けた意欲ある学生を収容する効果が得られるものと考えている。

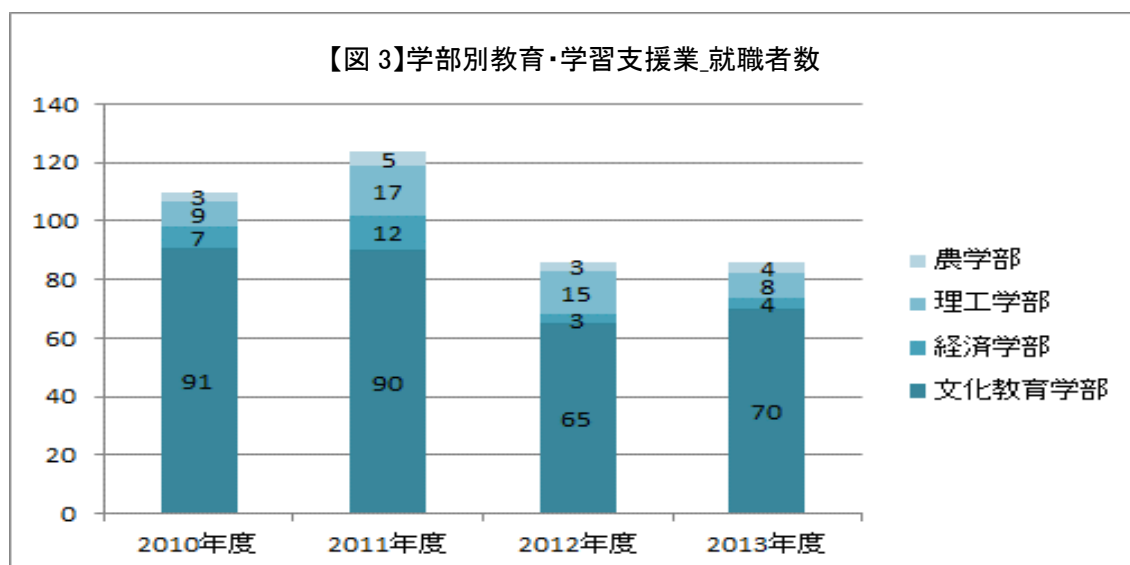
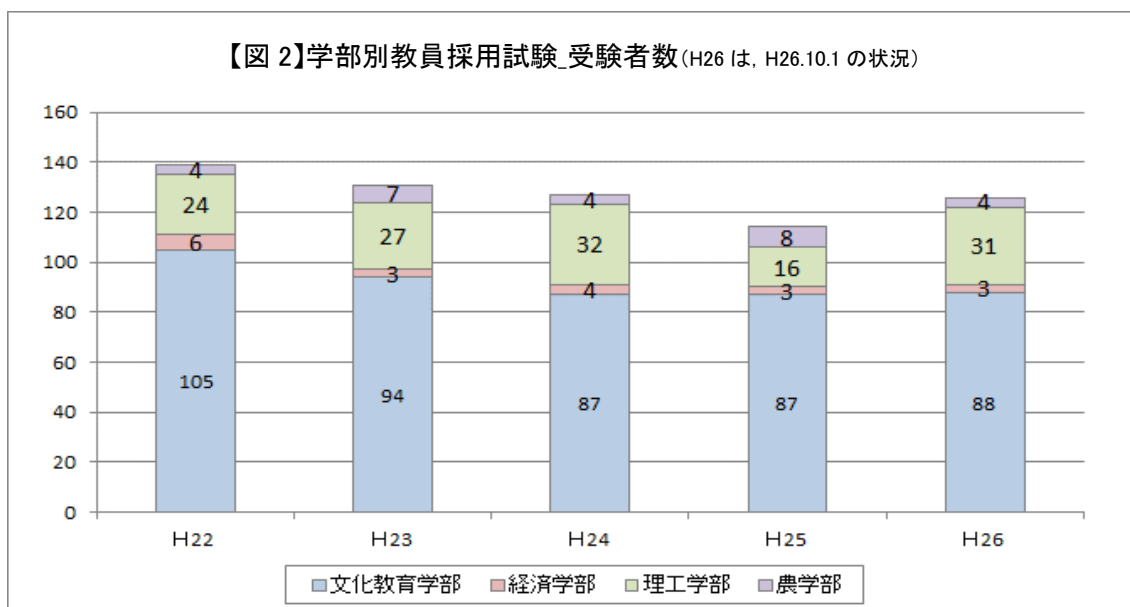
加えて佐賀県では、公立学校教員採用選考試験において「大学院修了見込者推薦制度」がとられている。この制度は、大学院修了予定者のうち最大2名が「佐賀県の教育風土や教育課題を理解した即戦力」として、推薦を経た別枠の選考試験によって公立学校教員に採用されるというものである（資料2：別紙参照）。ここで示す「専修免許状取得のための課程認定を受けている大学院又は教職大学院のうち、通信制の課程によらないもので、(中略)佐賀県教育委員会が指定する大学院等」には佐賀大学大学院教育学研究科が含まれており、教職大学院設置後はこれを引き継ぐことが確認されている。

後述するように、本教職大学院では佐賀県の教育課題を適切に反映したカリキュラムをとるため、この推薦制度の趣旨とする人材育成が進められることになり、修了生が制度の対象となる可能性は高い。先に挙げた名簿登載猶予制度とあわせて、この制度も本教職大学院に意欲ある学生を引きつける効果があると考えられる。

これに加え、教職大学院のスタッフは、学部段階（全学教育機構および教育学部）の講義もしくは演習を一部担当することを予定している。全学教育機構での講義については、教育学部以外の三学部（経済学部・理工学部・農学部）に在学する教員志望の学生が進路の一つとして教職大学院を視野に入れられるよう、また、教育学部での講義や演習については、学部段階での関心を発展させたり、教職に就いた後の実践に結びつけたりできるよう、教職大学院への受験・進学を促すといった効果が見込まれる。

なお、現状においても文化教育学部以外の三学部から教員免許を取得する者が一定数いるばかりか、実際に教員採用試験を受験する者（図2参照）や教育・学習支援関係の職を得る者は一定数おり（図3参照）、教育学部への改組や教職大学院の設置に関係なく、この傾向は維持されることが見込まれる。上記のような講義・演習は、こうした教職志望学生の中に潜在する実践的指導力習得のニーズを掘り起こすことにつながると考えられ、一定の進学志望者獲得に寄与するものと見込まれる。

上記のような取組を通じて、学生確保を進める予定である。



## 2. 人材需要の動向等社会の要請

### (1) 人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的（概要）

本教職大学院では、設置の趣旨にも掲げられる通り、次世代の我が国をつくる人材の養成を担う、すぐれた教員の養成を使命としている。特に、①学力育成の問題、②多様な児童・生徒の支援、③新たな学校づくりに向けた学校経営、を重点的な課題とする認識は、佐賀県教育委員会と佐賀大学において共有されている。

これに対し、本教職大学院では、主体的に学び続けながら地域や同僚と協働して学校の改革・改善を実行できる力を核とする教員の資質を想定し、上述の3つの課題に応じて、学校と地域との関係の再編成や学校組織の改革、あるいは新たな教育カリキュラムの開発と実践等を行う力を育成する。現職教員の大学院派遣においては、こうした学校改革を実際に行う資質を有するリーダー教員を養成したいと考えている。また、学部段階から進学し、修了後新人教員として教育現場に出る者については、すぐに学校改革に取り組むことができなくても、来るべき時に向けた改革力として、学校教育の課題を正確に読み取り、その課題について探究する力を持った教員を養成したいと考えている。

### (2) 上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

佐賀県教育委員会がまとめた「平成26年度佐賀県教育の基本方針」（資料3：別紙参照）には、「確かな学力を育む教育の推進」「豊かな心を育む教育の推進」「健やかな体を育む教育の推進」「時代のニーズに対応した教育の推進」「教育活動を支える環境の整備」「文化財の保護」という6つの重点項目が掲げられ、それぞれにより具体的な施策が示されている。本教職大学院の設置は、このうち「教育活動を支える環境の整備」として挙げられる「優秀な教職員の養成・確保」に応答するものと言えるが、これ以外にも、具体的な政策課題と上記(1)で掲げた研究教育上の目的との間に一致をみることができ

る。まず「確かな学力を育む教育の推進」に掲げられた「学力の現状把握と分析」「教育内容の工夫や指導法の改善」や「時代のニーズに対応した教育の推進」に掲げられた「ICT利活用教育の推進」や「グローバル化に対応した教育の推進」は、上記(1)に掲げた①学力育成の問題として集約することができる。

次に「確かな学力を育む教育の推進」に掲げられた「学習環境の整備・充実」のほか「豊かな心を育む教育の推進」として挙げられる「発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進」「不登校や問題行動、いじめの問題への対応」のほか「時代のニーズに対応した教育の推進」に掲げられた「特別支援教育の充実」は、上記(1)に挙げた②多様な児童・生徒の支援の問題として集約できる。

さらに「教育活動を支える環境の整備」として挙げられる「安全・安心、快適で、質の高い教育環境の整備」や「信頼される学校づくりの推進」のほか、「確かな学力を育む教育の推進」のうち「学習環境の整備・充実」といった具体的課題は、上記(1)に挙げた③新たな学校づくりに向けた学校経営として集約できる。

以上のように、本教職大学院の掲げる人材養成目標は、佐賀県教育委員会の現在掲げる教育政策とそれに応じた人材需要をふまえたものである。なお、佐賀県教育委員会と佐賀大学文化教育学部で締結した協定書（資料4：別紙参照）にあるとおり、教職大学



院における教育課程・授業に関する事項を含め、広く教職大学院の設置について両者は協力する方向性を確立しているが、このことは、今後佐賀県における教育の重点が変化するようになった際も、それがただちに教職大学院における教育内容の検討に反映されることを意味している。現時点のニーズのみならず、将来的に人材需要の傾向が変わった際にも、それに即応しうる体制が整備されている点からも、本教職大学院が人材需要の動向等社会の要請に応じたものであると言えよう。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 資 料 目 次

資料 1 : 佐賀大学「教職大学院」に関するアンケート調査 (8)

資料 2 : 平成 27 年度佐賀県公立学校教員採用選考試験大学院修了見込者推薦  
制度実施要項 (13)

資料 3 : 平成 26 年度佐賀県教育の基本方針 (15)

資料 4 : 国立大学法人佐賀大学文化教育学部と佐賀県教育委員会との連携・協力  
協定書 (31)

# 平成28年度より 佐賀大学に「教職大学院」が設置されます

## ● 「教職大学院」って何？

近年では、社会の大きな変動があります。そのため、様々な専門的職種や領域において、大学院段階での高度な専門的職業能力を備えた人材の養成が求められています。

教員養成の分野では学力問題、いじめや不登校、少子化による学校の統廃合などの課題が大きくなっています。したがって、それらの課題に対応できる高度な力量ある教員が求められます。こうして、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した教職大学院が創設されます。

教職大学院は、次の人材養成を目的としています。

- 1 学部卒業者を対象に、実践的指導力を備え、将来性がある即戦力となる新人教員の養成
  - 2 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得るリーダー教員の養成
- カリキュラムは、実践的指導力の育成を目標に、事例研究や模擬授業などの教育方法によって展開されます。これらの指導を行うにふさわしい指導体制を整え、研究者教員と実務家教員とが共同し、学部及び教育学研究科（修士課程）など他の教職課程以上に、高いレベルで教員養成を行います。（文部科学省 HP ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kyoushoku/kyoushoku.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoushoku/kyoushoku.htm)) を参照)

## ● 「教職大学院」の特徴と進学することの一般的メリット

- 教育現場の実践的課題に対応したカリキュラムで学修できる
- 教育現場で活かせる実践的な知識や技術が身に付く
- 一種免許状よりも上位にある専修免許が取得できる
- 教職修士（専門職）の学位が授与される
- 大学院修了となるため初任給が高い
- 教員採用試験において優遇措置が取られることがある

## ● 佐賀大学の「教職大学院」は、ココが特徴！！

- 授業実践、子ども支援、教育経営の3コース、演習中心の授業
- 教育実習は、自己の課題に応じて各自計画、2年間で10単位
- 研究者教員と実務家教員(現職教員、指導主事等) とがペアで指導

# 佐賀大学「教職大学院」に関するアンケート調査（在学生用）

**【調査の目的】**

佐賀大学では、新しく教職大学院の設置を検討しています。その中で、進学が想定される在学生の意識について調査することになりました。以下の質問に、皆さんの率直な意見をお答えください。なお、ご回答いただいた情報は、新設計画の資料作成の目的以外で利用することはいたしません。ご協力をお願いいたします。

文化教育学部長 甲斐 今日子

【Q1】 あなたの属性についてお答えください（1 つだけ○）。

【性別】 男性 ・ 女性   【学年・所属学部・学科・选修】 \_\_\_\_\_

【Q2】 現在、取得を希望している免許をお答えください（希望するもの全てを記入）。

小学校教諭一種免許状	教科：	特別支援学校教諭一種免許状	教科：
中学校教諭一種免許状	教科：	幼稚園教諭一種免許状	教科：
高等学校教諭一種免許状	教科：	その他（                                    ）	

【Q3】 現在、学部卒業後の進路をどのように考えていますか（当てはまるものすべてに○）

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 1. 教員採用試験を受験         | 2. 大学院（教育学研究科）への進学                           |
| 3. 大学院（教育学研究科以外）への進学 | 4. 一般の企業や財団等への就職                             |
| 5. 公務員試験（教採以外）を受験    | 6. その他（                                    ） |

-----以下の質問は、裏面の文書を読んで、お答えください-----

【Q4】 「教職大学院」という言葉を知っていましたか（1 つだけ○）。

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった（今知った） |
|----------|-----------------|

【Q5】 佐賀大学に「教職大学院」が設置された場合、進学したいと思いますか（1 つだけ○）。

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 1. 進学したいと思う    | 2. 進路の1つとして考えたい |
| 3. 進学しようとは思わない | 4. わからない        |

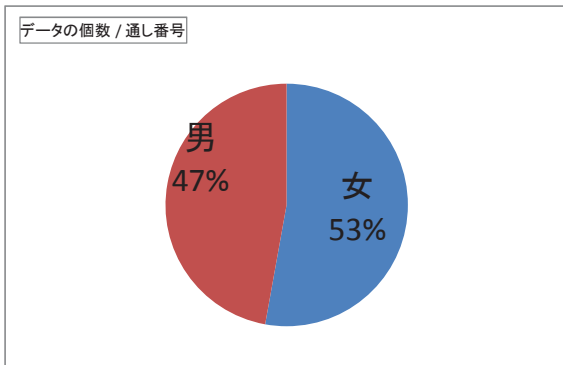
【Q6】 仮に、「教職大学院」への進学を考える場合、どのような点が重要ですか。ご意見をお聞かせください。

**ご協力ありがとうございました**

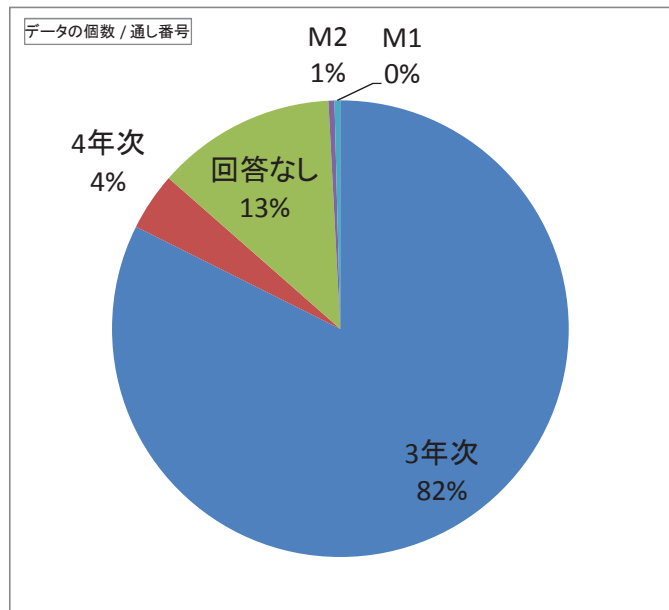
# 佐賀大学「教職大学院」に関するアンケート調査(在学生用)

【Q1】あなたの属性についてお答えください。

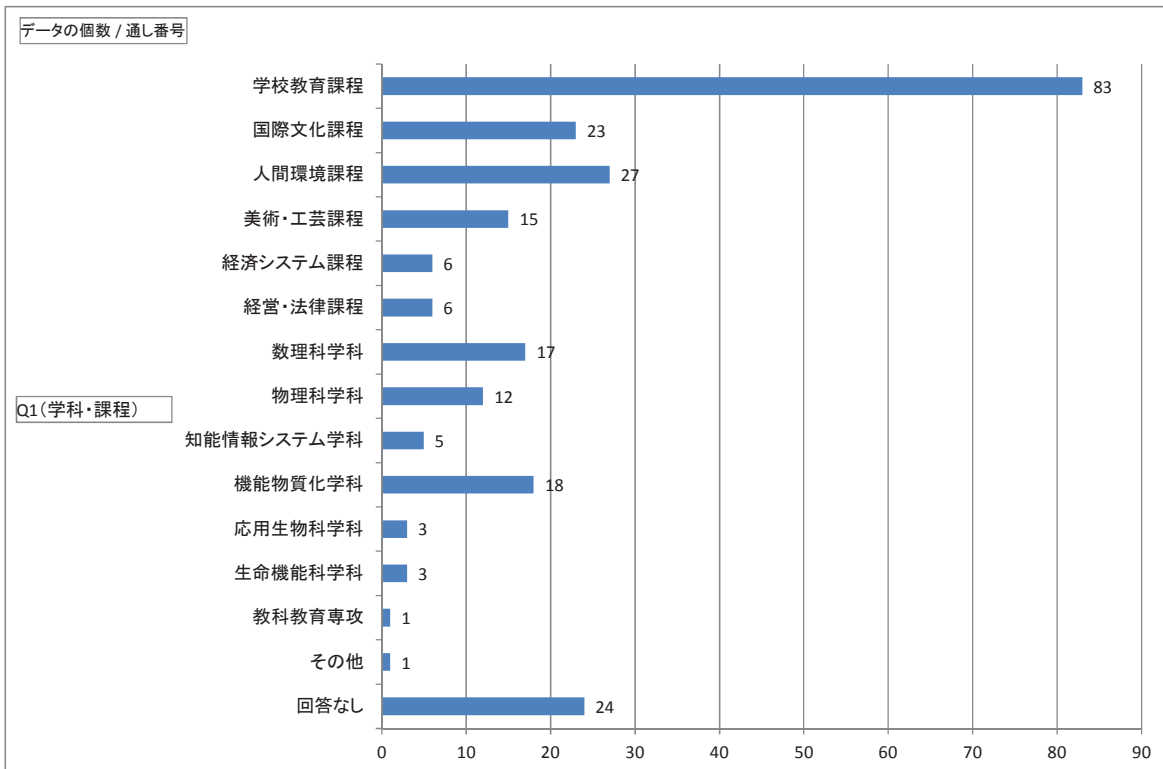
## 性別



## 学年

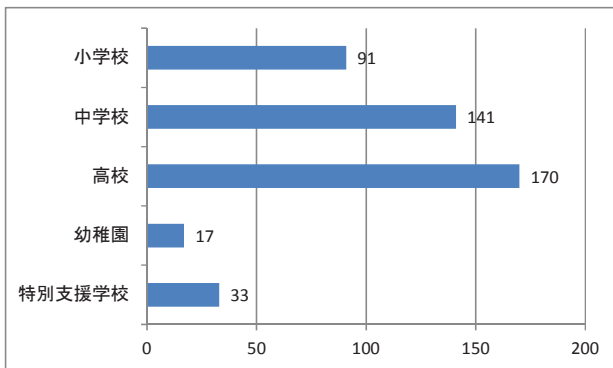


## 所属学科

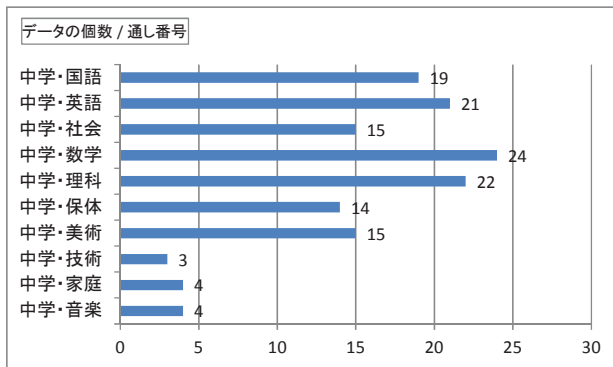


## 佐賀大学「教職大学院」に関するアンケート調査(在学生用)

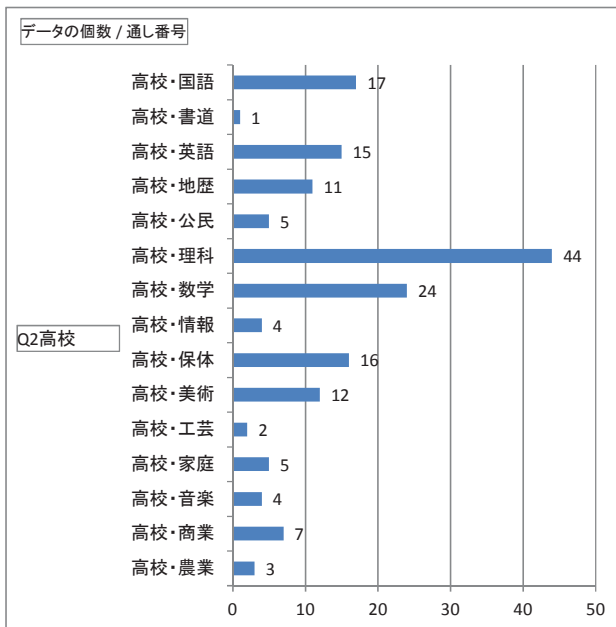
【Q2】現在、取得を希望している免許をお答えください。(複数回答)  
取得希望教員免許(学校種)



取得希望教員免許(中学校科目別)

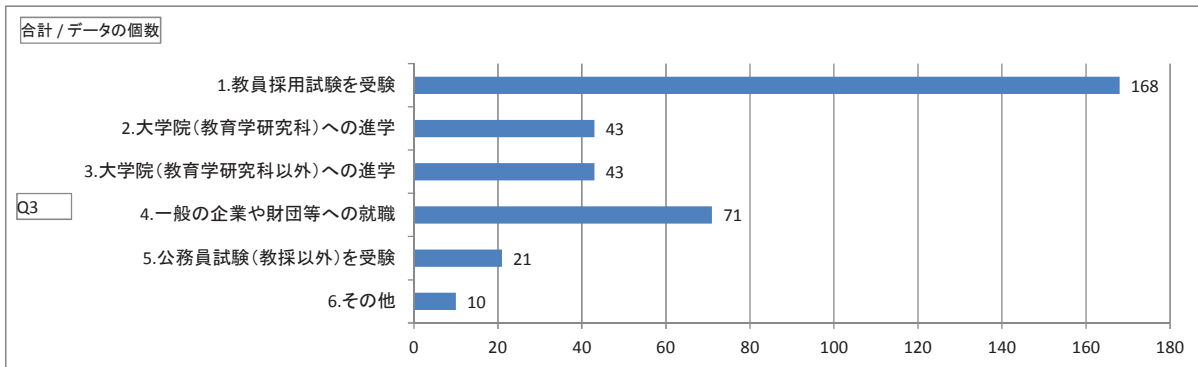


取得希望教員免許(高校科目別)

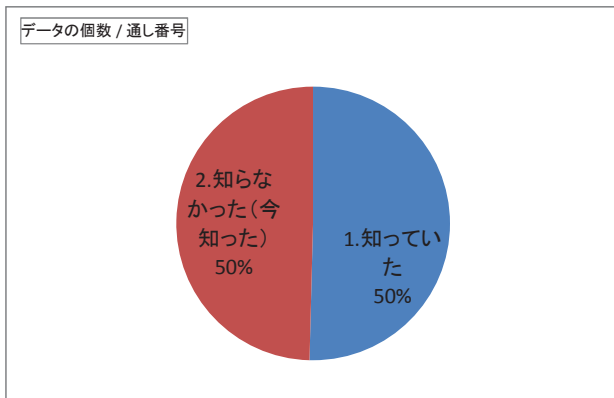


# 佐賀大学「教職大学院」に関するアンケート調査(在学生用)

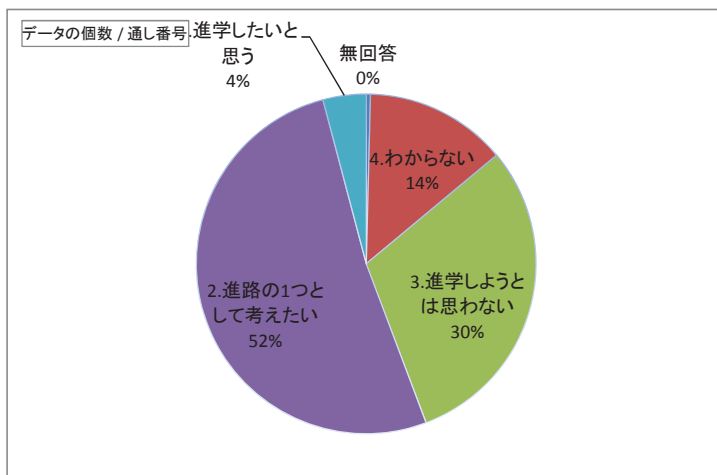
## 【Q3】現在、学部卒業後の進路をどのように考えていますか(複数回答)



## 【Q4】「教職大学院」という言葉を知っていましたか



## 【Q5】佐賀大学に「教職大学院」が設置された場合、進学したいと思いますか。





平成27年度佐賀県公立学校教員採用選考試験  
大学院修了見込者推薦制度実施要項

佐賀県教育委員会

1 目的

平成27年度佐賀県公立学校教員の採用にあたり、大学院等で高度な専門性を修得したもので、佐賀県の教育風土や教育課題を理解した即戦力となる優秀な人材を確保するために実施する。

2 試験区分及び採用予定者数等

(1) 試験区分

小学校教諭等又は特別支援学校教諭等（小学部）

(2) 採用予定者数

2名程度

(3) その他

- ・ 日本国籍を有しない者を任用する場合は、期限を付さない常勤講師とする。
- ・ 小学校教諭等で採用された場合でも、特別支援学校に配置されることがある。また、将来特別支援学校に異動となる場合がある。
- ・ 将来、学校だけでなく、教育委員会事務局等に異動となる場合がある。

3 対象となる大学院等

上記2の(1)に示した校種の専修免許状取得のための課程認定を受けている大学院又は教職大学院のうち、通信制の課程によらないもので、九州地方又は山口県に所在するもの(以下「大学院等」)から佐賀県教育委員会が指定する大学院等

4 推薦基準

次の(1)、(2)の両方の条件を満たす者

(1) 次の①から④に該当する者

- ① 昭和50年4月2日以降に出生した者
- ② 小学校教諭専修免許状を有する者又は平成27年3月31日までに取得見込みの者  
※ 特別支援学校教諭等（小学部）の場合は、これに加えて特別支援学校教諭免許状が必要
- ③ 現在大学院等に修学し、平成27年3月31日までに大学院等を修了見込みの者
- ④ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者

(2) 佐賀県公立学校の教員として勤務する意志が明確であり、長期にわたり勤務できる者で、佐賀県教育委員会が求める教師像にふさわしい資質・能力、公立学校教員としての適性を有し、学業成績が優秀な者

5 選考方法及び結果の通知

(1) 推薦書及び志願理由書、教育実習の評価等による書類選考を行い、受験者を決定する。

- (2) 上記(1)の受験者に対し、選考試験(小論文、適性検査、面接)を実施する。選考試験の期日、会場については別途通知する。
- (3) 選考結果については、7月上旬までに郵送で通知する。

## 6 推薦手続及び受付期間

### (1) 推薦に係る提出書類

- ① 受験申込書
- ② 受験票及び写真票(52円切手と写真2枚を貼り、あて先及び郵便番号明記のこと。)
- ③ 392円切手を貼ったあて先及び郵便番号を明記した所定の返信用封筒(簡易書留で可否を通知するためのもの) ※本人あて及び大学院担当者あての2枚
- ④ 志願理由書(※自筆に限る)
- ⑤ 成績証明書(大学院等で定める様式、開封無効)
- ⑥ 小学校教諭専修免許状の写し又は大学院等が発行する取得見込証明書  
※ 改姓等により免許状等の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本等氏名の変更が確認できる書類も併せて提出すること。
- ⑦ 推薦書(様式1、開封無効)
- ⑧ 教育実習の評価表(大学院等で定める様式、開封無効)  
※ 平成27年度佐賀県公立学校教員採用選考試験では、⑧は任意提出とする。

### (2) 受付期間及び場所

平成26年5月26日(月)から5月30日(金)午後5時までの間、佐賀県教育庁教職員課小中学校人事担当又は県立学校人事担当(佐賀県庁新行政等10階)で受け付ける。郵送の場合は、締切日当日の消印有効とする。(必ず簡易書留とすること。)

## 7 合格発表から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載する。同時に、合格者には採用内定を通知する。なお、名簿登載の有効期間は、平成28年3月31日までとし、原則として平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に採用する。
- (2) 名簿登載期間中に、下記の事項に該当する場合は、採用候補者の名簿から削除する。
  - ① 在籍する大学院を修了できなかった場合
  - ② 専修免許状が取得できなかった場合
  - ③ 心身の故障その他により、教員としての適性を欠くことが明らかとなった場合

## 8 その他

- (1) 一般選考または特別選考を希望する者は、別途書類を提出しなければならない。
- (2) 提出した書類は、いかなる理由があっても返却しない。なお、受験申込書に記載された情報は選考試験以外には利用しない。
- (3) 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県教育庁教職員課 小中学校人事又は県立学校人事担当

電話 0952(25)7226

# 平成26年度 佐賀県教育の基本方針

平成26年4月1日  
佐賀県教育委員会

## 平成26年度佐賀県教育の基本方針

教育基本法では、教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して」行うものとされています。

また、少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが急速に進む中で、社会的・経済的格差の固定化への懸念や安全・安心の確保など、様々な課題が生じており、教育の面においても、教育基本法の改正や教育振興基本計画の策定、一貫教育の導入など、教育の根幹に関わる制度の改正や教育の充実に向けた取組が進んでいます。

このような中、本県教育には、一人ひとりが豊かな人間性を培い、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を養うなど生きる力を確実に育むとともに、国際的視野に立ち、社会経済の進展に創意を持って対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できるように、心身ともにたくましい県民を育成することが求められています。

そこで、県教育委員会では、次の6つを施策の柱として、「平成26年度佐賀県教育の基本方針」を策定しました。

- I 確かな学力を育む教育の推進
- II 豊かな心を育む教育の推進
- III 健やかな体を育む教育の推進
- IV 時代のニーズに対応した教育の推進
- V 教育活動を支える環境の整備
- VI 文化財の保護

その推進に当たっては、佐賀県総合計画 2011 の教育に関する部分及び本基本方針をもって、教育基本法第17条第2項に基づく本県の教育振興基本計画とし、これに沿って本県教育の振興に取り組みます。

併せて、各学校や教職員の熱意と創意工夫が十分に発揮され、子どもたち一人ひとりの目標や課題に応じた教育活動が組織的かつ効果的に展開されるよう、それぞれの教育現場の権限と責任を明確にしつつ、これを支える教育内容の充実と仕組みや基盤の整備・充実に努めます。

もとより、教育の振興は、教育理念や制度の確立、具体的施策の拡充だけで達せられるものではなく、教育に携わる者一人ひとりの自覚と実践とがあいまって、はじめて実効あるものとなります。

このような認識の下、本県教育に携わる者全てが、その使命と責任の重大さを自覚し、常に研さんに努め、県民の期待と信頼に応えられるよう教育を推進していきます。

平成26年4月 佐賀県教育委員会

## I 確かな学力を育む教育の推進

確かな学力の定着のため、学力の現状把握と分析、教育内容の工夫や指導法の改善に取り組みます。また、個に応じたきめ細かな指導の充実やICT利活用教育の推進等により、学習環境の整備・充実に取り組み、学力向上を図ります。

### 主な取組① 学力の現状把握と分析

#### ＜現状と課題＞

多様で急速に変化する今日の世界の中にあつては、一人ひとりが自ら考え、行動できる自立した個人として、心豊かにたくましく生き抜いていく基盤となる力「生きる力」を育むことが求められています。

特に、新しい知識、情報、技術が社会のあらゆる活動の基盤となる「知識基盤社会」の時代にあつて、能動的・主体的に生きていくためには、知識や情報を単に理解、再生、反復するだけではなく、個人や社会の多様性を尊重しつつ、それらを活用した柔軟な思考力に基づいて新たな価値を創造したり、地域内外の多様な人々と協働したりする能力が求められています。また、変化する社会の中で絶えず学び続け、より良い社会の形成者として参画し、貢献できる力も必要です。

こうした中、これまでの全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）や佐賀県小・中学校学習状況調査（以下「県調査」という。）の分析結果から、本県の子どもたちは、学ぶことには意欲的で前向きですが、確かな学力の定着、特に、習得した知識・技能を活用して考え、判断・表現する力に課題があること、また、家庭学習については、与えられた課題にはきちんと取り組むが、自分から進んで取り組んだり、計画的に取り組んだりすることに課題があることが明らかになっています。

特に、学習指導要領で求められている「基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着」及び「思考力・表現力等といった実社会・実生活で求められる学力の育成」において、これまでの学習指導の成果が十分に発揮できている状況にはありません。

このため、児童生徒の学力や学習状況の分析結果を有効に活用し、実態に即して、各教科の基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせることは言うまでもなく、学んだ知識や技能を活用することを通して、思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、児童生徒に学ぶことについての目的意識や興味・関心を持たせて学習意欲を向上させ、自ら課題に向かうように、家庭学習の与え方や内容を工夫することが必要です。

#### ＜取組方針＞

##### 全国調査、県調査の分析と結果の活用促進

- 全国調査は、4月に全数調査で実施され、県内全ての公立小・中学校が対象となります。この全国調査の実施にあわせて、小学校第5学年から中学校第3学年までの全ての児童生徒を対象に県調査を実施し、国語、算数・数学についての学力や学習状況を把握し、指導に当たる教職員が児童生徒の実態に応じた指導法の工夫・改善に取り組めるようにします。
- また、12月に小学校第4学年から中学校第2学年までの全ての児童生徒を対象とした県調査を実施し、国語、算数・数学、理科、社会、英語（中学校のみ）の各教科について、学習指導要領の内容の定着状況、1学期からの学習指導の成果や課題を把握し、指導法の工夫・改善を図ります。
- 全国調査及び県調査の結果については、大学関係者や有識者を交えた佐賀県学力向上対策検証・改善委員会において専門的な知見からの分析や課題の抽出を行い、各学校等に情報提供します。また、県教育センターが提供する分析ツール等を活用し、指

## 平成26年度佐賀県教育の基本方針（施策体系）

### I 確かな学力を育む教育の推進

- ① 学力の現状把握と分析
- ② 教育内容の工夫や指導法の改善
- ③ 学習環境の整備・充実

### II 豊かな心を育む教育の推進

- ① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進
- ② 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

### III 健やかな体を育む教育の推進

- ① 学校体育や運動部活動の振興
- ② 食育の充実
- ③ 健康教育・性に関する指導の充実

### IV 時代のニーズに対応した教育の推進

- ① ICT利活用教育の推進
- ② グローバル化に対応した教育の推進
- ③ 県立高校再編整備の推進
- ④ 特別支援教育の充実

### V 教育活動を支える環境の整備

- ① 優秀な教職員の養成・確保
- ② 安全・安心・快適で、質の高い教育環境の整備
- ③ 信頼される学校づくりの推進
- ④ 厳しい雇用・経済情勢への対応

### VI 文化財の保護

- ① 文化財の調査・保存
- ② 文化財の整備・継承

児童生徒の学力や学習状況の現状を把握・分析し、その結果を各学校などで提供するとともに、学校独自の分析に対する支援を行い、分析結果の活用促進を図ります。また、分析結果に基づいた研修等により、授業改善を図ります。

児童生徒の学力向上を目標とし、教育内容の工夫や指導法の改善を図ります。また、学習指導要領改訂の趣意を踏まえ、研修等を通じて、意図した活動の立案など、確かな学力を育む指導の実践を図ります。さらに、高等学校では、民間教育機関等と連携し、大学受験及び学力向上に向けた合同学習会や指導力向上研修等の取組を充実させます。

少人数授業やラーニングスタイルによるきめ細かな指導、ICTを利活用した効果的な教育が実現できるよう、学習環境の整備・充実を図ります。また、校種間連携の推進、学校図書館を活用した読書活動の充実や大学と連携した研究等に取り組めます。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進や、家庭や地域、関係機関等と連携した体験活動などの充実により、相手を尊重する心や思いやりの心など児童生徒の豊かな人間性や社会性の育成を図ります。また、児童生徒の人間性意識の育成を図ります。すべての児童生徒が安全・安心で魅力ある学校生活を送ることができるよう、家庭、地域、関係機関と連携した教育相談体制や生徒指導体制の充実・強化等に取り組めます。特に、いじめの問題については、いじめ防止対策推進法に基づいた体制整備を推進します。また、中学校第1学年で急増する不登校の解消に引き続き取り組めます。

教科体育や運動部活動をはじめとする学校の教育活動全体を通じて児童生徒の体づくりの取組を推進します。

児童生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、学校、家庭、地域が連携した食育を推進します。

学校、地域、関係機関等と連携を図りながら、学校保健活動を推進するとともに、性に関する正しい知識を身に付け、適切な意志決定と行動選択のできる人間性豊かな児童生徒の育成を図ります。

本県で学ぶ児童生徒の学力向上はもとより、これからの国際社会で「生き抜く力」の必須となるコミュニケーション能力や情報活用能力の習得、向上に向け、全国規模で推進しているICT利活用教育推進事業に取り組めます。

国際的視野と外国語によるコミュニケーション能力を持つ国際社会で活躍する人材を育成するため、実践的英語力を高める授業への改善、体系的な英語学習の推進などを図ります。また、外国への興味や関心を醸成する事業や留学に関する支援に取り組めます。

高等学校教育としての特長である教育水準の維持・向上を図るため、県立高等学校の再編整備等の取組を推進するとともに、学校の特色を生かした教育活動の充実などにより学校の活性化を図り、特色ある学校づくりを推進します。

特別な支援を要する幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を一層推進します。また、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人ひとりの個性や能力に応じた教育の推進、特別支援教育に対する理解啓発の推進などに取り組めます。

教員の情熱あふれる優秀な人材を養成・確保するため、教員の採用選考方法の充実や工夫・改善を図るとともに、大学との連携による教員の育成などに努めます。また、ライオンズクラブに対応した研修の充実などによる教職員の資質向上や、個々の能力や業績を適切に評価し能力開発等に活かすシステムの確立に努めます。児童生徒の生活の場や学習の場として、学習内容の高度化、指導方法の多様化に対応した学校施設・設備の整備を推進します。また、安全・安心で快適な学習環境の整備のため、学校の環境整備やユニバーサルデザイン化などもとり、危機管理体制の整備・充実を図ります。

学校は、教育方針や重点目標等を保護者や地域住民に明らかにするとともに、意見や要望を教育活動の改善に生かしていきます。また、学校の組織としての取組や関係者の理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対し、修学支援を行うことにより、教育を受ける機会の実現に努めます。また、高等学校における就業支援の充実を図るとともに、児童生徒が望ましい勤労観、職業観に導く進路選択ができるようキャリア教育の充実を図ります。

佐賀の歴史や伝統、文化を物語る文化財について、調査を行い、重要な文化財については保存を図ります。

現代社会において忘れ去られがちな地域の文化財について、県民の理解を高めるとともに、その整備を行い、後世に継承します。



導法改善のための研修会を開催するなど、各学校の分析結果の活用促進を図り、授業改善に向けた取組を進めます。

- ・ 全国調査及び県調査の結果を迅速に児童生徒・学校・市町に提供し、客観的な結果に基づいた検証と課題の把握、改善に向けた取組が早い段階から効果的に進められるよう、学力向上のP D C Aサイクルの確立を図ります。

## 主な取組② 教育内容の工夫や指導法の改善

### <現状と課題>

学力向上に関する施策などを通じた教育現場の支援やその効果検証を通じて、教育内容の改善・充実や指導法の改善など、学力向上に向けた総合的な取組を更に推進する必要があります。

小・中学校及び高等学校において学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえて学習環境の整備・充実に取り組む必要があります。

### <取組方針>

#### 教育内容の改善・充実

- ・ 高校教育改革プロジェクト会議等を開催し、県立高等学校・中学校の教育課題の抽出と解決へ向けた研究を行います。
- ・ また、小・中学校については、全国調査及び県調査の分析結果等を活用し、教育内容の改善・充実を図るとともに、市町教育委員会等の関係者と連携・協力しながら児童生徒の学力向上等の取組を推進します。

#### 学力向上対策の推進

- ・ 学力の現状把握と分析及び課題の抽出、教員の指導力向上及び指導方法改善、学習環境の改善・充実、家庭・地域の教育力の向上及び連携の強化からなる「佐賀県における学力向上重点対策」に沿って、関係者が一体となった総合的な取組を推進します。
  - ・ 学校においては、各小・中学校で学力向上対策コーディネーターを選任し、校長のマネジメントの下、学校の課題に応じた学力向上対策に組織的に取り組むとともに、全国調査及び県調査の結果を活用した学力向上の取組を推進し、学力向上のP D C Aサイクルを確立します。
  - ・ 学力向上推進教員（仮称）を新たに配置し、学力向上に向け課題を抱える学校・地域において、学校支援、教師支援、保護者支援などを継続的に実施します。
  - ・ 秋田県と福井県に派遣した教員が体験・体得した詳細な先進事例については、各種研修会や講演会等で報告するなど、県全体で共有化を図り、本県の学力向上対策に活かします。
  - ・ 佐賀県学力向上フォーラムや教育事務所単位でのミニフォーラムを開催し、学力の現状や課題について保護者・地域と共通の認識に立ち、家庭学習の充実、家庭・地域の教育力向上に取り組めます。
- また、家庭学習時間の確保や家庭学習内容の充実を図るための研究実践に取り組み、その成果については県内各市町に情報提供し、取組拡大を図ります。
- ・ 高等学校については、大学等へ進学を希望する生徒の希望を実現するため、民間教育機関等と連携して、生徒の合同学習会・合同での学習合宿や、大学受験力を向上させるための入試問題分析研究・指導力向上研修等に取り組めます。

#### 学習指導要領への対応

- ・ 学習指導要領改訂の趣旨や内容を周知徹底し、教育課程の編成や指導の充実を進める

ことにより、児童生徒の学ぶ意欲を高め、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用し、自ら考え、判断し、表現する力などの育成に努めます。

- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の基本的な考え方や進め方について、研修会などを通じて周知を図り、目標に準拠した評価の着実な実施を推進します。
- ・ 外国語教育については、将来の国際社会の中での活躍を視野に入れ、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図る態度を育成し、A L T等を有効に活用したコミュニケーションの機会をこれまで以上に確保するなど、言語活動の充実改善及び指導内容・方法等の研究に取り組みます。

## 主な取組③ 学習環境の整備・充実

### <現状と課題>

小学校低学年は、将来の基盤となる基本的な生活習慣・学習習慣の定着を図る重要な時期であり、また、中学校第1学年については、生活面・学習面において不安定な時期であることから、少人数授業やティームティーチングなどによる、きめ細かな指導が必要です。

学習指導要領の改訂の趣旨や、国の「教育の情報化ビジョン」、「第2期教育振興基本計画」を踏まえ、I C T利活用教育による効果的な指導の実施など、新たな学習環境の整備・充実を図る必要があります。

幼稚園や小・中・高等学校それぞれにおける教育を充実させることはもとより、複数の学校種間で連携した教育活動を推進することにより、子どもたちの学びの連続性を考慮した効果的な指導法を構築する必要があります。

読書は、子どもたちが言葉を学び、社会生活のための様々な知識を身に付けていく上で欠かせないものであり、学校での読書活動を今後も推進していく必要があります。

佐賀大学（文化教育学部）と連携して、児童生徒の現状や課題を踏まえた今日的な教育課題に対応できる取組を更に充実させる必要があります。

休業日となっている土曜日等については、学校教育法施行規則の改正により、学校設置者である教育委員会が必要と認める場合は、土曜日・日曜日・祝日に授業を実施することが可能になりました。これを踏まえ、学校・家庭・地域が相互に連携した教育活動の充実に向け、効果的に活用していく必要があります。

### <取組方針>

#### 小学校低学年及び中学校第1学年の小規模学級・ティームティーチング選択制の実施

- ・ 少人数による学習集団の編成を柔軟に行うことができる少人数授業やティームティーチングによる、きめ細かな指導を推進します。
- ・ 小学校第1学年は、法律の定めにより35人以下で学級編成をします。（平成23年4月、義務標準法改正）
- ・ 小学校第2学年は、小規模学級又はティームティーチングによる指導の選択制を引き続き実施し、将来の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣をしっかりと身に付けるよう取り組みます。
- ・ また、学校生活や学習環境の変化になじめず、いじめや不登校が急増する、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、ひいては、学力の向上を図るため、「中学校第1学年における小規模学級又はティームティーチングによる指導の選択制」を引き続き実施し、生徒が安心して学習に取り組める環境を整備します。

#### 県立高等学校での少人数学級編成の導入

- ・ 県立高等学校における学習活動の充実や学力の向上を図るため、平成23年度から取り組んだ実践研究の成果を受け、希望校による少人数学級編成を導入します。

### I C T 利活用教育環境の整備・充実

- ・ 情報化推進リーダーを中心とした全教職員に対する研修の充実を図り、より教育効果が高まるよう、I C T を利活用した教授法の工夫・改善に取り組みます。

### 校種間連携の推進による効果的指導法の構築

- ・ 発達段階の違いを踏まえた学習指導や生活指導などの在り方を相互に理解し、子どもの学びの連続性を考慮した効果的な指導法を構築するために、幼・小・中・高の連携に係る取組を支援します。  
特に、小・中学校においては、義務教育9年間を見通した体系的で連続性のある指導が行われるよう、市町教育委員会及び各学校の取組を支援するとともに、指導法の工夫・改善に取り組みます。

### 読書活動の充実

- ・ 国語をはじめ、各教科等において学校図書館を活用した学習活動を行うことにより、子どもたちの読解力向上を目指します。
- ・ 朝読書や調べ学習などに利用できる図書の実質や、公立図書館との連携強化など、学校図書館を拠点とした読書活動の充実に向けた取組を推進します。

### 佐賀大学（文化教育学部）との連携による取組

- ・ 佐賀大学（文化教育学部）との連携を深め、本県の学校教育上の今日的な教育課題を解決するために、連携・協理事業の各プロジェクトによる具体的な取組を充実させていきます。

### 土曜日等を活用した教育活動の充実

- ・ 学校教育法施行規則の改正（平成25年11月29日施行）により、学校設置者の判断で土曜日等に授業を実施することが可能となったことから、引き続き取組事例等の情報提供を行うなど市町や学校での取組を支援し、土曜日等を活用した教育活動の普及・定着を推進します。
- ・ 市町や学校が実施する、外部人材を活用した土曜日等における補充学習の取組を支援し、基礎学力の定着を図ります。

### 放課後等を活用した補充学習の充実

- ・ 基礎学力の定着が十分でない児童生徒、授業による指導のみでは学習内容の定着が十分でない児童生徒等の学力向上を図るため、市町が実施する、外部人材を活用した放課後や長期休業中における補充学習の充実を図ります。

## II 豊かな心を育む教育の推進

豊かな心を育むため、児童生徒の発達段階に応じた心の教育や体験活動を推進します。また、不登校や問題行動、いじめの問題への解決に向けた支援体制の整備・充実に取り組めます。

### 主な取組① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

#### <現状と課題>

「生きる力」の礎ともいえる、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性を育むための心の教育の充実を図っていくことが重要な課題となっています。

また、子どもたちを取り巻く社会環境が急激に変化し、間接体験や疑似体験が増加することに伴う弊害や課題の指摘がなされています。

そのため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭や地域と連携して実施したり、子どもの発達段階に応じた自然体験や集団宿泊体験、職場体験などの体験活動を実施したりすることで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む必要があります。

あわせて、子どもの発達段階に応じ、人権に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせ、また、家庭や地域と連携を図りながら、人権・同和教育を推進する必要があります。

#### <取組方針>

##### 道徳教育の推進

- ・ 生命を尊重する心、思いやる心や社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性の育成を目指し、ボランティア活動や自然体験活動などの体験を重視した道徳教育の充実を図ります。
- ・ 道徳の授業を保護者や地域に公開する「ふれあい道徳教育」を県内全ての小・中学校で実施したり、道徳教育の研究推進校（小・中学校各1校）を指定したりすることで、学校、家庭、地域が連携した道徳教育を推進します。
- ・ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりと道徳教育の全体計画の作成を進め、各学校での教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。

##### ユニバーサルデザイン教育の推進

- ・ 総合的な学習の時間や道徳、特別活動の時間、家庭科等の教科において、ユニバーサルデザインの視点に立って、交流及び共同学習や高齢者疑似体験、バリアフリーに関する教育などの充実を図ることで、ユニバーサルデザインについての児童生徒の理解を深めるとともに、相手を尊重する心や思いやりの心を育むことを目指し、ユニバーサルデザイン教育を推進します。

##### 体験活動の推進

- ・ 児童生徒の豊かな心を育むとともに、郷土への愛着と理解を深め、そのよさを実感し、誇りに思う気持ちを育てるため、世代間交流、ボランティア活動、自然体験活動、生活体験活動、集団宿泊体験、職場体験活動等の取組を推進します。

##### 人権・同和教育の推進

- ・ 同和問題をはじめとする人権問題に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体を通じて人権・同和教育を推進します。また、地域で人権・同和教育を推進していく人材を育成します。

## 主な取組② 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

### <現状と課題>

不登校は、様々な背景や理由に起因しており、その解決のためには、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応や、未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備と、その充実が求められています。特に、中学校第1学年での不登校が急増していることから、その解消に向けた重点的な取組を行うことが必要です。

いじめの問題は、人権侵害であることはもとより、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題であるとの認識を持ち、教職員や保護者は、子どもたちの状況をよく見極め、いじめの実態を把握していく必要があります。

また、大人が認知しにくい環境下でのいじめの問題への対応が求められています。

特に、いじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関と連携して、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び被害の最小化、再発防止に向けた取組を、さらに充実させる必要があります。

### <取組方針>

#### 不登校対策の強化

- ・ 不登校の問題を抱える学校には非常勤講師を配置するなどして、教育相談主任が学校の要となって教育相談業務に集中できる環境をつくるとともに、スクールカウンセラーの重点配置を行い、学校における教育相談体制の強化を図ります。
- ・ 中学校第1学年で急増する不登校の解消を図るため、小学校と中学校との連携に焦点を当てた取組を推進します。
- ・ 日常観察や調査の工夫・改善等を通じて、教育現場による適切な実態把握を促すとともに、家庭や地域と学校との意思疎通の円滑化などを支援することで、未然防止及び早期発見、早期対応の強化を図ります。
- ・ 適応指導教室や教育相談機関等の専門機関と連携した不登校児童生徒への効果的な取組に対して支援します。
- ・ 高等学校においても、家庭や専門性を有する関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

#### 教育相談体制の充実

- ・ 不登校やいじめの問題など、様々な問題行動に対応するため、スクールカウンセラーの重点配置などにより学校における教育相談体制を充実するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携した取組を強化します。
- ・ 電話相談体制の活用促進、運用改善などを通じ、電話での相談がしやすい環境づくりに取り組みます。
- ・ 保健室利用の児童生徒に適切に対応することができるよう、4～6月の繁忙期に養護教員を加配するなど、保健室の健康相談体制の充実を図ります。
- ・ 小・中・高等学校における教育相談体制の充実を進めるとともに、教職員の研修を充実します。

#### 生徒指導体制の充実

- ・ 各学校における生徒指導体制の充実により、児童生徒一人ひとりに対するしっかりとした理解に基づく生徒指導を推進するとともに、暴力行為などの発生時に組織的に対応できる体制を確立・強化します。
- ・ 児童生徒の非行防止や犯罪被害の未然防止、また、いじめの問題など生徒指導上の諸問題の未然防止や早期解決に向けた取組を強化するために、生徒指導に関する教職員の研修を充実します。

- ・ 各学校において、アンケート調査や面談、校内研修会など、生徒指導上の諸問題の早期発見・早期対応のための様々な手法による取組が強化されるよう支援します。
- ・ いじめ問題においては、いじめ防止対策推進法の趣旨に沿って、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係機関等と連携を図りながらいじめ防止等の対策を総合的に推進します。また、学校だけでは解決が困難な事案に対し、元警察官や弁護士などの外部人材を活用することに加えて、教育委員会に設置する附属機関を活用するなど、早期に解決する体制を整備し学校を支援します。



### Ⅲ 健やかな体を育む教育の推進

健やかな体を育むため、学校体育、運動部活動等の充実や学校における食育の推進など、児童生徒の発達段階に応じた健康・体力づくりなど総合的な取組を推進します。

#### 主な取組① 学校体育や運動部活動の振興

##### <現状と課題>

子どもたちを取り巻く社会環境や生活様式の変化もあり、児童生徒の体力・運動能力の状況は、一部には下げ止まりの兆候もみられるものの、昭和60年頃をピークに長期的に低下傾向にあります。

その中で、本県の児童生徒の体力・運動能力は、全国と比較すると、一部で全国平均を上回る状況も見られますが、まだ多くの学年で全国平均に到達していません。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果などから、積極的に運動する児童生徒とそうでない児童生徒の二極化の傾向や、体力を向上させるためには、体力そのものを高める取組を行うとともに、運動習慣や食生活を含めた生活習慣を改善する必要があることが明らかになりました。

また、運動部活動は、学校での教育活動の中で児童生徒の豊かな人間性を育むとともに、体力向上に大きな役割を果たしていますが、専門的な技術指導ができる指導者の確保などが課題となっています。

健康や体力の向上は、児童生徒の発達・成長を支え、生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育ていく基礎であり、これらを推進していくことは重要な課題です。児童生徒の健康や体力の向上については、学校体育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが必要です。

##### <取組方針>

###### 体力向上へ向けた総合的な取組の充実

- 児童生徒の健康な体づくりの推進を目指し、学校体育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携した取組を推進します。
- 各学校が体力向上のための目標を設定し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果分析により学校の実態を把握し、課題に応じた体力向上に取り組むよう支援します。

###### 学校体育の充実

- 教員の専門的な指導力向上を目的とした研修を充実します。
- 中学校第1学年及び第2学年において必修となった「武道及びダンス」の効果的で安心・安全な授業の実施のため指導にあたる教員の指導力向上や地域の指導者との連携等を図り、武道及びダンスの指導の充実を推進します。

###### 運動部活動の振興

- 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に役立つなど、生徒の健全な心身の発達に対する教育的効果も大きいことを踏まえ、運動部活動の充実と推進・振興を図ります。
- 中学校、高等学校の運動部活動に外部指導者を派遣するとともに、指導力の向上を図るため、運動部活動の顧問及び外部指導者を対象とした講習会を実施します。
- 北部九州総体に向けて高めた競技力を、維持、向上させるために、強化練習会、強化合宿、遠征やアドバイザーコーチを招聘等の競技力向上方策を支援します。

- あわせて、「1校1スポーツ」の定着による魅力ある学校づくりや地域スポーツとの連携を図ります。

#### 主な取組② 食育の充実

##### <現状と課題>

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもの健康を取り巻く問題が指摘されています。「食」は、知・徳・体の基礎となるものであり、特に成長期にある子どもたちにとって重要であることから、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組む必要があります。

##### <取組方針>

###### 食育の推進

- 朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合を高い水準に維持するよう食に関する指導の充実に取り組みます。
- 学校給食を活用し、健全な食生活と食事マナーの習得に取り組むとともに、地場産食材の利用拡大や郷土食の導入を促進します。
- 学校での食育を総合的・継続的に推進するため、食育推進担当者や給食関係の教職員を対象とした研修会、授業研究会を開催します。
- 食育の一層の充実を図るため、食に関する指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の配置を拡大します。
- 家庭や地域においても、学校と連携した食育が実践できるように、学校からの情報提供や働きかけ、啓発の取組を進めます。

#### 主な取組③ 健康教育・性に関する指導の充実

##### <現状と課題>

児童生徒の様々な心身の健康課題に対応した保健活動が行われるよう、学校保健計画に基づいて、学校、家庭、地域が連携した指導体制を整備することや今日の課題に対応できるよう教職員の力量を高めることが求められています。

また、本県の10代の性に関する近年の状況はもとより、男女が互いを尊重し、命を大切にす意識の涵養を図る上からも、性に関する指導の充実喫緊の課題となっています。

##### <取組方針>

###### 学校保健の充実

- 学校保健委員会を中心に、家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の生活のリズムを整えるなど、基本的な生活習慣を培うとともに、健康管理などにより学校保健活動を推進します。

###### 性に関する指導の推進

- 体育・保健体育をはじめ、生活科や家庭科、理科、総合的な学習の時間、道徳、学級活動等の指導の関連を図りながら、学校教育全体を通じ、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導の取組を推進します。
- 児童生徒が、科学的な知識だけでなく、自分自身はもちろんのこと、他の生命を大切に

すること、男性と女性が互いに協力しあい認め合うこと、人としてより良い選択や行動ができるようになることなどについても学ぶことができる性に関する指導を推進します。

- ・ 学校、家庭、地域が連携した性に関する指導の取組を推進します。

## Ⅳ 時代のニーズに対応した教育の推進

児童生徒が減少する中で、時代が必要とする人材を育成するため、ICT利活用教育やグローバル化に対応した教育を推進します。また、今後の生徒減少期に対応した県立高校の再編整備を推進するとともに、特別支援教育の一層の充実を図ります。

### 主な取組① ICT利活用教育の推進

#### <現状と課題>

社会の情報化が急速に進展する中で、児童生徒が、コンピュータやインターネット等を活用して、主体性や創造性を発揮することができるよう、情報活用能力を育む教育の一層の充実が必要です。

学習者の興味関心を高め、個に応じた指導に有効とされる、ICT利活用教育の推進については、国の第2期教育振興基本計画で、ICTの活用等による新たな学びの推進を掲げ、確かな学力をより効果的に育成するため、ICTの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新の推進、学校のICT環境整備の促進が明記されています。そこで、ICT機器の整備と教職員研修の充実について一体的に取り組むことで、環境整備や教職員のICT利活用力の向上を図り、新たな教育環境の構築を図る必要があります。

#### <取組方針>

##### ICT利活用教育の推進

- ・ 本県で学ぶ児童生徒の学力向上の達成に向け、佐賀県独自のICT利活用教育である「先進的ICT利活用教育推進事業」に全県規模で取り組み、教育現場におけるICT機器の整備とそれを利活用した先進的な実証研究、人材育成及び新たな教育情報システムの構築を一体的に進めます。
- ・ また、本事業を円滑に実施するため、県教育委員会の推進体制の強化とともに、市町や国、大学、企業等との連携を促進します。
- ・ 教育の情報化を全県規模で推進するため、学習管理機能(LMS)と学習教材管理機能(LCMS)及び校務管理(校務支援)機能を統合した本県独自の教育情報システム(呼名「SEI-Net」)の運用及び機能の充実を図ります。
- ・ ICTを活用した遠隔授業は、学力向上対策としてはもとより、不登校や新型インフルエンザ発生時等、通常の学校や教室での学習が困難な場合の学習支援対策としても有効な手段であることから、一層、実証研究を充実させます。
- ・ 全ての教職員がICTを活用した実践的な教育活動を行うことが可能となるよう、情報化推進リーダーを中心とした校内研修の充実を図ることにより、各学校におけるOJTを推進し、教職員の指導力向上に努めます。
- ・ 児童生徒の情報活用能力の向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関等との連携により、発達段階に応じた情報モラル教育の充実にも努めます。

### 主な取組② グローバル化に対応した教育の推進

#### <現状と課題>

世界のグローバル化が急速に進む現在、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えた国際社会で活躍する人材の育成が求められています。

そのためには、実践的な外国語（とりわけ英語）の運用力を身に付けるとともに、交渉力やプレゼンテーション力を高め、我が国の伝統や文化だけでなく、異民族や異文化を理解・尊重する態度を涵養することが必要です。

### <取組方針>

#### グローバル化に対応した教育の推進

- ・ 教職員の海外研修等を実施し、より実践的な英語の運用力を高めるための授業に取り組めます。
- ・ イングリッシュキャンプ（学校単位等で行う英語合宿）やイングリッシュスクエア（民間施設で実施される英会話体験プログラム）等体験的な英語活動を推進します。
- ・ 英語による表現力やコミュニケーション力を高めるため、英語コンテスト等への中高生の参加を促進します。
- ・ 外国への興味・関心を喚起する事業を実施し、高校生の海外留学等を推進します。

### 主な取組③ 県立高校再編整備の推進

#### <現状と課題>

今日の急激な生徒減に対応するとともに、学校教育に対する生徒、保護者、地域のニーズの多様化や激しい社会情勢の変化の中で、高等学校には、専門性の確保や教育水準の維持・向上が求められています。

そのため、県教育委員会には、生徒一人ひとりの多様なニーズ、人材育成に関する地域の期待などを踏まえ、長期的・全県的な視野に立って、教育の質的充実を図り、県立高校の活性化を促進することが求められています。

また、併設型の中高一貫教育校については、県全体の教育力を高める観点から、市町立中学校や他の高等学校と切磋琢磨できるよう魅力ある学校づくりを目指していく必要があります。

#### <取組方針>

##### 更なる生徒減少期への対応

- ・ 平成 30 年度以降の大幅な生徒減少に対応するため、広く関係者の意見を聴きながら、新しい再編整備計画の策定に向けた取組を進めていきます。

##### 中高一貫教育の充実

- ・ 中高一貫教育については、地区毎に設置した 4 校（致遠館中学校・致遠館高等学校、唐津東中学校・唐津東高等学校、香楠中学校・鳥栖高等学校、武雄青陵中学校・武雄高等学校）それぞれの教育環境等を踏まえながら、生徒・保護者及び県民の期待に応える学校となるよう、一層の魅力づくりを推進します。
- ・ また、市町立中学校や他の高等学校の取組を含めて、中高一貫教育導入による県全体の教育環境の変化を注視しながら、併設型中高一貫教育の導入が広く本県全体の教育力の向上に結び付くよう、それぞれの学校が互いの特徴を認め合い、切磋琢磨する環境を整備し、本県の中高等教育の改善・充実に努めます。

##### 特色ある県立高等学校づくりの推進

- ・ 科学技術・理科・数学教育や英語教育、専門教育については、全国レベルで先進的

モデル的な取組を意欲的に進める学校において、より一層充実した教育活動の展開を図るとともに、その成果の普及に努めます。

- ・ 専門学科高校を中心とした「ものづくり」や「起業家教育」などの特色ある教育に取り組むとともに、国際社会で活躍する人材育成のためのキャリア教育の充実を図ります。

あわせて、これらの学校における教育活動が、地域の人材育成に対する期待やニーズに応え、その結果、生徒一人ひとりの実践的な職業能力の形成に生かされるものとなるよう、県内企業との意見交換の場を増やし、企業・産業等との連携強化に取り組んでいきます。

### 主な取組④ 特別支援教育の充実

#### <現状と課題>

これからの特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加の促進を目指し、できる限り身近な地域において、共に学び、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が受けられるような教育環境を整備する必要があります。

また、発達段階に応じたきめ細かな支援とともに、就学前から学校卒業後まで一貫した支援を行うことができるよう、関係機関と連携し、総合的な支援体制の構築が求められています。

ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の自立、社会参加の観点からもキャリア教育及び職業教育の充実を図る必要があります。また、障害の程度や状態が多様化しており、一人ひとりの特性や能力に応じた進路指導や、福祉、労働等関係機関との連携が求められています。

さらに、「インクルーシブ教育システム」に係る国の制度改正を踏まえ、市町教育委員会の就学指導に対する支援の検討や、「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえた居住地校交流の推進などが求められています。

#### <取組方針>

##### 特別支援学校における特別支援教育の推進

- ・ 障害のある児童生徒が地域のより身近にある特別支援学校で教育を受けることができるようにするとともに、特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、分校設置について検討します。
- ・ 教職員の指導力向上を図り、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
- ・ ICT機器の利活用により、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、コミュニケーション能力を育成する等、一人ひとりの障害の程度や特性等に応じた教育の充実を図ります。
- ・ 企業への就職を目指した進路支援体制を確立するために、企業、関係機関、行政などが協働して、特別支援学校の職業教育の充実を図るための県全体のネットワークや、学校と企業のパートナーシップを構築します。
- ・ 企業等で求められる能力や適性等を身に付けることができるよう、高等部の作業学習等において新しい作業種を設定するなど、企業等と連携した職業教育を推進します。
- ・ 中原特別支援学校の知的障害高等部に設置した「職業コース」における実践研究成果を踏まえ、他の特別支援学校における「職業コース」の設置を検討するなど、生徒の一般企業への就職を推進します。
- ・ 学校全体で就労支援を行うことができるよう、進路支援に関する校内体制を整備します。
- ・ 働くことへの意識を高めるため、小・中・高で一貫したキャリア教育の推進を図る

とともに、家庭や地域の学校等に対してキャリア教育に関する理解啓発を図ります。

#### 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ・ センターの機能を有する特別支援学校と連携した体験研修等により、特別支援学級担当教員及び通級指導教室担当教員の専門的な指導力の向上を図ります。
- ・ 就学前から高等学校卒業まで、一貫した支援の充実のために、入学・進学に伴う各学校種間の情報の共有及び引継を促進します。
- ・ 小・中学校等への支援の充実を図るため、特別支援学校の校内体制を強化するとともに、学校全体によるセンター的機能の充実を推進します。
- ・ 効率的な地域支援を行うことができるよう、教育事務所と連携した支援について検討します。

#### 関連する諸課題への対応

- ・ 「インクルーシブ教育システム」に係る国の制度改正を踏まえ、市町教育委員会の就学相談に対する支援について検討します。
- ・ 「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえた居住地域交流の在り方についての情報発信を行うとともに、特別支援学校の児童生徒が、居住地域との結びつきを強めるための制度について検討します。
- ・ 国の制度改正等を踏まえ、小・中学校等における障害のある児童生徒の支援体制についての調査研究を行います。

## V 教育活動を支える環境の整備

「生きる力」を育む教育活動を支える、優秀な教職員の養成・確保や安全・安心な学習環境の整備など、県民から信頼される質の高い教育環境の整備に取り組みます。

### 主な取組① 優秀な教職員の養成・確保

#### <現状と課題>

「知識基盤社会」の到来に当たり、確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成を図るには、教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員を確保・育成していく必要があります。

また、教育現場においては、いじめ・不登校等の生徒指導の諸課題への対応、特別支援教育の充実をはじめとする様々な教育課題が急増するとともに、学力の向上やICTの利活用の促進、家庭・地域との連携・協力の必要性も指摘されるようになっていきます。

これらの諸課題に的確に対応するため、教職員のライフステージに応じて、経験年数別研修、職務別研修、課題別研修等を行い、資質や実践的な指導力を高めることが求められています。

また、優れた教員については、その能力を佐賀県教育全体の活性化につなげることが必要です。

一方、様々な教育課題への対応が求められる中、教職員がその能力を十分に発揮できるよう、校務事務負担の軽減やメンタルヘルスの保持・増進のための対策が求められています。

#### <取組方針>

##### 教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

- ・ 創造性に富み、豊富な社会体験や最新の知識など様々な能力や特性を持つ優秀な人材を幅広く求めるために、教員採用選考方法の充実や工夫・改善を行い、教育現場の課題に適切に対応できる教職員を確保します。
- ・ 佐賀大学（文化教育学部）との連携の下、教員養成段階でも、共同での養成課程の評価・改善などに取り組み、教育現場の現実的な課題を踏まえた養成課程が実現されるよう努めます。
- ・ 教員志望の学生が、県内の教育現場において、学習指導はもとより学校行事や体験活動等の様々な教育活動に携わる「教育ボランティア活動」を推進します。
- ・ また、佐賀大学（文化教育学部）による大学院生への教育現場での課題解決型教育実習や、医学部附属病院とも連携した特別支援教育の専門家養成などに対して支援・協力をを行います。

##### 教職員研修の充実

- ・ 各種の研修機会については、「学校評価」や「評価・育成システム」を通じて得られた成果や課題などを踏まえ、階層別研修の見直しや専門研修、課題別研修の整理・体系化など、研修の充実を図り、教職員のライフステージに応じた研修体系による資質や能力の向上に取り組みます。
- ・ 児童生徒の確かな学力の向上や特別支援教育、ICT利活用能力向上のための研修、教育センターにおける長期研修、民間企業での社会体験研修など、時代の変化に対応した専門的な知識の習得や指導法の改善等を目的とした計画的・実践的な研修の充実を図ります。また、教員を大学院に派遣し、学校経営等のマネジメント力や高度な教科指



導力の向上に取り組みます。

- ・ 佐賀大学（文化教育学部）とも連携し、10年経験者研修等の機会に、大学の多様な資源を効果的に活用した各種の専門的な研修機会を提供します。
- ・ 校内・校外における意欲的な研修を奨励するとともに、教職員としての職責の重要性を十分に自覚させて、服務規律の保持に努めます。  
なお、不祥事等の発生防止のため、教育現場とも連携しながら教職員一人ひとりの意識改革へ向けた働きかけや、事務・会計に関する監査体制等の適切な運用を図るとともに、万一の発生時には、厳格で適切な対応に努めます。
- ・ 指導不適切教員に対しては、研修のより一層の充実を図るとともに、人事上の措置についても適切に対処します。

#### 教職員評価システムの充実

- ・ 「評価・育成システム」について、学校や教職員自身の人材育成のツールとしての定着を図り、教職員一人ひとりが自らの資質の向上や能力の開発に努め、各学校の教育目標の達成や課題の解決に役立てていくとともに、教育現場での運用の状況や課題などを踏まえ、より効果的な制度となるよう取り組んでいきます。
- ・ 教職員に共通的に求められる資質・能力、学習指導、生徒指導、学校経営など個別分野において求められる力などを整理し、自己研さんや人材育成の「よりどころ」としながら、研修機会等の充実や「評価・育成システム」の活用とあわせて、教職員一人ひとりの個性や特性を生かしたキャリアの形成を促していきます。

#### 意欲や専門性に富んだ人材の活用

- ・ 各学校の特色ある教育活動の実現・推進を人事配置面から支援するとともに、個々の教員の熱意や創意工夫を教育課題の解決に役立てるため、教員の応募指名制度（F A制度）のより一層の活用を推進します。
- ・ 優れた指導力を持つ教員をスーパーティーチャーとして認証し、十分な活用ができるよう所属校での業務量などにも配慮した上で、その専門的な力量を所属校だけでなく、広く県内において活用し、教職員の指導力の向上に取り組めます。
- ・ 意欲や創造性を持った教員や、特定の政策課題等に関する研修等を受講して一定の専門性を備えた教員などの情報を集約し、教育現場への支援や情報提供などに活用するとともに、広報誌等を通じて各教育現場に紹介するなどして、これらの教員を核とした地域や学校での課題解決力の向上を図ります。
- ・ 中学校と高等学校との間での教職員の人事交流をはじめとして、多岐にわたる人事交流を促進します。

#### 教職員のメンタルヘルス対策の充実

- ・ 教職員自らが、日頃から心身の健康状態の自己チェックを行い、ストレスへの対処方法を身に付けるよう、メンタルヘルスに関する意識の啓発を図るなど、セルフケアの充実に努めます。
- ・ 校長等が心の健康の重要性を十分認識し、日常的な教職員の状況把握に努め、メンタルヘルス不全の早期発見・早期対応ができるよう、管理職等を対象にした研修を実施するなど、ラインによるケアの充実を図ります。
- ・ 産業医や精神科医等の専門家による相談体制の充実を図るとともに、相談窓口や巡回相談等の周知及び活用促進を図っていきます。
- ・ 教職員が心身ともに健康で、生き活きと職務を遂行できるよう、労働安全衛生管理体制の整備を図り、その実効性ある取組を推進することにより、気軽に相談したり、情報交換をしたりすることができる良好な職場環境づくりに努めます。

## 主な取組② 安全・安心、快適で、質の高い教育環境の整備

### ＜現状と課題＞

学校施設は、児童生徒の生活の場として安全・安心で快適な環境づくりが求められており、耐震化による安全性の確保やユニバーサルデザイン化による学校づくりを推進していく必要があります。加えて、教育内容・指導方法の高度化・多様化等、時代の変化に対応した施設・設備の充実とともに、省エネルギーや地球温暖化対策のため、環境への負荷を減らす施設づくりや設備の改修が求められています。

また、情報社会の進展に伴い、ICT環境の整備や情報セキュリティの確保などが求められています。

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、学校は安全の確保に努めるとともに、様々な場面を想定し、児童生徒の危険予測、危機回避能力等を向上させることが必要です。

学校における危機管理体制を確立・強化するとともに、教職員の危機管理能力の向上を図ることが必要です。

### ＜取組方針＞

#### 学校施設の整備推進

- ・ 児童生徒が一日の多くを過ごす生活の場として、また、個性や創造性を伸ばす学習の場として、安全・安心な学習環境の整備を図るとともに、教育内容の高度化や指導法の多様化に対応し、環境にも配慮した施設・設備の整備・充実に取り組めます。
- ・ 児童生徒や教職員をはじめ、地域住民や来訪者等だれもが県立学校施設を利用しやすいように進めてきたユニバーサルデザイン化整備については、改築の予定のない学校は終了したので、残された学校は改築に合わせてユニバーサルデザイン化整備に取り組めます。
- ・ 教育内容の高度化やニーズの多様化に対応した学校施設・設備の整備に取り組めます。

#### 学校施設の耐震対策の推進

- ・ 県立学校については、平成20年度に策定した「県立学校施設耐震化実施計画」に基づき、耐震性が不足している校舎等の全てを、特に耐震性が低く、緊急度の高い建物を優先して、平成27年度末までに計画的に耐震化を進めます。
- ・ また、市町に対しては、公立小・中学校の施設の耐震化事業が計画的に推進され、国が目標として定めた平成27年度末までに完了するよう、働きかけていきます。

#### ICT環境の整備

- ・ ICT利活用教育に対応した機器の整備を図ります。
- ・ 育英資金について、県立高校入学一時金を10万円から15万円に拡充し、学習用PC購入に必要な額を貸与するとともに、十分な採用枠を確保し、要件を満たす希望者全員に貸与できるようにします。
- ・ 全ての県立高校における1人1台の学習用PCの購入に当たり、生徒・保護者が購入しやすくなるよう新たな貸付制度を設けます。
- ・ 教育情報システム（SEI-Net）の運用、機能の充実を図り、学校における校務事務の一層の効率化を目指します。
- ・ 個人情報等の取扱いについては、情報セキュリティ対策基準やガイドライン等を踏まえ、セキュリティ確保の観点から適切な対応がなされるよう個々の教職員等への普及・啓発や、組織としての情報管理体制の適切な運用・監視等に努めます。
- ・ インターネットを活用して全国各地の優れた教材・指導案等を収集・提供するとともに

に、県内各地域の優れた実践事例、指導案、教材などを紹介・提供できるWebサイト（全国津々浦々！自己研修資料）のコンテンツの拡充と利活用の促進に取り組みます。

- ・ 県内各地域の教職員が、各々の教育活動における問題・課題などについて自由に意見等を交換し、その解決を相互に支援したり、共同調査・研究等の自主的な活動を行うシステムの活用を推進します。

#### 安全教育の推進

- ・ 児童生徒の安心と安全を確保するため、全ての学校で学校安全に関する計画を作成し、適切に実施します。
- ・ 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、防災教育等の学校安全に関する教育を推進します。
- ・ 学校における組織的取組を推進し、地域社会、家庭との連携強化を図ります。

#### 学校の危機管理体制の整備・充実

- ・ 県教育委員会で作成した「教育現場における安全管理の手引き」及び各学校における危機管理マニュアルについて、絶えず検証し、必要な見直しを行うとともに、新任管理職などを対象とした危機管理研修や学校における全職員対象の校内研修の実施などを通して、危機管理能力の更なる向上を進めます。
- ・ 新型インフルエンザ発生時においては、県教育委員会で策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」及び各学校で策定した行動計画に基づく適切な対応により、児童生徒の安全確保と学習機会の保障に努めます。
- ・ 万一の際に関係者が迅速かつ効率的に情報を共有し、的確な対応ができるよう、電子メール等の情報通信技術も活用しながら、関係者間の報告・対応ルールの適切な運用を図ります。

### 主な取組③ 信頼される学校づくりの推進

#### <現状と課題>

児童生徒の健やかな育成のためには、学校、家庭、地域が相互に理解し連携しながら、それぞれの立場から学校の教育活動を支援する取組を推進する必要があります。そのため、学校評議員制度や学校評価を活用し外部意見を学校経営に反映することや、学校の抱える課題や生かすべき特色などを的確に捉え、教育施策の中に反映していくことなどが求められています。

また、教育課題の解決や教育目標の実現には、学校長のマネジメント力を高め、教職員が一体となって、組織的に取り組んでいくことも必要です。

#### <取組方針>

##### 学校組織マネジメントの確立

- ・ 学校経営が、学校の組織として機能的に行われるよう、大学等とも連携しながら、学校長等を対象とした組織マネジメントに関する研修に加え、中堅教員を対象とした研修なども実施し、学校経営の改善を図ります。
- ・ 県内全ての公立学校において、教育活動や学校運営について学校評価（校内での自己評価、及び保護者や地域住民などの関係者による学校関係者評価）を実施します。その際、各学校は達成目標を数値化し、達成状況や結果を公表しながら、保護者や地域住民の理解と協力を得て、学校教育の充実に取り組むとともに、一体となって児童生徒を育てる開かれた学校づくりを推進します。

- ・ 新たな職の設置を進め、学校の組織運営体制や指導体制の一層の充実を図り、各学校の自律的かつ効果的な教育目標の実現や教育課題の解決に生かされるよう、その運用等を含めて工夫・改善に努めます。
- ・ 学校長のマネジメント力を高め、学校の改善に向けた組織的な取組を支援します。

#### 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 各種の施策の企画・立案などに際して、幅広く意見・提案を求め、各学校・地域の実態や問題意識を反映させるなど、政策形成過程の工夫・改善に取り組みます。
- ・ 各学校、市町教育委員会が、自らの長所や課題となっていることを明らかにし、その課題解決に向け自ら企画・立案した取組に対して、情報提供や助言、訪問による支援等を行い、各学校等の自主的・自律的な学校づくりを推進します。
- ・ 各地域の様々な教育課題に対して、県教育委員会と市町教育委員会や学校、保護者や地域住民等が一体となって解決策を模索し、課題解決を図るとともに、その取組や成果については積極的に情報提供するとともに、県の施策等にも反映していきます。
- ・ コミュニティスクール（学校運営協議会）については、調査研究や情報提供などを通じ、市町教育委員会や学校等に対する支援に努めます。

### 主な取組④ 厳しい雇用・経済情勢への対応

#### <現状と課題>

国内経済の長期低迷に伴い、経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒が多い状況にあります。保護者が経済的に苦しい場合でも高等学校等の生徒が安心して学業に専念することができるよう、修学に必要な費用の負担を軽減するための支援が求められています。

また、景気後退による企業の求人数の減少により、就職を希望する高校生が大きな影響を受けていることから、生徒や学校の取組への支援が求められています。

社会、経済情勢の変化に伴う産業構造の変化や雇用の多様化が進む中で、社会の変化に流されることなく社会人・職業人として自立できるよう、児童生徒に、学校で学んだことを自らの生活や将来と具体的に関連付け、学ぶ意義や目的を理解させていくことが求められています。また、学校での様々な活動に積極的に関わろうとする意欲や態度を育むことを通して、職業や勤労に対する関心や意欲を高めさせる必要があります。

#### <取組方針>

##### 修学支援の充実

- ・ 育英資金について、県立高校入学一時金を10万円から15万円に拡充し、学習用PC購入に必要な額を貸与するとともに、十分な採用枠を確保し、要件を満たす希望者全員に貸与できるようにします。
- ・ 全ての県立高校における1人1台の学習用PCの購入に当たり、生徒・保護者が購入しやすくなるよう新たな貸付制度を設けます。
- ・ 授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得者世帯の高校生等に対し、平成26年度入学者から奨学のための給付金を学年進行で給付します。

##### 就職支援の充実

- ・ 企業等において、人事や労務分野などで経験を積んだ人材を就職支援員として高等学校に配置し、就職を希望する生徒の就職支援を行います。
- ・ 就職支援員による職場開拓や就職指導を強化するとともに、関係機関等と連携し、情勢に応じた機動的な対応に努めます。



- ・ 就職を控えた高校3年生に対しては、熟練技能者や卒業生等を学校に招き、産業界の求める人材、働く上での心構えなどについて学ぶ機会を設けます。

#### 発達段階に応じたキャリア教育の充実

- ・ 学ぶ意欲や動機の形成には、幼稚園や小学校段階から生涯にわたる生き方と学びとの関わりの視点が重要であることから、教科指導はもとより、道徳や特別活動、総合的な学習の時間など、既存の学習活動との関連性のあるキャリア教育の学習プログラムの開発と活用・普及を推進し、児童生徒の職業観・勤労観を育成します。生徒がより適切で主体的な進路選択を実現できるよう、進路指導・進路相談を充実します。

## VI 文化財の保護

佐賀の歴史や伝統、文化を理解し、次世代へ伝えていくため、県民の貴重な文化財の調査・保存、整備・継承を図ります。

### 主な取組① 文化財の調査・保存

#### <現状と課題>

地域に伝えられてきた文化財について、そのすばらしさを再発見・再認識し、価値ある文化財を後世に伝えていくため、埋蔵文化財をはじめ、各種文化財の調査を行い、重要な文化財については保存していく必要があります。

#### <取組方針>

##### 県内文化財の調査と適切な保存

- ・ 地域に残された文化財の調査を行い、重要な文化財については、指定し、適切な保存を図ります。
- ・ 開発と埋蔵文化財保護との調整を行うため、必要に応じて確認調査を実施し、確認された遺跡については保存について協議を行い、やむを得ず破壊される遺跡については発掘調査を行い、記録保存を図ります。

##### 世界遺産登録への取組

- ・ 平成27年度の世界遺産登録候補となった「明治日本の産業革命遺産 九州・山口とその関連地域」の登録実現を目指し、関係8県11市が一体となって取組を進めます。
- ・ 三重津海軍所跡や築地反射炉跡等の歴史的価値を更に明らかにしていくため、佐賀市教育委員会が実施する発掘調査や調査成果の検討等を引き続き支援するとともに、本県の近代化遺産について県民の理解を深め、登録推進への機運の醸成を図ります。

##### カササギの保護

- ・ カササギの生息実態の調査分析結果について、専門家の学会発表を支援することなどにより、県民への周知を図っていきます。
- ・ 引き続き落下幼鳥の保護を行っていきます。

### 主な取組② 文化財の整備・継承

#### <現状と課題>

ふるさとの文化財は、今もなお地域の人々の心のよりどころとなっています。しかしながら、次々に新たな技術が生み出され、情報があふれる現代にあつては、ややもすると優先順位が下がり、忘れ去られ、後世に引き継がれなくなってしまう危険性を常に孕んでいます。

このため、県民に対しては、文化財のすばらしさを再発見・再認識させ、文化財に対する理解を高めるとともに、各種文化財の整備を行い、後世に残していく必要があります。

#### <取組方針>

##### 指定文化財の整備と後世への継承

- ・ 劣化・毀損が進んでいる貴重な文化財について、早急に修理・保存施策を講じます。

- ・ 風俗慣習や民俗芸能など地域の文化を再認識し、その継承や後継者育成のために必要な施策を講じます。
- ・ 吉野ヶ里遺跡や名護屋城跡並びに陣跡などの拠点的遺跡について、調査研究や整備促進を図ることにより、広く県民の文化財への理解を促すとともに、国内交流・国際交流の推進を支援していきます。

#### 文化財に対する県民の理解

- ・ 文化財の保護に対する各種施策の機会を利用して、県民の文化財に対する理解を高めます。

平成26年度

## 佐賀県教育の基本方針関係事業等の一覧

## 平成26年度 佐賀県教育の基本方針関係事業等の一覧

(記載上の留意事項)

- ・「予算」欄は、平成25年度予算で単位は千円
- ・「-」は、事務費・人件費等又は国等の予算で執行するもので、事業費予算を計上していないもの

### I 確かな学力を育む教育の推進

#### ① 学力の現状把握と分析

項目	具体的施策・内容	予算
1 全国調査、県調査の分析と結果の活用促進	全国学力・学習状況調査を活用した学力向上対策の推進 (学力向上対策検証・改善委員会、県調査見直し(ほか))	6,006
	学習状況調査の実施と結果分析による学力向上対策の推進	3,709

#### ② 教育内容の工夫や指導法の改善

項目	具体的施策・内容	予算
1 教育内容の改善・充実	小中学校教育改革プロジェクトの実施	124
	高校教育改革プロジェクトの実施	541
2 学力向上対策の推進	全国学力・学習状況調査を活用した学力向上対策の推進 (学力向上推進教員の配置)	(再掲)
	“進”魅力ある学校づくり推進事業	10,700
	放課後や長期休業を活用した補充学習への支援	18,270
	土曜日を活用した補充学習への支援	12,000
	家庭・地域の教育力向上推進事業	3,520
	大学受験力及び学力向上緊急対策事業	12,901
	大学受験力及び学力向上推進事業	8,126
	リーダーズ養成事業	400
3 新学習指導要領への対応	教育課程研修会の開催	610
	確かな学力育成等のための実践研究事業	9,788
	外国語教育の充実に関する教員等の研修	441
	教育センターによる研究調査や必要な資機材の整備費	2,752

#### ③ 学習環境の整備・充実

項目	具体的施策・内容	予算
1 小学校低学年及び中学校第1学年の小規模学級・TT選択制の実施	小学校低学年における少人数学級又はTTの選択制	200,000
	中学校第1学年における少人数学級又はTTの選択制	108,500
	基礎学力定着のためのTT講師の配置(小学校)	8,191
	基礎学力定着のためのTT講師の配置(中学校)	9,829
	中学校での数学・英語・国語への非常勤講師の配置	55,895
2 高等学校での少人数学級編制の導入に向けた実践研究	県立高等学校における少人数学級編制の実施	—
3 ICT利活用教育環境の整備・充実	ICTを利活用した教授法の工夫改善	—
4 校種間連携の推進による効果的指導法の構築	小・中連携教育に係る実践研究の取組支援	—
5 佐賀大学(文化教育学部)との連携による取組	佐賀大学(文化教育学部)との連携・協力事業	—
6 土曜日等を活用した教育活動の充実	土曜日、日曜日、長期休業を活用した教育活動の充実に 取り組む市町への支援	—
	土曜日を活用した補充学習への支援	(再掲)
7 放課後等を活用した補充学習の充実	放課後や長期休業を活用した補充学習への支援	(再掲)

### II 豊かな心を育む教育の推進

#### ① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

項目	具体的施策・内容	予算
1 道徳教育の推進	ふれあい道徳の実施	—
2 ユニバーサルデザイン教育の推進	ユニバーサルデザイン教育推進校の指定	—
3 体験活動の推進	“進”魅力ある学校づくり推進事業	(再掲)
	スクールコンサート巡回事業	3,540
4 人権教育の推進	人権・同和教育研究協議会への補助	6,179
	人権・同和教育充実費	1,396
	人権・同和教育振興事業	30,297

#### ② 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

項目	具体的施策・内容	予算
1 不登校対策の強化	スクールカウンセラーの配置	93,423
	不登校対策推進校支援事業(非常勤講師配置による不登校対策の強化)	24,955
2 教育相談体制の充実	適応指導教室の体制整備・運営	6,003
	スクールカウンセラーの配置	(再掲)
	「スクールソーシャルワーカー」の配置による関係機関と連携した問題解決の推進	29,073
	教育センターへのスーパーアドバイザーの配置	1,334
3 生徒指導体制の充実	「心のテレホン」による相談体制の充実	10,188
	生徒指導連盟への補助	1,800
	「心のテレホン」による相談体制の充実	(再掲)
	いじめ対策等外部人材活用事業	7,408
	いじめ防止対策推進事業	3,463

### Ⅲ 健やかな体を育む教育の推進

#### ① 学校体育や運動部活動の振興

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 体力向上へ向けた総合的な取組の充実	子どもの体力向上推進事業	1,237
2 学校体育の充実	学校体育指導者講習会の開催	308
	武道等指導推進事業	7,303
3 運動部活動の振興	中学校・高等学校総合体育大会助成事業	3,780
	運動部活動指導者研修会の開催	596
	マイクロバス等安全運転研修会の開催	317
	運動部活動指導の工夫・改善支援事業	12,662
	学校スポーツ競技力向上推進事業	7,109

#### ② 食育の充実

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 食育の推進	学校給食への指導・助言	44,390
	栄養教諭の配置	—

#### ③ 健康教育・性に関する指導の充実

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 健康教育の充実	児童生徒の健康管理や学校医の配置など	67,752
	養護教諭に対する研修	1,996
2 性に関する指導の推進	性教育外部講師招へいなど	2,259

### Ⅳ 時代のニーズに対応した教育の推進

#### ① ICT利活用教育の推進

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 ICT利活用教育の推進	先進的ICT利活用教育推進事業	588,098
	先進的ICT利活用教育推進事業（投資）	7,810
	先進的ICT利活用教育推進事業（補助）	224,400
	先進的ICT利活用教育推進事業（サポート）	216,000

#### ② グローバル化に対応した教育の推進

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 グローバル化に対応した教育の推進	世界で活躍する人材づくり事業	55,064
	外国語教育の充実に関する教員等の研修	(再掲)
	語学指導等外国青年（ALT）招致事業	82,390

#### ③ 県立高校再編整備の推進

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 更なる生徒減少期への対応	県立高校の再編整備のための調査検討・説明会開催	1,203
2 中高一貫教育の充実	高校教育改革プロジェクトの実施	(再掲)
3 特色ある県立高等学校づくりの推進	キャリア教育支援事業	8,527
	語学指導等外国青年（ALT）招致事業	(再掲)
	高等学校の総合文化祭や専門部活動への補助	4,659

#### ④ 特別支援教育の充実

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 特別支援学校における特別支援教育の推進	特別支援学校の教員の専門性の向上	2,167
	障害のある生徒の職業自立の支援のための就業体験の推進及び障害のある生徒の自立及び社会参加の支援のための就労支援コーディネーターの配置	8,657
	「職業コース」のモデル校以外の校外における職業教育等において必要となる備品等の整備	3,824
	就労支援のための企業等との協働体制の整備	5,334
	看護師配置による特別支援学校における医療的ケア支援事業	33,865
2 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実	幼稚園、小・中学校、高等学校の教員の専門性の向上	4,786
	障害のある幼児児童生徒の学校生活支援のための巡回相談員及び専門家の派遣	3,476
3 関連する諸課題への対応	特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の小・中学校等や団体等との交流及び共同学習の推進	782
	「インクルーシブ教育システム」の導入に向けて、市町教育委員会の就学先決定に係る相談の在り方等に係る調査研究等の実施	4,981

## V 教育活動を支える環境の整備

### ① 優秀な教職員の養成・確保

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実	公立学校教員採用選考試験	5,520
	教育ボランティア活動(佐賀大学連携・協力事業)	—
	大学院教育実習(佐賀大学連携・協力事業)	—
	特別支援教育に関する専門家の養成(佐賀大学連携・協力事業)	—
2 教職員研修の充実	現職教員に対する3年経験者研修、10年経験者研修	1,616
	服務規律等に関する各種研修	1,333
	初任者研修	8,278
	教育センターにおける基本研修や専門研修等	4,972
	現職教員への佐賀大学講座開講(佐賀大学連携・協力事業)	—
	文部科学省派遣研修	2,209
	大学院長期研修派遣	14,041
	国立教育政策研究所実務研修	912
	I C T利活用教育推進教員派遣研修	3,029
	県立学校新任教頭民間企業等派遣研修	—
	小・中学校新任教頭民間企業等派遣研修	—
	小・中学校教員長期社会体験研修	—
	指導改善教員研修	—
3 教職員評価システムの充実	評価・育成システム	—
	教員の中高人事交流	—
4 意欲や専門性に富んだ人材の活用	教員の他県との人事交流	—
	学校事務職員の小・中学校と県立学校との人事交流	—
	優秀な教職員等表彰(教育長表彰)	547
	スーパーティーチャーの認証及び活用	—
5 教職員のメンタルヘルス対策の充実	セルフケア等の充実のための職員研修及び管理者研修	447

### ② 安心・安全、快適で、質の高い教育環境の整備

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 学校施設の整備推進	学校施設のUD化など校舎等の施設整備(県立学校)	834,030
	学校施設の緊急防災対策に係る施設整備(県立学校)	251,940
	高等学校の設備整備(産業教育設備)	33,128
	高等学校の設備整備(理科教育等設備)	3,830
	高等学校の設備整備(その他)	32,830
	中学校の設備整備(理科教育等設備)	350
	特別支援学校の設備整備	16,900
2 学校施設の耐震対策の推進	学校施設の耐震化等の推進(県立学校)	1,813,909
	教育用情報システム(EDQ等)の管理運営等	16,242
3 I C T環境の整備	諸調査集計・分析システムの管理運営等	7,068
	校務用パソコンの整備	26,544
	育英資金の貸与	856,300
	学習用P C購入費貸付事業	170,000
	防犯教室講習会、交通安全指導者研修会等の開催	—
4 安全教育の推進	実践的防災教育総合支援事業	2,435
	学校安全ボランティアの養成講習会開催	61

### ③ 信頼される学校づくりの推進

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 学校組織マネジメントの確立	学校評議員制度の充実及び学校評価の調査分析・改善	2,173
	教育センターにおける基本研修や専門研修等	(再掲)
2 魅力ある学校づくりの推進	“進”魅力ある学校づくり推進事業	(再掲)
	広報誌(きらめく人づくり)による広報	1,065

### ④ 厳しい雇用・経済情勢への対応

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 修学支援の充実	育英資金の貸与	再掲
	学習用P C購入費貸付事業	再掲
	奨学のための給付金事業	127,157
	定時制・通信制高等学校修学奨励金の貸与	1,512
2 就職支援の充実	高等学校就職支援員の配置(雇用対策基金事業)	75,187
3 発達段階に応じたキャリア教育の充実	キャリア教育支援事業	(再掲)

## IV 文化財の保護

### ① 文化財の調査・保存

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 県内文化財の調査と適切な保存	文化財確認調査費	7,000
	市・町の埋蔵文化財の発掘調査等事業への補助	20,259
2 世界遺産登録への取組	「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録に向けた関係県・市と連携した取組	1,015
3 カササギの保護	カササギ保護対策調査費	759

### ② 文化財の整備・継承

項 目	具体的施策・内容	予 算
1 指定文化財の整備と後世への継承	市・町等の指定文化財の整備事業への補助	37,955
	吉野ヶ里遺跡関連事業	13,637
	名護屋城跡及び陣跡の調査整備事業	31,534
2 文化財に対する県民の理解	文化財保護に関する各種施策の機会による県民の文化財に対する理解の醸成	—

国立大学法人佐賀大学文化教育学部と佐賀県教育委員会との連携・協力協定書

国立大学法人佐賀大学文化教育学部（以下「甲」という。）と佐賀県教育委員会（以下「乙」という。）は、佐賀大学教職大学院（専門職学位課程）（以下「教職大学院」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が教職大学院設置を円滑に進め、もって佐賀県の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙が連携・協力する事項は次のとおりとする。

- (1) 教職大学院設置計画書の作成に関する事項
- (2) 教職大学院の教育課程、授業に関する事項
- (3) 教員組織編成及び入学者受け入れに関する事項
- (4) その他、教職大学院設置準備に関し、必要な事項

（合同設置準備委員会）

第3条 甲及び乙は、前条の連携・協力事項を推進するため合同設置準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

2 準備委員会に関し、必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成27年3月31日までとし、甲乙どちらからも更新しない旨の申出がない場合は、1年毎にこれを更新するものとする。

（補則）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めない事項については、甲乙協議して対応するものとする。

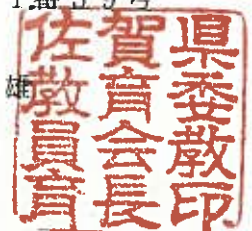
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

甲 佐賀市本庄町1番地  
国立大学法人佐賀大学  
文化教育学部長 甲斐 今日子



乙 佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県教育委員会  
教育長 池田 英雄





## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	ホケチ 効夫 佛淵 孝夫 <平成21年10月>		博士 (医学)		佐賀大学長 (平10.9)

教 員 の 氏 名 等												
（大学院学校教育学研究科 教育実践探究専攻）												
調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保 有 学位等	月 額 基本給 (千 円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の職務に 従事する 週当たり 平均日数
1	専	教授	サナガ タケン 佐長 健司 <平成28年4月>		博士 (学校教育学)		教育実践課題研究Ⅰ 教育実践課題研究Ⅱ 基盤教育実習（初等） 基盤教育実習（中等） 学校課題探究実習（初等） 学校課題探究実習（中等） 異校種教育実習（幼稚園） 異校種教育実習（小学校） 異校種教育実習（中学校） 異校種教育実習（高等学校） 学校変革試行実習（初等） 学校変革試行実習（中等） 教育課程編成の基礎と課題 現代的な学力観と授業実践の基礎と課題 授業実践の研究 学力と学習評価の研究 授業実践と学習評価の開発 授業実践と学習評価の省察	1前 2後 1通 1通 2通 2通 1通 1通 1通 1通 2通 2通 1後 1前 1後 1後 2前	2 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐賀大学文化教育学部 教授 (平 5. 4)	5日
2	専	教授	ウエノ ケイゾウ 上野 景三 <平成28年4月>		教育学 修士		教育実践課題研究Ⅰ 教育実践課題研究Ⅱ 基盤教育実習（初等） 基盤教育実習（中等） 学校課題探究実習（初等） 学校課題探究実習（中等） 関係機関実習 学校変革試行実習（初等） 学校変革試行実習（中等） 地域と連携する学校づくりの基礎と課題 教職キャリアデザインの基礎と課題 地域教育経営課題探究の方法論 教育経営改善の開発・省察 学校内外連携・協働演習	1前 2後 1通 1通 2通 2通 1通 2通 2通 1後 1前 1後 2前 2前	2 2 5 5 5 5 5 5 5 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐賀大学文化教育学部 教授 (平 2. 8)	5日
3	専	教授	マツヤマイクオ 松山 郁夫 <平成28年4月>		修士 (教育学)		教育実践課題研究Ⅰ 教育実践課題研究Ⅱ 基盤教育実習（初等） 基盤教育実習（中等） 学校課題探究実習（初等） 学校課題探究実習（中等） 関係機関実習 学校変革試行実習（初等） 学校変革試行実習（中等） 特別支援教育の基礎と課題 子ども支援活動実践の開発・省察 児童福祉と教育	1前 2後 1通 1通 2通 2通 1通 2通 2通 1前 2前 1前	2 2 5 5 5 5 5 5 5 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐賀大学文化教育学部 教授 (平14.10)	5日
4	専	教授	ヒラタ ジュン 平田 淳 <平成28年4月>		Doctor of Philosophy		教育実践課題研究Ⅰ 教育実践課題研究Ⅱ 基盤教育実習（初等） 基盤教育実習（中等） 学校課題探究実習（初等） 学校課題探究実習（中等） 関係機関実習 学校変革試行実習（初等） 学校変革試行実習（中等） 教育経営の基礎と課題 学校経営課題探究の方法論 教育経営改善の開発・省察 学級・学校危機管理論Ⅱ	1前 2後 1通 1通 2通 2通 1通 2通 2通 1前 1後 2前 1後	2 2 5 5 5 5 5 5 5 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	弘前大学教育学部 准教授 (平15. 4)	5日

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千 円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係 る大学等 の職務に 従事する 週当たり 平均日数
5	専	准教授	ツツミ コウイチ 堤 公一 <平成28年4月>		修士 (教育学)		教育実践課題研究Ⅰ 教育実践課題研究Ⅱ 基盤教育実習(初等) 基盤教育実習(中等) 学校課題探究実習(初等) 学校課題探究実習(中等) 異校種教育実習(幼稚園) 異校種教育実習(小学校) 異校種教育実習(中学校) 異校種教育実習(高等学校) 学校変革試行実習(初等) 学校変革試行実習(中等) 教科等におけるICT利活用の基礎と課題 授業実践の研究 授業実践と学習評価の開発 授業実践と学習評価の省察	1前 2後 1通 1通 2通 2通 1通 1通 1通 2通 2通 1後 1後 1後 2前	2 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐賀大学文化教育学部 准教授 (平22. 4)	5日
6	専	准教授	コメダ シゲカズ 米田 重和 <平成28年4月>		修士 (教育学)		教育実践課題研究Ⅰ 教育実践課題研究Ⅱ 基盤教育実習(初等) 基盤教育実習(中等) 学校課題探究実習(初等) 学校課題探究実習(中等) 異校種教育実習(幼稚園) 異校種教育実習(小学校) 異校種教育実習(中学校) 異校種教育実習(高等学校) 学校変革試行実習(初等) 学校変革試行実習(中等) 授業づくりと学級経営の基礎と課題 授業実践の研究 授業実践と学習評価の開発 授業実践と学習評価の省察	1前 2後 1通 1通 2通 2通 1通 1通 1通 2通 2通 1後 1後 1後 2前	2 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐賀大学文化教育学部 准教授 (平25. 4)	5日
7	専	准教授	カミナガ モユル 上長 然 <平成28年4月>		博士 (学術)		教育実践課題研究Ⅰ 教育実践課題研究Ⅱ 基盤教育実習(初等) 基盤教育実習(中等) 学校課題探究実習(初等) 学校課題探究実習(中等) 関係機関実習 学校変革試行実習(初等) 学校変革試行実習(中等) 子どもの学ぶ意欲の基礎と課題 心身の発達過程論 子ども支援活動実践の開発・省察 子ども支援活動演習	1前 2後 1通 1通 2通 2通 1通 2通 2通 1前 1後 2前 1後	2 2 5 5 5 5 5 5 5 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐賀大学文化教育学部 准教授 (平25. 4)	5日
8	専	准教授	シモダ ヨシユキ 下田 芳幸 <平成28年4月>		博士 (心理学)		教育実践課題研究Ⅰ 教育実践課題研究Ⅱ 基盤教育実習(初等) 基盤教育実習(中等) 学校課題探究実習(初等) 学校課題探究実習(中等) 関係機関実習 学校変革試行実習(初等) 学校変革試行実習(中等) 生徒指導・学校カウンセリングの基礎と課題 心理アセスメント論 子ども支援活動実践の開発・省察 子ども支援活動演習	1前 2後 1通 1通 2通 2通 1通 2通 2通 1後 1前 2前 1後	2 2 5 5 5 5 5 5 5 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐賀大学文化教育学部 准教授 (平27. 4)	5日

調査番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る大学の職務に就事する週当たり平均日数
9	実専	教授	ナカシマ ヒデアキ 中島 秀明 <平成28年4月>		理学士		教育実践課題研究Ⅰ 教育実践課題研究Ⅱ 基盤教育実習(初等) 基盤教育実習(中等) 学校課題探究実習(初等) 学校課題探究実習(中等) 関係機関実習 学校変革試行実習(初等) 学校変革試行実習(中等) 教育経営の基礎と課題 教職キャリアデザインの基礎と課題 教育経営改善の開発・省察 学校内外連携・協働論	1前 2後 1通 1通 2通 2通 1通 2通 1前 1前 2前 1後	2 2 5 5 5 5 5 5 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐賀大学文化教育学部 教授 (平27. 4)	5日
10	実専	教授	オカ ヨウコ 岡 陽子 <平成28年4月>		修士(学校教育学)		教育実践課題研究Ⅰ 教育実践課題研究Ⅱ 基盤教育実習(初等) 基盤教育実習(中等) 学校課題探究実習(初等) 学校課題探究実習(中等) 異校種教育実習(幼稚園) 異校種教育実習(小学校) 異校種教育実習(中学校) 異校種教育実習(高等学校) 学校変革試行実習(初等) 学校変革試行実習(中等) 教育課程編成の基礎と課題 現代的な学力観と授業実践の基礎と課題 授業実践の研究 授業実践と学習評価の開発 授業実践と学習評価の省察	1前 2後 1通 1通 2通 2通 1通 1通 1通 2通 2通 1後 1前 1後 1後 2前	2 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐賀大学文化教育学部 教授 (平27. 4)	5日
11	実専	教授	ヒノ クミコ 日野 久美子 <平成28年4月>		修士(教育学)		教育実践課題研究Ⅰ 教育実践課題研究Ⅱ 基盤教育実習(初等) 基盤教育実習(中等) 学校課題探究実習(初等) 学校課題探究実習(中等) 関係機関実習 学校変革試行実習(初等) 学校変革試行実習(中等) 生徒指導・学校カウンセリングの基礎と課題 特別支援教育の基礎と課題 子ども支援活動実践の開発・省察 発達障害を持つ子どもの理解と支援 子ども支援活動演習	1前 2後 1通 1通 2通 2通 1通 2通 1後 1前 2前 1後 1後	2 2 5 5 5 5 5 5 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐賀市立 勸興小学校 教諭 (平25. 4)	5日
12	実み	准教授	シダマツ ケイジ 重松 景二 <平成28年4月>		修士(学校教育学)		教育実践課題研究Ⅱ 基盤教育実習(初等) 基盤教育実習(中等) 学校課題探究実習(初等) 学校課題探究実習(中等) 異校種教育実習(幼稚園) 異校種教育実習(小学校) 異校種教育実習(中学校) 異校種教育実習(高等学校) 学校変革試行実習(初等) 学校変革試行実習(中等) 授業実践と学習評価の開発 授業実践と学習評価の省察	2後 1通 1通 2通 2通 1通 1通 1通 1通 2通 2通 1後 2前	2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	吉野ヶ里町立 東脊振小学校 教諭 (平23. 4)	2日

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千 円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係 る大学等 の職務する 日数 (平均日数)
13	実み	准教授	マナゴ ヤスヒロ 真子 靖弘 <平成28年4月>		修士 (教育学)		基盤教育実習(初等) 基盤教育実習(中等) 学校課題探究実習(初等) 学校課題探究実習(中等) 関係機関実習 学校変革試行実習(初等) 学校変革試行実習(中等) 子どもの学ぶ意欲の基礎と課題 子ども支援活動実践の開発・省察 個が生きる集団づくりのための生徒指導 子ども支援活動演習	1通 1通 2通 2通 1通 2通 2通 1前 2前 1後 1後	5 5 5 5 5 5 5 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	小城市立 三日月中学校 教諭 (平22. 4)	2日
14	実み	准教授	ヒヤマ リョウイチ 日山 亮一 <平成28年4月>		修士 (学校教育学)		基盤教育実習(初等) 基盤教育実習(中等) 学校課題探究実習(初等) 学校課題探究実習(中等) 関係機関実習 学校変革試行実習(初等) 学校変革試行実習(中等) 地域と連携する学校づくりの基礎と課題 教育経営改善の開発・省察 学級・学校危機管理論Ⅰ 学級・学校危機管理論Ⅱ	1通 1通 2通 2通 1通 2通 2通 1後 2前 1前 1後	5 5 5 5 5 5 5 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	みやき町立 中原中学校 教頭 (平25. 4)	2日
15	兼任	教授	ナカムラ タカトシ 中村 隆敏 <平成28年4月>		博士(学 術)		教科等におけるICT利活用の基礎と課題 授業実践指導法の研究	1後 1後	2 0.6	1 1	佐賀大学文化教育学部 教授 (平20. 4)	—
16	兼任	教授	ヤマダ ジュンジ 山田 潤次 <平成28年4月>		教育学 修士		授業実践と学習評価の開発 授業実践と学習評価の省察	1後 2前	2 2	1 1	佐賀大学文化教育学部 教授 (平18. 4)	—
17	兼任	教授	タツミ ヨウジ 達富 洋二 <平成28年4月>		博士 (文学)		授業実践指導法の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 教授 (平24.10)	—
18	兼任	教授	タナカ ショウイチ 田中 彰一 <平成28年4月>		文学 修士		授業実践指導法の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 教授 (平2. 4)	—
19	兼任	教授	タキガワ シンヤ 瀧川 真也 <平成28年4月>		理学 修士		授業実践指導法の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 教授 (平5. 4)	—
20	兼任	教授	ヨナミ トシツグ 世波 敏嗣 <平成28年4月>		教育学 修士		授業実践指導法の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 教授 (昭63. 4)	—
21	兼任	教授	スミ カズヒロ 角 和博 <平成28年4月>		博士 (学校教育学)		授業実践内容開発の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 教授 (昭56. 5)	—
22	兼任	教授	クリヤマ ヒロシ 栗山 裕至 <平成28年4月>		学術修士 (芸術学)		授業実践指導法の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 教授 (平7. 4)	—
23	兼任	教授	クリハラ アツシ 栗原 淳 <平成28年4月>		体育学 修士		授業実践指導法の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 教授 (平1. 4)	—
24	兼任	教授	ハヤシ ヒロノリ 早瀬 博範 <平成28年4月>		文学 修士		授業実践内容開発の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 教授 (昭59. 4)	—
25	兼任	教授	ミヤウキ ヒロミ 宮脇 博巳 <平成28年4月>		理学 博士		授業実践内容開発の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 教授 (昭61. 4)	—
26	兼任	教授	イケガミ トシノブ 池上 寿伸 <平成28年4月>		体育学 修士		授業実践内容開発の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 教授 (昭58. 4)	—
27	兼任	教授	アラキ ヒロノブ 荒木 博申 <平成28年4月>		修士 (デザイン学)		授業実践内容開発の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 教授 (平11. 4)	—
28	兼任	教授	オオキト マコト 大元 誠 <平成28年4月>		教育学 修士		子どもの心理と教育支援	1前	2	1	佐賀大学文化教育学部 教授 (昭61. 4)	—
29	兼任	准教授	ウツノミヤ アキコ 宇都宮 明子 <平成28年4月>		博士 (教育学)		授業実践指導法の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 准教授 (平23. 4)	—

調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千 円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係 る大学等 の職務に 従事する 週当たり 平均日数
30	兼任	准教授	アラマキ ハルミ 荒巻 治美 <平成28年4月>		博士 (教育学)		授業実践指導法の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 准教授 (平11. 4)	—
31	兼任	准教授	ヨシオカ タケヒロ 吉岡 剛彦 <平成28年4月>		博士 (法学)		授業実践内容開発の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 准教授 (平16. 4)	—
32	兼任	准教授	ショウダ トシヒロ 庄田 敏宏 <平成28年4月>		博士 (理学)		授業実践内容開発の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 准教授 (平18. 4)	—
33	兼任	准教授	カヤシマ トモコ 萱島 知子 <平成28年4月>		博士 (教育学)		授業実践内容開発の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 准教授 (平23. 4)	—
34	兼任	准教授	イタバシ エリヤ 板橋 江利也 <平成28年4月>		修士 (音楽)		授業実践内容開発の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 准教授 (平17. 4)	—
35	兼任	准教授	ワカモト ジュンコ 若本 純子 <平成28年4月>		博士 (人 文科学)		教育相談における支援体制と連携	1前	2	1	佐賀大学文化教育学部 准教授 (平27. 4)	—
36	兼任	講師	タニグチ タカシ 谷口 高志 <平成28年4月>		博士 (文学)		授業実践内容開発の研究	1後	0.6	1	佐賀大学文化教育学部 講師 (平25.10)	—
①	兼任	講師	タツタ トオル 竜田 徹 <平成28年4月>		博士 (教 育学)		授業づくりと学級経営の基礎と課題	1前	2	1	佐賀大学文化教育学部 講師 (平25. 4)	—
37	兼任	准教授	カワカミ ヤスヒロ 川上 泰彦 <平成28年4月>		博士 (教 育学)		学校組織論	1後	2	1	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 准教授 (平27. 4)	—



専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	1人	人	1人	人	人	2人	
	修 士	人	人	人	2人	2人	人	人	4人	
	学 士	人	人	人	人	1人	人	人	1人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	2人	人	人	人	人	人	2人	
	修 士	人	人	3人	2人	人	人	人	5人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	2人	1人	人	1人	人	人	4人	
	修 士	人	人	3人	4人	2人	人	人	9人	
	学 士	人	人	人	人	1人	人	人	1人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	